

徳川氏中興の將軍に、八代吉宗ありしも、其他は概ね平凡なりき、十五代將軍慶喜は、慶應二年十二月十四代家茂の後を受けて將軍に任ぜられたりしが、幕臣の間には、甚だ不評判にして、江戸市中にては、豚一が、豚を喰へる一つ橋と云ふ意味にて、慶喜公が西洋料理を好んで食する所からの綽名、十四代の將軍を毒殺し、表面のみ脚氣病にて薨せられたる如く云ふものなりとは、當時一般に信じたる所なりき。

徳川家康は元來保守的の人なりしが如し、故に二代以下の將軍も、孰も保守主義を執り、全國の百姓町人に至るまで努めて保守的氣風を守らしめ、新規の事を爲さざるを原則とし、如何に便利なる事にも之を採用せざる様厭迫したるを以て、二百餘年間何等の進歩をも觀ざりき、彼の株の賣買の如きも、畢竟新規停止の原則より來れる弊害なり而して幕府が進歩主義に傾き來れるは、實に外國と交通せし以來の事に屬せり、昔は武家と平民とを問はず、盛に株の賣買を爲したるものなり、御家人にて生活に窮し、其體面を維持すること困難なる場合には、其御家人たるの株を町人に譲り、自身は無祿の平民に下り、株を買ふたる町人は武家の列に入れり、是れ公然の秘密なりき、又町人も湯屋或は質屋の如き種類の營業は、凡て其數に制限ありて、濫に開業を許されざりしを以て、若し質屋等の業を營まんと欲せば、其營業權を譲り受けざるべからず、即ち株を買入れざれば新に營業を開始すること能はざりしなり、從て株の賣買は頗る盛なるものなりき、幕府は大名を外様大名と、譜代大名とに大別し、其待遇を異にせり、而して幕府が諸大名に對する監督上至大の關係ありしは、寛永十二年に定めたる參觀交代の制度なり、此制度の實際に勵行せられざるに至りし日は、即ち幕府勢力の衰亡が表面に顯れ來りたるの時なり。

幕兵の弱かりしは、武器の舊式にして精銳を缺きたるに由れり、之に反し、長州薩州は上海、長崎等に於て精銳の武器を西洋人より買入れ、歩兵、砲兵の訓練を爲せり、是れ長州征伐等に當り、幕府の敗を取りたる所以なり。

幕府の威信は、文久に至り、終に地に墜ちたり、之より公武合體論と、倒幕論との二派起り、其表面上の口實は、尊王攘夷なり、當時政界の裏面に通ずる者をして、徳川幕府に代て、長州幕府或は薩州幕府の成立するならんと思はしめたり、其初は薩長の間に軋轢ありしが、兩藩有識者の斡旋を以て、和衷協同するに至り、遂に慶應元年十月に薩長の同盟

が成立し、兩藩相連合して始めて倒幕の實を擧ぐるを得るに至りしなり、幕末には佛蘭西人は幕府を助け、英國人は長州、薩州を助くるの奇妙なる現象を呈し來りたり。

幕末に當り、最も能く徳川の爲めに忠義を盡したるは、會津藩主松平肥後守容保なりき、會津は三十萬石の中等の藩なりしが、士民の訓練能く行き届きたるは、徳川の親藩中其右に出づるものなく、終始佐幕主義を持したるは獨り、本藩のみ、當時諸藩主の中、最も有名なりしは、肥前の閑叟、土佐の容堂、薩摩の久光、水戸の齊昭、越前の春嶽等なり。

## 二、維新の大改革

余は維新前に生れたるを以て、余の閱歷を詳にせんとするときは、維新前後の變遷並に明治、大正年間進歩の事跡を叙せざるべからず。

明治維新は、政治上のみならず、外交に就ても、學術に就ても、神佛の關係、信仰に就ても、一大變化を起せり、殊に江戸は徳川氏の居城地たりしに、一朝にして帝都に定められたるは、實に非常なる大變化と謂はざるを得ず、此大變化の爲め、生命を失ふたる人あり、財産を捨て無一物になりたる人あり、之に反し衣食に窮したる貧乏人にして、俄に金満家になりたる人あり、其榮枯盛衰は一時に夥多の喜劇悲劇を生じ、遂に社會をして全く一變せしめたり、此等を叙述するときは、最近六十年間の東京史を爲すに至るべし、此の如きは區々たる小冊子の能くする所にあらざるを以て、姑く余の見聞に觸れ、余をして多大の感を起さしめたる事項の重なるもののみを掲ぐるに止めんとす、之を要するに、明治維新は、我邦未曾有の大改革にして、其前後を比較すれば、事々物々其面目を一新せざるはなく、人をして殆ど隔世の感あらしめたり。

## 三、維新の戦亂

徳川氏關ヶ原の役に依て兵馬の權を握り幕府を江戸に開きたる以來、二百五十年の久しき、天下泰平なりしを以て、



士民は文弱に流れ、自ら驕奢となり、財力兵力両ながら大に衰へたるに際し、偶々外交問題起り、内は攘夷の議を歴伏するの力なく、外は修交の請を拒絶するの辭なく、日々困難の地位に陥り、天下の人心漸く乖離を來たし、復た如何とすべからざるを以て、慶應三年十月十四日、征夷大將軍内大臣徳川慶喜上表して政權を奉還せんと請ふ、翌日即ち十月十五日允さる、是れ主として、土佐藩主山内豊信の意見に依ると云ふ、當時傳聞する所に依れば、是より先き薩長二藩は、己に密に同盟を結び、相共に幕府を倒さんことを謀り、其策士の幕府に朝敵の汚名を附し、以て其封土を奪はんと欲し、種々畫策する所ありて、終に岩倉具視公等と議して、討幕を奏請し、其密勅を奉せしが、幕府は之を探知したるを以て、翌年正月慶喜親ら闕下に伏奏する所あらんと欲し、大兵を率ゐて大阪より京都に向ひ、鳥羽伏見兩道より入洛せんとせしに、薩長二藩の錦旗を奉して道を扼し、關を鎖すに遭ひ不幸にして戰を開きしに、幕兵利あらず、海陸兩道より江戸に歸れり、幕臣の信ずる所に依れば、此戰爭は、全く薩長の挑發したるものにて、彼等は若し敗戦の不幸を見ん乎、直に天子を狹んで、長州或は九州に走りて後圖を爲さんとしにるものなり、幕府は之を知らず、皆く薩長人の謀に陥り、錦旗に向て發砲して、遂に賊軍の汚名を受けたれば、他の諸藩も概ね薩長に與みし、幕府は全く孤立援なきに至れり、是に於て朝廷慶喜の官爵を削り、追討の勅を發し給へり、薩長土肥等の諸藩は總督熾仁親王を奉じ、大兵を率ゐて江戸に迫れり、慶喜乃ち江戸城を出で、東叡山慈雲院に屏居し、一意恭順を表し、官軍は干戈を交へずして江戸城を收めたり、之を成辰の役と云ふ、而して慶喜は水戸に退隱し、徳川慶頼の子家達をして家督を繼がしめ、朝廷從來の封土八百萬石を削りて、新に駿河遠江及び陸奥の地七十萬石を賜ひ、静岡藩と稱せしめたり、然るに幕府の海軍副總裁板本武揚は、幕府の恭順に憤慨する所あり、江戸城引渡の日、品川灣より軍艦數隻を率ゐて東北に走り、後函館五稜郭に據りて、官軍に抗し、大鳥圭介も亦陸兵を率ゐて東北に走り、各地に轉戦の後、函館に至りて板本武揚の軍に合せしが、明治二年五月十八日官軍に降服せり、又慶喜の鳥羽伏見の戦に敗れて江戸に歸るや、幕士中薩長の二藩を以て幼冲の天皇を奉じて、私を圖る者と爲し、追討の官軍に抗戦せんが爲に、隊を編みて彰義隊と號し、輪王寺宮能久親王を奉じて、東叡山に據りしが、隊長大村益次郎の指揮せし官軍の攻撃を受け、全隊潰亂し、殘兵の多くは東北

#### 四、江戸城の明渡

に遁れて會津に投じたり、余も亦彰義隊の一人たりしは既に前に記述せしが如し、而し、會津藩主松平容保も亦幕府を恢復せんことを謀り、仙臺、米澤、盛岡、庄内其他の奥羽の諸藩と連合して官軍に抗せしが、九月に至りて降服し、諸藩亦尋で歸順し、奥羽平定を告げたり。

明治元年討幕軍の江戸に向ふや、幕臣中に種々の議論あり、就中江戸より静岡まで兵を出し、薩長等の兵を討つべしとの説最も勢力ありしが、實行するに至らざりき、而して同年四月四日に討幕軍の先鋒江戸に到るや、幕臣勝安房と官軍の參謀西郷隆盛との間に折衝を重ねたる末、干戈を交ふることなく、同十一日に江戸城を新政府の手に引渡し、平和に局を結び、江戸をして兵火の災を免れしめたり、開城當日には長州、薩州、佐土原等の兵士錦旗を大手前に懸し、城外を警戒し、西郷隆盛等は、幕臣の若年寄、大目付等の案内を以て、城内を點檢し、武器彈藥等を收め、何等の抵抗もなく、十二時頃は早く己に無事に授受を終りたるは、誠に市民の幸福なりき、當時余の母、弟、姉妹は大久保の鬼子母神の境内の百姓家に一時轉居し、難を避けたりしが、江戸城引渡し無事に終りたる後、一ヶ月許を経て再び舊宅に歸り來れり。

官軍は江戸城を收めたる後、參謀大村益次郎より舊幕臣に告げて曰く、「歸順者は出仕して朝臣たれ、退引謹慎者は主從故の如し、脱走抗敵を謀る者は、其之くに任ず」と、以て去就を問へり。

江戸解城より明治二年の御東幸迄の間、江戸市民は非常の苦境に陥り、幕臣は四方に離散し、商賈工匠の如きも、殆ど物品の賣買を見ず、賣物は多く、買人は無く、古道具等は、非常の低價を以てすれば、買人なきにあらずと雖も、家屋土地の如きは、賣買全く行はれず、土地は無料にて讓與せんとするも、猶且つ人の之に應ずるを喜ばざる情態にして、諸侯旗本の邸宅も、一時荒廢を極めたり、幸に遷都の議行はれ、江戸を以て帝都に定められたる以來、漸次昔時の繁盛に回復し來りたり。



## 五、和宮の苦衷

和宮は家茂將軍の御臺所にして、初めは和宮、後に靜寛宮と稱し奉る。和宮は仁孝天皇第八の皇女にして、弘化三年閏五月十日京都にて御誕生あらせられたり、兄上は孝明天皇なり、嘉永四年七月、和宮六歳の時、有栖川宮に御許嫁あらせられたり、即ち熾仁親王に嫁せらるゝ事、に決定せられたるなり、御年十五歳の時、朝廷は幕府に攘夷を命じ給へども、幕府は開國の已むなき事情に迫られ、公武の關係漸く危殆ならんとせり。

此の時に當り、井伊大老は暗殺せられ、閑老久世大和守は、井伊大老の遺策、即ち皇妹和宮の降嫁を奏請し、朝廷と幕府との間に親族關係を結び、之に由て公武の合體を圖らんと欲し、種々運動しにるも、己に有栖川宮に御許嫁あらせられたる後なれば、容易に變更する事能はざりしに、更に大和守等の熱心なる運動の結果、天皇陛下の勅許を得、又宮様にも天下泰平の爲めならば、關東に降るべしとの事にて、將軍との結婚は決定せられ、御年十六歳を以て、文久元年十月十五日、京都御發輿、中仙道を経て、十一月十五日、江戸（今の竹橋内近衛聯隊の處）に着せられ、十二月十一日、江戸城本丸へ御入輿あらせられ、文久二年二月十一日、御婚儀を行はせられたり、其儀式は非常の盛大を極めたりと傳聞せり。

金枝玉葉の尊を以て、臣下の徳川家と御結婚遊ばさるゝは、日本開關以來始めての出来事なるを以て、非常に朝野の人心を感動せしめたり、宮様の御道中は、金の菊桐の御紋章の御所車にて、御通行遊ばされたり、徳川家にては之が爲め金二十萬兩も費したりと聞く、當時の旗本の談に「江戸より京都まで金が一つ並べになつたらう」と、亦以て其費用の莫大なりしを察するに足るべし、當時吾々は宮様の御着京の當日は、何ても神様が天より御降りになるかの様に思ひ、余の如きは僅に、九歳の子供ながらも、齋戒沐浴して、無事に御着京を祈りたりき。

將軍徳川家茂は、時に年十八にして、文久三年の三月上洛せられ、主上より非常の御優待を蒙り、歸京して再び上洛せり、三年の間に將軍上洛三回に及びしは、未曾有の事なりき、當時幕府の財政裕ならざりしに、多數の臣下を従へて陸

路京都に達するには、一回にても其經費少からず、三回の上洛に費したる金額は、非常の巨額に達し、幕府の財政をして益々窮乏を告げしむるに至れり。

將軍家茂は世を憂ひ、國を憂ひて、終に悒鬱病を發し、慶應二年八月二十日大阪城にて薨せり、時に年僅に二十一歳なり、遺骸は江戸に送り、芝の増上寺に葬り、昭徳院と諡せり、爾後和宮は靜寛院と稱させ給ふ。

和宮御結婚後僅に五年、其内三ヶ年は御獨居あらせられたるに、今此一大不幸に遭遇せらるゝ宮の御嘆ぎ察するに餘りあり、加ふるに兄の皇帝も、同年十二月十六日に崩御あらせられ、悲の中に悲來り、終日終夜御涙の絶間なかりきと聞く。

明治元年正月、徳川慶喜圖らずも朝敵の汚名を蒙るや、和宮は太に徳川家の家名の斷絶せんことを憂ひ玉へ、萬一家名斷絶の場合には、御自害遊ばさる御覺悟を以て、公武の間に立ちて非常に御盡力あらせられたり、之が爲め、徳川の家名を存続せしめ、田安龜之助をして相續せしめられ、領地は七十萬石に減せられ、前田、島津の次となれり、和宮は明治十年脚氣病の爲め、箱根へ御旅行遊ばされ、御歸京の後薨去せられたり、御年三十二朝廷にては豊島岡に神葬せられんとしたるが、山岡鐵太郎氏の主張に依て、芝の増上寺に於て、九月十三日に御葬式を行はせられたり。

## 六、幕府の名士及浪人

幕府の老臣川路左衛門尉は、嘉永六年以來、外吏に應接すること一再ならざりしが、其意見は當路の容るゝ所と爲らず動もすれば怨望を抱きしを以て、職を褫はれて家に屏居し快々として樂まず、遂に世事を痛憤して自殺せり、又小栗上野介は、其領地上州權田村にて、何等の取調へもなく、何等の確證もなきに、犯罪者として、父子共に殺戮せられたるは頗る遺憾なりき、同氏の養子小栗貞雄氏は、余が歐米より歸朝の際亞米利加より同行したる友人にして、目下神奈川縣小田原町に住居し、「アルボース」製法に成功したるを以て名あり。

幕府の中世及び末世に名聲雷の如く轟き渡りたる人二人あり、其一人を大岡越前守と云ひ、他の一人を水野越前守



と云ふ、大岡越前守は、八代將軍吉宗公の時代に於て、伊勢山田の奉行より拔擢せられ、一萬石の大名に上りて、江戸町奉行を命ぜられ、古今木曾有の名判官と稱せられたり、其逸話は澤山あり、講談師より大岡裁判と稱する奇抜なる談話に依て、世人に傳へられ、大岡越前守と云へば、何人も之を知らざるものなきに至れり。

水野越前守は、十二代將軍家慶公時代の老中にして、御勝手掛を兼勤したる（今日の總理大臣兼大藏大臣に當る）人なり、當時幕府始め、江戸の市民が永き泰平の結果、驕奢に流れ、士風頹廢して、酒食に耽り負債に苦み、武家の株を平民に賣渡す等の弊害を生じたるを以て、之が大改革を企て、先づ私娼及男色を禁じ、高價の衣食、住、玩具、袋物、遊藝、小説、銀筭、石燈籠、盆栽等に至るまで、一切之を禁じて、専ら尙武勤儉の美風を養成せんと試み、天保十二年より同十四年迄、三ヶ年餘風俗の改善を努めたりしが、同氏退職後は、社會の惡風は再び舊に復し、永く其功を後世に傳ふる能はざりしは惜むべしと雖も、一時は水野越前守の名を聞くときは、孰れも勤儉の情を起さざる者なかりしと云ふ。

幕末に當り、余をして眞の偉人なりと感嘆せしめたるは、勝海舟先生なり、先生初名は義邦、後安房と改む、通稱勝太郎海舟は其號なり、文政六年日本橋區龜澤町の邸に生れたり、七歳のとき小普請組の勝氏に養はる、文久三年幕府の神戸に海軍所を置くや、其所長に任せられ、日本海軍の基礎を築きたり、又慶應四年徳川慶喜の朝旨に忤ふや、専ら恭順の實を表せしめ、官軍の東下するに及びて、無事に江戸域を明渡したるの功は、大政治家たるの技倆を現はしたるものにして、徳川氏の末路を飾るに足るものなり、之を主家を脱走して敢て官軍に抗したる榎本武揚、大島圭助等に比すれば、遙に大人物なりと謂ふべし、明治三十二年一月廿日、病を以て薨せられたるは痛惜に堪へざりき。

舊幕末の通詞、福澤諭吉、官を辭して私塾を作り、之を慶應義塾と名け、塾生を養成するの傍、種々の著述を爲し、且つ其塾生に演説館と稱する集會所を設け、演説討論の練習所に充て、大に洋學を國民に奨励して、獨立獨歩の精神を涵養せしめたり、明治五年發行の學問のすすめの如きは、七十萬冊を發兌したりと云ふ。

舊幕時代には、江戸に侍の浪人の住する者頗る多かりき、是等は諸國より仕官を求むる爲め、江戸に來り集りたるものにして、其内には學藝に長じたるものあり、或は武術に長じたるものあり、尤も仕官を求むるにも、只幕府のみを目

的としたるものにあらず、諸大名も江戸に邸を有し、相當の職員を要せしを以て、大名又は旗本に位置を求めたるものもあり、而して旗本の士新に就職するや、御用人即ち家扶を雇ひ入るゝを以て、余の親族中にも、第一の主人を辭して、第二の主人に仕へたるものあり、此等は或時は主人持ち、或時は浪人と云ふ生活を爲したるものなり。

## 七、新政府

慶應四年一月新政府の組織成りたれば、三月十四日、天皇親しく紫宸殿に御幸し、天神地祇を祭り、左の五ヶ條の誓約を爲し給ふ。

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。
- 一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。
- 一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。
- 一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

## 八、奠都

慶應四年八月二十七日、明治天皇寶算十七歳を以て、紫宸殿に於て即位の大禮を行はせられ、九月八日明治と改元せられ、一世一元の制を定めらる、九月二十日天皇京都を御發轅、東海道五十三次の宿驛を経て、御道中に二十三日を費され、十月十三日（陰曆十一月廿六日）無事江戸へ御着輦遊ばされたり、當日天皇は鳳輦に召され、百官之に供奉し、午後一時頃、江戸城に入御あらせられたり、供奉員千五六百人にして、烏帽子直垂にて乘馬せる有様の頗る立派なりしことは、今尙記憶に存せり、余は天皇の鳳輦を親しく拜したる時には、非常に光榮を感じたり、江戸城入御の當日、之を皇居と定め、東京城と改稱あらせられたり、十二月一たび京都に還幸あらせられ、二年三月再び東京へ行幸あり、爾



來東京を永久の帝都と定め、大政官以下諸官省を移轉せしめ給へり、大正六年十月十三日は、奠都後恰も五十年目に當れり。

### 九、廢藩置縣

明治二年、月二十三日、薩長土肥の舊藩主連署して、藩籍奉還を上奏せり、六月十七日之を許し給ふ、尋ぎて全國三百六十餘藩主をして、各其版籍を朝廷に奉還せしめ、藩主を以て、知藩事とし、舊封内を管轄せしめたり、然れども事實上封建制度と差異なきを以て、四年七月知藩事を罷めて家祿を給し、全國を別ちて三府七十二縣と爲し、新に知事を任命して、其行政を掌らしめたり、是に於て始めて郡縣制度の實を擧ぐるを得たり。

### 一〇、公用人

明治維新になり、東京が皇居と定められし以來、諸藩主は、公用人なるものを、東京の邸に住居せしめ、藩を代表して公務を處理せしめたるものなるが、維新前にも、諸藩主の留守居なるものが、江戸に住居して、専ら藩と幕府との交渉の事務に當り、且つ他藩との交際を行ひたるものにて、恰も普國の伯林に、其聯邦に屬する「バイエルン」、「サクセン」國等の公使が駐割して、自國を代表するに似たり、此代表人は極めて贅澤なる生活を営みたるものにて、公用の相談は、之を江戸一流の料理屋にて行ひ、談終れば宴會を開き、藝妓を呼び、舞臺を招き、大騒を爲すを例とせり、其料理屋は、多くは兩國、柳橋邊に在て、其構造宏壯を極めたるものにて、其費用は皆藩主より支出したり、藩は之を其勢力に關係ある事とし、有爲の人物を以て之に宛て、費用の如きは之を惜まず、驕奢豪遊を極めたるを以て、吾々幕臣をして諸藩士は皆金満家なりと思はしむるに至れり。

### 一一、徵兵令

明治五年兵部省を廢し、陸軍、海軍の二省を置き、全く士族の常職を解き、十二月徵兵令を發布し、全國皆兵主義を採用せられ、農、商、工の階級に屬する人も、亦兵役に服することとなり、然るに最初は法令寛大に過ぎ、種々兵役を免るゝの途ありたり、例之は六十歳以上の戸主の養子となれば免除せられ、外國へ旅行すれば免除せらるゝ如き是なり、余が知人中にも一時斷絶したる家を再興して免除を圖りたるものあり、六十歳以上の井戸屋の養子となり、其老人を一生涯扶養する契約を爲し、以て免除せられたるものあり、其他姓名を變じ、戸籍を轉じ、以て免除を圖りたる者亦多く、余をして甚だ悲むべき事なりと思はしめたり。

### 一二、家祿奉還

明治六年十二月、士族家祿奉還の方法を定め、百石以下の祿にして、奉還を希ふ者へ、世祿は六ヶ年分、終身祿は四ヶ年分を一時に下賜し、半數は現金、半數は證書を以て、下付せられたり、(十一年九月迄は賣買を禁ず)士族は之を商工業の資本に供して失ひたるもの多し、世人が失敗を目して、士族の商法と云ひしは之が爲めなり、士族にして車夫となり、人足となりたるもの少からず、巡查となり、門番となりたるものは、稍や上等の部に屬するものなり、幕臣にして當時新政府の官吏に採用せられたる者は、只下級の官吏にして、中以上の官吏は、悉く幕臣以外のものとなれり。

### 一三、西南の役

明治六年副島種臣、西郷隆盛等、大に朝鮮の無禮を怒りて、之を征討せんことを主張し、廟議將に之を決せんとする際、曩に歐米へ派遣せられたる全權大使岩倉具視公歸朝して其議を不可とし、歐米文物の進歩を説きて、先づ我國力を充實するの急務なるを主張し、大久保利通、木戸孝允等其説に賛成したるを以て、征韓の議遂に行はれず、是に於て副島、西郷等は自説の容れられざるを憤り、同年十一月十四日辭職して故山に歸臥せり、殊に薩藩出身の軍人は、桐野、篠原等を始め、西郷に黨する者陸續官職を抛ちて鹿兒島に歸れり。



西郷隆盛の官を辭して其郷里鹿兒島に歸るや、學校を設立して私學校と稱し、縣廳保管の舊藩の金九十六萬圓を以て之を維持し、専ら軍事教育を施したりしが、明治十年一月天皇の京都に行幸あらせられたる際、同月三十一日兵を鹿兒島に擧げ、進んで熊本城を圍みたるを以て、勅して之を征討せしめ給へり、賊軍は各所に轉戦の末、九月二十四日城山陥り、隆盛自殺し、反亂全く平定せり、之を西南の役と云ふ。

### 一四、島津公爵

公爵島津久光は、明治七年四月左大臣に任ぜられ、重望ありて上下に信頼せられしが、動もすれば他の大臣と意見を異にし、殊に西洋風の改革を好まず、他大臣の散髪、脱刀せしに拘はらず、獨自ら和服を着し、大小を帯び、椅子を用ひず、疊の上に座して、政務を見、玉座以下官廳の建築設備が西洋風になれるを以て、國俗を卑むとし、外國人を雇ふが如き最も之を嫌惡したり、是を以て任官後久しからずして、其意見の容れられざるを憤り、病と稱して舊藩地に歸り、尋で明治二十年九月從一位大勳位に叙せられ、十二月六日鹿兒島に薨ずるや、朝廷詔して維新の皇業を翼賛せし偉功を表彰し賜へり。

### 一五、大久保公

明治九年頃には、大久保利通公の勢力最も強大なりき、廢藩置縣の初め、官吏は率ね他縣の人を探ることに内定し居たるに、獨り鹿兒島縣のみは、縣官悉く同縣人を採用して、他縣人を入れず、之が爲め大久保公は、其施政に關し、世人の注目する所となれり。

明治十一年五月十四日、大久保公參朝の途中、紀尾井坂下に於て、石川縣士族島田一郎の爲めに暗殺せられたり、享年四十九、國家の爲め痛惜の至りに堪へず、余の壯年時代に於て開成學校に學ぶや、大久保公の次男牧野伸顯氏亦同窓たり、幹事濱尾新氏、特に其教育に一層の力を盡されたるを覺ふ、後年牧野氏文部次官たるの日に於て、余は文書課長

として久しく其下に在り、詞氏に接する毎に、大久保公の遭難を惜むの情を禁ずること能はざりき。

### 一六、竹橋暴動

明治十一年八月二十三日、近衛砲兵二百餘名、西南の役に従ひし者賞勳の事より大に不平を懷き、遂に相謀りて夜に乗じて砲を發し、士官を殺し、竹橋の兵營を脱し、禁關に至りて訴ふる所あらんとせり、今の佛國大使館は、當時大隈侯の邸宅なりしが、砲丸達したりと云ふ、幸に陸軍省に於て、其暴動を未發に知り、豫め備ふる所ありしを以て、直に之を鎮壓することを得たり、巨魁以下五十有餘名は、越中島に於て銃殺の刑に處せられたり、余は當時上野四軒寺に在り、深夜銃聲を聞き、何事が起りたるならんと大に憂慮したり。

### 一七、維新事業の完成

抑も幕末は王政維新の豫備時代にして、其形式は、明治元年上野戦争にて成りたるも、九年迄は未だ精神的統一を爲すこと能はず、佐賀、熊本、萩等の亂相續きて起り、封建の餘弊未だ全く脱せず、時に鹿兒島のみ殆んど獨立の姿を爲し、眞の郡縣制度の實を擧ぐるを得ざりしが、西南の亂に於て、全く舊思想を打破せしを以て、十一年に至り、始めて維新の事業完成せり、之を第二の藩新と稱するも亦不可なかるべし。

### 一八、勳章

舊幕時代には、圈内三葵の周圍を昇龍、降龍にて取巻き、白と紫の綬を付したるものあり、之が幕府の勳章なりしや否明かならず、兎に角今日の如く確定せる勳章制度の設けなく、只徳川家に對し、特に効勞ありたるものには、御褒美として祿高加増、或は刀劍、時服、白銀等を下賜し、平民なれば苗字帯刀、御目見を許したりし、維新後、明治七年に元徳川家の御用達たりし平田彦四郎春行なる人(舊幕府御腰の物即ち刀劍裝飾たる金具御用を勤める家)に大政官より



勳章、記章の製造を命ぜられ、明治八年三日に勳等賞牌の典を定められし以來終に今日に至り、大勳位菊花章、頸飾以下數多の勳章、記章を製造せられ、官吏、議員、教育家、實業家、外國人等にして、國家に効勞ありたる者に賜り、余の如きにも平田家製の勳四等、瑞寶章、藍綬褒章、大禮記念章を下賜せられたり、褒章の事は、賞勳局に於て、其事務を管掌し、故大給伯爵が久しく賞勳局總裁として大に功勞ありたり、平田春行氏は、現今にても、宮内省の御用を勧め、勳章製造家として、下谷區上野南大門町に住居し、其子供二名は、現に吾精華學校の生徒なり。

### 一九、國會開設の詔勅

明治二年七月、北海道に開拓使を置き、四年黒田清隆、長官に任ぜられ、施設經營の爲め投じたる資金は、一千萬圓以上の巨額に達したりしが、豫期の成績を擧ぐるに能はざりしを以て、政府は寧ろ之を民間の經營に委するを以て利ありと爲し、凡ての開拓事業と之に屬する官有物を僅かに金三十萬圓（無利息）二十ヶ年賦にて、薩人五代友厚、長人中野梧一等が設立せる關西貿易會社に拂下の事に決し、十四年八月勅許を得たり、之が爲め物議を生じ、新聞に、演説に、其非理を攻撃し、同時に國會開設の必要を論ずるもの多く、明治政府の成立以來、始めて一般人民の政府反對運動を見たるを以て、政府も事の容易ならざるを悟り、終に官有物拂下の許可を取消し、同年十月十二日國會開設の詔を降し賜へり。

黒田長官時代の北海道の人口は、當時僅に六七萬なりしが、大正六年末には二百萬餘に増加し、道路の如きも、當初僅に百里以内なりしが、今日にては六千里に延長し、諸産額は大正六年度には、三億圓に達せり、其内農産物が一億圓、其他は水産、製紙、製麻等なり、鑛業も頗る盛にして、大正六年度の産額は二千六百萬圓に昇れり、併し人口を面積に比すれば、今尙稀疎にして、多數の人口を容る餘地あるを以て、余は日本人を排斥する北米などに移住せんよりは、寧ろ北海道に移住して、同道の發展を計るを以て、個人の爲めにも、國家の爲めにも、利益多しと認む、何となれば、將來耕地と爲し得べき面積尙は百萬町歩あればなり、而して土地の開拓、林業の經營、工業の開発、鑛物の探掘には一層鐵

道を普及せしむる必要あり、明治十四、五年頃には、鐵道は二十二哩に過ぎざりしが、大正六年には一千哩に達したるも當局者は、其建設に今後猶一層努力せられんことを希望す。

### 二〇、官報

官報は、明治十六年五月に初めて第一號を刊行せられ、今日に至れり、各官廳の公達文より諸般の報告、廣告類に至るまで之を掲載し、國民の爲め、極めて便利なり、余は文部に在職中義務として官報を購讀したることあり、友人故高橋健三氏は、明治十六年五月、官報局を内閣に置きたる創業時代に、官報局長として盡力せられ、同氏が印刷器械購入の爲め佛國出張中、余は巴里にて面會したり。

### 二一、保安條例

明治十八年十二月二十三日太政官を廢し、新に内閣の制を定め、伊藤博文公始めて内閣總理大臣に任ぜられ、各省大臣を統督せり、之を第一次伊藤内閣とす、當時民間政黨の反政府熱極めて旺盛なりしかば、政府は二十年十二月二十五日勅令を以て保安條例を發布し、東京府下にて危激の行爲をなすべき嫌疑ある者は、皇居を距ること三里の地に退去せしめたり、其退去を命ぜられたるもの、星亨、尾崎行雄以下實に五百七十人の多數に達し、國民の反抗は益々其度を加へ、一時は非常の騒ぎなりしが、終に明治三十一年に法律を以て之を廢止せられたり、余が明治二十三年に、伯林にて星亨氏に面會したるは、同氏が同條例の爲め歐洲に巡回中の事なりき。

### 二二、文官登用規則

明治十九年始めて文官登用試験規則を制定せられたり、是れ藩閥の情弊を打破し、獵官の運動を防止し、眞の人材を登用せんが爲めなり、維新以來明治十七、八年頃までは所謂人才拔擢なるものは、寧ろ薩長土の藩閥採用主義とも



すべきものにして、藩閥の勢力大なる頃は、薩長土肥の人にあらざらば、人にあらざる如く蔑視せられ、世人は藩閥に於ける縁故を電信又は引力と稱せり、凡そ官吏たらんと欲するには、別段の資格を要せず、只引力あるを要す、判任官又は雇等は、大概高等官の立關番又は書生より採用せられたるものなるを以て、藩閥なき者は、先づ縁故を求めて高等官の書生となり、以て官吏に採用せらるゝことを圖りたり、尤も藩閥にあらずして、高位高官に採用せられたる者も少からざりしが、是等は先づ長薩州の有力者と縁組を爲し、準長薩人となりて進路を求めたるものにて、余の友人中にも別段の學問もなく技倆もなきに拘はらず、長薩士の妹を娶りたる爲めか、累進して終に一たびは大臣に迄任せられたる者もありたり、之れが爲め、薩長以外の諸藩士よりは、随分苦情を聞きたるものなり、其後明治の元勳漸次凋落するに従ひ、藩閥の勢力も亦自然に衰へ、學閥の勢力年を逐ふて益々増長せんとし、藩閥採用主義の如きは、僅に餘喘を存するに過ぎざるに至れり。

### 二三、憲法發布

明治天皇は明治二十二年二月十一日憲法を發布し、建國の大義を宣明し、治國の要道を明にし、立憲政治の基礎を定め給へり、此日余は第一高等中學校の教諭として、同校生徒を率ひ、雪中皇城前に整列して奉祝の誠を捧げたり、其際森文部大臣の西野文太郎の爲め横死せられたるを耳にしたり、謹で按ずるに、明治元年三月十四日明治天皇紫宸殿に出御し、五箇條の御誓文を宣明し給ひ、其第一に廣く會議を起し、萬機公論に決すべしと、國民に告げさせ給ひたれば、立憲政體の確立は、既に明治維新の初に在りと謂ふべし、而して其欽定憲法たるに至りては、世界萬國中他に比類を見ず、是れ我日本帝國は、萬世一系の天皇之を統治し給ふ所にして、歴代の天皇仁愛を以て下に臨み、臣民皆忠良を以て上に事ふる一種特異の國體の然らしむる所なり、余は當時憲法發布式に參列するの光榮を荷ひ、我國民は皇室を中心として、忠節を盡すを以て、本分と爲さるべからずとの感を深ふせり、是より先、明治十五年伊藤博文公憲法取調の爲め、歐洲に派遣を命ぜられ、各國の學者政治家に就きて調査研究を重ね、翌十六年に至り歸朝せられたり、爾

後我國體に基き、歐米各國の制度を參酌して、憲法の制定に従事し、子爵井上毅、子爵金子堅太郎氏等も亦之に參與して盡力せらるゝ所あり、脱稿の後樞密院の諮詢を経て、茲に不磨の大典を宣布せられ、越て二十三年國會を開設せられ、憲法政治の實行を見るに至れり。

### 二四、第一議會

余が歐米の學事視察を終り、歸朝するや、時恰も第一議會の開會に際したれば、我國建國以來始めて施行せらるゝ事なるを以て、心竊に其無事成立を希望したり、第一議會を召集せしは山縣内閣なり、即ち明治二十三年十一月二十九日開院式を舉げ、明治天皇親臨勅語を賜はりたり、衆議院議長は中島信行氏最高點を以て當選御裁可を経たり、二十四年度の豫算八千三百萬圓に大削減を加へ、軍艦新造、鐵道敷設、電話新設等の事業を除き無事結了したり。

### 二五、選舉干渉

第二議會は、反政府黨の多數を占めたるを以て、政府と所見を異にしたるの結果、遂に解散の不幸を見るに至り、前年度の豫算を襲用することとなり、是に於て新に衆議員議員選舉を行ふに際し、友人内務大臣子爵品川彌二郎氏、大に選舉干渉を行ひたり、其干渉は露骨亂暴にして、政府の反對黨を目するに朝敵を以てし、知事、警察部長に内命を下し、反對黨を壓迫したる爲め、高知縣以下諸府縣に於て、死傷者數百名を出したりと聞けり、是れ實は當時の内務次官たる白根氏の指揮に出でたるものなりと云ふ。

品川子爵は中々如才なき人物にして、久しく獨逸に留學せられ、余も獨逸學の關係より交際を結びたり、余が嘗て山口縣へ學事視察に行かんとする際一寸訪問したるに、不在にて面會するを得ざりしが、其日余に一封の手翰を寄せられたり、(手翰は現に余の屏風に貼付せり)、其文意は、「山口に行きたら吉田松陰先生の舊塾と遺物とを見て呉れ又小學校の教師中、基督教を信ずるものがあるから能く視察して來て呉れ」との事なりき、氏は非常に國家的の觀念



に富み、基督教をば深く嫌悪せられたり。

氏は又日本に獨逸學を擴めんと欲し、獨逸協會を創立して余に教師を囑託せられ大に盡力せられたり、余が獨英和三對字彙を編集して一本を呈したる時の如きは、丁寧なる手翰を寄せ獨逸學の普及に利すること少からずと賞揚せられたり、明治三十一年病を以て薨せられたるは惜むべし。

此の選舉干渉の爲め、政府は多數の政府黨員を選出せしむることを得たりと雖も、第三議會の開かるゝに當り、非難攻撃の聲囂然たるが爲め、松方内閣は責を内務大臣に嫁し、品川氏を辭職せしめられたれども、議會の紛擾は依然として已まず、遂に議會は上奏案を提出したるを以て、松方内閣は辭職し、伊藤博文公出て、新に内閣を組織するに至れり。

## 二六、壯士の跋扈

明治二十三、四年は、所謂壯士の跋扈時代にして、當時の國會議員は、何時壯士の襲撃を受くるやも知るべからざるを以て、特別 護衛の壯士を雇ふもの多かりしかば、二十四年には、警視廳より毆打せらるゝも知るべからざる議員一名に付、三、四名の巡查を付添はしめたる位なりき、又議會傍聴者中にも、意外の亂暴者ありて、廿四年の三月、馬糞を新聞紙に包み、傍聴席より議場に投げたるものあり、之を馬糞騒動と云へり。

## 二七、海軍擴張

明治二十五年十二月第四議會開けたり、然るに議會は政府と所見を異にし、紛争已まず、遂に二十六年二月議長星亨參内して上奏する所ありたり、是に於て製艦の事は一日も緩くすべからざる旨の上諭を賜ひ、六年間内帑金三十萬圓を下付の恩命あり、又文武百官の俸給十分の一を國庫に納付して、製艦費を補ふことなれり、之が爲め議會は無事閉會を告げしも、吾輩等官吏は俄に毎月俸給の十分の一を控除せらるゝこととなり、頗る苦痛を感ぜり、此時に當り、支那にては、定遠、鎮遠の新艦成り、北洋水師提督丁汝昌をして、示威の爲め日本に廻航せしめたり。

## 二八、政黨内閣

明治三十一年六月始て政黨内閣成立せり、陸海軍大臣を除くの外、各大臣皆政黨出身にして、大隈伯總理兼外務大臣たり、板垣伯内務大臣たり、廿九年の松隈内閣の時にも獵官運動は盛なりしが、今回、隈板内閣の成るや、一層猛烈を極めたり、隈板内閣の基礎たる憲政黨は、二百名位の頭數なりしが、其内少數の外は、皆獵官運動を始め、殊に板垣氏は内務大臣たるが爲め、交渉の任に當り、最も多く苦められたるもの、如し、内閣の成立と共に黨員にして次官、局長知事等に任せられたる者三十名の多きに達せり、其内には随分御粗末なる知事なきにあらず、余は文部省より地方に出張して、親しく各地の知事に接したること數回なりしが、往々余をして「有りがたくない知事さんだ」と思はしめたることあり、當時内閣破壊を企てたる人は、多くは獵官失敗者にして、星亨氏の如きは外務大臣たらんと欲して其希望を容れられざりしが爲め、奮然起て内閣破壊に努力し、百方其目的を達せんことを謀れり、斯る間に於て、同年八月二十二日に文部大臣尾崎行雄氏が帝國教育會の夏期講習會に臨み、拜金の弊害を説て「北米合衆國は、拜金の國と云はれて居るに拘はらず、金力に依て大統領となつた者は未だ曾てない、然るに若し日本に共和政治ありと云ふ夢を見たて假定すれば、三井、三菱が大統領になりはせぬか」と云ふ趣旨を演説せり、之が爲め尾崎氏が辭職せざるべからずとは、吾々は思はざりしが、之が段々大問題となり、樞密院や貴族院の連中が騒ぎ廻て尾崎攻撃を始めたるを以て、同氏は在官四ヶ月程にして辭職せられたり、大隈首相は尾崎氏の後任に犬養氏を推薦し、八月二十七日を以て犬養氏は文部大臣に任せられたり、此推薦には、閣員中不服を唱ふる者あり、二十九日に板垣、林、松田等の大臣袂を聯ねて辭表を提出したるが、爲め大隈首相も辭職するの已むを得ざるに至り、内閣成立後僅に五ヶ月にして終に瓦解を見るに至れり、余は當時會計課長なりしが、病氣加養中に犬養氏が大臣となり、又幾日ならずして辭職せられ、在職僅かに一週間許にして、官邸にも入られざりしが爲め、終に新大臣に面會するを得ざりき。

## 二九、獵官運動



明治三十一年十一月山縣内閣成り、十二月議會は開かれたり、内閣は地租増加の案を提出して可決せしめたり、而して黨人の獵官運動を防禦せんが爲め、一方には文官任用令に改正を加へ、親任官及特別任用の官吏を除くの外、無試験、無資格者をして、文官たるの途を塞ぎ、他方には議員の歳費を太に増加して従來の八百圓を二千圓に改めたり。

### 三〇、星亨氏

明治三十一年の冬、山縣内閣成立するや、星亨氏は前内閣を破壊し、現内閣を援助したる功勞に對し、多額の報酬金を得たりとの世評囂しく、大に反對黨の注目する所となりしが、氏は毫も之を意とせず、其翌三十二年に黨勢擴張の爲め、東北遊説の途に上り、明治二十三年以來十五年間も、政府反對の議員のみを出したる青森地方に侵入せり、弘前にては壯士相謀り、星を生還せしむべからずと稱し、危難且夕に迫りしが、星氏は平然として反對黨の壯士の群集する間を通行し、無事に歸京し、世人をして其豪膽に驚かしめたり。

### 三一、政友會内閣

明治三十三年九月伊藤博文公は政黨を組織し、之を立憲政友會と稱せり、憲政黨は解散して立憲政友會に入れり、是に於て伊藤公は山縣内閣に代りて新内閣を組織し、總理大臣に任せられたり、新大臣は皆政友會より出でたり、星亨氏亦政友會員として逡信大臣たりしが、東京市政に與り、嫌疑あり、辭職の已むなきに至れり、當時東京市會議員中收賄等の嫌疑にて拘禁せられたる者尠からず、星氏は犯罪の主謀者なりと推測せられたるを以て、第十五議會に於て排斥せられたるのみならず、伊藤首相も亦星氏を推薦したるを以て、不謹慎として攻撃せらるゝに至れり、政府は貴族院の態度穩當を缺くものゝ認め、議會に兩度停會を命じたり（是れ貴族院の行動の爲め、議會に停會を命じたるの初なり）山縣、松方二元老事の容易ならざるを觀て、調停する所あり、且つ詔勅の降下ありたる爲め、幸に十五議會は無事閉會を告げたるも、渡邊大藏大臣は閣僚と議會はずして辭職し、伊藤首相亦三十四年五月を以て引退し、六月

内閣成立せり、其後伊藤公は、政友會總裁を西園寺公望候に囑託し、自身は歐米諸國へ出遊せられたり。

### 三二、海軍收賄事件

明治四十三年に、我が政府より巡洋艦金剛（大正四年大觀艦式の時、余は召されて横濱に行き、式後食事を下賜せられたる艦は金剛なりき）建造の際、英國「アームストロング」造船所と「グキツカース」造船所とをして競争入札をなさしめたり、此時「グキツカース」日本代理店三井物産會社の重役は、當該官吏に多額の賄賂を爲したること發覺し、終に大正三年五月二十九日判決あり、關係者一同法律上の處罰を受けたり、殊に瀆職罪として、海軍中將松本和等、懲役に處せられたり、軍人にして猶且つ斯の如き所業ありたるは、實に悲むべきことたり。

### 三三、社會主義者

明治四十三年九月、前代未聞古今未曾有の大逆事件發生せり、即ち幸徳秋水事件なり、此社會主義は勿論外國よりの輸入にして、人類の思想には國境なきを以て、自然傳染し來たるものなり、外國にては少しも珍しき事にあらずとも、此の如き珍事の日本帝國に起らんとは、余の夢想せざりし所なり、是れ實に政府當局者及教育家の注意を要する大問題なり、彼の義務教育を、外國人の設立する小學校に托する如き、或は思想の變動し易き壯年者を、永く外國に留學せしむるが如きは、注意の上にも注意を要す、此等の事なきも猶且つ獨探あり、露探あり、賣國的、亡國的行爲を敢てする者輩出せんとす、豈深く警戒せざるべけんや、前掲の社會主義者陰謀事件は、明治四十四年一月十八日に裁判確定し、二十四名は死刑に、二名は懲役に處せられたり、死刑者中十二名に對して、無期懲役に減刑の恩命下り、残り十二名は、二十四日に死刑を執行せられたり、之が爲め桂總理大臣、平田内務大臣、大浦農商務大臣は、待罪書を奉呈したるも、優渥なる御沙汰を給ひて事止みたり、余は幸徳の捕はれたる湯河原に至る毎に未だ會て彼等の陰謀を追想し、明治の聖世に於て、此の如き不祥事件の發生したるを悲まざるばあらざるなり。



### 三四、官吏の淘汰

大正二年六月十四日大に官制を改革し、高等官及判任官の定員を減少せり、淘汰せられたる者五千三百人年俸の減少せしこと三千四百萬圓にして、歳出整理總額六千六百萬圓に達せりと云ふ、明治の初年より憲法實施頃までは、官吏は最も尊重せられたるものなりしが、之と同時に危険も亦最も大なるものあり、何時免職の厄に遭ふや測るべからず、世人此厄を呼びて地震と稱せり、大震あり、小震あり、蓋し豫報し難きを謂ふなり、殊に判任官以下に在りては、電信なきものは蜘蛛の禍ありと稱せり、庇護者なきものは非職を命せらるゝの患あるを謂ふなり、當時朝の出勤時刻又は夕の退廳時刻來れば、丸の内を通行するものは、大小無數の官吏にして、往來隊を爲し、頗る人目を驚かせり、世人呼びて月給鳥の通行と稱せり、大地震の後には、一時月給鳥減少すれども、漸次増加して再び元の群を爲せしものなり。

### 三五、官吏増俸の必要

明治の初年より國會の開設せらるゝ時期迄は、官尊民卑の風尚盛なりしを以て、官吏は時々免職せらるゝ虞なきにあらざりしも、世の待遇と云ひ、其収入と云ひ、他の職業に比すれば、實に優越の地位を占めたり、然るに大正六年の今日に於ては、月給五十圓を受くるものは、中以上の官吏なれども、其生活は頗る困難にして、却て労働者の方邊に生活し易き状態を來せり、官吏、教員は物價騰貴の上に其位置に對し、相當の體面を維持せざるべからず、日本の風習として高等官の妻たる者が籠を提げて買物に出掛ける譯にも行かず、金時計、金の指輪位は之を所有せざるべからず、且つ所得の割合に租税の高きのみならず、赤十字社、愛國婦人會等より、知事、郡長等の力を濫用して、寄附金を強制するあり、其外神社の祭典、佛閣の修繕等に出金せしめらるゝこと少からず、外國にては、只巨萬の富を有し、其使途に窮する富豪のみ慈善事業等に寄附するものにして、我國の如く、貧民より強制的に金圓を寄附せしむるとは全く

其趣を異にせり、殊に近來書物又は圖書の押賣を爲す者あり、日本人としては無用なりと口外し難き圖書を以て、高價に賣付けんとするに至ては、殆ど當惑なり、此等は國民の經濟上識者の大に考慮を要する問題なり、要するに官吏の増俸は目下の急務なり。

大正六年末の調査に依れば、舊官吏の受る恩給額は、一ヶ年約二千六百三十萬圓人員は二十六萬人にて、之を平均すれば、一人が百圓づゝ請取る計算なり、其四分の三は武官、四分の一は文官なり、物價騰貴の今日に在ては、悲惨なる生活を營み居る舊官吏少からざるを以て、此際現任官吏に均しく、恩給額に對し、三割乃至四割増額するを以て至當とす、現に獨逸にては、武官のみならず、文官の恩給も、物價の騰貴に應じ、相當の割増を爲し居れり、殊に我政府の財政は、近來餘裕ありて、年々の剩餘金も鮮少ならざる今日に在つては、舊文武官吏の恩給に對しても亦四割増の特典に浴せしむるも、國庫は何等の苦痛を感ずるものにあらず、之が爲め、要する増加は僅々一千萬圓内外にて十分なればなり、此の如く國家が舊官吏に對して、恩給の實を擧ぐる以上は、現今の如く、年齢三十五歳の壯年者に對し十五年勤続したる理由を以て、恩給を與ふるが如き不條理不經濟極まる制度は斷然之を廢止し、凡そ恩給を受くる者は、年齢は五十五歳以上とし、其恩給金額は、少くとも、俸給額の二分の一位に改正せんことを要す。

### 三六、桂内閣と議會の衝突

大正二年二月十日帝國議會は第三回の停會を命ぜらるゝ、桂内閣と衝突の結果なり、東京市民中大に激昂する者あり、夜に至りて暴動起り、警察署を破壊し、國民新聞社を襲撃する等暴行甚しかりければ、遂に市内に出兵して之を鎮壓するに至れり。

### 三七、大浦事件

第三十五議會に於て、衆議院書記官長林田龜太郎氏は、農商務大臣たりし大浦兼武氏の旨を受け、政友會の議員數名



に増師案に賛成せしめんが爲め、大浦氏より受取りたる金圓を贈りたりしに、其事發覺して、官吏と議員とに瀆職事件なるもの起り、大正五年丸龜の裁判所に於て、公判を開き、検事より議員板倉中以下十五名に對し、二ヶ月以上十ヶ月以内の懲役を求刑したり、就中最も同情すべきは、林田氏にして、七月二十九日本官を免せられ、遂に收容の上取調を受けたる後五ヶ月を求刑せられたり、同氏は只大浦氏の内命に依り、金錢授受の取次を爲したるに止まれり、然も其發頭人たる大浦氏は、事件の發覺するや、其官を擲ち、且つ退隠し、政界を去りたるが故に、赤誠を以て悔悟したるものとし、検事は起訴猶豫を爲し、不起訴に終りたるものなり、大浦氏が是迄國家の爲め努力したるは、吾々の認知る所なれども、其根元たる大浦氏が罪せられず、其枝葉たる林田氏が罰せらるゝに至ては、實に氣の毒の至に堪へず、此外他の事件にて次官、樞密顧問官にも、急ぎて隱居したるが爲め不起訴となりたることあり、是れ果して社會の政策上穩當の所置なるや否、余は固より法律に通ぜずと雖も、如何なる惡事を爲しても、其發覺するに及んで悔悟の實を擧ぐれば、之を罰せざる理由ありや、吾々素人より之を觀れば、悔悟は悔悟、刑罰は刑罰と全然區別すべきものにあらざるか、又刑罰は犯人を懲戒する意味を含むとせば、犯罪人に對し、不起訴なるものありては、刑罰の目的を失ふに至らん、之が爲め高位高官の人にして、犯罪露顯すれば隱居する覺悟を以て惡事を爲すときは、何等忌憚する所なきを以て、大に害毒を世上に流すに至るや、亦知るべからず、大浦氏の出したる金は公金なるや、私金なるや、之も亦重要な問題ならん、林田氏の犯罪は、私利の爲めにあらざるは明らかあり、大浦氏の犯行も亦私利の爲めにあらずとすれば、兩人共に其行爲は同一にして、輕重なきに似たり、林田氏も大に悔悟して居るとの事なれば、大浦氏と同じく不起訴に爲す能はざる乎、若し不起訴に爲すときは、林田氏も喜んで隱居もし、辭職もするならん、只大浦は大臣、林田は書記官長にして、其身分同じからざるを以て、同一の取扱を爲す能はざるものと謂ふべき乎、大正五年六月に至り、林田龜太郎氏は、遂に有罪に決し、罰金に處せられたり、本件に關し、大隈首相も一たびは辭表を捧呈せられたれども、優渥の聖旨に依りて辭表を撤回し、只内閣の一部を改造せられたるに止まりたり。

### 三八、内閣の交迭

内閣の頻繁に交迭するは、國家の爲め甚だ憂ふべき事なり、如何に有爲の閣員と雖も、在職期が僅々一年や二年にては何事をも成す能はざるのみならず、其交迭毎に、主義も方針も變更するを以て、常に同一の途を往返するに止り、何等進歩せざるは、暗易き道理なれば、余は將來内閣の壽命の成るべく長からんことを希望す、今試に第一回の内閣より第十七回即ち大隈内閣に至るまでの内閣交迭表を左に掲ぐ。

第一回	伊藤内閣	二年五ヶ月
第二回	黒田内閣	一年八ヶ月
第三回	山縣内閣	一年五ヶ月
第四回	松方内閣	一年三ヶ月
第五回	伊藤内閣	四年一ヶ月
第六回	松隈内閣	一年五ヶ月
第七回	伊藤内閣	五ヶ月
第八回	憲政黨内閣	五ヶ月
第九回	山縣内閣	二ヶ年
第十回	伊藤内閣	八ヶ月
第十一回	桂内閣	四年七ヶ月
第十二回	第一次西園寺内閣	二年六ヶ月
第十三回	第二次桂内閣	三年一ヶ月
第十四回	第二次西園寺内閣	一年四ヶ月



第十五回	第三次	桂 内閣	二ヶ月
第十六回		山本内閣	一年二ヶ月
第十七回		大隈内閣	二年六ヶ月

以上記する所によれば、僅に第二次伊藤内閣と第一次桂内閣とが四年餘の壽命を保ちたるのみ、其他は概ね短命内閣にして甚しきに至つては二ヶ月五ヶ月にして、交迭したるものあり。

### 三九、大隈 侯爵

大隈侯爵は、大正三年四月十六日内閣總理大臣に任ぜられたる以來、大正五年十月九日本官を辭職せらるゝ迄、二ヶ年六ヶ月在職せられたり、是より先大正五年七月十四日に氏は、勳功に依て伯爵より侯爵に陞叙せられたり、大隈侯は、其年齢八十に垂んとするに拘はらず、猶且つ總理大臣の重職を擔ひ、國事に勞せらるゝは、我が日本に在りては實に稀有の例なり、明治廿二年十月十八日、條約改正の爲め爆烈彈を投せられて一脚を失ひ、其他國事の爲めに危害を蒙られたること少からず、大正五年一月十二日の深夜、宮中より退き、歸邸せられたる際、其自動車を牛込山吹町の途上に要し、爆烈彈を投じたるものあり、其共謀者八名、其首魁は福田和五郎なり、其爆彈は二個共破裂せず、侯は幸に無事にして、今日に至られしは幸福の人と謂はざるべからず。

大隈伯爵は侯爵に陞叙せらるゝと同時に大勳位に叙せられ、菊花大綬章をも授けられたるは名譽の至りなり、之を山縣、大山の両公爵に比すれば、或は公爵を賜はるも決して不當の事にあらざるべし、同氏は世人の知る如く、教育には殊に熱心にて、余が精華學校創立の際にも、大に盡力せられ、學校へも臨席せられて、有益なる演説を爲されたり、以前余が文部省に在職中、余が私邸をも訪問せられたる事もあり、余は深く同氏の教育に熱心なるに感服せり。

### 四〇、國勢調査

余は統計院を去りて、文部省に轉任後も、常に國勢調査の必要を感じ居りたるが、明治三十六年には、法律と爲りて、十年毎に之を實行する旨を規定せられたるに拘はらず、十年後の今日に至るも、未だ實行を見るに至らざるは頗る遺憾なり抑も、百般の状態を明白にするには、必らず正確なる人口の調査に其基礎を置かざるべからず、其後國勢調査準備委員會を設けられたれども、是れ亦大正二年に廢止せられたり、歐米の強國に在りては、五年若しくは十年毎に、一回其調査を實行し居るに、我邦に於ては、十年に一回、僅に三、四百萬圓の支出を惜み、今日に至るも未だ之が調査を實施せられざるは、我國の大恨事と謂はざるべからず、況や殖民地たる臺灣の如きは、己に二回の調査を實行したるに於てをや。

余は杉享二先生に従ひ、明治十二年に、山梨縣に於て、試に人別調即ち國勢調査を實施したる以來、大正六年の今日に至るまで、常に其實行を希望し、其實行に向て多少の盡力を爲したるに拘はらず、今日に至るまで其實施を見るに至らざるを深く遺憾とせしが、幸に寺内内閣は大正九年度に於て、國勢調査實行の議を決し、大正七年度に於て、其豫算案を提出し、議會の協賛を経たるは、余等同志の數十年來盡力したる効果の顯はれたるものにして、余の大に満足する所なり、冀くは當局者が實施の方法を誤ることなく、十分の結果を收められんことを。

### 四一、統計改良の訓令

我が國の統計調査は、明治維新以來、大に發達進歩したりと雖も、其調査の確實を期する點に於ては、猶大に改良の餘地あり、元來統計は、國家の現象を表彰して、行政上の參考に供し、施政の方針を定むるのみならず、學術研究の基礎となるものなれば、單に數字を掲ぐるを以て足れりと爲すべからず、先年友人花房統計局長退き、<sup>牛</sup>島局長の就任と共に、政府も爰に見る所あり、大正五年五月十日を以て、大隈總理大臣は、調査の杜撰を革め、報告の精確を期し、統計をして國務の實用に資せんことを望む旨を、一般に訓令せられたり、吾輩統計に重きを置く者より之を見れば、實に



至當の訓令と云ふべきのみ。

## 四二、諸官廳の集合

諸官廳を一區域内に集合せしむべしとの議は、夙に我政府に於ても決定せられたる問題にして、櫻田門外の舊兵營即ち教導團のありたる邊が、其建築豫定地に充てられ、現今の海軍省、司法省の如きは、其當時の設計に成りたるものならん、然るに其後政府は此議を變更したるもの、如く、豫定敷地の一部分は日比谷公園となり、他の官廳は依然市内各處に散在して、各官省割據の實を示せり、不便利不經濟も亦甚しからずや、加之、大臣官舎の如きも、西洋諸國に在りては、大概省内に在るを以て、極めて便利なれども、我邦にては之に反して、文部大臣の官舎が、永田町にあり、内務大臣の官舎が、日比谷にあり、此の如き有様にては、官舎を置きたるの趣旨に反するのみならず、之が爲め、失費も亦少からず、是れ豈各省の散在に加ふるに、大臣官舎の散在を以てし、益々不便利、不經濟を重ぬるものにあらずして何ぞや、元來東京市に在て最も不經濟なるは、獨り官舎のみならず、官有地の濫用是なり、東京砲兵工廠は、幕府の頃、關口水道町にありし大砲製造場を、明治政府に至て兵器司と改め、後之を造兵司と稱し、明治四年に今の小石川舊水戸藩邸に移したる後、之を東京砲兵工廠と改稱したるものなるが、余は市民の衛生上經濟上早晚市外の地に移轉せしむべきものなりと信ず、又大藏省の如き、會計検査院の如き、並に其近所にある官舎の如き、孰も大なる地積の内に之を設け、恰も小公園内に住居する如き有様なり、之に住居するものは好都合なるべしと雖も、一般の市民は大に迷惑を爲し居るものなり、殊に市役所を然りとす、是れ官有地には課税する能はざれども、費用は相當に要するが爲めなり、斯る無益の地は、速に之を市有に移し、有益に使用せしむるが得策なるべし。

## 第二章 財政

## 一、維新前後の財政

幕府の末に至り、徳川政府は財政困難にして收支相償はず、止を得ず新に外債を起し、若しくは貨幣を改鑄し、或は其量目を減じ、或は其品質を悪しくしたるが爲め、物價は騰貴し、賈金も亦尠からず、人民の苦痛甚しかりき、當時諸藩に於ては藩札を發行し、其封内に通用せしめたるも、幕府に於ては一回も金札を發行したることなし、従て余の幼時に於ては、未だ紙幣なるもの行はれず、通貨は金銀貨と天寶錢、一文錢のみなりし、慶應四年に新政府は成立したるも亦、財政困難なりしかば、幕府より引繼ぎたる地金を以て、貨幣を鑄造したるも、尙は不足を告げられたれば、通用十三年限りとし、大政官札を發行したり、其種類に金一兩、金一分、金一朱の種類ありたり。

明治二年に民部省金札發行せられ、金二分、一分、二朱の三種あり、大政官札と共に通用したり。

右二種の紙幣は、印刷、紙質共に粗悪なりしを以て、賈造するもの多く、遂に明治五年に至り、獨逸國に依頼して、十錢、二十錢、五十錢、一圓の紙幣を發行し、次で國立銀行の紙幣、兌換紙幣をも發行するに至れり。

維新の頃、金銀の比價を見るに、西洋にては金一、銀十六位の割合なるに、日本にては金一、銀四位の割合なりし、明治元年に洋銀一枚に付金三步の割合を以て内國に通用すべき旨の達ありたれば、外國人は上海、香港等より洋銀を持ち來り、一枚を一分銀三枚と交換し、其一分銀を以て、金貨と交換して輸出し、暴利を博したれば、内地の金貨は大に海外に流出し、昔朝鮮より來りたる金頗る多く、外國人は初めに、日本は金に富める國と思ふたり、遂に百兩の大政官札は、銀二十七兩に下落せり、雇外國人は、金貨を以て俸給を支給せられたれば、差支なきも、官吏の如きは、官札下落の爲め、頗る困難を極めたり。

之を要するに維新當時は、政費多端にして、國庫の空乏を告ぐるに苦しむ、政府は或は富豪より借財し、或は不換紙幣を發行し、以て一時の急に應せり、其價格も漸次下落して殆ど半額に減じ、終に紙幣一圓八九十錢を以て、僅に金貨一圓に換ふるを得るに至れり、此の如く紙幣の價格非常の下落を來したれば、人民は將に反古紙とならんかどの憂を



懐き貯蓄心の如きは殆ど消滅したるものゝ如くなりき。

## 二、國債

舊幕時代に在ては、徳川氏は豪商に御用金を命じ、或は借用して一時の急を凌ぎたると聞きしが、幕末に至り、造船所創立等の爲め外國より金を借用したることあるも、其額は至て微々たるものなりき、然るに新政府に至り、其額漸次増加して、明治五年の國債は、二千八百萬圓に達し、大正六年には合計二十五億三千萬圓の國債を有し、其内、内國債十二億圓、外國債十三億三千萬圓となれり、斯く外國債の増加したるは、明治三十七、八年日露戦役の結果なり、國債の外に地方債の額も少なからざれば、今や國民の負擔も大に重きを感じざるに至れり。

## 三、貨幣制度

明治四年に新に貨幣條例を定め、金銀銅貨を鑄造し、圓を以て單位とす、後量目重き一圓貿易銀を鑄造せり、而して金貨を本位とし、銀貨を補助貨とし、一時内地に通用せしむ、硬貨は識らず知らずの間に外國へ流出し、今日にても内地にて金貨を見ること極めて稀なるに至れり、其後明治政府は大に幣制の改良を圖れり、初めは事實上金銀兩本位の如くなりしが、後に歐米の文明國の如く、明治三十年十月一日金本位制實施となり、從來十圓金貨は純金四匁なりしを半減して二匁と爲せり、又兌換制度も施行せられ、日本銀行も設けられ、以前の一圓か二圓となりたり、余が明治二十二年に洋行の際には一圓を以て獨逸の四麻に交換したるが、大正六年の今日に於ては、一圓は凡そ二麻に當るに過ぎず、明治八、九年の頃には事實上一時は紙幣本位の觀ありて、政府の支拂は勿論、民間交通の貨幣は悉皆紙幣にして、銀貨すら之を手にする事なかりしなり、然れば今日吾々が一圓以下には銀貨を用ふるに至れるは誠に喜ぶべし、明治二十七年六月一日始めて五錢白銅貨を發行せられたり、此の如くして終に今日の進歩を見たりと雖も、猶幾多の改良すべき點なきにあらず、歐洲の大強國に在りては、十圓以下の支拂には硬貨を使用し、其以上には紙幣を用ふ

るの例なれども、我邦にては今日と雖も金貨は之を見ること殆ど稀にして、僅に補助銀貨の通用せらるゝに過ぎず、是れ明に經濟上遠く歐洲文明國に及ばざるを示すものなり、明治新政府も明治の初年に鑄造せし硬貨を、漸次改造して、其量目を減せり、明治三十八年鑄造の五十錢銀貨は、三匁六分なるも、其後改鑄のものは二匁八分にして、實に八分の減少なり。

## 四、貨幣鑄造高

幕府の貨幣は不完全極まるものにして到底今日のものと比較すべからざるものなり。今の日本銀行の所在地は、往時の後藤庄三郎光次と云ふ者の邸宅跡にして、徳川家康公の命を受け、貨幣を鑄造したる所なり、當時の金貨に、光次の極印あるは之が爲なり、維新後明治二年造幣局の設置せらるゝ迄、後藤の子孫は、其業を繼續したり。

明治の新政府が始めて貨幣を鑄造したる以來、大正六年度迄に鑄造したる金貨は、九億二千六百六十九萬七千圓、銀貨は三億六千七百八十八萬八千圓、白銅貨は九百六十三萬二千圓、銅貨は千四百七十八萬八千圓、合計十三億三千三百二十一萬五千圓なり、然ども此貨幣中現在内地に存在する金額は、果して幾何なるや不明なるも、歐洲大戦争の開始前までに、諸外國へ輸出せられ、或は外國の貨幣に變じ、或は裝飾品に化したる額も少からざるべし、現に余は數年來金貨を手にしたることなし。

## 五、札差

吾々舊幕臣は、祿米を、毎年春、夏、冬の三季に、淺草の藏宿即ち藏前の札差より受取りたるものなるが、多數の人士に籤にて順序を定めて、渡したるものなれば、各自自身にて之を順番に受取るは、容易の業にあらず、従て本八に代りて祿米を受取るを專業となすもの出來たり、札差是なり、此札差なるものは、米を抵當として士民に金を貸し、又は手數



料を取り、代て米を受取るが故に、確實にして其利益多し、然れば札差は何れも金満家にして、其數一時は百軒以上となれり、武家は札差の爲めに便宜を得たと共に、苦められたること少からず、吾々は米を受取ても之を悉く自宅に運搬すること能はざりしを以て、常に時の相場に従て、金にて受取れり、其間に於て、札差は非常なる利益を得たるものにて、二百十日、二百二十日等の厄日は、彼等の爲めには祝日にして、米價の暴騰を歓迎したるものなり、余が先考の如き、至て貧乏なりしが爲め、常に札差に借金が多く、利息に利息を重ね、随分虐待されたるものなり、余が先考と共に藏宿に行き、番頭が威張て、先考を侮辱するを見て、憎惡の念心頭に發し我慢が出来ざりし位なりき、而して札差の主人と云ふ者は、凡て見世の事は番頭に任せ、自身は年中遊び暮して豪奢を極めたるものなり。

### 六、維新前の金融機關

維新前に於ける金融機關は、只貧民に對する質屋若くは武家に對する札差位のみにて、今日の如く銀行及其他の機關備はらざりき、是を以て吾々は札差より金を借用するか、質屋に融通を請ふ外途なく、平民の極貧乏なる者は、乞食に伍するの外なかりき、從て江戸市内の淺草を始め、神社佛閣に至れば、乞食群集して、不愉快を極めたるものなり、又金銀を貯蓄するも、之を預ける所もなく、或は地下に穴を掘り、之を埋藏するか、又は天井裏に隠匿する外、他に名案なかりしを以て、金満家は其財産保護上非常に心配したるものなり、殊に幕府は、紙幣を發行せずして、正貨のみを授受したるを以て、其不想像の外にあり、幸に余の一家は、常に貧乏なりしを以て、冬季中は夏衣を質屋の倉庫に、夏季中は冬衣を其倉庫に藏せり、又金銀は平常家に貯蓄する程の餘裕なければ、窃盜等に襲はるゝ患ありたることなし、是れ天の貧乏人のみに與へられたる安樂なり、造化の配劑は亦妙なりと評すべき乎。

### 七、租税の増加

舊幕時代に在て、吾々士族は、収入も至て少かりしが、税金は一文も拂ふの義務を有せざりき、尤も町民は町入費の名

義にて種々の負擔を命せられしが、國税は一文も之を納入せざりしに、明治維新以後は華、士族と平民とを問はず、一般に國稅府縣稅等を支拂ふ義務を負擔せり、明治の初年には其金額も僅少なりしが、特に明治二十七年、八年日清戰役後、政府は種々の新稅を起し、又は稅率を増して、歲入の増加を圖れり、又三十七、八年日露戰役の爲め、戰時稅を起せり、所謂非常特別稅是なり、又煙草と鹽の專賣法を實施せり、要するに國威の發展と共に國民の負擔も大に増加し、且つ一般に驕奢となれり。

東京市民の負擔國稅、府稅、市稅等の諸稅總額は、大正五年に至り、左の驚くべき巨額に達し、一人當負擔額は、十年前に比すれば、實に五割餘を増加せり、其詳細は左表の如し。

年 度	納稅總額 千圓	一人當負擔額 圓
大正五年	二八、三三六	一一、四二〇
同 四年	二二、二四〇	一〇、三五三
同 三年	二二、一四〇	一一、〇一七
同 二年	二二、二二七	一一、四二四
同 元年	二二、四五二	一一、六六八
明治四年	二二、八六九	一一、九九一
同 三年	二〇、八九六	一一、五七二
同 二年	一九、八二〇	一一、二一一
同 一年	一九、五八一	九、〇三一
同 四〇年	一七、三九九	八、一〇八

### 八、金本位制



我國の金本位制は、明治三十年三月二十六日の法律を以て發布せられ、同年十月一日より施行せられたれば、大正六年十月一日を以て、滿二十年の星霜を経たり。

抑も明治維新の際には、各藩の發行せる通貨の種類千差萬別、特に贋造、模造盛に行はれ、混亂を極めたり、是に於て明治政府は、明治四年に金本位制を基礎とし、貨幣條例を制定したるも、紙幣濫發の爲め、空文に終れり、後に國立銀行は、紙幣を發行す、明治十年西南の役起るや更に政府紙幣増發の爲め、紙幣公債共暴落、物價騰貴、輸入超過、正貨流出策の施すべきものなく、明治十二年に正金銀行を、同十五年に日本銀行を設立し、十七年に至り兌換券の制を定め始めて日本銀行兌換券の發行ありたるも、事實上は銀本位にして、貨幣制度は依然紊亂を免れざりしが、明治二十七八年の日清戦役の結果、英國金貨にて償金を清國より受取る事となり、之を基金として明治三十四年十月一日より金貨本位の貨幣法を實施することとなり、當時國には種々反對ありたるも、大藏大臣松方侯が固く執て動かす、銳意斷行終に今日の如く良結果を得たるものなり。

### 第三章 外交及戰役

#### 一、秘魯船の奴隸

明治五年六月、秘魯の船に支那人を奴隸として乗せ來れり、依て日本政府は該支那人を解放せしむ、秘魯國異議あり、魯帝の仲裁々判に付し、我邦の勝訴に歸せり。

#### 二、臺灣征伐

明治七年、西郷從道軍艦を率ひて征臺の途に上り、將に長崎を解纜せんとするに當り、政府は之を中止せんとしたるも聽かずして、遂に臺灣に航し、蕃民を討て之を降らしめ、殆ど之を占領せり、是れ蕃民が曩に我漂流民(琉球人)を殺害せしを以て、清國政府に交渉せしに、言を左右に托して我要求に應ぜざりしが爲なり、然るに是に至りて、清國政府異議を挟みたるを以て、大久保利通、辦理大臣として清國に赴き、談判の末我征臺の義舉を認めしめ、再び邦人に危害を加へざらしむるを約し、十一月一日、償金清銀五十萬兩を出さしめて其局を結び、十二月征臺の軍東京に凱旋せり。

#### 三、樺太と千島

明治八年五月、駐露特命全權公使榎本武揚をして、露國と樺太千島交換の事を議し、樺太全島を露國に與へ、千島列島を我に收むるの約を結ばしめ、八月二十二日、批准あらせられたり、是より先き樺太は日露兩國に屬し、其境界分明ならざりしを以て、嘉永六年八月、幕府は北緯五十度の地を以て境界と爲さんことを提議せしも、露國之に應ぜず、依然雜居地と爲し置かんことを主張し、漸次南侵し來り、將に全島を蠶食せざれば止まざらんとするの勢ありしを以て、遂に兩國雜居の約を結びて、一時姑息の安を取りしが、是に至りて交換の約成り、不満足なるも多年の懸案を解決したり。

#### 四、琉球

明治十二年、琉球藩を廢して沖繩縣を置き、舊藩主を東京に在任せしめ、金祿二十萬圓を下賜せられたり、是より先き明治八年内務大丞松田道之琉球に赴き、其日本領たることを明にし、清國に入貢し、慶賀使を派し、冊封を受くるを禁じ、明治の年號を奉ぜしめ、藩主を東京に同伴し來りしが、此に至りて新に縣知事を任命して全島を統治せしむるに至れり、然るに清國より廢藩の事に關し、異論あり、將に國際の紛議を生せんとせしに、偶々米國前大統領「グラント」氏東洋漫遊の爲め來朝せられ、兩國の間に立ちて調停する所ありしを以て、無事其局を結べり、余は十二年七月、東京



市民が「グラント」氏夫妻を上野公園にて歓迎の際、グ氏手から元の鐘樓の後に記念の檜樹と大山樹とを植ふるを目撃したり、當時我邦朝野の「グラント」氏を歓迎すること頗る盛儀を極めたりしが、爾來我邦に來遊する國賓並に貴顯紳士淑女俄に増加を告ぐるに至れり。

### 五、米國我償金を返還す

文久三年、長州藩士が下關に於て、英、米、佛、蘭の四ヶ國の船艦を砲撃したる償金として、幕府は金三百萬弗を此四ヶ國に拂ひたりしが、明治十七年に至り、米國に於て之が國會の問題となり、終に米國が收めたる金額を、日本政府に還付し來りたり、我政府は深く其厚意を謝し、横濱の築港費に充てたるやに記憶せり。

### 六、湖南事件

明治二十四年五月、來遊中の露國皇太子（ニコラス）二世明治二十九年帝位に即き後大正七年八月、終に廢帝として射殺せられ玉ひたり）大津驛にて巡查津田三藏の爲めに要撃せられ、負傷し玉ふ、上下恐懼措く所を知らず、至尊は即刻車駕を命じ、皇太子を訪問し賜ふ、之が爲めに國交を破るに至らず、其事全く釋くるを得たり、皇太子は俄に旅程を變じ、直に「ウラジオストツク」に向はせられ、西伯利鐵道起工式に親臨せられたり、是に於て外務大臣青木周藏、内務大臣西郷從道監督不行届の故を以て退官し、巡查は謀殺未遂罪を以て處斷せられたり、之を湖南事件と云ふ、當時官僚中には深く露國を恐れ、法律を無視しても津田を死罪にせんと主張したるものありたりと聞く、當時の車夫に露國より勳章と年金とを賜りて之を帶動車夫と稱せり。

### 七、條約改正

徳川幕府は、國を鎖して外國と交通せざりしが、其末に及び、米艦の浦賀に來り、國交を求むるや、上下驚駭策の出づ

べきものなく己を得ずして遂に安政元年に至り米國を始め諸外國と通商條約を結び、其後慶應二年に英、米、佛、蘭の四國と改稅約書に調印するに至れり、當時我國民は、未だ國際條約の何物たるを解せず、其國民の休戚に關する程の重大なることを知らざりしを以て、其締結したる條約は、諸外國の請に任せ、或は外人に對して治外法權を認め、或は極めて低率の關稅に甘する等、片務的、屈辱的、不利益のものにして、我國權を傷け、我國利を損すること尠からざるを以て、明治維新以來の對外政策は、速に彼我對等の條約を締結せんことを主眼とし、前條約の滿る期限たる明治四年以降數回外國と交渉を開きたれども、外人の要求多端にして、容易に改正の功を奏すること能はず、明治十五年外務大臣井上馨氏は、二人の外國法官を日本法廷に列席せしめ、合議裁判の制を採り、以て條約の改正を果さんとしたる爲め、輿論の反抗を招き、遂に辭職するの已を得ざるに至れり、二十一年、外務大臣大隈重信氏は、更に各國別に條約改正の談判を開き、特に大審院に外國法官を任用するの按を立てたる爲め、再び輿論の反抗を招き、終に一死漢の爲に其隻脚を失ふの不幸を見るに至れり、其後青木周藏氏外務大臣として條約改正談判の衝に當り、盡力せられたれども成功せず、二十五年四月伊藤博文等條約改正調査委員仰付られ、種々調査する所あり、二十六年衆議院は、條約改正問題に關する上奏案を可決するに至れり、此の如く條約改正事業は、明治四年、岩倉大使の歐米派遣以來、常に失望と煩悶とを以て充たされたりしが、其間孜孜として法典の編纂、裁判制度の改正其他種々の準備に盡力して、外人をして容喙する所なからしめんことを期し、特に明治二十七、八年戰役の結果、外人をして帝國の實力を認めしめたるより、條約改正の談判に好影響を與へ、終に二十七年六月に至り、初めて英國との間に條約改正の調印を見、次で他の諸外國との條約も之を改正し、三十年の末までに漸次條約を締結し、茲に始めて條約改正の宿望を達し、三十二年八月四日、外人の内地雜居を許可したり、然れども關稅に至ては多少引上げたるのみにして、未だ自由課稅の權利を獲るに至らざりしが、其後日露戰爭を経て、帝國の實力愈々現はれ、世界列強の一に加はるに至り、明治四十四年四月日英通商、航海條約成立し、次で諸外國との條約改正も逐次終了し、法權の外に自由課稅の權を得て、始めて諸外國と對等の位置を占むるに至れり。



明治の初年に、余は用事あり、横濱に行きたる際、余が大に不愉快を覺えたるは、在濱の英、米、佛等諸公使館の門前に兵卒が銃を手にして立番したるを見たることなり、是れ猶今日支那に、各國の兵士が駐在せる如く、日本の壯士が公使館を襲ひ、或は外國人を斬るも、幕府は之を未發に防ぐ方なきを以て、已むを得ず外國兵士の滞在に同意したるものにして、其當時に在ては、忍ぶべからざるを忍びたるに外ならずと雖も、余は日本の横濱は、恰も外國の領地の如き感を感じ、恥辱も亦甚しと憤慨に堪へざりき、爾來烏兔勿々四十餘年の後、始めて諸外國と對等の條約を結び、此感を一掃するを得て、洵に欣喜に堪へざるなり。

## 八、日英同盟

明治三十五年二月十二日、露國の侵略を防遏せんが爲め、我在英國林公使と英國外相「ランズグウン」氏との間に、日英同盟條約締結せられ、五ヶ年有効とせり、尊大なる英人が、異人種なる日本人と互助同憂を約するに至りたるは、宇内形勢の一變と謂ふべし、次ぎて明治三十七八年の戰役終り、露國との平和條約成るや、更に日英兩國間に、十ヶ年間有効なる新同盟協約締結せられ、其區域を印度に及ぼし、且兩締盟國が、第三者より攻撃せられたるときは、協同戰闘に當らべきことを約せり、之が爲め日本は其負擔に一層の重を加へたり、其後四十四年七月十五日、更に日英同盟條約改訂せられたり、是れ事務局の變遷に顧み、第二次の協約に改正を加へたるものにして、其有効期限を十ヶ年と爲せり、今回の歐洲大戰に際し、我邦が獨逸を敵とし、青島及び南洋の獨領を占領したるも、實に此條約に基きたるものなり。

## 九、日露協約

明治四十三年、滿洲鐵道中立に關し、米國の提議あり、日露兩國之を拒絶し、更に日露の間に協約を締結せり、實に四十四年七月四日なり、爾後日露兩國は漸次親密の度を加ふるに至れり。

大正五年七月七日を以て、更に日露新協約の發表ありて、東洋の平和を保證せられ、且つ我が南滿洲鐵道の如き第二松花江まで延長(七十哩)せられたれば、日本の發展上利益頗る大なり、新協約發表當夜の如きは、東京にて株式取引所司催の提灯行列ありて、露國大使館、日比谷公園等にて萬歳を祝したり、此七月七日は吾々の永く記憶に存し置くべき日なり、越て二十日、東京市民は、日露新協約祝賀會を上野に於て開きたり、是夜大提灯行列あり、非常の人氣にて、帝都の中心を縦貫したる人の波は、眞に寸土を餘さざる觀を呈し、警視廳の調にては、其人員百萬人にも達したりと云ふ、殊に上野廣小路、萬世橋、宮城前、日比谷公園、外務省前、露國大使館前等は、群集黒山を築きたり。

## 一〇、支那の革命

明治四十一年十一月十四日、清國光緒皇帝崩じ、幼主大統を繼ぎし以來、鼎の輕重を問ふもの漸く多く、四十四年に主り、革命軍起り、遂に四十五年二月、君主の退位を中外に宣告して、清朝の滅亡を示し、十一月二十八日其政體を變じて共和と爲し、其國號を改めて中華民國と稱し、大正二年十月四日、袁世凱中華民國大總統に當選せり、大正四年に至り、袁は再び國體を變じ、自ら皇帝たらんと欲し、大に計畫する所あり、日本政府其不可を勸告したれども容れず、着々其歩を進めたるを以て、再び大騷亂を來し、南部の諸省は多く獨立し、排袁の氣天下に滿ち、老獪なる袁も進退難谷るの情況に陥れり、或は袁の辭職を見るも遠きにあらざるべしと思ひしに、大正五年六月六日朝十時四十五分、病を以て逝去せり、之が爲め、一時は黎元洪氏が大總統に就任すべきも、支那の時局は、彌紛糾を來し、終に各省は獨立して、支那の大亂となるやも計られず、從て我東京の政界益多事ならんとするの形勢を呈せり、袁氏の死因は、余が長女の死因に同じく、腎臟炎と尿毒症の併發なりと聞き、余をして大に同情の感を起さしめたり。

大正七年十月に至り、獨逸が降伏せんとし、媾和期の接近する時に當り、南北猶融和せず互に相反目するが如きは、東洋の平和の爲め歎息の至に堪へず。

## 一一、日清戰爭



明治二十七年、朝鮮東學黨の徒、内亂を起せしが、朝鮮政府之を鎮壓すること能はざるを以て、我政府は之が鎮定に關し、清國に協議する所ありしに、清國は我誠意を解せず、動もすれば兵力を以て我を威壓せんとするの勢を示せり、殊に同年七月二十五日、朝鮮豊島沖に於て、清國軍艦濟遠、廣乙の二艦突然我軍艦吉野、浪速、秋津洲の三艦に發砲して戰を挑みしかば、我軍艦之に應戦せり、是れ日清戰爭の始めなり、次で八月一日宣戰の詔勅下れり、此戰爭の當初余は文部省に於て、大臣會議を開きつゝありしが、其際吾人の第一に心配したるは琉球に於ける學校の事なりき、支那には我邦より軍艦多く、殊に丁遠、鎮遠等の新式巨艦を有するを以て、早く既に琉球を襲ひ、教員を捕虜と爲したるやも知るべからず、願くは速に琉球の模様を知ることを得んと、然れども當時我邦の歲出入は未だ一億圓に満たず、本州と琉球との間未だ海底電線も備はらざりしを以て、何等の消息をも知ることを得ず、空しく南方の天を望んで嘆息せしのみ、後日其當時の模様を聞きしに、學校教員は皆兵式體操用の銃を具へて、支那の來襲に備へたりと、又當時は琉球の土人も未だ全く我邦に服せざりしを以て、深く支那の戰勝を信じ、寧ろ其艦隊を歓迎せんとするの風ありしを以て、頗る危険の状態なりしと云ふ、幸に我軍は連戰連勝向ふ所敵なく、二十八年一月三十日、威海衛總攻撃に着手し、二月十七日を以て之を占領し、將に北京に迫らんとするの勢を示したれば、二十八年三月十九日、李鴻章は清國全權媾和使として馬關に來り、我全權委員伊藤、陸奥兩氏と會見し、協議する所あり、其二十四日、會見場たる春帆樓退出の途上、一兇漢、短銃を以て李氏を狙撃し、輕傷を負はしめたるが爲め、一時休戰を許し、其全憲を待て更に折衝を重ね、遂に四月に入り、媾和條約を締結し、且つ清國より臺灣及び遼東半島を割讓せしめ、又償金二億兩を得て、以て大に我帝國の威武を宣揚したり、然るに四月二十三日在東京の露、獨、佛三國公使は我外務省に出頭し、遼東半島占領は、極東永遠の平和に害ありと爲し、之を清國に還附せんことを勧告せり、所謂三國干涉是なり、我政府は此勧告を納れて、我忠勇なる國民の鮮血に因て得たる遼東半島を支那に還付するに決し、五月十三日其詔勅出るに至れり、其後獨逸は二名の宣教師が清國人に殺戮せられたるの賠償として、明治三十年十一月十三日、山東省膠州灣を占領し、次で露國は旅順口及大連灣を占領し、且滿洲に鐵道を布設せり、又英國は三十一年七月、日本兵の威海衛を去るや、直に

其地を租借したり、日本は此間に於て清廷より福建省不割讓の承諾を得たり、蓋、此要求は我臺灣の國防上必要に出でたるものなるべし、明治三十一年十二月八日清國償金中より金二千萬圓を帝室に獻納せり。

## 一一一、臺灣

### 臺灣

日清講和條約に依り、清國より割讓せしめたる臺灣は、明治二十八年六月三日授受式を船中にて行ひ、同月二十二日總督府を開廳せり、當初は其財政上國庫より補助を受け、明治四十三年を期して廢止する豫定なりしが、事實に於ては三十八年早くも財政上全然獨立するに至り、今や年々砂糖消費税一千萬圓を中央政府の金庫に入るもの力を有せり、彼の阿里山鐵道は端を明治四十三年藤田組の計畫に發し、其後政府之を買收し、更に三百五十萬圓の資金を投じて經營したる所にして、大正元年に至り、全線の開通を見たり、森林は東西三里、南北八里、面積一萬一千町歩、全部樺の大木を以て蔽はる、殊に阿里山の神木の如きは老幹の周圍六十四尺、枝葉鬱然たり、其齡三千年に達すと云ふ、良材の外、樟腦、金鑽、米穀の産出多量なり、臺灣は實に日本の寶庫なり、領臺初年の歲入二百萬圓、第二年五百萬圓にして、逐年累進し、十年の後一千七百萬圓に達せり、最初の總督は後の文相樺山伯なり、殖民地としては大成功なりと謂ふべし。

## 一一三、日露開戰

明治三十三年五月、清國義和團なる、匪徒其懷抱せる排外主義を實行せんが爲め、北京の諸外國公使館を包圍攻撃せり、清兵のみにても、北京に在るもの三萬なるに各國の兵の北京に在るものは、合せて僅々四百に過ぎず、到底公使館の危急を救ふに足らず、是に於て各本國より救援軍を派遣することとなり、七月に至り列國の援兵到着せしもの一萬五千人に達したれば、列國相謀り、我軍を中堅としたる聯合軍を組織し、先づ天津城を攻撃し、八月に至り各國の兵始めて北京に達し、各公使館の危急を救ふことを得たり、九月媾和成り、清國は列國に對し、賠償金六億三千三百五十



萬圓を支拂ふことを約して事局を結びたり、是より先露國は在滿洲自國民の保護を名として出兵し、其地を占領し、騒亂平定後も依然撤退せざるのみならず、其勢將に韓國をも壓せんとするに至りしかば、我邦は東洋平和の爲め、清韓兩國の保全を目的として、數回露國と談判する所ありしかば、露國も已を得ず明治三十五年四月滿洲撤兵の公約を爲したり、然るに翌年四月に至るも其約を實行せざるのみならず、却て益々其兵を増し、旅順の要塞を修め、北都支那のみならず、直に朝鮮をも劫かさんとするの證據歴然たりしを以て、我有識者中開戦論を唱ふるもの多く殊に大學の七博士就中友人戸水寛人氏の如きは大に開戦論を唱へ、第十九議會の開院式奉答文中に、閣臣外交の失策を擧げたるを以て、其捧呈に先だち十二月解散せられたり。

此の如き形勢なるを以て、我政府は露國に對し、數回交渉を試みたるも、露國は明治三十七年一月に至るも、一方に於ては回答を遷延し、一方に於ては軍備を充實しつゝ、將に我邦を威壓せんとするの形勢ありたれば、我政府は二月六日に至り、露國の行動を以て、妥協の誠意なしと認め、自由行動に出るの已を得ざる旨を通知せり、此日聯合艦隊司令長官東郷平八郎、艦隊を率ゐて佐世保を發し、敵國船「ロシア」號を捕獲し、旅順口を攻撃したり、是れ日露開戦の初なり、十一日宣戦の詔勅公布せられ、二十六日日韓の攻守同盟成れり、又仁川港に向ひたる帝國艦隊は同港碇泊の露艦を襲ひて奇功を奏し、護衛せし陸軍を同港に上陸せしめたり、是に於て日本軍は漸次敵を追ふて滿洲に入り、一方には旅順の攻圍を始たり、我海軍は旅順口の閉塞を企て、其目的を達せり。(第二回の閉塞舉行の際廣瀬中佐の戦死したるは世人の知る所なり、其銅像は萬世橋畔に立てり)

日露戦役中有名なる蔚山沖の海戦は、海軍大將上村彦之丞氏の指揮の下に行はれたるものなり、氏は大正五年八月七日相州鎌倉の別邸に於て薨去せられたり、享年六十七歳なり、氏は鹿兒島藩士上村藤一氏の長男にして、戊辰の役に初めて出陣し、明治四年に海軍兵學校に入り卒業後、米國に渡航、十年に初めて海軍少尉に任ぜられ、累進して中將の職に在り、日露戦役の際、第二艦隊司令長官たりしが、當時露國が須知中佐の乗船常陸丸を撃沈し、或は銚子沖に出没したりしに拘はらず、之を掃蕩すること能はざるを以て、世間より種々の批難を受けられしが、終に能く彼の大勝

利を博し、名譽を恢復せられたるは、今猶世人の記憶に存する所なり、明治四十一年に男爵を授けられ、四十三年に海軍大將に任ぜられ、軍事參議官となれり。

明治三十八年一月一日、旅順の守將「スタツセル」開城を攻圍軍司令官乃木大將に乞ふ、二日之を許可せり、其後三月三日奉天の大會戦始り、十日之を占領し、大捷を奏したり、海軍は五月二十七日「バルチック」艦隊三十八隻を對馬海峡に扼し、殆んど之を全滅せしめ、司令長官「ロヂウエストウエンスキー」を生擒せり、此戦闘開始に當り、東郷司令長官各艦に信號して曰く、「皇國の興廢此の一戦に在り、各員奮勵努力せよ」と、實に萬古不滅の命令なりと謂ふべし、露艦の撃沈せられしもの二十隻、捕獲せられしもの七隻にして、其浦鹽港に奔竄したるものは僅に二隻のみ。

#### 一四、日露講和

明治三十八年六月九日、米國大統領「ローズウエルト」氏、日露兩國に對し媾和を勸告せり、我政府乃ち之に同意し、帝國全權委員、小村壽太郎露國全權委員「ウイツテ」は、三十八年八月五日米國「ポーツマス」に於て、始めて相接見し、十日我全權委員より十二條の要求條件を露國全權委員に交付し、數回の交渉を重ね、反覆討議の末、戦争の目的に基く條件は我希望の通協定せられ、八月二十九日媾和條約成立し、兩國全權委員の調印を見るに至れり。

此條約の成るや我國民は満足せざる所あり、民心の激昂日を遂ふて甚だしく、遂に媾和條約を破棄せしめんと企て九月五日日比谷公園に國民大會を開設せんとせしに、政府は之を禁止するの方針を取りたるが爲め、警官と人民との間に争闘起り、政府は近衛兵を動かし、諸官省等を護衛せしめ、人民は警察署、派出所等に放火せり、之が爲め死傷人民約六百、警官の負傷五百に達せり、<sup>最</sup>に於て政府は急に戒嚴令を布きて非常の變に備へたりしが、七日に至り全く鎮靜せり、芳川内務大臣、安立警視總監は引責辭職せり。

當時東京帝國大學教授にして媾和の不利を鳴すものありしが、政府は之を抑壓せんとしたれば、教授等は政府が學問の獨立を妨ぐるものとし、大に反抗を試みたり。



我皇帝陛下は明治三十八年十月十四日を以て媾和條約を批准あらせられたり、之に因て我政府は露國をして韓國に於ける日本の優越權を認めしめ、南滿洲の租借權、長春以南の鐵道を讓與せしめ、樺太の北緯五十度以南並に漁業權を割讓せしむるを得たり。

小村大使が、亞米利加より歸京の際には、媾和條約に對し國民が舉て非常なる不満足を表し、樺太南部を讓與せしめたるが如きは、只鮭の尻尾を貰ひたるものなりと嘲弄したりしが、其面積は二千三百方里、南北の延長百一十一里、東西の幅員は七里より十四里にして、人口八萬あり、大泊は要港にて、豊原は樺太廳の所在地なり、産物は水産が第一にて、之に次ぐものを林産とす、其總産額は、大正六年には無慮千二百萬圓を超へ、製紙原料の豊富なる外に、鑛産物等亦多し、無盡の寶庫と謂ふべし。

### 一五、日露戰爭中の悲喜

明治三十七八年の日露戰爭中は、余が精華學校創立の最中にして、日々新聞の號外等に依て連戰連勝の報告に接せしを以て、其都度常に愉快を感じるのみなりしが、只余の心を大に刺戟し感慨に堪へざらしめたるは、三十七年六月十三日、常陸丸が玄海灘にて、露艦の爲め追撃せられ、聯隊長須知中佐以下六百三十五名の將卒が、船と共に悲壯の最期を遂げたる一事なり、爾來余に取りて此六月十三日は、先考の忌日たる同月廿七日と同じく、終生決して忘るゝ能はざる悲しき日となれり、又日露戰爭中吾輩の最も杞憂に堪へざりしは、露國の「バルチック」艦隊の來襲なりき、從て對馬海峡に於て敵の艦隊が全滅し、司令長官以下を捕虜と爲したりとの報を得たるとき位愉快を感じたるは無かりき、日露戰役の戦利品は非常に多かりしを以て、其以來全國の神社佛閣を始め、旅館等に至る迄、砲丸等の記念品を備付くるに至れり、是亦愛國心養成の一助たるを得ん乎。

### 一六、韓 國

明治八年九月、朝鮮人が我軍艦を江華灣に砲撃したるも、朝鮮王其罪を謝したるを以て、事なきを得、同時に清國の異議あるに拘はらず、我邦は朝鮮を一の獨立國と認めたり、其後日清日露の兩大戰役を経て、明治三十八年十一月、伊藤樞密院議長韓國に至り、親しく韓王に謁し、遂に之を保護國となすの條約を結び、一名の統監を置き、外交に關する事項を管理せしむることとなれり、是に於て同月三十日、各國公使館は之を存置するの要なきを以て撤退せり、十二月二十一日伊藤博文、韓國統監に任ぜられ、翌年一月赴任したれども、彼の君臣心服せず、韓王は明治四十年海牙に於て萬國平和會議の開設せられたるを機とし、密使を派遣し、其獨立を回復せんと圖りたるも、我政府より參列の都賀大使より抗議ありて、韓王の希望は拒絶せられたり、之が爲め韓王は其位を讓り、統監は進んで韓國の内治にも干渉することとなれり。

明治四十三年八月二十二日は、日韓合併の條約締結せられたるの日にして、越へて二十九日韓國合併の詔勅宣布せられ、韓國を朝鮮と改稱せられたり、九月三日朝鮮總督府官制の制定あり、韓國併合以後我帝國は既に島帝國にあらず、大陸帝國なり、外國を以て海外と稱するを得ざるなり、且朝鮮の面積は我本州に均しきが故に、臺灣等の新領土を合すれば、今や帝國の面積は實に前日に二倍せり、其比較は左の如し。

	方 哩	人	口
舊日本	一七四、〇三三	五二、五一八、五一八	
新日本	二五六、〇三三	六三、〇三七、五一八	

此統計に依れば、面積は塊甸に次ぎ、人口は獨逸を凌ぎ、世界一等國の實質を備ふるに至れり。

朝鮮を日本に合併するに當り、外國より何等の干渉を受けず、且其事の案外速に行はれたるは、伊藤公の犠牲與て大に力ありたるならん、公にして知るあらば、亦以て瞑するに足らん乎、是より先明治四十二年十月十四日、伊藤公爵は露國大藏大臣「ウツテ」伯と何事をか密議せんが爲め、滿洲視察の名の下に東京を發し、二十六日午前九時東清鐵道の哈爾濱驛に着するや、韓人安重根なる者の狙撃する所となりて薨せり、識者皆之を痛惜す、十一月四日東京に於て



葬儀を行はれ、國葬の禮を用ゐられたり、公は在世中に吾精華學校の爲めにも力を盡されたれば、葬儀の當日は特に弔意を表する爲め、臨時休校せり、公爵の偉勳大功は赫々として世人の耳目に存せり、復た特筆大書するを要せざるなり。

抑も徳川幕府成立以來、三百年間泰平の爲め、我國民は柔弱に陥りしに相違なしと雖も、昔時封建時代に在りて群雄割據の下に、國民が數百年の久しき鎬を削り、互に相對抗せるが爲め、自然國民の力を鍊りたるを以て幕府は瓦解したるも、新に萬世一系の皇室の下に、極めて鞏固なる政府を組織し、共同一致して外國に對抗することを得たり、是れ實に日本民族の今日の發達を來したる原因なり、語を換へて之を云は、帝國の今日あるは、封建制度と世界無類の皇室との賜なりと謂ふべし、生れて明治の聖世に遭へる者、豈至大の幸福を感謝せざるべけんや、神武天皇紀元以來數千年間、我帝國の領土は、未だ嘗て増減する所あらざりしが、明治の初年に琉球を收めて縣と爲し、二十七八年の戰役に臺灣及澎湖列島を清國より割讓せしめ、三十七八年の戰役に樺太の半を露國より割讓せしめ、又關東州の租借權を獲得し、四十三年に朝鮮を合併せしを以て、此僅少なる年間に我帝國の領土は、殆ど二倍の大を爲せり、此の如き急激の領土擴張を爲したるは、世界各國中、多く其類例を見ざる所なり、是れ皆我邦人の大に發展すべき地にあらざるや、有爲の士若し其利器を試みんと欲せば朝鮮あり、滿洲、蒙古あり、何を苦んでか遠く北亞米利加に航して排斥の汚辱を被らんや。

### 一七、ハーデー翁

大正六年十一月、來朝の米國元水兵「ハーデー」翁は、我國人より非常に歓迎せられたるのみならず、帝室にても特殊の待遇を與へられたり、十一月二十日の觀菊會に召さるゝや、翁は水兵「ズボン」に「フロックコート」を着して陪觀し、特に兩陛下に謁見仰付られ、天皇陛下より親く握手、汝を見るを喜ぶ旨の勅語を賜はりたるは、非常の光榮にして空前絶後の事ならん、同人は千八百三十五年(天保六年)生にして、本年八十三歳なり、水兵として日本に來りたるは、

今を距ること六十四年前にして、千八百五十三年(嘉永六年)七月四日始めて浦賀の久里濱に上陸したり、當時薩督「ベルリ」の率ゐたる軍艦は、三隻の木造船にして、其噸數は僅に千六百噸なりしと云ふ、翁は今回久里濱に於て大歓迎を受け、米國より携へ來りたる一尺許の「オレゴン」松を「ベルリ」記念碑の右側に手植にしたり。

「ベルリ」提督の始めて浦賀に上陸したる際、一番困りたるは、椅子のなかりしことなり、止を得ず各寺院より曲祿を借り來て、代用したりと云ふ、其内の一個は今に北下浦村の最寶寺に寺寶として保存せらるゝを以て、今回之を出し、「ハーデー」翁に腰を掛けしめたり、翁の記憶を新にせしことならん、又當時の日本人の武裝は、陣羽織陣笠にして卒は火繩銃を擔ぎ、士は槍を提げ、具足を着して、黒船の投錨したる海岸に、陣取て警衛せり、當時亞米利加人の一番喜びたる贈物は、善良なる飲料水にして、石炭は十分用意して來りたるものと見へ、幸に請求なかりき、假令請求ありとも之に應ずること能はざりしなり、何となれば吾々日本人は、未だ石炭の使用法を知らず、從て採掘せざりしを以てなり、從來我邦人は小なる帆前船のみを使用して居たることなれば、今日前に風の如何に拘はらず、自由自在に航行する船を見て、大に驚き、米人は魔法を使ふて船を動かすものなりとは、一般の評判よりき、又亞米利加人は、膝が無から足が曲らぬ、從て座する事能はざるなりと云ひ、彼等の葡萄酒を飲むを見て、血を吸ると思ひ、便器を貰ふて花瓶なりと信じ、花を挿みて床の間に飾り置きたるものあり、其他之に類する珍談少からざりき。

## 第四章 歐洲大戰爭

### 一、日獨戰爭

大正三年六月二十八日、奧國の皇儲「ボスニア」にて、兇漢に暗殺せられたるが爲め、奧國政府は、塞爾維政府に對し一國の獨立を汚すが如き要求を提出したれば、終に國交斷絶し、八月一日奧塞の戰爭となりたるのみならず、獨逸土



對露、佛、英、白國との歐洲大戦争を勃發せしめたり、當時日本政府は、其餘波の極東に及ばざらんことを希望したれども、獨逸艦隊は東亞の海面に出沒し、膠州灣に於て、日夜戰備を整へ、英國の海上貿易に危害を加ふるを以て、日英同盟の協約に基き、八月十五日を以て、日本政府は獨逸國に對し、東洋に於ける獨逸軍艦の撤退又は武装解除及支那へ還付の目的を以て、膠州灣の租借地を、大正三年九月十五日限り、日本政府へ無條件の引渡を要求せり、其返答の時日を八月二十三日限とし、種々の方法を以て獨逸國政府に電報にて通知し、且在京獨逸大使館にも通達せられたり是れ國交斷絶の先驅たるを以て、余は曩に官命を以て洋行したる女婿田島勝太郎の身上を心配したりしが、幸に此時同人は既に英國へ渡りたる後なりき、二十三日に至るも獨逸より何等の回答來らざりしを以て、日獨戦争開始せられ、翌二十四日宣戰の詔勅を發せられたり、其時余は妻及長男夫妻を伴ひ、箱根堂ヶ島大和屋に滞在せしが、此事變を耳にするや、何等直接に關係なき身なるも、何分にも心配に堪へず、依て豫定の期日を短縮して俄に歸京したり、大正三年九月初旬、我軍は膠州灣の攻撃を開始し、十月二十日始めて飛行機を使用して敵の動靜を偵察せり、我高千穂艦は、敵の水雷の爲め膠州灣に沈沒し、乗組將卒は皆艦と其運命を共にせしは、世人の齊しく嘆惜せし所なり、十一月七日青島陥落し、俘虜二千三百名を得たり、越て十一日東京市民は日比谷公園に於て、盛なる青島陥落祝賀會を開き、旗行列、提灯行列等を催したり、又日獨開戰以來、我海軍は南洋に於ける獨逸の諸島を占領したり。

大正三年九月二日、露國は其首府聖彼得堡を「ベトログラード」と改稱せり、是れ彼得堡は獨逸名なればなり。此戦争は古今未曾有の大戦なり、聯合國は大小十八箇國、其面積は三千十六萬方哩、人口は十二億に達す、中歐同盟國は四箇國にて、面積は百二十萬方哩、人口一億四千萬人なり。

戦争開始の際に於る聯合國の戰闘員は、八千八百萬人、中歐同盟國は二千六百萬人なり、其奮闘激戦の結果、數千年來の文明は破壊し盡さるゝならん。

聯合國の中堅たる七箇國にて、今日までに費したる戦費は、已に二千六百八十億圓に達せり、米國獨立以來各國の費したる戦費總額は四百六十億圓にして、實に六十年間に使用したるものなるに、今回は四ヶ年に其六倍なる金額

を要したりとすれば、推して非常の大事件たるを知るに足れり、又四ヶ年を通じて敵味方の戦費は、平均一日二億千五百萬圓に達す、右七ヶ國の戦前の國債は四百七十一億二千萬圓なりしが、今日にては二千五百八十億圓に達したり、此利息を年一割とすれば、右の諸國は、年々利子として二百五十八億圓を支拂はざるべからず、實に古今未曾有の大負擔なりと謂ふべし。

之に加ふるに、戦争の爲め喪失したる船舶の總噸數は、約千五百萬噸に達し、戦争前の噸數の約三分の一を失ふたり、其外財産の破壊も有史以來類例なき巨額にして、戦後何年の後に恢復すべしか、到底見込立たざるなり、殊に其中には再び得難き歴史的價値を有する幾多の建築物、美術品等を含む故に、其損失は殆ど金錢を以て之を計量すること能はざるなり。

回顧すれば、日清戦争の終局に際し、獨逸皇帝は所謂三國干渉の首謀者となり、我邦をして遼東半島を還付せしめたるを以て足れりとせず、更に黃禍説を唱へ、世界列國をして我帝國の發達を恐怖せしめんと企てられたり、是れ我國民の大に憤慨せし所にして、吾輩の如き永く獨逸語を研究したる者には、一層其感を深からしめたりき、然れども彼の長を採り、我が短を補ふは、國をして益々其大を爲さしむる所以なるを以て、一概に獨逸を排斥するは、智者の爲す所にあらず、其長所は宜しく之を採擇して、以て我國運の發展に供せざるべからず、三十七八年の日露戦役も、其遠因は遼東半島の還附問題に基けるものにして、連戦連勝の結果、帝國は多大の利益を得、終に大正三年に至り歐洲大戦亂の勃發に際し、青島より獨逸人を掃蕩したるのみならず、南洋に於ける獨逸領の諸島を占領して、多年の屈辱を雪ぐことを得たり、是に由て之を觀れば前年獨逸の我邦に對する惡戯は、反て帝國今日の強大を來したる原因となりたるものゝ如し、禍福の變轉も亦奇ならずや。

## 二、日 支 交 渉

大正三年十一月七日、吾精華學校にては、運動會を催し、余は午後閉會を待て、青島の出征軍に慰問袋を寄贈せんと欲



し、其旨を生徒に計らんと思ひ居りし際、新聞の號外は、青島陥落、無條件降服を報せり、依て慰問袋の事は發言せず、閉會と共に君ヶ代の國歌を誦ひたる外、特に皇帝陛下萬歳を三唱して、愉快に運動會を終りたり、其後屢々山東省の事に付、支那政府より日本政府に要求し來りたるやに聞きしが、青島は最初支那へ還付の目的を以て、獨逸へ要求したれども、其後兵力を以て之を受取たる以上は、妄に支那政府の要求に應ずべきにあらざるを以て、不日日支間に何等かの交渉起るべしと推測したりしが、果せるかな、我政府は大正四年一月二十八日に第一項より四項迄の要求と第五項の希望とを支那政府に提出し、日置公使と外交總長陸徵祥との間に數回の交渉を重ねたれども、其議容易に熟せず五月七日を以て、我政府より最後の通牒を發し、其回答期を九日午後六時即ち四十八時間と爲せしに、支那政府は九日午後一時を以て、日本の要求全部承諾の旨を回答し來りしかば、幸に日支兩國の關係は破裂するに至らず、我政府の要求を貫徹することを得たり、只第五項の希望條件中の二三件は之を他日の商議に譲るとの名義の下に、殆ど無期延期に付せられたるは、聊か遺憾なりしと雖も、世間には日本政府は歐洲の大戦を利用して、漁夫の利を占むるものなりと爲し、猜疑の眼を放つ者も無きにあらざるを以て、要求は此位に止め獲得したる權利を反古紙とせず、十分利用する工夫を講ずること最も肝要なるべし、我要求せし條件の重なるものは左の如し。

### 第一、山東省に關する件

獨逸が獲得したる權利の承認、鐵道布設、市場の開放等

### 第二、南滿洲及東部蒙古に關する件

旅順、大連租借及南滿鐵道期限を九十九年に延長すること、南滿洲東部內蒙古にて日本人が各種の事業を營むこと、其他採鑛、鐵道布設等を許すこと等なり。

以上の外漢冶萍公司に關する請求を容れられ、大正四年六月八日を以て、皇帝陛下の御批准を経て、同日の官報を以て公布せられたり、然るに支那の國民は、此交渉の結果を國家の耻辱なりとし、我政府より最後の通牒を發したる五月七日を以て、世界無類の國辱記念日と爲し、當日は芝居、音曲、宴會を停止し、各新聞紙は一齊に慷慨悲憤の論説を掲げて、入民の愛國心を鼓吹せんことを圖れり、國辱記念に汲々たるは、實に奇なる愛國民と謂はざるべからず。

### 三、英國徵兵令

大正五年五月三日、英國は徵兵令を議會に提出し、十八歳より四十歳までの男子は、悉く兵役義務あるものと規定したり、蓋、從來の兵備未だ整はず、開戦以來既に九月を経るも尙攻勢に出る能はざるより強制兵役の必要を感じたるが爲なるべし、英國の如き保守主義の國に在りては、一般的強制兵役の如きは、到底不可能ならんと思ひしに、首相「アスキス」氏の盡力にて、本案の提出を見たるならん、其後本案は無事に議會を通過して、實施せられたり、是れ英國として非常の大改革なり。

抑も英國が今日迄徵兵制度を採用せざりしは、英國は海軍國なり、陸軍國にあらずと考へたるが爲なるべし、然るに今回の戦争の結果、徵兵制度を設けたるは、國家を維持するには強大なる海軍と共に、強大なる陸軍の必要を認定したるに由るものならん、吾々日本人より之を見れば、普通の事にして、何等の新奇の感なしと雖も、保守主義にして殊に個人の自由を尊重する英人より見れば、頗る重大なる改革と謂はざるべからず。

### 四、戦争と貿易

大正三年に始まりたる世界の大戦争の爲め、如何なる利益を吾々日本人に與へたるやと云へば、輸出貿易の大進歩是なり、戦争前には連年輸入超過なりしが、大正四年には一億七千萬圓以上の輸出超過にして、輸出總額は七億圓に達せり、是れ實に未曾有の巨額なり、従て我國の正貨は、大に増加せり、殊に贅澤品の輸入減し、且つ從來品質の如何を問はず、妄に舶來品を尊で之を購入せしものが、大に内地品を使用するに至れるは喜ぶべし、又外國より買入不可



能の結果、内地にて新に藥品、染料等の製出を企て之が製造會社設立せられ、其生産品は内地用に供したるの外、外國へ迄輸出するに至れり、此貿易の情況は大正五年、六年にも益良好にして、吾國の所有する金貨は非常の多額となりたるは、賀すべき事なるが、之が爲め物價は俄に騰貴して、官公吏の如き俸給を以て生活する者は非常の苦痛を感ずるに至れり。

又特に銅鐵類が戦争の爲め、騰貴したる結果、鐵山業も發達せり、殊に海運業、造船業者の如きは、船舶不足の爲め、非常に利益を獲たるものも少からず、現に東京高等商業學校の卒業生にして、大正三年七月迄は、月給百圓内外を受け、三井の社員たりし内田信也氏の如きは、大正四年に汽船の貸付料のみにて六十割の利益を得、最初五萬圓を借用して事業を始めしに、僅に一、二年の間に一十萬圓の資産を作り、一日の収入が一萬圓を算するに至ては、實に驚かざるを得ず、其後同氏は金百萬圓を、水戸市に設立する高等學校の經費に、寄付を申出たりと聞く。

世界大戰亂の爲め、我貿易の非常なる盛況を呈し、其結果英國政府へ迄金を貸付くるに至れるは頗る喜ぶべしと雖も、之を北米合衆國に比すれば、其及ばざること甚だ遠くして、殆ど天壤の差あり、同國にては大正三、四年度の二ヶ年に於て、軍需の輸出増加額のみを算するも四十億圓即ち一ヶ年二十億圓に達し、軍需品中、戦前に比し十五倍乃至二十倍に上れるものあり、殊に製鋼業は非常なる大繁昌にして、製鐵會社の利益は、之を前々年に比較すれば、非常の増額にして、其純益は八割乃至十割の増加を來せり、大正五年中、北米合衆國の現状を視察して歸朝したる友人の談に依れば、米國工業界に於る活躍は、非常なるものにて、軍需品を始め、日用品を製する大工場は、晝夜兼行日々幾千萬弗の製品を出せり、加ふるに理化學研究所の如きは、到る處に設置せられ、世界の發明の過半は、米國の發見に係り工業界の發展は、實に人目を眩せしむる有様なり云々。

### 五、與國輸入禁止

歐洲戦争の爲め、露國等より軍需品の注文數多あり、遂に明治三十七、八年戦役の戦利軍艦まで、露國の需に應じて其

數隻を千萬圓以上にて賣却するに至れり、然るに英國を始め露佛等に於て、正貨の海外流出を避くるが爲め數多の輸入禁止品を定めたるを以て、我商工業に一大打撃を與へたり、殊に奢侈品の如きは絶対に輸入を禁せられたるを以て、營業者の被るべき損害は蓋し少々にあらざるべし、加之、英國及び米國に於ては、内地需要の多きが爲め鐵類の輸出を禁じたれば、我造船事業を始め、幾多の製造業に多大の悪影響を及ぼせり。

### 六、工業發展の新計畫

歐洲戦争開始以來、我邦の工業上種々の計畫成立したり、就中其重なるものを擧ぐれば、官民合同の理化學研究所の設立の計畫なり、大正五年度より政府は十ヶ年の間二百萬圓の補助金交付を決議し、大正五年三月公布せられたり、其外製鐵調査會を設け、或は經濟研究會を設くる等、魚を觀て網を結ぶの狀なきにあらずと雖も、袖手爲す無きに勝るや萬々なりと謂ふべし。

### 七、八坂丸撃沈

大正四年十二月二十一日午後八時、八坂丸は地中海にて獨逸潜航艇の爲め撃沈せられたり、是れ我船舶の最初の犠牲者なり、幸に死傷者なかりしも、金貨百萬圓を失ひたりと聞く、之が爲め郵船會社は歐洲航路を喜望峯に採ることとせり、其後我船舶にして、獨艇に撃沈せられたるもの數隻に及べり。

### 八、聯合國經濟會議

大正五年六月十四日より十七日迄佛國巴里に集合せる聯合國政府の經濟會議の決議は、六月二十二日を以て我政府よりも發表せられたり、日本より特に派遣せられたるは阪谷芳郎男なりき、而して決議の要項は左の如し。

第一、聯合國は敵國民に對し通商を絶対に禁止すること。



第二、聯合國の蒙りたる手工、資本、産業の復活再興を計ること。  
第三、經濟同盟を作り、各自の利益を計り、敵國に大打撃を與ふること。

### 九、英國の財力と獨逸の武力

歐洲大戰争開始後、聯合軍は、二ヶ年を経て、始めて諸準備整ひ、露國の如き一時大捷を得、英佛の如き多少攻勢を取るに至りたるも、其後再び露國は大打撃を蒙りたり、而して余の特に感したるは、英國の財力の意外に豊富にして、日に一億圓の軍費を支出し、毫も苦痛の色なきこと其一なり、獨乙の兵器の意外に進歩し、或四十二珊砲なる前代未聞の重砲を使用し、(四十二珊砲は直徑一尺四寸の砲丸を發射し得るものなり)或は前代未聞の毒瓦斯を使用して、敵を困むるが如き其二なり。

### 一〇、飛行機と潜航艇

日露戰爭中は、兩國未だ飛行機を用ひざりしが、我邦にては明治四十二年に始て軍用航空氣球隊なるものを編成して、所澤に飛行場を設け、飛行機の研究に着手せり、爾後幾多の犠牲者を出したりしが、青島攻撃には多少飛行機を使用せり、然るに今回の歐洲戰爭に於ては、獨乙の如き盛に飛行機を使用し、英佛兩國にても亦多數の飛行機を使用し、雙方共非常の効果を收めたり、余は所澤に於て空中航行を縦覽せしが、未だ幼稚なりと思ふ、獨乙の「ツェペリン」飛行船の如きは偉大なるものにして、乗員三百名を收容し、大砲をも載せ、多量の彈藥を積込むことを得べく、實に恐るべきものと聞く、飛行機發達の事は我國に於る大問題にして軍艦問題より一層肝要なりと信ず、飛行機及潜航艇共佛人の發明に係るものなり。

無線電信は、日露戰役に於て早く既に我海軍の利用する所たり、明治四十二年には海岸局七ヶ所を公開して、廣く内外艦船との交通及外國局との交通を開始せり、又遠洋航路の民間諸會社の船舶にも無線電信局の設あるもの少からず、航海中の遭難等の場合には極めて便利なり、且つ又近來無線電話も既に成効したり。  
潜航艇に乘込むことは勿論危険なる事なるが、余は時々飛行機が空中を飛行するを見る毎に、乗人の無事ならんことを祈り、飛行機乗者にして、死傷者ありたるときは、其人に大なる名譽を與へ、其遺族には國家の許す限り十分の手當を與へて、一生安樂に生活し得る様爲されんことを希望す。

### 一一、キチナー元師の逝去

英國有名の元帥陸軍大臣「キチナー」氏は、大正五年六月、巴里の軍事會議に參列の爲め搭乗せられたる巡洋艦の沈没と共に、年齢六十七歳にて逝去せられたり、元帥は明治四十二年十一月、英國皇帝の御名代として來朝し、東北の大演習を參觀し、又故伊藤公の葬儀に列し、我朝野の歡迎を受けられたることあり、我國民の一般に尊敬せし所なるに歐洲大戰争の方に酣なるに當りて、此不幸を見たるは、嘗に英國の大損失のみならず、亦實に聯合與國の損失なり、眞に痛惜の至りに堪へず。

### 一二、休戰條約の成立

大正七年十一月十一日、聯合國對獨休戰條約の調印成り、大正三年八月を以て開始せられたる世界の大戦亂も、戦闘滿四年三箇月を経て、茲に始めて干戈を收むるに至れるは、誠に欣賀に堪へざる所なり、左に休戰條件の要領を掲げて正義人道の勝利の、如何に大なるかの一斑を記念せん。

- 一、休戰期間は十一月十一日より向ふ卅日間
- 二、獨軍はアルサス及ローレンを含む其占領地全部より撤退する事
- 三、獨軍はライン河の左岸より撤退する事
- 四、獨軍は大砲五千門、機關銃三萬挺其他莫大なる軍用器具及鐵道車輛を聯合軍に引渡す事



- 五、ズレスト・リトウスク及ブカレスト條約を廢棄する事
- 六、阿弗利加に於ける獨逸軍は無條件にて聯合軍に降服する事
- 七、獨逸は總ての損害を修覆する事
- 八、獨逸は其潜航艇及軍艦數十隻を聯合國に引渡す事
- 九、獨逸軍航空機は之を聯合軍に引渡すため豫め約定せられたる地點に集中せしめ置く事
- 十、獨逸軍隊は黒海沿岸諸港より悉く撤退する事
- 十一、聯合國商船は全部之を取戻す事

獨逸皇帝は休戰條約の調印に先つこと二日、即ち十一月九日、社會黨首領「シャイデマン」氏の建議に基き、退位を宣言し、直に和蘭に逃れ、帝の親友たる「ベンチング」伯の居城たる「ミットナハテン」城に入れり、皇太子も亦皇位繼承權の放棄を承認したる後、和蘭に遁れんとて途上獨逸の爲に狙撃せられたりとの風説ありたり、佛國「マタン」新聞紙は論じて曰く、二千萬の人類は前獨逸の爲に生命を失ひ、或は不具者となれり、只獨逸の戦争に對する罪は全く死刑に相當すと、英國首相「ロイド、ジョージ」氏は「ニューカッスル」に於ける演説中、前獨逸の罪惡を論じて第一は數千萬の無辜の民に無類の苦痛を與へたる大戦争を豫め周到に計畫せる道義上の犯罪なり、第二は中立國に其同意を得ずして侵入攻略せる罪なり、之に次ぎて潜航艇戦に依れる海賊的犯罪並に獨逸に於ける我俘虜を虐待せしが如きは十分に懲罰を加ふるの必要ありと爲せり、而して其後十二月中旬の電報に依れば、聯合諸國は獨逸前帝引渡に關し、諸法律家の意見一致せるを以て、近く和蘭政府に對し正式に引渡を要求すべしと、自ら播きたものは自ら刈らざるべからず、前獨帝及び其一味徒黨が相當の制裁を受くるは、固より當然なりと謂ふべし。

休戰條約に次ぎて起るは媾和條約問題なり、我帝國政府は本問題の特派使節として正使に西園寺侯爵を選びたり、副使に選ばれたる男爵牧野伸顯氏は陸海軍の委員を始め隨員三十餘名と共に十二月十日天津丸に搭じて先發せられたり、余は帝國の爲め切に其成功を祈るものなり。

### 一三、物價騰貴

大正六年以來、物價に異常の騰貴を來し、殊に米價が大隈前内閣時代に於て、低廉なりし反對に、大々の騰貴を來して終に大正七年八月内地に暴動起り、兵力を以て鎮定するに至れり、之が爲め國庫は米穀廉賣資金一千萬圓を投じ、皇帝陛下は俄に日光より御歸京遊ばされ、且つ金參百萬圓の救恤御下賜金あり、國民は寄附金を募集して貧民に廉米を賣り、又政府は外國米を輸入して廉賣し、之が食用を奨励する等、一時は非常の騒動なりき、併しながら米價のみ騰貴したるにあらず、凡ての物價が騰貴したるものなれば、余は戦争全く終り、世界の商工業が以前の情態に復せざる以上は、到底以前の如くに物價を低廉ならしむること能はずと信ず、經濟に國境なし、我國今日の物價は、歐洲各國の戦争物價に平均し來りたるものなれば、外國と貿易を中止せざる以上は、獨り我國のみ戦争相場にあらずして、平時相場を以て物品の賣買を爲さんとするも、到底不可能なるべし、尤も今回の物價騰貴を來したる他の原因は、政府が何等の必要もなきに、所得稅、酒稅、「ビール」稅、煙草稅、汽車貨物に貨物の運送賃を強て引上げたるに在るや明かなり、高き煙草を喫し、高き酒を飲みて生産に従事する農工民は、其製作品を高く賣らざるべからざるは當然の結果にして、見易き事實なりと謂はざるべからず、且又粗雜極まる小紙幣の發行も、物價騰貴の一小原因を爲したるは疑ふべからず、要するに政府の政策が大に過て物價の騰貴を助長したるは争ふべからず、現に大藏省の發表する所に依れば、大正六年度の政府の收入は、非常なる好況にして、巨額の支出を支辨するも、猶純剩餘金の總額は二億一千萬圓の多額に達せりと云ふ、此の如く國庫は豊富の財源を擁するに拘はらず、無法にも物價の騰貴を誘引するが如き政策を施し、單に農商務大臣が米價引下の爲め、種々盡力したりしも、何等の効力なかりき之が爲め、寺内内閣は辭職の己なきに至りたるが、將來の内閣大臣たる者は、深く意を社會政策に留め、斯の如き過誤を再びせざらんことを希望す。



## 第五章 帝 室

## 一、明治天皇

明治四十五年七月二十日、聖上御大患この號外出づ、國民の驚愕其極に達し、兒童走卒に至るまで、片時も速に御平癒あらせられんことを祈り奉りしに、不幸にして御病勢日を追ふて重らせ玉へ、遂に七月三十日午前零時四十三分、心臟麻痺に依り、崩御あらせられたり、聖壽六十一歳、洵に痛惜の至に堪へず、是に於て皇太子嘉仁親王殿下即時御踐祚遊ばされ、大正と改元あらせられ、越て八月二十七日、大行天皇の御追號を明治天皇と仰出されたり。

明治天皇は、天資英邁にして、實に賢君と稱し奉るべき大君にましまし、在位四十五年間に於ける治績は、王政復古廢藩置縣、國會の開設、學制の頒布、徵兵制度の制定、教育勅語の下賜、條約改正、領土の擴張等枚擧に遑あらず、帝國の國威を發揚し、世界大強國の列に入りたるは、一に御稜威の賜なり、殊に所謂戊申詔書を下賜せられ、國民の質素勤儉を奨励し、華美驕奢を戒飾し、一天萬乘の尊を以て、質素なる生活に甘んじ、避寒避暑等の事なく、常に身を以て模範を臣下に示し給ひしは、吾々臣民の感激に堪へざる所なり、宜しく之を永遠に傳へて、子孫をして廣大無邊の聖徳を仰がしめざるべからず。

吾精華學校は、大正元年八月三日、謹みて明治天皇崩御の御追悼式を舉行せり。

大正元年九月十三日、十四日、十五日を以て、明治天皇の御大喪儀を行はせられたり、即ち九月十三日午後靈輦、宮城御出門にて、青山葬場殿に於て斂葬の儀を行はせられ、十四日午前一時靈柩、汽車に乗御、山城國伏見里に向て御發軔あらせられ、十五日午前七時伏見桃山陵に斂葬し奉り、此三日間は廢朝仰出され、各官廳は事務を休停し、諸學校は授業を休課し、國民は哀悼の誠意を表し奉り、嗚呼哀いかな。

乃木大將は、學習院の生徒を率ゐて鎌倉に滞在中明治四十五年七月十九日に始めて明治天皇の御大患を聞き、即日歸京直に參内して天機を奉伺し、爾後御大葬當日迄、都合五十六日の間に百三十回參内したり、九月十三日更に參内して殯宮に御別を告げ、歸邸後、午後八時靈輦の御出門を報ぜらるゝと同時に、夫妻相並て短刀を以て殉死せられ、世人に非常なる感動を與へられたり、遺書に依れば、夫人靜子は最初には殉死の事を與知せず、大將殉死の刹那に臨みて始めて之を知り、共に殉死の決心を爲したるものゝ如し、葬儀は十八日午後三時に執行せられ、吾精華學校教員中會葬したる者多かりき、余は葬儀當日會葬するを得ざりしを以て、其翌日青山の墓地に參拜せり。

## 二、昭憲皇太后

皇太后陛下は、豫て慢性氣管支加答兒及慢性腎臟炎の御疾患在らせられし處、大正三年三月二十六日午後二時、俄然強度の狹心症を起させられ、爾後尿毒症御併發、心臟機能の御障礙ありしも、漸次減退の御模様なりしに、四月九日午前一時五十分再び劇烈なる狹心症を發せられ、四月十一日午前二時十分心臟麻痺に因り、終に崩御あらせられたり、乃ち、十二日より三日間廢朝仰出され、五月九日昭憲皇太后と御追號あらせられたり。

昭憲皇太后は、一條忠香卿の三女にして、御名を美子と申上げ、明治元年十二月二十八日明治天皇の皇后と立せ給へり、爾來貞淑温順を以て明治天皇に奉侍せられ、恭謹慈愛を以て皇子女を撫育せられ、之を内にしては明治天皇の盛徳大業を輔成し、之を外にしては文藝、美術、博愛、慈善等の事業を保護し給へ、内助の功洵に尠からず、臣民は常に婦道の龜鑑母儀の典型と仰ぎ、御齡の無疆ならんことを祈り奉りしに、圖らずも二豎に犯され給へ、渣焉として崩御ましまし、は誠に痛惜の至に堪へざるなり。

大正三年五月二十四日午後八時、靈輦青山御所御出門あり、代々木練兵場葬場殿に於て、斂葬の儀を行はせられ、二十五日午前一時靈柩、汽車に乗御、山城國伏見の里に向て御發車あらせられ、二十六日午前五時三十分、明治天皇山陵の次なる桃山東陵に斂葬し奉り。



### 三、明治神宮奉賛會

大正四年十月、明治神宮奉賛會成立し、總裁に伏見宮貞愛親王を戴き、副總裁に山縣有朋公と松方正義侯の兩人就任せり、本會の目的は、明治神宮内苑の外に外苑を作り、頌徳紀念の事業を起さんとするにあり、其費用を約四百萬圓とし、資金の募集を始められたれば、吾九段精華高等女學校職員及生徒一同、應分の金を寄付して、以て頌徳謝恩の微意を表せり、帝國議會に於ても、明治天皇及昭憲皇太后神宮奉祀の爲め、兩院共に満場一致を以て、用度支出の案を可決し、其事業の完全ならんことを希望せり。

### 四、今上天皇

明治四十五年七月三十日、今上天皇御踐祚遊ばされ、大正と改元あらせられたり。

今上天皇陛下は、明治天皇第三の皇子にして、明治十二年八月三十一日の御降誕なり、御名を嘉仁と申上げ明宮と稱へ奉れり、明治二十年九月學習院へ御就學、八年間御在學にて、其後は常の御殿へ數人の侍講を召して御研學遊ばされ給へり。

明治二十年八月三十日、東京宮宣下の御儀あり、同時に陸軍少尉、海軍少尉に任ぜられ、二十二年十一月三日皇太子に立たせ給へ、三十三年五月十日、九條道孝の四女節子姫と御結婚遊ばされたり、軍職は其後漸次御昇進にて、遂に陸軍中將、海軍中將に任ぜられたり。

大正四年十一月六日、鳳輦東京を發し、八日京都着御の上、十日を以て人皇第百二十二代今上陛下即位の大禮を擧げさせられ、同日午後三時三十分を以て全國民は一齊に萬歳を三唱し奉り、東京市民に於ては、種々奉祝の儀ありたり、次ぎて十四日を以て大嘗祭を行はせられ、新穀を以て御饌神酒を供せられ、式典終了の後二十八日還幸あらせ賜へり、本式典は古今未曾有の盛大を極め、參列の光榮を荷ふたる中外臣民の深く感激せし所にして、其經費實に八百萬

圓に達せり、余は十一月十六日、大饗第一日を以て、東京府廳に於て、賜饌を受け、饗膳瓶子杯を拜戴し、三千餘人一齊に陛下の萬歳を三唱して退場せり、又宮内省より大禮記念章を賜はりたり、大阪造幣局製造の「メタル」一個宛を吾精華學校の各教員に頒與し、以て大禮の記念と爲さしめたり、余は友人愛知縣知事法學博士松井茂氏より悠紀齋田の一なる同縣碧海郡六美村大字中島の上、丸の内早川定之助所有の田より齊田授穂式の繪端書を贈られたれば、長く記念として保存することゝせり、抑も今回の大禮に際しては、聖恩特に廣大にして、惠澤到らざるはなく、恩赦あり、贈位あり、叙位叙勳あり、府縣に百萬圓の御下賜金あり、養老賑恤の典に浴したる者三十八萬人の多きを算せり、而して受爵者九名あり、知友森村市左衛門氏の男爵を授與せられ、其功勞を中外に旌表せられたるは、余の誠に欣賀に堪へざる所なり、書に曰く、一人慶あれば億兆之に頼ると信なる哉。

## 第六章 維新前の教育

### 一、通説

徳川幕府の時代に於ける武家の教育は、湯島の學問所又は各藩の學校、私立學校にて行はれたるものなり、殊に徳川幕府は學問所に於て有志の者に經書、和漢文、詩文等を教授し、優等生には時服、白銀、書籍等を賞賜して、其勉學を奨勵したり、而して一般市民の教育に至ては、所謂寺子屋に於て、習字、商賣往來、國盡等を習はしめたるのみ、女子には女大學裁縫習字を教へたり、此等寺子屋の教師は多く醫師、神主、僧侶にして、往々浪人が其生計を營むが爲めに従事せし者ありしも、現今の如く毎月一定の謝金を徴收するにあらず、官學は固より無料にして、寺子屋も益と暮との二回に多少の禮金を捧げて謝意を表するに過ぎざりしも、明治の初年に至りては、稍今日の授業料に類せる仕組の學校出來たり、余は毎日一文乃至二文の日謝を以て寺子屋に通ひ、習字と珠算とを習ふの子供のありたるを記憶せり、其



外通俗教育として、講談が非常の感化を與へたるものなり、殊に下層社會の爲めには、路傍の葦簾張内にて、爲したる講釋又は大道講釋と稱するものあり、恰も今の救世軍又は耶穌教徒の大道演説の如く、何人にも随意に無錢又は多少の錢を與へて、補正成、忠臣藏等の忠勇義烈の講談を立聞きすることを得たるものにて、大に道徳的精神を涵養したるの効ありたり、尤も講談人情話に由ては、往々不都合極る事ありて、反て惡感化を與へ、不良少年等を出したる實例少からざりき。

## 二、學問所と講武所

江戸の武士の教育には文事と武事との二方面あり、文事の教育は、通例五歳より七歳まで手習を爲し、七歳に至れば讀書を初め、凡そ十歳までに四書、五經、小學の素讀を終りたるものなり、而して十歳より、毎年舉行する素讀吟味を受くるを例とし、當日は黒紋附に麻上下を着用せり、林大學頭、以下儒者の列席の場所にて、受験生をして一人づつ各冊半枚位を素讀せしめて及落を定め、落第したる者は翌年の吟味に願書を出して再試験を受けることを得せしめたるが、三度續きて落第するときは其資格消滅せり、而して其成績は甲科と乙科の二種に別ち褒美として甲科の者には銀三枚、乙科の者には銀二枚下賜せられ、書付には「素讀出精に付之を下さる尙出精すべし事」とありたり、今日は學生生徒が一般に勉強と云ふ言語を用ふ、是は維新後の事で、舊幕時代には出精と云ふ言語を用ゐたるものなり。學問所は、今の東京女子高等師範學校の所在地に在りて、林大學頭の昇校の際には、門番警蹕を發して通路を戒めたり、友人の記録に依れば、其建物は凡て木造にして七八千坪あり、就中、將軍の御座所、講義室、試験室等は美麗を極めたり、又林大學頭、儒官、教授方、御書籍掛、御賄掛等の詰所も別々に設てありたり。學問所は林大學頭監理し其事務を司る者を勤番、下番と云ふ、其上に組頭なるものありて事務を統轄せり、此勤番、下番は皆所内の役宅に住居せり、所謂役宅は長屋建なりしが、其所在地内に一戸獨立の構を爲せる家ありて、支那語の通譯之に住せり、又其近方に北寮なる書生寮あり、諸藩より選出せられたる書生の相集りて學習する所にして、此寮

より有名の人物を出したること尠からず、其舎長に選任せられたる人は、藩の儒者に登用せらるゝを例とせり。幕臣の生徒には通學生と寄宿生との二種あり、通學生には定員なかりしも、寄宿生は、南寮に入るものにして四十八人を以て定員とせり、御目見以上の子弟と、御目見以下の子弟とは、其室を異にし、高祿の子弟の中には、家來を召連れ來りて寄宿する者もありたり、各室とも六疊敷にして一人一室の制なり。

學問所にて日々生徒の講習する科目は、經書、歴史、詩文にして、毎日經書の講義あり、又輪講詩文會等ありて、儒官又は教授方會頭たり、又素讀所と稱するは、初學の徒の下級の教授方に就きて、四書五經の素讀を受くる所なり、余も此處にて素讀を受けたり、又學問所の輪講にも出席したり。

教授方、教授方手傳、世話心得等は、年末に僅少の手當を給與せらるゝのみにして、殆ど名譽職に類せり、學問所は只文學を學習するのみにして、武術は之を受くるの設備なく、只聖堂の後方に馬場ありしを以て、時に寄宿生の馬を借り來りて、馬術の稽古を爲す者ありしのみ。

寄宿生の食物は至て粗末なるものにて、下番の男兒十歳乃至十四五歳のもの、給仕人となり、食堂に會食す、朝飯は味噌汁、菜一品、晝食は煮豆位にして、一日、十五日、二十八日には魚肉を供せらる、夕食は大概香の物のみ、賄所の近方に風呂場一ヶ所あり、二人宛順番に入浴するの制にして、十日に一度位と覺ゆ。

此等學問所の費用は、悉く聖堂に屬する土地一萬石の收入を以て支辨したるものなれば、極めて節儉主義を取りたり。

通學生は其年齢の長幼、學力の如何を問はず、士族の子弟なる以上は、入學を許さるゝも、寄宿生は必らず十六歳以上なるを要し、且前髪あるものは之を許さず、又入舎試験ありて、之に及第するは頗る難事なりき。

寄宿生は一ヶ月六度限り外出を許され、其門限は嚴重にして、夕五ツ時を限りとし、外泊を許さず、若し一夜にても外泊せんとするときは、必ず身元引受人の實印を捺せる届書を要し、今日の寄宿生の生活より頗る嚴格なりき。

寄宿舎内に結髮人あり、買物は毎日一回小使をして調達せしむるを得べく、且醫師も二人宛舎内に宿直するを以て、



生徒は殆ど外出の要を見ず。

又舎内に於ては、碁、將棋及飲酒を嚴禁したれども、喫煙のみは默許せられたり、此の如く紀律嚴なる代に入舎生は一錢も支出するを要せず、一切の費用は悉く官費を以て支辨せられたり。

大人の受くる程度の高き試験を辨書の試験と云ふ、一大論文を提出するを以て、頗る困難なる試験にして、甲科に及第するは容易ならざりしが、幸に之に及第すれば、學問所の廊下に永く其姓名を掲ぐるの例にて、今日の博士以上の名譽を博し、大に立身出世することを得たるものなり。

素讀吟味が濟めば、劍術を初むるの例にして、其齡十三、四歳位なり、最初は各自己の好む所の先生に就きて習ひたるものなりしが、安政二年に幕府は始めて、築地小田原町に講武所を建設し、萬延元年に、更に神田三崎町に移し、弓、砲、鎗、劍の四術を教へたり、余が彰義隊に投せし時、西洋流の鐵砲を使用し得たるは、全く講武所にて練習したるに依れり。

元祿三年徳川綱吉が建たる湯島の聖堂は學問所内に在り、今の教育博物館の建物是なり、聖堂の所在地は余の幼時の遊戯場にして、椎の實、公孫樹の實等を取り、又種々の惡戯を爲したる所なり、聖堂に奉祀せる孔子の像は、昔時支那より齎らしたるものにて、元祿以來徳川幕府は非常に之を尊崇し、決して婦女子の之に近づくを許さざりき、幕府が聖堂を建設せし以來、諸大名も其城下に之を設けたるものなり、徳川氏は家康以來儒教の普及に盡力したるものにして、當時の社會及家庭に於ける倫理の標準は、一に之を儒教に取れり、從て孔子を崇拜すること深く、大學、論語の二書は、今日の教育勅語の如く、上下の等しく信奉する聖典たりき、今の聖堂は、元祿四年に上野より移して造營し其後改築したるものなり、建築は古式にて美觀と堅牢を兼ね、悉皆漆塗なり、余が文部省の會計課長時代に其剝落せる部分に、毎年少しづつ、修繕を加へたるが、其費用少からざるを以て、十分なる修繕を加ふること能はざるを遺憾とせり、斯る由緒ある建物は、十分に保存の方法を立てられんことを希望す、本殿中央には孔子の像あり、其左右に顔子、曾子、子思、孟子の像あり、其外諸聖の畫像を掲げられ、人をして肅然崇敬の念を起さしめたり、聖堂に於て毎年春秋

に釋典の儀を舉行す、林大學頭司祭者となり、支那式の器具に支那式の食物を盛り、之を聖像に供し、古樂を奏し、周環再拜(三拜九拜)の禮式あり、頗る嚴肅を極め、將軍家御名代の臨席するを常とせり、又當日は諸藩主より献金するの例なりき、實に幕府は非常の敬禮を以て聖像に對したるものにして、余の如きは釋典當日の外、親しく聖像を禮拜すること殆ど不可能なりき。

現存せる大成殿の額は、五代將軍の親筆にして、幕府時代には大に尊崇せられたるものなり。

### 三、教科書

幕府の讀物は、知識を授くるより寧ろ道徳心の涵養を主とし、特に忠孝信義を養ふことを力めたり。

讀本の刊行に關する取締法は頗る嚴重にして、正本屋と云ふ書肆の組合にて、原稿を検査し、其後町奉行又は林大學頭の檢閲を経て、始めて世に公にしたるものなり、官立學校は勿論私塾等にも、論語、孟子等の支那の書物を除くの外は、皆檢閲済のものを使用したるものなり、此外繪草紙屋にて發行するものは、専ら下等社會の用ふるものにして、殆ど自由出版に近かりき。

舊幕府時代に、國家的觀念の能く涵養せられたるは、當時の讀物が大に與て力ありたるもの、如し、余の學友和田維四郎氏は、舊幕府時代の武士及庶民の男女に讀まれたる書物を蒐集し、其散逸を防がんが爲め、男爵岩崎家に譲渡し、永く同家に保存せらるゝと聞く、其文庫に集録したる書物は、主として

- 一、學校にて普通の教科書として使用したるもの、
- 一、上流の家庭に於て讀本としたるもの、
- 一、風俗遊藝等を知るに必要なるもの、

等なり、種類より云へば一千十六種、冊數より云へば八千八百八冊にして、其價格は六千五百圓以上ならん。

### 四、蕃書取調所



舊幕府は安政三年九段坂下牛ヶ淵に蕃所取調所を置き、諸藩より洋學の先進を聘して教授となし、幕士の子弟に洋書を學ばしめ、且之を翻譯せしめたり、後洋書調所を改め、文久三年九月校舍を神田護持院ヶ原の空地に移し、開成所と稱し、洋學を研究せしむ、爾來我國に於る洋學は益々進歩するに至れり。

### 五、幕末の義塾

信濃の人村ト英俊氏、嘉永年間に私塾を開きて、佛學を教授し、豊前の人福澤諭吉氏、慶應年間に慶應義塾を設けて、英學を教授し、其他近藤眞琴氏の攻玉塾を芝に、中村正直氏の同人社を江戸川に設けたるが如きは、維新前後に於ける私立學校中の最も著名なるものなり、就中今日に至るまで連綿として益々盛大に赴き、特に數多の俊才を出したるを慶應義塾とす、明治十五年頃までは、諸官廳の高等官は、慶應義塾出身者最も多かりしは、猶今日諸官廳の高等官は、大概帝國大學の出身者なるが如し。

## 第七章 維新後の教育

### 一、帝國大學

明治二年六月昌平黌を以てて大學校と稱し、開成醫學の二校とす、十二月十七日大學校を改めて大學と稱し、開成學校を大學南校、醫學校を大學東校と稱せり、三年諸藩より俊秀の學生を選抜して東南兩校に入らしめ、之を貢進生と稱せり、又海外に留學生を派遣せり、四年大學南校、大學東校は單に南校、東校と稱せり、六年に南校は西洋風の校舍成り、東京開成學校と稱せり、十月開業式を舉行し、明治天皇親臨あらせられたり、時に伴某校長たり。

明治十年東校及南校を合併して東京大學と稱し、法、理、醫、文の四分科を置く、十二年二月校舍の新築成り、加藤弘之總理たり、其後十九年三月一日帝國大學と改稱せり、同年工部省の工部大學校を、二十三年に農商務省の駒場農學校及東京山林學校を帝國大學に併たり。

明治二十年、獨逸の教育者「ドクトル、ハウスクネヒト」氏を聘し文科大學に於て、「ヘルバルト」主義の學說を講演せしめたり、爾來獨逸の教育學說大に我邦に流行せり、當時余は同氏の公開演説場にて、屢通辨の勞を取りたり、就中虎の門の工部大學校、今の女學館の大講堂にて、森文部大臣の臨場の席に於て、三時間の長き通譯したるときは、非常なる苦痛を覺え、通譯位馬鹿げた骨の折れる仕事なしと思ひしを以て、其後は演説の通譯は一切之を謝絶したり。

回顧すれば明治二十年頃迄は、大學を始め諸官省にも、雇外國人頗る多く、何事も外國人の手を借らざれば爲すこと能はざる情況なりしが、其後我學術の進歩に従ひ、漸次減少し、東京帝國大學に於て、全然獨逸人を解雇したるは、醫科大學を始とす、日本の學界に於て、醫學が一番進歩したるが爲なるべし、然れども學術上の參考書の如きは、今日猶獨逸書に及ぼす、醫學者の如きも、年々數多の獨逸書を輸入して研究するを例とせり。

明治三十年六月十八日、京都に京都帝國大學を設置し、同年七月二十五日先づ理工科大學を開始せり。

明治四十年六月廿一日、東北帝國大學を新設し、同年九月十二日、先づ農科大學の（札幌）開校式を舉行せり。

明治四十二年文部省は貴衆兩院の建議に基き、東京帝國大學法科大學に商科を設けたり、是に於て東京高等商業學校の教授及學生は、大に不平を鳴らし、將に容易ならざる事端を發せんとせしを以て、文部省は學生等の希望を容れて事なきを得たり、我邦の諸學校に於ては、生徒等同盟休校すれば、必らず其希望を達するは、從來の歴史の證明する所なり、當時文部省は、東京高等商業學校を大學に進めるは、單獨大學を許さざる原則に反するを以て不可と爲せり、然りと雖も東京を始め、京都、九州、東北の各帝國大學共、其名は綜合大學なりと雖も、其實は單獨大學にして、各分科大學の間に何等の聯絡あるにあらず、唯綜合大學の美名を貪るに過ぎず、然れば綜合大學と云はんよりは、寧ろ單獨大學の群立と云ふを以て、名實相稱ふものと謂ふべし、故に法科大學に商科を設けんよりは、現時の高等商業學校の規模を擴めて、商業大學と爲し、更に良教員を選任するを以て、當然の處置なりとす、然るに文部省の計此に出で



ず、敢て不自然の事を断行せんとす、是れ其學生の抗議を招きて失敗を取りたる所以なり。

## 二、北海道帝國大學

北海道にては、從來の農科大學を基礎として、更に北海道帝國大學を設立せんことを企圖し、近來道民の運動盛にして、大正六年度を以て醫科大學を創立せんが爲め、北海道より金百五十萬圓を寄附せんことを文部省に申請したれば、多分其成立を見るならんとの事なり、新に續々大學の設立せらるゝは、實すべきに似たりと雖も、果して我國の學問の進歩に利益あるや否、校舎の創立は資金さへあれば何時にても之を爲し得べしと雖も、有爲の教授を得るは容易の事にあらず、今日の専門學校の教師に、大學教授の官名を與ふることも、學力は依然元の専門學校の教師たるに過ぎざれば、余は第一に良教授を養成したる後、漸次に大學を創設するを以て肝要なりと思考するものなり。

## 三、東京高等工業學校

日本の工業學校中、最も完備し、且つ最多の卒業生を出し、社會に利益を與へたるを、東京高等工業學校とす、本校は明治十四年福岡孝悌氏が文部卿たりし時に創立せられたるものにて、當時之を東京職工學校と稱せり、明治二十三年に東京工業學校と、同三十四年に東京高等工業學校と改稱せられたり、附屬としては、教員養成所あり、補習學校あり、余は明治三十一年に、同校の商議委員となり、其改良發展に盡力したり、當校は最初は極めて微々たり、校長にも異動ありしが、友人故手島精一氏校長たるに及びて、其基礎確定し、同氏の盡力に依て今日の盛大を致せり、校舎設備の如きも、同氏の一貫せる努力に依て完備せり、今日の本校舎は、余が文部省會計課長時代に、繼續事業として豫算を提出し、帝國議會を通過せしめたるものなり、同校には、色染科、紡織科、窯業科、應用化學科、電氣化學科、機械科、電氣科、建築科等、工業上必要の學科は殆ど其設あらざるはなし、斯の如く種々の學科を一校内に、一學校長の管理に屬する廣大なる學校は、我邦のみならず、歐洲諸國に於ても他に實例少なるべし、余は獨逸に於ては、此種の學校を見たるこ

となし、本校にては、單に學理を授くるのみならず、實驗を爲さしむるを以て、國費を要すること少からず、

余は我邦の工業教育に就きては、此種の工業學校以外に、小學卒業生にして、直に實業に就かんとするものを各種の實業補習學校に就學せしめ、工業軍の兵卒を養成すること、獨逸の如くせば、我邦の工業も始めて大々の發達を遂ぐるに至らんと信ずるなり、故手島氏は余が統計學の恩師故杉享二氏の令婚にして、從來萬國博覽會の委員として海外に出張せられたる事何回なるを知らず、其開設あるや、殆ど毎回出張せられざるはなし、氏は明治二十三年に工業學校長に就職せられ、一年程退職せられて、再び本校長に就職せられ、大正五年病を以て退職せられ、坂田貞一氏が其後任となられしまで二十六年間孜々として校務に盡力せられ、我邦工業教育の發達に、多大の貢獻を爲されたるは、世人の知る所なり。

## 四、商船學校

商船學校は初め私立學校なりしが、明治十五年官立に變じ、農商務省の管轄に屬せり、初めは東京商船學校と稱し、十九年に商船學校と改め、逓信省の所轄となり、終に今日に至れり、余は明治四十三年に逝去せられたる校長故平山藤次郎氏とは親交あり、且つ常に日本人に海を愛する念慮を養はしむる必要を感じたるを以て、數回生徒を引率して同校を參觀したり。

## 五、水産講習所

明治三十年に、余が文部省に在職せし時、農商務省は突然水産講習所なる名稱を以て、純然たる水産學校を創立せり、當時文部省の官吏は、全國の教育事務を統一するは、文部省の職任なるに拘はらず、農商務省が名を講習所に假りて、官立學校を創立したるは不都合なりとて、一時大に激昂したりしが、幸に無事なるを得て、友人松原新之助氏永く所長として、盡力せられたり、其後大正四年に至り、之を文部省の所管に移すことに内定したるに、生徒は之に反對し



同盟退校等の大騒動を爲せり、之が爲め下校長は退職となり、生徒は例に依て其希望を達し、所管替を爲さるること  
に決せり、我邦の水産額は、年々増加し、今や既に年額一億圓の收入あり、又最近の調査に依れば、東京市民の一ヶ年  
に消費する魚代は、卸賣にて少なくも金二千萬圓にして、其重量は約十萬噸なり、内生魚千萬圓餘、干鹽魚百二十萬圓  
合計千二百二十萬圓なり、此外に川魚の代價、運賃を加算するときは、少くとも一ヶ年金二千萬圓に達すと云ふ、然れば  
自今一層水産教育を盛にし、益々改良發達を講ずるは、四面環海の我邦に在りて、は極めて必要なるべし。

## 六、教育制度の概要

明治四年七月、新に文部省を設置し、大木喬任氏文部卿に、江藤新平氏、文部大輔に任せられたり。

明治四年十一月、岩倉具視、歐米各國へ出張の際、文部大丞田中不二麿、學事視察の爲め、始めて歐米各國に派遣せられ  
たり、長與專齊、中島永元、今村和郎、近藤鎮三、内村良藏の數氏同伴せり。

本邦教育の起原は甚だ古く、徳川時代にも多少の教育を施したるも、國民一般をして學に就かしむる事に至りしは、  
明治以後の事に屬す、其初年には社會に人物を要すること多きが爲め、成る丈け早く學校を卒業して、社會に出て、働  
く事の出来る様、當初は變則、速成主義を採用せられたり。

明治五年始て學制を制定し、義務教育の大方針を定め、小學校を創立せしめられ、同年東京師範學校を創立せられた  
り、其目的は小學教員を養成するに在り、米國人「スコット」氏を聘して教師とせり、後大阪、宮城、愛知、新潟、廣島、長崎  
に師範學校を官設せられしが、十年に至り、小學教員の養成を地方に托し、官立師範學校は之を廢止せられたり。

明治八年一月八日、小學生徒の年齢を滿六歳と定められたり。  
明治初年の小學教育の費用は、市町村費及國庫補助費を以て支辨せしが、十四年に至り、國庫補助費を廢し、専ら地方  
税と市町村費の支辨に委任せり。

明治十四年小學校令、師範學校令、大學令を發布し、同時に諸學校通則を定められたり、小學校は尋常科、高等科に別

ち、修業年限を各四ヶ年とし、土地の情況に依り、簡易科(修業年限三ヶ年)を設くることを得しめたり、師範學校は高  
等、尋常の二種に別ち、高等師範學校は官立とし、尋常師範學校は各府縣に各一校を設置するものと定めたり、高等師  
範學校は最初男女合併なりしが、二十三年に至り分離せり、十八年二月森有禮氏文部大臣に任せられ、十九年四月新  
に小學校令及其細則を發布し、大に督勵せらるゝ所あり、爾來我教育界稍其面目を改むるに至れり。

明治二十二年二月十一日憲法發布式に當り、森氏は參朝せんが爲に大禮服を着して、永田町文部大臣の官舎の玄關  
に出づるに際し、刺客西野文太郎の爲め重傷を負ひ、即日薨去せられたり、西野も亦直に護衛侍者の爲め、斬殺せられ  
たれば、暗殺の趣意は果して那邊に存せしや、知るべからずと雖も、世傳へて森氏の伊勢大廟參拜の際、不敬の舉動あ  
りたるを憤慨したるに由ると爲せり。

明治維新の初に在ては、殆ど凡ての制度は、其範を歐米諸國に取りたるものにて、教育の施設は、米人「モルレー」氏を  
聘して文部省の顧問と爲し、主として米國式を採用したりしが、明治二十三年制定の小學校令は、獨逸殊に「サクセ  
ン」王國の小學校令に基きたるものなり、又教育者は獨逸の教育書を読み、獨逸に留學し、其制度、教育學、教授法を學  
びたり、斯の如くにして吾國の教育制度は出來たるものなれども、其實施上の成績を觀れば、獨逸に似たるは、單に其  
形式に止まり、其精神を傳ふるもの少し、要するに日本の學問は未だ獨立獨歩の域迄進み居らざるを以て、今尚依然  
として外國の精粕を嘗め、外國崇拜の念を脱せざるは頗る遺憾なり。

## 七、高等師範學校

東京高等師範學校は、其始師範學校と稱し、明治五年、舊昌平校の跡に設け、小學校授業の方法を授くるを以て目的と  
爲せり、其後漸次發達して、中等程度の學校の教員を養成する所となれり、明治三十三年伊澤修二氏の校長時代に於  
て、舊昌平校の敷地狹隘にして、授業上差支を生ずる旨の申請あり、余も會計課長として同感なりしを以て、當時東京  
府會議長たりし芳野世經氏の所有地の一部分即ち小石川區大塚窪町に於て、二萬五千坪程を約十二萬圓にて買收



したり、余が會計課長時代に、一口十萬圓以上の支拂切符を振出したるは此時なりき、其後新敷地に本校舎及附屬學校を漸次建築し、三十六年に至り、新校舎落成して一部分の移轉を爲し、遂に全部の移轉を了せり、而して其跡地は之を東京女子高等師範學校の敷地に合併せり、其所在地は徳川幕府の大學たる昌平黌の敷地全部及び當時鑄物場たりし櫻の馬場と稱せし、隣地を合せたるものなり、余は幼時昌平黌の長屋に住みたるを以て、昔時の大學の敷地變じて、今日の高等女子教育機關の所在地となりたるを見て、懷舊の感を催さざるを得ざるなり。

明治十九年二月體操傳習所を廢し、男子高等師範學校の附屬とせられ、爾後體育の事大に衰ひたり、三十三年坪井玄道氏を體操研究の爲め歐米へ派出せられたるは、伊澤氏と余と内外相應じて盡力し、以て其目的を達したるもの也。

明治三十五年廣島高等師範學校を設置せられたり、其敷地は余が會計課長時代に選定したるものなり。

## 八、學 習 院

學習院は、天保十三年の頃、京都に設立せられ、専ら公家の子弟を教育する所たりしに、明治維新の際廢せられたり、其後華族相謀り、其子弟を教育せんが爲め、校舎を設け、皇室より十五ヶ年間毎年金一萬五千圓を下賜せられ、明治十年に開校式を擧げ、名を學習院と賜はり、大學科卒業生は、學習院學士と稱することを得せしめたり、明治十八年に女子部を廢し、一時は華族女學校を別に設けしが、再び明治二十九年に華族女學校を廢し、學習院に合し、女子部と稱し、大正七年に至り更に獨立の華族女學校となり、終に今日に至れり、最初校舎は四谷に設けられしが、地震の爲め大破を來したるを以て、男子部の校舎は目白に建築せられたり、今日にては平民の子弟も幾分入學を許可せらるゝを以て其子弟にして、入學を希望する者少からず、抑も華族の子弟教育の爲め、果して斯の如き特別の學校を設置するの必要ありや否、且つ華族の子弟は、本校に入學するが爲め、如何なる利益ありや否、余は之を疑問とす、世人或は華族のみを皇室の藩屏なりと稱する者あれども、余は日本國民の全體は、其華族たるど士族、平民たるを問はず、皆皇室の藩屏なりと主張せんや欲す、若し華族のみを以て皇室の藩屏なりと爲さん乎、自ら士族平民を疎外するの弊を生

し、其極却て累を皇室に及すの虞なきにあらず、是れ實に帝國の教育上大に注意すべき問題にあらずや、夫れ天壤無窮の皇運を扶翼し奉るは、日本臣民の義務にあらずや、同一の臣民に華族、士族、平民の區別あさへ、寧ろ有害無益と謂はざるべからず、余は學習院の如きも之を廢し、華族の子弟も通常の學校に通學せしむるを以て、華族の爲めにも、國家の爲めにも、教育上利益多しと信するなり。

明治維新前には華士族と平民との間には、其社會上の位置に非常の等差ありたるものなるも、明治三年に平民にも苗字を、四年に乘馬を許され、同年士民に散髮、立礼を、同年華士族に營業を許可せられたる以來殆ど華士族平民の區別の必要なきに至れり。

徳川時代に、諸侯の數は三百六十餘と聞きしが、明治維新後、新に華族に列せられたるもの頗る多く、且つ年々増加す、明治十七年華族令を定め、公、侯、伯、子、男の五等に分ち、華族に爵を授けらるゝこととなれり、大正六年末の調に依れば、公爵十七、侯爵三十八、伯爵百、子爵三百八十一、男爵四百、合計九百三十六戸なり、國家に効勞ある人が、華族に列せらるゝものとはせば、誠に賀すべく、祝すべき事なり、今日の日本帝國は、國土、人口等昔時に二倍し、大に國威も揚りたる事なれば、之に應じて華族の増加するは差支なきも、將來若し濫に華族の増加することあらん乎、自ら其尊嚴を減じ、且つ其子孫は多くは高等遊民に陥り易きものなれば、將來は成るべく功勞に對して、其人一代に對する恩賞の方法を取らんことを肝要なるべし、父の功勞に依り、何等の功勞をも有せざる子孫にまで、其榮爵を及ぼすが如きは、反て本人の爲め國家の爲め不利益にあらざる乎、昔時父が死罪に當ると、其家族まで死刑に處せられたる事の不當なると同一にはあらざる乎、大に研究すべき問題なるべし。

## 九、聾啞及び盲學校

余は聾啞及盲の教育には、特に趣味を有せしを以て、歐米學事視察の際特に注意し取調べたりしが、獨逸の教育方法最も進歩せしを觀て、我邦にても獨逸に倣ひ、其教育法を改良せんことを希望せり、而して其根本は先づ聾の學校と



盲の學校とを全然分離するに在り、當時我邦にては、東京は勿論地方にても盲教育と啞教育とを、同一の校舍にて、同一の校長に管理せしめたり、是れ第一に改良すべき根本的問題なり、第二は獨逸にては、啞者には手眞似を以て談話することを許さず、正しき發音を以て談話し得るを以て目的とし、手工の如き之を課せず、啞學校卒業後、工場に就き實業を習得し得る丈の能力を與ふるを以て目的とせり、現に余が伯林の啞學校を參觀したるとき、一啞生に「書籍室より某書物を持つて來て呉れ」と、獨逸語にて語りたるに、間違なく余の希望したる書籍を持參したるには感心せり之に反して盲學校にては、種々の手工を課せり、其製作品も頗る佳良なるを觀たり、余は歸朝後是非盲と啞との學校を分離せしめ、啞教育の方法を獨逸風に改めんことを希望すること切なりき、然るに余が文部省在職中には、未だ其目的を達すること能はざりしが、四十二年四月に至り、東京盲學校を設置し、校舍を余の住宅の近方なる小石川雜司ヶ谷町に新築せり、是に於て始めて余の希望の如く、啞盲教育の分離を見たり。

東京聾啞學校は、明治八年有志者の設立せる樂善會の計畫に始まり、九年に訓盲院の設立となり、初めは校舍を築地三丁目に置き、二十二年小石川指ヶ谷町に移し、二十三年小西信八氏校長に任せられたり、二十九年同氏が盲啞教育視察の爲め、歐米諸國へ出張を命ぜられたる際、余は幸に文部省在職中なりしを以て、大に盡力したり、其後盲啞の教育を分離するに當り、小西氏は聾啞學校の專任となり、盲學校は、永く女子教育に従事せられたる町田則文氏校長に任せられ、遂に今日に至り、就中小西信八氏の如き、數十年間一日の如く盡力せられ、多數の不幸者を救済せられたるは、余の大に感謝する所なり、猶之に次ぎて忘るべからざるは、友人伊澤修二氏の吃音矯正會の事業なり、維新前には、不治の難症と斷念したるものなりしに、今日にては矯正の結果、自由に談話することを得るに至り、現に吾精華學校の生徒にして、夏休中に同氏の樂石社に入會して、通常人の如く談話することを得たるものありたり。

## 一〇、幼稚園

幼児保育の事は、教育上等閑に付すべからざる重要な事項なるを以て、余は歐米視察の際、特に獨乙の幼児保育の方

法を研究せり、我國にて、法令上幼稚園に關する規程の設けられたるは、明治五年なりしが、事實上にては明治九年に東京高等師範學校の附屬として設立せられたるを、我國幼稚園の嚆矢とす、大體「フレイベル」主義に基きたるものなり、而して明治十一年に至り、同校内に保姆練習科を設け、其卒業生並に小學師範卒業生、保姆講習科修了生等を以て、保育の任に當らしめたり。

明治十七、八年の頃、余が幼稚園を巡視したる際には、學齡未滿の幼兒を私に小學校に入學せしめ、又は幼稚園を小學校の豫備科の如く心得、學齡兒童と同一の教育を施さんとし、甚しきは幼稚園保育修了者を小學二年級に編入せんことを希望する父兄もあり、園主もありて、幼稚園の趣旨を誤解したる向も少からざりしを以て、當時文部省は特に訓令を發し、學齡未滿の兒童は必ず幼児保育の方法に依るべき旨を以てせり。

其後明治三十二年に文部省は幼稚園保育規程を發布したり、是れ現行規程の基礎なり、明治四十年に至り、保姆と相當の資格あるものには、小學校教師と同じく、退隱料を支給することとなり。

明治十六年には幼稚園の數十一、保姆三十二、幼兒五百四十四なりしが、年月と共に漸次進歩し、大正四年には園數六百五、保姆千六百九十九、幼兒四萬八千八百十三人となれり。

大正六年十月文學士倉橋惣三氏が、東京高等師範學校附屬幼稚園の主事に任せられたるは、余の大に悦ぶ所なり、是れ余は日本の小學前の教育即ち主として幼稚園の改良に望を囑すること大なりしに、今や幸に主事其人を得たればなり、余が倉橋氏を知りたるは、同氏が兒童の教育上有爲の心理學者なるを發見し、其説を賞したるに始まれり、其後同氏より氏の父は静岡市紺屋町に住し、辯護士を業とし、余が義兄篠本節の知人なる旨を傳へ聞き、其奇縁に驚きたり、明治四十五年三月一日、上野精養軒にて、氏と内田トク子との結婚披露式あるや、余は媒人として、一場の演説を爲せり。

## 一一、平沼貧民學校



余が文部省に在職中、華族若の緯號ありし横濱の豪商半沼專藏氏が、慈善的の事業を起さんと欲する希望ある旨を、友人梅田横濱市長より聞きたる際、偶然汽車中にて平沼氏に面會したるを以て、好機失ふべからずと信じ、貧民學校設立の必要を説き、且つ之を法人となして設備費の外金五萬圓を基金とし其利子を以て維持費と爲すべき旨を説きたるに、速に之を承諾して、其所有地内に立派なる學校を設立し、余も時々横濱に出張して監督の任に當れり、然るに維持基金の五萬圓は容易に之を提供せず、維持に必要な支出も之を避け、甚しきは校長を役宅に住居せしめながら、宿料を俸給より控除するが如き、不法なる所業を爲し、到底見込なきを以て、余は之を創立せしめたるも監督を辭するの己むを得ざるに至れり。

### 一一、私立女子大學

明治三十四年、山口縣人成瀬仁藏氏が、余の隣地の三井家の所有地に、女子大學校を創立せり、大隈侯、久保田男、西園寺侯、森村男、澁澤男等の盡力與て力あり、余は所有地の過半を明治三十五年より十一ヶ年間同校の敷地に貸與し、森村氏寄附の豊明寮なる寄宿舎用地に宛てたり。

西本願寺法主大谷光瑞帥裏方の遺志に基き、大正六年四月に、佛教婦人會の手を以て、京都の高等女學校内に、三年程度の女子大學の設立を計り、全國の婦人會員三十六七萬人より一人一圓づゝの寄附を求め、設備費、維持費に宛てんとする計畫ありと聞く、余は文部省在職中より今日に至るまで、大學程度の高等教育は、普通一般の女子の爲めには必要なしと信せり、若し其必要ありとけるも、宗教に關係ある團體を離れて設立することが、國民教育の爲め、肝要ならん。

佛教信者が女子大學を設立せんとするの外、基督教徒も亦基督教聯合の女子大學創立の計畫を爲すものありて、已に資金の募集、土地の購入等に着手したりと聞く、大切なる日本國の女子教育を、外國の宣教師に托し、以て完全なる純日本式の女子教育の効果を收めんとするは、到底不可能の事なればなり、若し果して我國にも女子高等教育の必

要あらば、何ぞ必しも宗教家の手を借用するの必要あらんや、然るに今や事實となりて、大正六年十一月、宗教女子大學設立せられ、新渡戸稻造氏が校長に、安井哲子女史が學監に就任せられたり、理事は日本人五名歐米人十名なり。

### 一三、教育博物館

我が國の教育は、之を維新前に比すれば、此五十年間に非常なる進歩を爲したるは勿論なれど、其進歩は、主として學校教育に在り、家庭教育と社會教育の二方面に在ては、之を歐米の文明國の進歩發達に比すれば、大に遜色ありと謂はざるを得ず、彼の伯林に於ける圖書館、博物館、通俗講談會等の設備完全して、市民をして盛に之を利用せしめ智識普及の上に偉大なる功を奏しつゝあるは、實に羨しき事と謂はざるを得ず、其他獨逸にては、有益なる書物の出版多く、殊に通俗的の安價なる書物の出版せられ、各種の智識を普及せしむるは、吾々日本教育家の大に考慮し研究すべき問題なり、日本人は廣く、智識を求めんと欲せば、必ず英佛獨語を解せざるべからず、然るに獨逸にては外國にて有益なる書物の出版せらるゝや、直に之を獨逸語に翻譯して、安價に販賣するを以て、獨逸語さへ解すれば、如何なる方面の事項にても研究するの便あり、善良なる出版物の普及は、大に教育の普及を助くるの力あり、又、我邦の家庭教育も、之を英獨に比すれば、大に改良の餘地あることは、余の日々目撃する所なるが、之が改良の功を奏せんには女子教育の改良と進歩とに由るの外他に明案あるなし。

明治十二年頃、今の美術學校の所在地に、教育博物館あり、故高等工業學校長の手島精一氏が館長として熱心に努力計劃せられ、其成績頗る觀るべきものありたり、其後教育博物館は之を高等師範學校に附屬せしめられ、上野に在りたる品物は、之を御茶の水の舊聖堂内に陳列し、僅に其形骸を留めたるに過ぎず、一時は非常なる貧弱に陥り觀者を以て慇懃の情を起さしめたるを以て、余は當時獨逸より購入したる動物書若干を寄附したることあり、且數々其再興の必要を説きたるも、一人として省るものなく、實に遺憾に堪へず、其後も舊聖堂へ行く毎に、手島君時代の博物館を回想せしむることなかりき。



然るに、大正六年の十一月の新聞に、御茶の水の教育博物館にては、去る四月より其圖書部に自然科學の通俗書と教育参考書とを備へ、兒童席、婦人席、普通席等に別ち公開することになり、又木造二階建西洋館も、三百坪程のもの落成して、「大戦と科學」に關する特別展覽會を開設し、大正六年十一月十七、十八日の兩日を以て招待日となし、十九日より一ヶ月間公開して新築を披露する旨の記事ありたり、余は恰も同月十七日に妻と共に轉地療養の爲め、伊豆へ出立したれば、特別展覽會を見るの機會を失ひしは、頗る遺憾なりき、幸に余が文部省に在職中に主張したる、教育博物館再興の必要を賛成したる、朝日新聞記者として知友なりし、勝田孫彌氏より、新築の博物館を一覽したる狀況を報知せられ、大に余の心を感ずるを得たり。

#### 一四、博物館

明治四五年の頃、余は大學生として、大學南校の所管なる九段坂上の藥園に設けられたる物産局を參觀したることあり、七年に文部省内に博物館を置き、御茶の水の大成殿（聖堂）を以て博物館觀覽場に充て、後之を上野に移せり、其後或は内務省に屬し、或は農商務省に屬し、終に十九年三月宮内省の所屬となり、三十三年より帝室博物館と改稱せられて、今日に及び。

世界の美術國として、西洋にては佛蘭西國、東洋にては我が日本國を稱せらる、余が巡視したる美術館中、其屈指のものを擧ぐれば、巴里の「ルーブル」博物館、倫敦の繪畫博物館、華盛頓の國民博物館とす、余は此等の博物館に於て容易に再び得難き日本の美術品を見たり、翻て我國の美術品を見るに、帝國博物館の美術部には、其蒐集に係る貴重の美術品なきにあらずと雖、余は美術國たる帝國としては、物足らぬ感なきにあらず、故に余は繪畫や彫刻の爲めに、特に美術館を設立するの必要ありと信ず、是れ當に我國の美術發展の爲めのみならず、帝都の面目の爲めにも教育の爲めにも美術家の爲にも必要缺くべからざるものなり、殊に近來華族其他の人々が、其秘藏せる美術品を賣却すること流行するが故に、優等品の海外へ持去らるゝ恐もあれば、歐洲大戦争の未だ終息せずして、金融状態の好況なる今

日の時機に於て、其設立を企てられんことを切に希望す。

#### 一五、博覽會

幕末に於て、佛國に萬國大博覽會の開設あり、幕府之に參列し、種々珍奇の出品を爲せり、此時名古屋城の金の鍍を出品せしに閉會後日本への歸途、難船したる爲め、一度は海底に沈没せしが、之を引擧げて再び名古屋城頭に据付たるものなりと聞く、徳川家の公子昭武一行の佛國博覽會に臨むや、島津家の士某、島津家の勢力の強大なるを示さんとし、獨立の琉球國王の出品に辨の紋章を附し、以て島津領たるを知らしめ、之を日本國旗と共に陳列し、帝國政府の旭章と、島津家の辨章とを同一の地位に置きたるも、幕府之を制する能はず、之に依て帝國の不統一なることを明かに外國人に示したり。

第一回内國勸業博覽會は、明治十年に、第二回は十四年に、第三回は二十三年に、毎回上野公園内に開設せり、第一回の美術館は即ち現今の博物館なり、第三回の博覽會の開設に際し、淺草の凌雲閣即ち十二階成り、開業せり、余が内地にて「エレベートル」に乗りたりは、十二階に登りたる時を始とす、昇れば東京の大半を眼下に觀ることを得たり、當時此建物は市内の一奇觀を以て稱せられたるものなれども、今日にては十二階と云へば、醜業婦の集會所を意味するに至れり。

第四回は二十八年京都にて、第五回は三十六年大阪天王寺に於て開設あり、其後四十年に東京府は上野公園内に東京勸業博覽會を開きたり、明治三十三年には佛國に萬國大博覽會あり、我政府之に參同せしを以て、余は當時文部省出品取調委員長として、出品蒐集に力を盡したり、且會場に出張して、大に陳列方法を改良するの考案を抱きたりしが、故ありて出張するに至らざりき。

明治四十年我政府は、明治四十五年を以て萬國大博覽會を、舊青山練兵場に開くこととし、其經費を一千萬圓と定め且つ其旨を外國にも通知して參同を求めたり、之が爲め北米合衆國の如きは、已に豫算百萬弗を可決し、委員をも任



命したるに、我政府は翌四十一年に至り、四十五年を五十年に改正したり、大正六年は即ち五十年に相當すれども、何等實行上の計畫あるを聞かざりき。

### 一六、動植物園

小石川區白山御殿町に在る東京帝國大學理科大學附屬植物園は、余が文部省在職中に、小供を伴ひ、妻と共に屢々散步を兼へ行きたる所なり、同園は舊幕時代には、小石川薬園と稱し、種々の藥草を栽培したる所なりしが、明治四年に文部省の直轄となり、十年に更に東京帝國大學の管理に移ると同時に、名を小石川植物園と改め、理科大學に附屬せしめられたるものなり、友人松村任三氏が園長として盡力の結果、今日の整頓を見るに至れり、其面積は四萬八千餘坪、内外産の植物數萬種、泉石の美に富める庭園等ありて、教育上頗る有益なり。

植物園は、西洋にては早く九世紀の頃に始まり、今日にては非常の發達を遂げ、到る處に其設置を觀ざるはなし、我邦にても各地に植物園を増設し且其内容を大に充實せしむる必要なるべし。

動物園は、西洋にては大に發達進歩せり、殊に獨逸「ハンブルク」の動物園の如きは、私設事業なるも、其規模宏大にして、殆ど世界第一の觀あり我國の動物園の如きは之に比すれば甚だ不十分の感なきにあらず、目下上野にある動物園は、明治五年博物館を麴町區日比谷の原に設けられし際、同館内に設けられ、十四年中博物館の移轉と共に現位置に移さるゝこととなり、工事落成を待て、翌十五年に始て開設したるものにして、三十三年帝室博物館に隸屬せし以來大に改良せられたり。

維新前後の野生の動物に就ては、余は何等の差異を發見せず、幕府時代には動物園もなければ、外國の動物も輸入せられざりしを以て、今日吾々の見る動物の種類多きは勿論なるが、家畜に至ては大に其趣を異にす、明治十年頃までは、東京にても純粹の日本犬を見るを得たりしが、今日にては總てが雜種にして、純日本種は殆ど全滅と謂ふも不可なきが如しと吾々素人は思ふなり、之に反し猫は今日に至るまで、日本種のみにして、洋種又は雜種を見たることなし、馬は今尙日本種もある様なれども、東京にては雜種甚だ多し、殊に明治三十七、八年の日露戰役以來、軍馬は殆ど全部洋種若くは雜種に變じたるものゝ如く、形貌も立派にて性質も柔和なり、和種の如く喧嘩もせず、大に改良せられたる様なり、要するに犬と馬とに就ては、明治維新が大々の革命の時期なりき。

余は動物園に就きて、餘り嫌惡するものなきも、只何となく、不快を感ずるは、動物中に在りては蛇の類にして植物中に在りては鶏頭(葉鶏頭即ち雁來紅にあらず)とす、殊に鶏頭は其形鳥冠に似たる爲めか、先考は非常に之を嫌はれたるを以て、余の一家の者は皆鶏頭を嫌惡し、今日にても培養は勿論佛前にも備へたることなし。

### 一七、圖書館

東京市立圖書館は、明治四十一年始めて日比谷に開設せられ、其後漸次増加し、今日にては其數十七を算せり、其一二を除くの外、凡て閱覽料を徴收せず、外に外に私立圖書館あり、又規模の大なるは、文部省所管の上野山内に在る帝國圖書館なり、本館は明治五年に文部省の創立したるものにして、現在の建物は、其後繼續事業として、新築に着手したるものなり、閱覽人常に充満し、入場容易ならず、余は嘗て帝國教育會附屬圖書館長を一時引受けたることあり、又私立大橋圖書館の創設に際しては、其計畫に參與し、今日に於ても依然相談役たり。

### 一八、新聞紙

維新以前は、今日の所謂新聞紙なるものなく、天變地異其他大事件の起りたるときは、粗末たる木版摺の記事を深編笠を被りたる者、讀賣したるの外大火災ありたるときは、其燒失地圖を瓦板に彫りて、發賣せるものありたる位なりき、然れば當時の市民は、江戸内の親戚に急病人ありても之を知るの便なく、火災に罹りたる者ありても、之を知るの便なく、恰も井底の蛙の如く、其見聞極めて狭かりしが、元治元年岸田吟香氏が横濱に於て、毎月三回悉く筆記を以て新聞紙を發行して、之を同志に配付せしことあり、是れ今日の新聞紙の濫觴とも稱すべきものなり、明治維新後は泰



西の新聞紙に倣へ、各種の新聞紙陸續刊行せられ、終に今日の隆盛を來し、大は世界萬國の形勢より、小は一國一家の興廢、私人の消息に至るまで、最も迅速に最も詳細に之を報道し、人をして縦令一日の飲食を廢するとも、一日も新聞の閱覽を廢する能はずと絶叫せしむるに至れり、新聞紙の効用も亦大なりと謂ふべし。

## 第八章 宗 教

### 一、基 督 教

基督教の我邦に於けるや、其由來久しと雖も、明治維新以前に於ては、其禁令甚だ嚴なりしを以て、容易に發達する能はざりき、而して其新教の渡來は、嘉永六年「ベルリ」の來朝して開國を勸むるに當り、米國の傳道會社より牧師を派遣せしに始まり、安政六年「リンギン、ウキリアム、ヘボン、フルベッキ」等の米國宣教師來りて、横濱、大阪、長崎等の要地に於て、傳道に従事せしより、維新前は勿論維新後に至りても大政官の布告を以し、我國民に基督教を奉ずるを禁せられたるに拘はらず、窃に其教を信奉する者漸く増加するに至れり、就中「ヘボン」氏は所謂「ヘボン」辭書の著者にして、兼て醫業を能くせり、余は同氏の診察を受けて洋醫の漢方醫に優るを知れり、「フルベッキ」氏は、元蘭人にして大學南校に於て、一時獨逸語の教授を爲したることありて、余も其授業を受けたることあり、此等の宣教師相謀りて、明治七年頃より基督教の經典たる聖書の翻譯に従事し、明治十二年頃に至りて新約全書全部の翻譯を終りたり、其翻譯は完全ならずと雖も、譯書の成りし以來、其教義は廣く全國に傳播し、殊に憲法に依て信仰の自由を認められし以來、信者の數年を逐ふて益々増加し來りたるが、其果して我國の精神界に利益あるや否、余の大に疑ふ所なり、殊に外國崇拜者増加し來り、愛國心養成の妨害となることなきか、我國にては皇室と宗教とは、何等關係なきも、外國にては君主と宗教とは、密接の關係あり、歐米諸國民の腦裏には、耶穌を以て第一番と信じ、君主を以て第二番と信ずるの思想、深く浸潤し、牢乎として動すべからざるものあればなり、加之、歐米諸國人の未開の地を侵略せんとするや、必ず先づ宣教師を派遣し、其住民の疾病を治療し、其住民の精神を感化せんが爲め學校を起し、其住民を扶助し、其住民の財産を保護し、其住民の恩愛を感戴するに及びて、茲に始めて之を我政權の圈内に收む、是れ歐米諸國の新殖民地を得る慣用手段なるもの、如し、爲政家の宜しく注意すべし所なるべし。

### 二、佛 教

明治五年四月、僧侶に蓄髮及肉食妻帯を許可せられたる以來、僧侶の生活も殆ど俗人と異ならざるに至り、漸次我邦佛教不振の原因を爲せり、余嘗て官命を以て關西地方へ出張したる際、一等室に乗り居たるに京都の隣驛より芳紀二十左右の美人同室に乘込みたり、既にして汽車の京都驛に着するや、一僧の多數に見送られて同室に乘込めるものあり、汽車の京都驛を離る、や否、曩の美人は僧の傍に來り、種々の世話を爲し始め、僧は窓を開きて顔を出し鐵道線路に沿ふて土下座する幾多の男女をして禮拜せしめたり、事甚だ奇異なるを以て、之を車掌に問ひしに、車掌答へて曰く、本願寺様と其愛妾なりと、余は其果して然るや否を究めざりしと雖も、亦以て方今我佛教不振の偶然ならざるを知るに足れり、余又嘗て福井縣下の學事を巡視せし際、到る所道路橋梁の修繕の行届けるを視て、之を知事に問ひしに、知事余に説て曰く、是れ過日本願寺法主の來臨ありたるが爲なり、本縣に於て道路橋梁の修繕を爲さんと欲せば、本願寺門主を招待するに如くはなし、一たび本願寺門主の來臨の報あらん乎、縣民は競ふて道路橋梁の修繕に従ひ、復各自の勞費を厭はず、唯歡迎の至らざらんことを恐ると、宗教の人心を支配する勢力の當時尙頗る大なるものあるを知るべし。

## 第九章 教育上の諸問題



## 一、教育勅語

明治二十三年四月芳川顯正氏文部大臣に任せられ、十月教育勅語を下賜せられたり、是れ實に我邦教育の淵源なり。余は維新後世人が益々智育に重きを置き、西洋崇拜熱愈々盛になりたれば、我國民の徳育は如何にすべき乎、佛教儒教も非なれば、其督教は勿論非なりと信じ、何等別に我が思想界を統一すべきもの現はれんことを切望したる際、偶々教育勅語を下賜せられたるを以て、余は暗夜に燈火を得たるの感を懷きて之を捧讀し、我國民の信奉すべき道徳の標準の定まれるを喜びたり。

## 二、箝口訓令

明治二十六年、大日本教育會は、文部省の施設に反對し、喋々其可否を論議せり、當時の文部大臣井上毅氏は深く之を憂ひたれども、法律上之を禁ずること能はざるを以て、己を得ず同年十月二十八日一種の訓令を發し、學校教員なる者は政論を爲す團體の會員たることを許さざることせり、之が爲に多數の教員は俄に退會せり、余の如きも文部省の官吏たる以上は、依然會員に列するは、訓令に對し穩かならずと信じ、脱會したり、該訓令は世人呼て箝口訓令と稱せり、後尾崎行雄氏の文部大臣たるや、直に之を廢止したり。

## 三、教科書事件

明治三十五年教科書收賄問題起り、府縣知事、地方視學官、師範學校長等にして、賄賂を受けたること發覺し、余が知人も數十名收賄罪にて處刑せらるゝに至れり、元來小學教科書は、學制創始の當時に於ては、文部省に於て之を編纂して、小學校に使用せしめたるも、其後民間に於て、教科書の目的を以て編纂發行するもの漸く其多きを加ふるに至りたれば、文部省は之を檢定し、相當と認めたるものに就き、各府縣に於て、更に審査の上採用せしむることとなりたり。

り、是に於て書肆の競争漸く激烈を加へ、請託運動陰密の間に行はれ、三十三四年に至り、其惡弊漸く長じたるを以て衆議院より小學校用圖書審査會を廢し、小學校教科書は國費を以て編纂せられんことを望むとの建議出たりしが、是に至り、遂に收賄の大失態を暴露し、教育社會の大問題となれり、其善後策として翌年終に國定教科書制度を採ることとなれり、爾來小學校教科書は従前より比較的低价を以て供給せらるゝに至りたりと雖も、唯一種に止まるを以て市街にても村落にても、同一の教科書を用ゐざるべからず、貴顯紳士の子弟も、車夫馬丁の子弟も、同一の教科書を用ゐざるべからず、土地の事情に従て、之を區別するを得ず、學校の事情に應じて、之を選択するを得ざるが故に智育上徳育上の不便不利尠からず、加之、官吏職務上の編纂に係り、他に競争者なきを以て、改良を圖り進歩を講ずるの熱誠に乏しく、其結果大に我教育の進歩を妨ぐるもの、如し、殊に我邦に於て、教師用の教科書を編纂し、教師をして之を使用せしむるに至ては、恰も教師をして假名付の教科書を參看せしむるに異ならず、滑稽も亦極れりと謂ふべし、抑師範學校に於て巨額の經費を投じて、小學教員を養成し、卒業後教員免許狀を與ふるは何の爲ぞや、教科書を活用すること能はずして、教師の資格ありと謂ふを得べき乎。

## 四、義務教育年限の延長

明治四十年従來の義務教育年限四ヶ年を延長して、尋常小學を六ヶ年と爲したり、是れ果して教育の進歩なるや否、余は大に疑なきこと能はず、就中東京市の小學校に在りては、之が爲に多數の兒童を收容するの必要を生したれども、設備之に伴はず、己むを得ず盛に二部教授を實施し今日に至れり従て教師の實力は従前より下ることも上ることなく、同一の教師が午前と午後とに授業するを以て、収入は多少増したるも、各級に對する授業力は大に減少せりと謂はざるべからず、故に此改正は所謂粗製濫造の謗を免れざるべし、凡そ教數の進歩を計らんと欲せば、猥に年限を延長せんよりも、先づ教員を改良せざるべからず、獨逸の教育の進歩の歐米諸國に冠たる所以のものは、實に良教員の濟々たるに在り、故に余は更に進で小學を八年に延長せんとするが如き事なからんことを希望す。



## 五、學制改革

大正二年六月三十日樺山伯教育調査會の總裁に、奥田文相副總裁を仰付けられ、其他委員も任命せられたり、是れ明治二十九年十二月始めて設置せられたる高等教育會議に代るものにして、學制を改革して學年を短縮せんと欲するならん、從來の經驗に依れば、調査會なるものは、其結果は概ね多く龍頭蛇尾に終るものなり、大正六年九月二十一日、岡田文相就任後、更に内閣に教育調査會を置き、平田東助氏を總裁に、久保田讓氏を副總裁に任命せられたり有力なる久保田氏の事なれば今回は多分良結果を擧ぐるならん。

中學以上の官立學校の設備十分ならず、生徒の收容力年々不足を告ぐるを以て、入學拒絶の一法として選抜試験を施行するの必要を生せり、是に於て多數の落第者は必らず其難關を通過せんと欲し、再三競争試験を受くる間に、空しく二三年間を費し、自然卒業年齢も長ずるに至れり、是れ近年の學制改革問題は、教育年限の短縮を主眼とする所以なり。

明治四十三年發表の文部省學制改革案は、世呼て小松原案と稱す、高等學校の修業年限を二年半とし、休業日の減少入學期の變更等にて半年を贏得し、合せて一ヶ年を短縮せんとしたるものなりしが、實行するに至らず、其後更に年限短縮問題起り、菊池大麓氏は中學の上に修業年限以上の大學を設くるの案を立てたり、高田文部大臣は此菊池案を採りて、教育年限の短縮問題を解決せんとするものゝ如し、是れ早稻田大學、慶應大學等の爲めには好都合なるべしと雖も、帝國大學の年限短縮には何等の關係を及ぼすものにあらず、學生は將來と雖も帝國大學に集中すること依然たるべし、但學藝大學の入學に落第したる者のみ、從來の如く早稻田大學又は慶應大學に行くことならん、其結果は唯學士號の安賣と、大學の實質の下落あるのみ、是れ豈に我國民の學力は益々増進せざるべからざる今日の要求に應ずるの道ならんや、余は所謂角を矯め牛を殺すに至らんことを恐るゝなり、然らば則ち之を爲すこと如何曰く他なし、修業年限短縮の捷徑は、漸次大學及高等學校を増設して、學生の收容力を大ならしめ、且良教授を養成し以て

教育方法を改良するに在るのみ、教員其人を得る道を講せずして、徒に高等學校の増設のみを圖るが如きは、余の同意する能はざる所なり。

目下調査せられつゝある學制問題は、勿論有益なる問題なるが、余は此以外に教育上の内容に付ても大に改良を要する件少からざるべしと思ふ、例せば大學、専門學校等にて筆記授業が盛に行はれ、殆ど通信教授に均しき事業や、醫科大學にて教授學生共、半日本語、半獨逸語を使用し居る事や、非術生的なる授業を爲して居る事等は速に改良を要する問題にあらずや、余は是等の諸問題を以て、總長を教授會にて撰定すると云ふ様なる日本の國體に對し、大に考慮を要する問題より一層肝要なる問題と思ふ。

大正四年十一月五日、勅令を以て大學令及高等學校令を公布せられたり、本令に據れば法令上中學に於て一ヶ年を短縮せられたれども、學生生徒が、從來の如く官立高等學校、帝國大學を目ざして蟻集し來るとせば、入學希望者は従前より一層増加するならん、果して然らば、余は事實上に於ては、年限短縮よりも、寧ろ年限延長を來すの結果を生せんことを恐るゝものなり。

## 六、學校騷動

生徒相團結して教員を排斥せんことを企て、或は相同盟して校規を改正せんことを圖り、之が爲に教師と生徒の間或は校長と生徒の間に種々の紛擾を來たし、或は同盟休校を爲し、或は新聞紙上に無根の惡評を流布せしめ、甚しきは襲撃暗闘を敢てし、無禮不法の行爲を以て、其希望を貫徹せしめんとす、所謂學校騷動是なり、上は大學より下は小學に至るまで、官公私立の別を問はず、我教育界に流行する特殊の惡風にして、歐米の教育界に於て絶て見聞せざる所以なり、余は夙に此惡風の漸次我教育界に蔓延するを憂ひ、明治三十一年特に一書を著して之が匡救の方法を列舉し、當局者の注意を喚起せしことあり、學校騷動は實に我教育界の大患なりと謂ふべし。

學校騷動に關しては、文部當局者も深く憂ふる所あり、地方長官に向て、特に之が防遏策を訓示する所ありしと雖も



爾後數十年の久しき今日に至るまで、未だ嘗て學校騒動の絶へたることなきは、何ぞや、凡そ府縣立中學校、高等女學校或は師範學校等にして、生徒と校長或は教員との間に紛擾起るときは、府縣の有力者即ち小舅は、名を調停に假りて其事に干渉し、府縣當局者は、事の曲直を論せず、多くは有力者の意見に聽從するを以て便宜多しと信じ、遂に生徒側をして勝利を得せしむるの例多し、豈啻に府縣立學校のみならず、市町村立學校に於て然り私立學校に於て亦校長を排斥するを得べく、大學教授團結すれば、以て大臣を辭職せしむるに足れり、是れ余が既往數十年間に於て實際見聞せし所の實例なり、是を以て下は小學より上は大學に至るまで教員は生徒の機嫌を損せんことを恐れ、放縱の行爲あるも之を問はざるなり、懶惰不學の徒あるも之を責めざるなり、之を問ひ、之を責むれば則ち學校騒動の生せんことを恐るゝが爲なり、校長の教員に於けるも亦略此の如し、嗚呼此の如くにして眞正の教育を施し得べしと爲す乎、訓練何に由て乎行はれんや、紀律何に由て乎立たんや、學藝何に由て乎進まんや、校長、教員、生徒相集り、只一日の偷安を計るに過ぎざるなり、文部省の指揮監督に屬する諸學校に類々として、騒動の生するも亦己を得ざる勢なりと謂ふべし、之を聞く、陸軍省が幼年學校を設立して普通教育を施すは、府縣立中學校に學校騒動の續發するを見て、到底生徒の服従心、義務心等を養成する能はざるものと認めたる結果にして、陸軍省が好て普通教育機關を設立するにあらざるなりと、是れ豈文部當局者の深く反省すべき問題にあらずや、余は文部當局者が學制改革を研究するに當り、深く學校騒動の原因を探究し、之が根治の方法を設けんことを切望す、是れ實に我教育界革新の重大問題なればなり。

## 七、試験

我邦の教育は試験問題にして、小學より大學に至るまで、専ら重きを學科試験の成績に置き、之を品評するに點數を以てし、一點、半點の多寡を争ふて、其優劣を定め、概ね品行の良否を論せず、體格の健否を問はざるものなり、是を以

て學力の益々進歩するに従ひ、體格は益々悪化し去り、優等生と稱する者は、其體格殆ど皆病的のものにあらざるはなし、之を普通教育の成績に徴するに、余が文部省を退きたる明治三十五年には、壯丁百人中無學文盲者は十六人七分六厘なりしが、大正五年の全國壯丁教育調に依れば、其數大に減じて二人一分一厘に降り是れ誠に喜ぶべきに似たりと雖も、審に其體格検査の成績を觀れば、年を逐ふて漸次惡傾向を呈するは争ふべからざる事實なり、明治二十三年に余が獨逸滞在中、同國の壯丁中無學者は千人に付二人位なりしを以て、壯丁教育の成績は我邦より遙に進歩したるを知るべし、若し我邦の教育方針を改むることなく、依然學力のみを尊重し、體育を等閑視するに於ては、他日壯丁の智的教育の成績進歩し、獨逸と比肩するに至らん乎、我國民の體格は、更に一層甚しき劣等の状態を呈するを觀んとす、而して此弊害は教育程度の高さを加ふるに従ひ、益々甚しきものあり、現今東京市内の公私立中學校中、良校と稱せらるゝものは、入學試験を嚴にして學力優等の者のみを選抜し、入學後は注入主義を以て、生徒を教授し成るべく數多の難問題を暗記せしめ、一人にても多く高等學校の入學試験に及第せしめんと盡力するものなり、其生徒の元氣を消磨し、健康を損傷すること果して幾何ぞや、或る學校醫の實驗談に依れば、我邦受験中の中學生の二割二分は、所謂精神感動性糖尿病に罹れりと、之を我邦青年の(十五歳乃至二十歳)死亡率が世界文明國中第一位を占むるに對照するときは、我邦試験學問の青年を毒するの如何に深き乎を察するに足るべし、余が長男勇一は東京帝國大學工科大學を卒業するや、同月二日小石川區役所に於て徴兵検査を受けたりしに、近眼十四度にして、到底兵役に堪へざるものと認め、丙種と定められたり、勇一と同時に大學を卒業せる者十數名中、甲種、乙種は各一名にして其他は悉皆丙種なりと聞けり、現今我邦に於ては、高等教育を受けたる者に身體健全の者極めて少く、教育程度愈々高ければ、身體の虛弱愈々甚しきは、國家の爲め實に悲むべき現象なり、是れ皆學力試験にのみを重きを置き、體育を度外視するの結果ならずんばならず、而して此結果を生ずる原因に至ては、獨り之を學校教育のみに歸すべからず、國家及社會も其罪を負はざるべからず、今日諸官廳に於て、大學卒業生を任用するにも、試験點數の多寡を以て人物の優劣を定め、民間の諸會社、銀行等に於て大學卒業生を採用するにも、亦試験點數の多寡を以て俸給の多少を定む



るを通例とす、試験點數の多寡が學生生徒の一生の浮沈を定むる唯一の標準たること、實に此の如きに於ては、彼等が試験學問に熱中して、復た其身體の健康如何に注意するの違あらざるは、無理ならずと謂ふべし、是れ豈に經世家の深く考慮を費すべき一大問題にあらずや、夫れ小學より大學を卒業するに至るまで、前後十七八年間に學生生徒の通過せざるべからざる臨時又は定期試験の難關は、其數實に幾百回なるを知らず、之が爲に彼等が寢食を廢し、心血を絞る、識らず知らず身體を病的たらしむる慘狀に至ては、教育家、衛生家の座視するに忍びざる所ならずや、余は世の學制革論者が、數年短縮を計るに先ち、第一に此點に向て十分の研究を遂げ、速に試験學問を廢止するの英斷に出でられんことを切望するものなり。

## 八、長 休

近來學校の夏季休業を廢し、若しくは大に之を短縮せんとし、或は孟夏炎熱の候に、兒童を出校せしめて、裸體體操等を爲さしめ、揚々として大に自負する學校長もある様なるが、炎暑の候に、身心共に軟弱なる兒童をして過勞せしむるは、害あるとも利益あるものにあらず、元來人は遊ぶときは専ら遊び、學ぶときは専ら學ぶを、智育上、衛生上道徳上必要なりとす、夏季は兒童に對しては、死亡最も多き危険なる季節なると同時に、兒童身體發育の最も盛なる時たることを忘るべからず、東京市の七、八月に於る平均の温度は、七十八度より八十度に至り、日中は九十度以上に達すること稀ならず、故に余は學校の兒童生徒に對し、七、八の兩月に涉り、四五十日の長休は、必要にして妄に廢減すべきものにあらずと信ず、況んや教員の健康上より考ふるも、是は亦疲勞慰安の爲め必要なるに於てをや、而して休業中は兒童には可成自由を與ふべきも、不規則なる生活を爲すを許さず、教師は多少の宿題を生徒に與へ、温泉浴海水浴、日光浴等身體健康を努めしむると同時に、朝夕自身の力に依り、知識を確保せしむる事が、教育上必要なりと信ず、夏季酷暑の際に、教員の講習會を開く事も悪しければ、教員學力の檢定試験を行ふことも、衛生上から見れば實に不法の行爲なり、余は教育上より論じ、在學時間を制限し長休を却て一層長くするを肝要なりと思ふ。

## 九、運動場

近頃東京市の小學校の運動場に、煉瓦や「アスファルト」を敷き詰めたる所あり、是れ衛生上甚だ宜しからざる事なり、斯る場所は彈力なく、堅硬なるを以て、其上にて運動するときは、力が身體に反動し、且つ滑り易く、又其粉末が鼻口に入り、兒童の健康を害するのみならず、「アスファルト」は夏は暑く、冬は寒きが故に、室内の運動場は板張と爲し、室外の運動場は、厚く小砂利を敷て、時々撒水するを以て最も衛生的なりとす。

## 一〇、學校の掃除

一時世間の問題となり、新聞雜誌の種となりたる學校に於る兒童の校舍掃除問題も、世人は時と共に忘れて、今日にては之を論議するものなきに至れり、元來吾々日本人は、何事にも極端に走るの弊ありて、一時非常に入ケ間敷しかりし問題も、直に之を忘るゝの傾向あり、掃除問題の如き是なり、此問題たる學校衛生上、殊に教員に結核患者多き我國の學校に於ては、非常に重大なる問題なり、余は我國の塵拂にて塵埃を拂ひ、箒を以て牀面を掃く如き、不完全なる掃除を、身體薄弱にして、病菌其他の不潔物に對し、抵抗力に乏しき兒童に擔任せしむるは、頗る危険なり、掃除したる後飛揚せる塵埃の鎮靜するには、少なくとも二時間を要す、學校にては、教師が監督するを以て差支なしと云ふ人もあるが、余の實際に依れば、夫は只表面上の理由にして、掃除中教師は他室に在り、其完結せるを聞きて、一寸檢分する位にして、實際生徒と共に之に従事せざるは、勿論、掃除の始まらぬ以前に歸宅する者さへ少からず、獨逸に於ては、掃除には、濕式を用ひ、且つ學校衛生上の設備完全せるに拘はらず、掃除は小使をして擔當せしむるを例とす、故に余は掃除が兒童の訓練上多少の利益を認めざるに非ざるも、衛生上より必ず其廢止を希望して止まざるものなり。

此掃除問題に關連して、重要な問題は、兒童が穿ち來りたる靴其儘にて校舍に入らせしむるか否と云ふ事なり、東京市内の學校を見るに、中學校以上の學校にては、一般に靴の儘昇降せしむるが、小學校にては、校舍内に上靴を用ひ



しむる所と、徒跣で昇校せしむる所と、外靴の儘昇校せしむる所とありて、區々一定せず、歐米にては、道路も完成して居るから、雨天の際と雖も、靴の穢れる患もなく、且つ穢れたるものや、破れたる靴を穿ちて、教師の前に出る事は、無禮とし許されざるを以て、貧兒と雖も、學生には、醜き靴を用ひたる者を見ず、我國の道路は、大正の今日にても尙下駄道路なる以上は、雨天若しくは撒水したる所にては、靴の汚穢となるは勿論なるが、校舎が西洋風なる以上は、昇降の際兒童をして、十分に靴を清潔にせしめて昇校せしむるを可とす、然らずして校舎の出入の度毎に穿物を交換せしむる事は、極めて煩雜なり、加ふるに上草履には、塵埃の付着すること、靴より一層甚だしく、且つ生徒は、靴の儘昇降の出来ざる時は、自然不活潑になり、日光に浴することも少なく、衛生上害あれば、余は穿ちたる靴の儘、昇校せしむるを教育上利益多しと認む。

## 一一、轉地修養會

獨逸語の「フエリエンコロニー」を直譯すれば、長休殖民の意なるも、余は之を轉地修養會と名く、此長休殖民は、千八百七十六年に、瑞西國の宣教師「ビオン」氏が始めて企てたるものにして、其結果良好なりしを以て、其後獨逸の諸方に於て行はれたり、目的とする所は、貧民社會の虛弱なる、<sup>弱</sup>齡兒童を、夏冬の長休中に海濱、山林等の大氣清潔なる地方に轉住せしめ、身體の健全を計り、且つ知識の補習を努むるに在り、余は其有効なる教育的施設なりと認めたるを以て、先年精華學校の生徒中有志者を伴ひ、夏季又は冬季休業中、日光、妙義山、鎌倉等に於て、轉地修養會と云ふ名義にて、三四週間づゝ數回實施を試み、健康の増進、規律正き生活、知識の増進に有効なるを實驗したるが、其後之を中止したり、其次第は、生徒の爲めには極めて有益なれども、之が爲め校長と教員の健康を害したること少からざりき現に余は日光に滞在中、日夜生徒の爲めに、心を勞すること多く、多數の生徒の中には、下痢するものもあり、怪我をしたるもあり、余の責任は非常に重く、夜分と雖も、安眠すること能はず、終に重き胃腸病に罹り、又教員中にも罹病者を生ぜり、且つ此事業たるや、澤山なる經費を要し、醫師迄同伴するの必要あり、殊に一年一回の保養月なる八月

に「教員をして其休業を犠牲に供せしむるに忍びざるを以てなり、故に余は伯林や瑞西に於るが如く、小學兒童轉地協會を作り、之に慈善家の寄附を請ひ、市内の貧兒にして營養不良、貧血、腺病等の者を、轉地休養せしむることを得ば誠に結構なる事なりと思ふ。

## 一二、林間學校

林間學校は、獨逸の「シャルロットテンブルグ」に於て、千九百四年に始めて出來たるものなり、是れ林間學校の嚆矢たるは世人の知る所なり、此は轉地修養會と異りて、常設（春夏の間）の學校にして、腺病、貧血の疾患に苦み、通常の學校に通學すること能はざる兒童を、森林中の校舎に收容し、滋養食物を與へ、沐浴をなさしめ、多少の授業をなし、つゝ體力の増進を計り、舊學校に戻りたる時、他の同級生同様の學力を與ふるを目的とせり、我國にも林間學校と名くる宗教家の學校なきにあらずと雖も不完全にして、且つ其目的は宗教を廣むる手段に過ぎず、余は「シャルロットテンブルグ」の林間學校を模範とし、宣教師や宗教家を離れて、完全なる林間學校の我國にも現出せんことを希望するや久し。

## 一三、教師の改良

凡そ教育の最も進歩せる國と云へば、其獨逸國たるは、何人も之を否認すること能はざるなり、何故獨逸の教育が、斯くの如く進歩したるかと云はば、余は同國の學校設備が、英佛に比し、特に完備して居るとは思はぬが、小學校の訓導より大學の教授に至るまで、有爲の教師が揃ふて居る爲めなりと信せり、學校の善良なりとは、教師の善良なりと云ふに外ならざれば、我國將來の教育をして進歩發達せしめんとせば、先づ教師の養成方を改め、善良なる教師を輩出せしむるにあり、而して余の理想を述べれば、教師は學力豊富にして、且研究心に富まざるべからず、威嚴備はらざるべからず、身體健全ならざるべからず、品行端正ならざるべからず、加之意志鞏固にして忠實職務に服従する人たら



ざるべからず、斯の如き教師なれば、學問の上にも人物の上にも、生徒を心服せしむる事を得、即ち教師の功績も擧るなり、我國の今日の教師は、師範學校を卒業するか、檢定試験に及第すれば、直に教員免許状を受く、實地教授上の經驗を缺く速成の教師は、到底余が理想的の人にあらず、師範學校卒業生の如きは、教師として比較的佳良なるも、社會上の位置、待遇等の關係より、義務年限の結了、若くは恩給年限に達すれば、去て他の業務に就く方、一身上の利益多きを以て、教職を終身の職務となさんとするもの稀れにして、多くは腰掛教員なりと云ふを得べく、從て我國教員の更迭頻繁なること世界無類なり、斯の如く職務に忠實ならざる教員を採用して、教育の改良發達を希ふのは、尙ほ木に縁て魚を求むるが如し。

以上の如き不備なる教員の多き原因は、決して教師其人の罪のみにあらず、當局者、社會、父兄も亦其罪を分たざるべからず、我國人には、彼の獨逸に於るが如く、教育の思想未だ普及せず、教育に重きを置かず、從て教員を輕視するを以て、自然永く教育に貢献する爲に奮勵努力せんとする人少きなり、故に將來は、社會が教育を尊重し、一層多く教職に名譽と優遇とを與へ、一旦教師として身を立てたる以上は、一生其職に従ひ、半途にして他に轉するが如きこと無からしむるときは、教師は教職を自己終生の事業として、一心に教育の改良發達に努むるに至らん。

要するに、將來教員の養成方を改め、學校卒業生にも、實地試験を舉行し、教師の待遇を高め（少なくとも他の官吏と同くすること）、彼の獨逸の小學校長には、往々大學出身者もあるが如く、社會をして之を尊重せしむる事とし、可成學校教育の大事業には、女教員の手を借らず、主として男子をして之に當らしむる様になしたならば、從來の面目を改むることを得べしと思惟す。

西園寺内閣のとき、小學校教員奏任待遇の法を設け、大岡氏文部大臣たるの時、之を實行せられたり、其後大正五年に至り、文部省に於ては、教員待遇増進の爲め、直轄學校長中、十五年以上高等官二等の職に在りたる者の中より數名、一等官に昇る途を開かれたり、又公立學校の教員中奏任待遇を受くる者も漸次其數を増加せられんとす、是れ教育上果して有効なるや否、余の判斷に苦む所なり。

#### 一四、女 教 員

女子に高等普通教育を與ふるの必要は、明々白々たる事にて、余の如きも其發達進歩を希望すること切なりと雖も、一般の女子に對しては、大學教育又は高等專門教育を與ふるの必要無しと認む、男子は社會に出て働き、女子は家に在て子女を養育するを以て天職とす、而して曩に帝國教育會に於て、小學校の教師には、其三分の一を女教員と爲し、終に其二分の一に至るを理想とすと決議したりと聞くが、余は三分の一を極度とせんと欲す、小學校一、二年生の教師には、女教師が適當なれども、三年生に至れば、男教師をして受持たらしむるを肝要とす、先頃諸縣下に於て、女子師範學校の廢止、又は縮小問題起れり、是れ女教師の給料は安しと雖も、其生徒教育上の成績不良にして忍ぶ能はざるが爲なりと聞く。

京都府の人牧田ラク（二九歳）佐賀縣の人黒田チカ（三三歳）の兩女は、仙臺の東北帝國大學を大正五年七月十七日に卒業せり、是れ日本開闢以來最初の女理學士なり、黒田女史は化學科、牧田女史は數學科を専攻せられたり、兩女共多分教職に就かる、ならん、人或は之に依て一般に女子の腦力が高等教育に堪ふることを證明せんとするものなきにあらずと雖も、是れ大早計の推論なりと謂はざるべからず、何となれば日本國の何千萬の女子中右の二名が特殊の天才を以て無事に官立大學を卒業したるに過ぎざればなり、故に余は一般の女子をして妄に高等教育を受けんとする傾向を有せしめざらんことを希望す。

#### 一五、寄 宿 舍

英國の如く、完備せる寄宿舎には弊害なかるべしと雖も、我國の寄宿舎には、余は全然反對なり、寄宿舎は元來性格の訓練が目的にして、智育は其目的にあらず、然るに日本の寄宿舎は、多く下級の教員が舎監となり、只生徒の外出を取締る位にて、良感化を與ふること少なく、生徒は自由自在、吾儘勝手なる生活を爲し、時に不良少年の惡感化を受ける事



あり、殊に意志鞏固ならずして、何事にも感染し易き女生徒に在つて然りとす。故に余は地方在住者は、可成其地の中學又は高等女學校に子女を在學せしめ、自分の家庭にて嚴格なる訓練をなす様心掛けること肝要なりと信ず。凡て男と女とを問はず、中等學校の訓練は、東京より却て地方の方を勝れりと思ふ。換言すれば、子女は家庭教育の責任者たる母親の監督の下に自分の家より學校に通學せしむるが教育の主義に適すと信ず。萬止むを得ざる時は、知人の家か、又は私塾にて少數の生徒を預かる所に托するを得策とす。下宿屋生活は最も危険なり、然るに東京市に自分の家を持ちながら、兒童を寄宿舎に入れ、殊に宣教師の設立せる學校の寄宿舎に入れ置くが如きは、何等教育上の考なき父兄の所爲にして、日本國民性の訓練に害はあるとも、益する所なきを知らざるなり。

## 一六、家庭教育

家庭が教育の基礎たるは、吾輩の確信する所なり。若し此基礎にして軟弱なれば、其上に築きたる學校教育の無功なるは、言はずして明らかなり。維新前には、吾々武家の子弟は、嚴格なる父母の家庭教育を受け、一般に人格の高きものなりしが、明治、大正の今日に至ては、智育は偉大の進歩發達を遂げたるが、面目を重んじ、破廉耻の所業を卑み、之を敢てせずと云ふが如き德義心を缺き、懶惰にして不規律なる生活を營み、勞働を嫌ひ、只安樂を貪り、多少の資産あれば、遊び暮すを一般に無上の名譽と思ふに至れり、故に余は我國の教育を根本的に改良せんと欲せば、先づ家庭教育を改良せざるべからず、彼の獨逸に於る家庭を見るに、獨逸の主婦は、育兒と家事を最も重要なものとし、之に對し全責任を負ひ、我國の嚴父慈母主義にあらずして、嚴母主義なり。母親は子供の言行は勿論、學校より歸宅後の復習宿題等の監督を爲し、時々自ら出校して、學校の方針を取調べ、家庭と學校とは全く同一の方針を以て、進行するが故に、生徒も一般に勉強にして、終に今日の獨逸の成效を來したるなり。尤も之が爲め多少の弊害なきにあらず、即ち生徒は教師と父母とに責められ、中等學校に進めば、勉強過度の結果、神經衰弱に陥り、甚しきに至れば、往々自殺を企つるものあるに至ること、猶ほ我國の青年が高等學校に入學せんが爲め、無理なる注入的學問をなすに均しきが如

き是なり、然りと雖も兎に角獨逸の教育の發達して居る大なる原因は、確に家庭教育の善良なるに在るを以て、余は我國に於る家庭教育の改良を以て、根本問題と爲さんとす。家庭が嚴格なる上に、社會も亦規律的なる生活を尊び、兒童に惡風を示さず、即ち社會と家庭と學校との三者歩調を同ふし、同一の訓練の主義を以て、進行する時に、始めて理想的なる教育の効果を收むるを得べし、是れ固より容易に行はるべき問題にあらざるを以て、余は先づ我國に於る家庭教育の改良を希望するものなり。

## 一七、戦後の女子教育

歐洲大戦争の結果、男子は小供にても老人にても、悉く出征すると云ふ事となりたるが爲め、近來巴里にても、倫敦にても、軍人の外に強健なる男子を見ること能はず、軍需品の製造、運搬を始め、殆ど凡ての事業は、女子の手に委ねらるゝ狀況を呈し、遂に女子の世界を現出したる觀あり、殊に米國婦人の如きは、大々の活動を始め、軍器の工場を始め電信、造船、運轉手、巡查等の事業に至るまで、婦人の職務となり、女子と男子と同等の能力あるものと自信し、従て男子と同等の權力を主張し、從來女權の盛なりし亞米利加の事なれば、今度の戦争の結果として、一層女子の勢力は擴大せらるゝ事となるべし、是れ果して國家の爲め幸福なるや否、余は國家の爲め慶すべき事にあらずと思ふ、英國の如き戦争前には、全國に於て特殊の任務に従事したる内勤女巡查の數は僅かに五、六名なりしが、今日にては女巡查の任命せられたるもの百六十四名の多きに達し、相當の成績を擧つゝありと聞く、是れ諸工場を始め、凡ての事業に女子の従事するもの多きを以て、女巡查をして多く女工等の監視監督の任に當らしむるが爲なり、今や男子は悉く戦争に従事し、惡事を働く暇なく、且陸海軍刑法に支配せらるゝが故に、通常の犯罪者は先づ女子に限るの觀あり、然れば現時女が巡查として其能力頗る優秀なるが如く觀ゆると雖も、之を以て平時に在ても男子の巡查と其職務の執行上差異なしと認むること能はざるなり、隨て戦後に至るも、引續き女巡查を婦人の職業として、男子と同等、若くは優等と考ふるは大なる誤謬なり、戦争前にも、歐洲にては生活程度の高き爲め、我國の如く、結婚容易ならず己を



得ず終身獨身にして、生活するもの多きは、全く社會の狀況の然らしむる所なり、之を以て或職業は男子よりも寧ろ女子に適切なりと見るべからず、只女子も其業に従事し得ると云ふ位に過ぎざるなり、彼の米國の如き、學校教師は殆ど女子なり、是れ教師は諸職業中高尙にして、腕力を要すること少なき點より見れば、殊に女子の職業に適し、且つ其能力も初級生教師としては差支なきが爲なり、決して男子に勝ると云ふにあらざらず、教育の如き大切な職務は女子のみに委任すべきにあらざらず、我國にても裁縫の如きは、人をして女子の職業に最も適切なるものなりと思はしむれども、試に其熟達者の技倆を男子と競はしめん乎、一着の袴を立派に仕立つるにも、女子は到底男子の仕立職に及ばざるなり、又音樂も通常女子の得意とする所なれども、義太夫の如きも、名人と呼ばるゝものは男子に限れり、斯の如く一般には何を爲すも、女子は男子に及ぶものにあらず、是れ女子の體力、腦力の自然の結果にして、毫も怪むに足らざるなり、元來女子をして斯る業務に従事せしめ、男子と其優劣を競はしめんとするは、女子の天職を忘れたるものなり、夫れ女子には女子にあらざれば爲す能はざる仕事あり、即ち子女を生むこと是れなり、是れ男子には決して爲し能はざる所なるを以て、女子の出産率の最も多き十八、九歳より二十七歳位までの間に成るべく多く出産せしめ、自分の乳を以て、子女を養育せしむること肝要なり。

彼の獨逸の如きは、處女の監督は極めて嚴重にて、青年の男女が自由に會合するを許さず、女子に大學へ入るを許可したるは極めて近來の事にして、今日にても育兒と家事とを女子の最大目的と爲せども、結婚の困難なるが爲め、結婚し得ざる女子が非常に多く、随つて六十、七十歳の老嬢少からず、教職の如きは重要な男子の職業にして、女子の手に託すべからざるものと爲せども、俸給の少き爲め、少數の女教員を採用して居れり、我日本國に在ては、近來物價は非常に騰貴したるも、尙ほ未だ歐米の如く結婚が困難ならざるが故に、一般には高等女學校を卒業すれば、直に結婚せしめ、一人にても多く健全なる子女を分娩せしめ、家事と育兒とを終身の職務と爲さしむるを可とす、女子をして内を外とにして男子と同様の職業に従事せしむるが如きは、國家の大不幸なり、近來女學校の校長及視學等に女子をも任用すべしと説く人あるも、吾輩は絶對に不賛成なり、校長又は視學の如き重要な職務は、決して女子の手に

委すべきものにあらず、必ずや學識經驗に富める男子をして、之に當らしめざるべからず、然らざれば教育の發展は望むべからず。

抑も社會に於る夫妻制度は、根柢深き人倫の常經にして、妻は一家の王たる夫に隨ひ、家事、育兒を掌るを以て其天職とす、若し男女の體格、能力等全く相均しきものと假定するときは、一家に二王の存在するが如き觀を呈し、夫婦喧嘩の絶間なく、決して圓滿にして愉快なる家庭の出來るものにあらず、然れば女子の男子に及ばざるは、反て世の中の幸福なりと謂ふべし、故に余は大體に於ては、戦後の教育は矢張り育兒、家事に堪能なる女子を育成するを以て、肝要なりと信ず、戦前と戦後とを問はず、特に女子に必要な事は、一層體格を健全ならしむるに在り、我國に於て、今日小兒の死亡の非常に多きは、兒童保護の不備に在り、又青年女子の死亡、男子より如きは、軟弱なる女子を工女、事務員等に使用するに在り、此小兒を青年女子の死亡多きは最も悲むべき事實にして、帝國の將來に對して一大打撃なり、西洋にては死亡が年々減少するに反し、我國にては年々増加するは、統計上否認すること能はざる慘事なり、故に我國將來の社會政策としては、成るべく多く男女をして結婚せしめ、成るべく多く健全なる子女を生ましめ、健全なる國民の數を増加せしむるを以て急務とす、現に歐米各國にては、兒童の數多く、且つ其體格強健ならざれば、國家は發展すること能はざるが故に、佛國は勿論、英、獨、米等に於て、種々の法律を以て結婚を奨励し、已婚者には未婚者に比し、有利の特典を與へ、或は母親に扶助金を給して、成るべく多く子女を出生せしめ、成長せしめんが爲め、子福者の保護を務むれども、我國に於ては、所得税に就ても未だ有妻者と獨身者との間に、何等の區別を爲さず、子福者を保護せざるは、余の大に遺憾とする所なり、人或は目下の歐洲戰時の狀態を見て、我國にても男性的女子を養成せんとする如きは愚の極なり、女子にして體格健全且相當の能力を有すれば、一朝戰爭の起りたる場合には、一時男子に代りて、製造事業に従事するを得べく、巡查の勤務にも従事するを得べし、現に亞米利加兵の如き、殆ど軍事的教育を缺き、戰爭の訓練もなく、用意もなかりし者が、一度歐洲に出陣するや、訓練の行届ける獨逸兵に對し、相當の結果を擧げ居るにあらずや、之を見ても平時に於ても健全なる體格と相當の能力を備ふるを以て足れりとすべし、何を苦



んでか女にまで平時に於て、戦時の準備を爲さしむるの必要あらんや、近來往々女子の職業を奨励する結果、家庭に疎なる婦人を養成し、女子本来の務を疎んじ、國家の基礎たる家庭の荒廢を招致せんとするが如き傾向あるは、最も戒めざるべからず、彼の亞米利加すらも從來の女子教育方針の過るを覺り、近來は大に賢母良妻主義の教育を鼓吹し、來れるにあらずや、蓋家庭教育は學校教育の基礎なり、此大切なる教育を片手間仕事にすることは許すべからざるなり、然らば我國の女子教育を今日の儘に放任して差支なきやと問ふ者あらば、余は之に答へて曰ん、大に改正の必要あり、但戦争の爲にあらず、國力發展の爲なりと、今其改良すべき要領を左に掲ぐ。

女子教育上、第一に必要なは、本邦固有の美風たる貞淑温順の婦徳なれば、飽まで之を保存し、強き愛國心の如き我國民性の長所は、益々之を發揮せしめ、其教育を國體、風俗、人情等の全然異なる外國宣教師等に委託せず、必ず大和魂の満々たる日本人の教師に託し、其大なる感化を受けしむるを要す、殊に未來の母となり、家庭教育の中心たるべき女子に對しては、教育勅語の聖旨を奉じ、國體の觀念を鞏固にするは必要缺くべからざる事に屬す、然るに世の父兄にして我が國民教育の重んずべきを知らず、學校へさへ通學せしむれば、完全なる教育を受け得るものと思ふ者多きは實に歎息の至に堪へず、且又從來の如く婦徳一方に偏せず、責任を重んじ、自立、自衛、理科、衛生等の知識を十分に備へしむべし、之が爲には、外國史、外國地理、各國の家庭の情況等、弘く世界的の知識を覺知せしめ、内地の新聞紙のみならず、外國の新聞紙の如きも、其簡易なるものは之を理解する位の知識を得しむる以て足れり、固より大學の程度たるを要せざるなり、故に高等の學校は、其卒業生が進歩的社會を理會し得べき程度に改むれば可なり、而して特別に高等の學科を修めんと欲する女子の爲には、男子の大學に入學するの便を設くべし、特に女子大學設立の如きは毫も其必要を見ざるなり。

### 一八、國語の改良

國語の改良は、日本文明の發達に大關係あるを以て、或は漢字を廢して専ら假名を用ふべしと論するものあり、或は

漢字及假名を棄て新に羅馬字を採用すべしと議するものあり、甚しきに至ては、則ち英語を以て我國語に代へんとの極端論を唱ふる者あり、余を以て之を觀れば是れ皆國語の價値を知らざる愚論にして、到底探るに足らざるなり抑我國語は、數千年來漢字に基き、發達進歩して、今日に至りたるものにして、漢字を見れば意味の通ざせる事多きを以て、漢字は到底國語中より之を排斥するを得ず、専ら假名のみを用ひ、又は新に羅馬字を用ひんとするが如きは、我國語發達の歴史を蔑視するものと謂はざるべからず、況や英語を以て國語に代へんとするに於てをや、若し我國民の生活上一般に日々英語を使用するに至らん乎、則ち日本が英の屬國たるの時たるを忘るべからず、余は斯る愚論否危險談が時々識者の間に行はるゝことや怪まざるを得ず、夫れ國語の獨立は則ち國家の獨立なり、余は現今の日本語を整理し、漸次改善するの外良法なかるべしと信ずるなり。

國語改良の事たるや、己に随分久しき問題なれども、未だ何等改善の方針すら定らず、元來漢字は困難なるに、學者が好んで難字を用ふるが故に、一層通常人をして理解し難からしむ、故に漢字を制限して今日普通に使用せらるゝ文字、新聞紙上に用ゐらるゝ程度に止めば、大に學習の困難を軽減することを得ん、英米人の英語を學び佛獨人の佛語獨語を學ぶと其困難の程度に大差なきに至らん、又羅馬字は無意味なるを以て直に日本語に代用するの不可能なるは、必ずしも喋々の議論を要せざるべし、故に羅馬字を代用せんと欲せば、日本語に非常に多き同音意義の言語は如何にして之を區別せんとする乎、日本人の必讀すべき在來の日本の歴史は悉く之を羅馬字に翻譯して誤なく固有の意義を現はすことを得る乎、現在の我法律は、直に之を羅馬字に改めて何等の差支を生ぜざる乎、此等根本的研究を先にして、果して何等の差支なきとの決定を得ば、余は羅馬字にても、假名字にても、之を採用するに躊躇するものにあらずと雖も、未だ實用上の重要な問題に觸れず、只漢字は學習に困難なるを以て、之を廢して羅馬字を採用すべし、假名字のみを専用すべしと主張するが如き空論には賛成すること能はざるなり、夫れ國語の改良は風俗の改良なり、人情の改良なり、國民性の改良なり、國民生活方の改良なり、法律の威力を以て壓制するも、學者の論說を以て指導するも、到底急速に改良の實を擧ぐべきものにあらず、獨乙語の今日に至るまでの發達は、已に五、六百年の



久しき研究苦心を要したるを知らば、我日本語の改良も歲月の力を假るの必要あるは多言を要せざるべし、故に余は以上の根本的研究を終らざる間は往來の如く漢字を用ふるは、誠に已を得ざる事と信するなり、然れば余が今日最も改良の急務を感ずるは現時の中流以上の人士、學生生徒、就中女學生の用語の野卑なるに在り、舊幕時代の婦女子は知識こそ遠く今日の女子に及ばされ、吾々武士の用語は、一般に丁寧且つ上品にして、言辞の善惡に依て上流と下流との區別を爲したるものなり、然るに近來の女子は、衣服華美なるも、言語の野卑なるは、實に驚くに堪へたり、女學生の友人間は勿論、甚しきは父母に對してすら、其言語は猶下等拙劣にして、之を聞くも不愉快を感ずる程粗雑なり、例へば「ヨクツター」「イー」の如し、彼等は之を問の辭に用ふれども、決して國語の講法に適するものにあらず、此の如く國語の日々紊亂して底止する所を知らざるは、獨り生徒の罪にあらず、教科書、雜誌家庭も亦其罪を負はざるべからず。

特に諸雜誌の如きは營利的の事業なれば、只管時好に投ぜんことを<sup>カ</sup>、用語の良否の如きは毫も之を問はざるを以て、之を愛讀する少年少女の言語に悪影響を與ふること決して鮮少ならざるなり、又小供の用ふる言語は家庭にて作り上るべきものなるに、我國の家庭にては、小供の言語には餘り重を置かず、放任せるを以て、自ら野卑に流るゝを免れず、余は父母兄弟等の深く此點に注意せんことを望む、元來學校にては、國語、歴史、地理に於て、特に日本帝國を中心とし、愛國心を養成せざるべからず、國語にては日本の言語を正しく習得せしむるの外、日本國の爲めには犧牲となるの精神を鼓吹するを努めざるべからず、我國建國以來數千年間の國民生活に依り、發達せる國民性は、最も能く國語に現れて居るものなるが故に、愛國心を養成鼓舞するには、國語を利用するを最も適當とす、是れ余が深く國語の紊亂を恐るゝ所以なり。

## 一九、外國人設置の學校

我が國の内地にては、朝鮮に於けるが如く、甚しきに至らずと雖も、外國人經營の學校少からず、東京市にて校舎の堂々たる學校は、官立にもあらず、公立にもあらず、日本人の經營する私立にもあらず、而して外國宣教師立の學校なり、其經營者は、傳道師にして、學校の種類は中學校あり、高等女學校あり、往々純粹なる宗教學校もありと雖も、表面上宗教を信ずると否とは、生徒の隨意にして、強て勸誘せずと稱し、只管入學生の多からんことを希望するものゝ如し、元來外國人に帝國の良民を養成すべき小學校、中學校、高等女學校の設立を許可するは、國民の思想統一上危險の虞少からず、普通教育に在て、最も肝要なるは、國民性を發展せしむるに在り、然るに外國人にては我が國民性を發展せしむるの不可能なるは明かなり、且又日本國民を養成するに外國人の力を借ることなし、從て我國の如く、外國人に學校の經營を許可せず、然るに我國にては、以前我が國力の未だ微弱なりし時代に於て、外國宣教師に中學校、高等女學校等の設置を許可したるが故に、今日にても此等外國人の經營する學校少からず、外交上の關係もあり、今俄に之を禁ずる能はざるの事情もあらんが、斯の如き學校は、其設備完全なるも、決して完全に日本人を養成し得るものにあらず、當に養成すること能はざるのみならず、佛人や米人の如く共和政體を無上の良制度と尊び、極端なる自由を愛する理想を識らず知らず何時の間にか我國の青年男女の腦裡に浸潤せしむる患なしとせず、抑々吾々日本人の精神教育に對し、外國人の勢力の影響は、決して侮るべきにあらず、故に一國の教育が、外人經營の機關に依頼する程度の多少は、其國の教育の效果に對し、重大なる關係を有するを以て、余は將來公私立の完全なる日本人經營の普通學校を設け、多數の生徒を收容し、外國宣教師立の學校を選定して、之に子弟を態々入學せんことを志願する日本國民の一人にても減少せんことを希望す。

我が國の同胞が、外國人を崇拜するの結果、將來取り返へしの附かぬ様なる結果を來さずやと、心痛の餘り、余は機會のある毎に、筆に口に外國宣教師立の學校は危險なるのみならず、帝國の恥辱なることも説述したるが、今尙は高位高官又は智識階級の人にして、特に宣教師立の學校を選び、其子女を就學せしむる人の多きには、實に驚かざるを得ず、余は大正五年の刊行に係る理學博士遠藤吉三郎氏著西洋中毒を熟讀して、余と同説の者あるを喜びたり。



## 110. 貨幣、郵便、自動車等の文字

余は大正五年鑄造の一錢銅貨を一覽するに、形量とも小なるも、日本文字のみを採用したれば、純日本式にして、屬國的ならず、始めて日本帝國が眞の獨立國たる實を示したるかの感を生じ、非常に愉快を覺えたり、從來の貨幣の表面には日本文字の外、<sup>5</sup>の横文字ありしに、今度の分には横文字を除かれたり、實に貨幣のみならず、停車場にも、郵便局にも、必ず日英語の揭示あり、外國の旅行者は、之を見て、日本は英國の領土にあらずやと思ひ、或は日本は米國の領土なりやと疑ひたりと云ふ、是れ固より外國人の便利を圖りたるに出でたりと雖も、極少數の外國人の爲めに國家の體面を損するにも拘はらず、斯る便利を與ふるの必要なるべし、外國にては殖民地の外に貨幣又は郵便切手又は公衆に對する揭示等に自國語の外、外國語を使用する獨立國あることなし、現に余は二十ヶ國の外國貨幣を藏せるが、孰も皆其國語のみ記入せられ、他國語を併記せるものあることなし、日本にては、郵便の消印を見るに、<sup>5</sup>・<sup>7</sup>・<sup>10</sup>とあるは、即ち大正五年七月十日の消印なり、之を五・七・十とすれば、何人にも一見分明なるに、<sup>5</sup>・<sup>7</sup>・<sup>10</sup>とありては、大多數の日本人には了解し難しとす、電車の番號、自動車の番號等も亦然り、日本數字を以て記載せば、何人にも其何番たるを知るべき便利あるに、全然日本の文字を記せず、外國文字のみを掲ぐるは、何の爲めなる乎、余は其理由を解する能はざるのみならず、實に國語を輕んじたるものと謂はざるべからず、國家の統一は國語の統一に存するは何人も知る所なれば、此等の惡風は、國語教育上の點より論ずるも、速に之を改正し、外國崇拜の念慮を根本的に除去せざるべからず。

南亞弗利加の英領殖民地に於て、蘭人の勢力が非常に強く、英人が統御すること困難にして、己を得ず、今日にても英蘭の兩國語を以て法律規則其他凡百の布告文を發布せり、即ち南亞の英領殖民地は、事實上英蘭兩國の國と謂ふも不可なきに似たり。

然るに大正五年八月十五日より發行せる日本銀行一圓紙幣は、此點より論ずれば改良にあらずして改惡なり、當事

者の説明に依れば、只券面の日本數字を亞刺比亞數字に變更したるのみ、其理由を問へば印刷上の便利と古紙幣廢棄の際番號の照合に、便利なるが爲なりと云ふ、是れ愚にもつかぬ理屈をつけて、獨立國の體面を汚すものなり、政府にして外國崇拜主義を捨てざる以上は、民間に外國崇拜主義の行はるゝは怪しむに足らざるなり、己に五圓紙幣は明治四十三年、十圓紙幣は大正四年の改正にて亞刺比亞數字に變更せられ、國家的觀念を捨て、只自分等の執務上の便利より打算して、帝國の貨幣に外國の文字を記載するは、言語同斷なりと謂はざるべからず。

## 111. 小學校授業料

吾輩は、明治二十五年以來小學校の授業料に對し、條件付授業料不徴收論者なる事は、同年八月宮城縣仙臺の國家教育社の大會に於て、余の演説したる筆記に依りて明かなり、元來本邦の小學校にては、明治の初年より、月謝を徴收し來りしが、明治三十三年小學校令改正以來、公立尋常小學校にては、其經費を市町村の負擔とし、授業料を徴收せざるを本體となすと雖も、市に在ては一ヶ月二十錢、町村に在ては十錢の授業料を徴收し得る事となれり、現に東京市は保護者の貧富を問はず、二十錢を徴收す、然れども余は之を至當と認むるを得ず、元來教育は國家の繁榮を計ると同時に、個人の幸福を増進せしむるを以て、目的とするものなれば、相當の資力ある者よりは之を徴收し、貧困なる者より徴收せざるのみならず、就學に必要な衣食、學用品に至る迄、支給するを要す、若し資力ある者の子弟に至るまで悉く授業料を免除するとせば、貧民と雖も、負擔する税金を以て、富民の子弟を無料にて教育する事となり、不定理の至なり、彼獨逸の如き、千八百八十八年以來、佛國の如き、千八百八十一年以來、英國の如き、千八百九十一年以來、公立小學校にては、授業料を徴收せざるを本體となすと雖も、此等諸國の公立小學校は、孰も貧民のみ就學する學校にして、資力ある者の子弟は、皆中等學校の豫科即ち一種の小學校に就學し、高き授業料を支拂ふ事、吾精華學校の小學校に於るが如し、故に余は我邦の小學校にても、資力ある者には、相當の金額を支拂はしめ、其收入の一部を貧兒の學費に供することは、目下の急務なりと信ず、故に余は一般に無月謝主義を採用せず、其支出に苦まざるものよりは、授業



料を徴收せんことを希望す。

### 二二、小學校教員給の國庫補助

余は歐米の學事を視察し、歸朝以來痛切に感じたることは、小學校教員の實力を發達進歩せしめざれば、教育をして發達せしむることの不可なるにあり、而して良教員をして専心教育に従事せしめんとせば、先づ其俸給を厚ふし、且其位置を高むるにあり、乍併市町村の經濟が今日の如き情況にては、到底此上の増加は困難なるべし。小學校費は市費の割強、町村費の殆ど四割に當り、市町村の財政最も負擔の重に苦むものは實に小學校費なり、而して、教育費中の六割は俸給なり、市町村の財政は此上教員給を支出するを許さず、加ふるに教員が今日の如く、事實上市町村の雇人たる境遇に在りて、市町村長、議員等の鼻息を窺ふを以て、最も肝要なる仕事の如く思惟し、職々競々として唯其機嫌を損せんことを恐るゝ有様にては、理想の教育も何に由てか之を施すことを得んや、然るに中央政府に於ては、余が文部省在職中財政困難にして、小學校教員に對し、國庫の補助を許さざりしを以て、余は多年機會のある毎に、國庫補助の必要を唱へたるも、終に容るゝ所とならず、既に先年監獄費が國庫支辨となる際にも、地方の經濟に四百萬圓の餘裕を生ずるを以て、其金額を教育費に宛て、一時の急を救んと主張したるが、終に採納せられず、其後、明治四十二年九月諸物價の騰貴したるが爲め、官吏の俸給を三割増し、之と同時に帝室費を百五十萬圓増加せんとする案を柱内閣にて決定したるとき、余は當時官吏の増俸には異論なきも、物價騰貴に苦むものは、獨り官吏のみならず、小學校教員の如きは殊に然りとす、故に小學校教員にも相當の増俸を行はんことを主張したり、其後幸に寺内内閣は不十分ながら小學校費國庫補助の議案を議會に提出し、其協賛を得て、大正七年度より之を實行するに至れり、是れ余が數十年來主張したる意見の貫徹したるものにして、我邦教育界の爲め、欣躍に堪へざる所なり、元來我國の小學校教育の實質の進歩せざる主要の原因は、前述の如く、小學校教員が、全然市町村の雇人たる姿にして、市町村民より常に輕蔑せらるゝが爲なり、故に余は小學校教員の俸給は成るべく多く國庫費を以てせんと欲す。

### 二三、夏季講習會

教員速成主義なる夏季講習會なるものは、我國にては、明治十年以降、諸方に開から、男女の教員が出席して、講習を受くるのであるが、果して効能ありや否、講習の期間は、大抵一週間か、十日間位なり、十日位の間、毎日一、二時間の講習を受けたりと、其結果の大ならんことは固より望むべからず、余は只講習生の履歷書を飾る位の事にして、餘り獎勵すべき價値なきものと思ふ。

元來夏は、身體も精神も疲勞し、人身の抵抗力も鈍るの時なるを以て、學校にては生徒に休業せしめ、精神的の仕事を課せず、専ら身體の健康を養はしむるなり、斯る時期なるが故に、官吏にも休暇を賜はるに拘はらず、單に教員のみ炎熱と戦はざるべからざるは、實に氣の毒千萬なり、故に今日の教員に必要あらば、先づ春なり秋なりの良時期を擇び、縣なり市町村なりより、相當の旅費日當を與へ、學校にては、代理の教員を任命して、少くも三週間以上講習せしむるを可とす、病人が温泉に行くにも、三週間は必要なり、教師の講習も三週間は最低限なり。

すれば、遙に短く、殊に結核病者が多く、其三分の一は結核患者なりと云はるゝ位身體の軟弱なるものなり、殊に女教員に至ては、實に殘酷なり、女子は、夏には、夜具の整頓、衣服の修繕、小供の世話等に、一層多く努めざるべからず、身體も男子に比し軟弱なるに、講習會に出席を餘義なくせらるゝに至ては、氣の毒とも何とも云ひ様なし、余は夏季の講習會は、害はあるとも利益はなきものと思ふを以て、斷然廢止せられんことを希望す。

### 二四、男女共學

男女共學、即ち男女を、同一の學校同一の學級にて、共學せしむると云ふ事の利害得失に就ては、今日にても教育家の間には、種々の議論がある様なれども、余は小學校にては、男女共學と云ふ事は、道徳上から云ふも、知識上から云ふ



も、何等の弊害なきのみならず、教育上反て利益多きを認む、然れども彼の北亞米利加に於けるが如く、小學校より大學に至るまで、男女共學主義を採る事は、我邦の現情に照し、到底實行の出来ぬ事と思ふ、世人も知る如く、米國にては二十歳前後の男女が、教場にては勿論、寄宿舎にても、同一の建物内に生活し、何等風紀上の問題が起らぬと云ふ事は、吾々には大に奇異に感ぜらるゝが、是れ米國に於る男女の社會上の位置、國狀等の全然我邦と異なるに由れり、歐洲にても、和蘭にては、中等學校にて男女共學を見たるが、其他の國に在ては、小學校の外は、男女の學校は之を別にするを通例とす。

## 二五、國民性の訓練

國民性の消長は、國家の盛衰に係る重大なる問題なり、而して教育に依て、國民を訓練せんと欲せば、先づ其國民性の長所と短所とを詳査し、長所は之を益勸め、短所は改良せしめねばならぬ、余の見るところにては、其短所は華美を好み、節儉の大切なる事に重きを置かざる國民にして、少し金が出来れば、衣食に贅澤を爲し、一寸したる旅行にも過分な茶代を投じ、赤帽などにも方外の手當を給し、鼻を高くして居るものが多く、中流以下の人士にも勤儉貯蓄の如何に必要なかを知らぬもの多い様である、彼の獨逸人や佛人に就き見るが如き節儉心が缺けて居る、廢物利用の如きは毫も之を行はず、不經濟極まる國民と云はざるを得ず、是れは是非共教育の力に依て改めて行かねばならぬ事であると思ふ。

又日本人は働く事が嫌である上に、老年に成つたら可成早く隱居して小供の厄介になるとか、恩給を貰ふとか、少許の貯蓄金で安樂に老後の計をなさんと欲するは佛人に似たり、然れども佛人の極めて質素なるに反し、吾々日本人は贅澤にして、貯蓄心に缺け居るを以て、將來の事を考ふれば随分心配なり。

我が日本人も、英國人の如く働くときは十分に働き、遊ぶときは十分に遊ぶと云ふ主義を奉ずる様、國民の訓練をなすこと極めて肝要なるべし。

又吾々日本人の國民性として、兎角責任を重ぜざる風あり、之が非常なる缺點なり、之は遺傳的にして一朝一夕に改めること難しと雖も、教育の力に依て、幾部分にても成るべく速に改良したきものなり、昔、徳川時代の政事は凡て監察仕組にて、目付を置いて、凡ての役人の仕事を監察せしめたり、明治の初年に印刷局の設けられたる當時、局内の殆ど諸課に一人づつ、強い面をして、只ギョロギョロと終日仕事を觀て居り、自身は別に何等の仕事も爲さざる官吏居りしを以て、余はさぞ退屈ならんと思ひたりしが、是れ即ち監察官なりき、斯の如く凡て人が雇人根性にて、監督が居らざれば、職人も眞面目に働らかす、御役所にても、長官が出勤せざる以前には、屬官は新聞紙を讀むとか、無駄話をし居ると云ふ様なる風あり、實業家の粗製濫造の弊も矢張り此の無責任より來たるにはあらざる乎、今日市内の撒水夫や掃除人足の仕事を見ても、甚だ感服し難き事多し、是れ監督の行届ざる爲なり、斯る惡風の改まらざる以上は國家の發達は到底期待すべからざるなり。

## 二六、實業學務局の再興

余は文部省在職中、熱心に實業學務局の新設を主張せしに、幸に實業學務局の設立を見て大に悦びたりしが、其後如何なる理由ありしやを知らずと雖も、我國産業發達の爲め、必要缺くべからずして、益擴張の必要ある實業學務局を廢し、之を専門學務局の一課となしたるは、實に遺憾に堪へざりき、若し當初より今日まで連續して實業學務局を存置し、實業教育の改良を講せしめば、豈に今日の如く戦争前實業不振の嘆聲を耳にすることあらんや、聞く所に依れば大正七年度の豫算中に、更に實業學務局の再興費を加へられたりと、果して事實なれば誠に賀すべき事なり余は更に進みて體操傳習所を再興して、完全なる體操研究所たらしめられんことを希望す。

## 第十章 衛生、警察及司法



## 一、昔時の醫師

余が幼少の時代には、醫師は勿論漢法醫のみにして、其投ずる所の醫藥は、草根木皮に止まりたるも、今より考ふれば中々効能多かりしもの、如し、之を分折して其成分を検査せば、今日の洋藥と其性質を同ふするものも少からざるべし、尤外科醫は通例只患部を焼酎にて洗ひ、膏藥を貼るか、又は不完全極る針にて縫ふたるものにて、治癒頗る困難なりき、當時風藥としては、葛根湯、妙振出し、婦人血の道藥としては、實母散、暑氣當りには定齋等なり而して、維新後一時盛に賣れたる岸田吟香氏の目藥精錡水、及び吐瀉、腹痛に特效ありとして賣行の良かりし守田治兵衛氏の寶丹は、草根木皮を用ふる漢法に依らず、洋藥を用ひ、製造したるものなりと聞く、又維新後賣藥業は、年々發達し富山の賣藥製造業の如き、頗る盛にして、其得意先は、内地、支那、南洋地方に廣まり、賣藥税の金額少からず。維新前には病院なるものは存在せざりしが、維新後醫業の發達に従ひ、漸次各處に設置せられ、目下は各區に數多の病院ありて、患者の治療に便す、此他個人の開業に係る醫師少からず、東京市内丈にても、其數殆ど三千人達すと云ふ。

明治廿三年以來、東京市各區に、衛生組合なるもの起り、初めは傳染病豫防の爲め、多少施設したることありしも、其後遂に有名無實となれり。

昔の醫者は、僧侶の如く頭髪を剃り居れり、驗温器もなければ、打診器もなく、只脈搏と舌色とを見て、診斷を下し、仁術として投藥したるのみ、其代り診察料も拂はず、只藥種禮として、盆暮に多少の金を支拂ひたるのみ、當時は勿論醫術上重要な顯微鏡を始め、醫療器械なるもの殆ど缺如し、又解剖等の事なきを以て、醫術の進歩せざりしは當然なり、西洋にても顯微鏡は千五百九十年の發明に係れり、殊に世界最良獨逸の「ツァイス」製の顯微鏡は極めて近來の發見に係るものなり。

## 二、醫學の進歩

我邦の醫學は之を他の學科に比し、長足の進歩を爲したり、初は和蘭英吉利に學びたりしが、明治三年に至り、廟議一變して獨逸に學ぶの方針確定し、醫學生十三名を獨逸に派遣し、四年に獨逸陸軍醫「ミュルレル」、「ホフマン」の両氏を聘し、後「シユルツ」、「キルゲ」、「ヂッセ」、「ベルツ」、「スクリバ」等の大家を聘し、教授及治療を擔任せしめたり、我醫學の進歩は、實に此等諸博士に負ふ所大なりと謂ふべし、殊に「ベルツ」氏の如きは、大學教授として名聲を博せしのみならず、其内科の諸病を治むるや、殆ど起死回生の妙あり、一外臣の身を以て、上は帝室の御信任を辱ふし下は邦人一般の倚賴を受けたり、當時人若し重患に陥らん乎、一たび同氏の診斷を受るときは則ち、死するとも亦遺憾なしと信ずるに至れり、又「ドクトル、ギルケ」氏は解剖學の大家にして、在職期間は僅々三年に過ぎざりしと雖も、我解剖學の進歩に貢献したるの功は決して鮮少なからず。

元來我邦の醫術は往古支那より傳來せしもの廣く醫家に行はれしが、近世に至り和蘭と交通するに及びて、蘭人に就きて西洋の醫術を修めたる者あるより、所謂漢法醫と蘭法醫との別を生ずるに至れり、余は明治の初年に協救社員として神奈川に在勤の際病を獲たるを以て、横濱に行き、洋醫「ヘボン」氏の診察を受けたりしに、其診斷法の明確にして、其藥劑は散藥と水藥とを用ひ、其治効の迅速なるは、遙に草根木皮の煎汁を服用するに優れるを知れり、且當時始めて石鹼を使用することを見たり。

我邦醫學の進歩の顯著なる所以は、東京帝國大學醫科大學の外、京都、福岡、仙臺に醫科大學あり、其他八個の官立醫學專門學校ありて、屹々として研究を怠らざるに職由せり、而して我邦の醫務行政は内務省の所管に屬すれども、獨逸國に於ては之を文部省に於て管理せり、其得失果して如何、爲政者の宜しく講究すべき所ならん乎。

## 三、醫術開業試験



醫術開業試験は、明治十六年に始まり、當時内務省にて開業醫の實地試験用に供する爲め、今の三菱原の所に、永樂病院を設けて施療したるものなりしが、後之を文部省所管に移し、又病院も小石川に設けたるが、大正四年限り廢止して、將來は大學附屬の病院と爲す約束なりしが、特に試験を大正五年まで延期する事とし、同年の九月を以て最終とせり、永樂病院創立の際には、醫師養成の學校も少なく、且つ整頓せるものなかりしが、已に本試験を通過したる者も一萬二千人の多きに達し、且つ私立學校も澤山設けられたるを以て、更に醫術試験にて醫師の資格を與ふる事に定められたり、元來醫師は人の生命を預る重要な職務を有するものなれば、之を通常の營利的事業と同一視すべからざるは勿論なり、故に私立と官立公立とを問はず、醫學校卒業生には嚴重なる試験を爲して、開業醫たる資格を與ふることを極めて肝要なり。

#### 四、種痘

昔時天然痘流行したるときは、幼兒の或染して死亡するもの多く、或は之が爲め不具となるものも少からざりしが、一千七百九十六年、英國人「ゼンナー」氏が「一たび牛痘種痘法を發見せし以來、此等の災厄を一掃し、人類に非常の幸福を與へたり、氏は實に世界人類の救世主なり」と謂ふべし、若し種痘を忽にし、天然痘に罹らん乎、今日にても凡そ其半數は死亡するを免れざるべし。

余が幼童の時代には、種痘したる人より苗痘を採取したるが爲め、種痘と共に種々の病原をも移植するの恐ありたれども、今日にては健全なる牛より痘苗を採取するを以て斯患あることなし。

種痘は生後半年乃至七、八ヶ月位の時を最も適當とす（百日以内は危険なり）但天然痘流行の際は、誕生後、日向淺き乳兒にも種痘するを良とす、一度種痘すれば、其効力は凡そ五年間存続するを以て、五年自位に再三種痘するを以て最も安全とす、種痘後最も注意すべきは、入浴なり先づ十四日位經過後は入浴するも差支なし。

日本にては嘉永二年始めて種痘法を輸入せり、爾來江戸にては醫師戸塚靜海氏に依り、其法實施せられたり、然れど

も容易に全國に普及するに至らず、現に至尊の孝明天皇すらも、慶應二年十二月二十五日、瘡痘の爲め、御壽三十有六在位二十年にして崩御あらせられたり、而して余は勿論弟三郎迄は天然痘に罹り、顔面痘痕を存せるも、當時先考の言に女子丈は痘痕を嫌惡するから種痘せよとて、妹並は文久元年富壽は元治元年に種痘を行ひたり、或は云ふ、始めて種痘法を蘭人より學びて之を我邦に傳へたるは甘藷先生青木文藏氏なりと、明治二年始めて種痘法の發布あり、其後種痘法を改正し、種痘を以て國民の義務と爲し、罰則を設けて、之を強制するに至れり。

#### 五、虎列刺

虎列刺病は、昔時より流行せし傳染病にして、初めて我國に入り來りたるは、元祿十二年の頃なり、其後安政五年に支那より長崎に輸入し、漸次九州より東海道を経て、七月より江戸に入り、大流行を極め、僅々二ヶ月間に殆ど三十萬人の生命を奪ひたり、當時余は僅に六歳の小兒なりしが、非常の慘狀を呈したることは、今尙ほ記憶に存する所なり、當時吾人は虎列刺が如何なる病症なるやを知らざりしが、幸に長崎在留の和蘭の醫師某が、幕府の官吏に提出したる注意書に基き、政府は、大要左の心得を發したり。

- 一、胡瓜、西瓜、未熟の果物を食せざる事
  - 二、身體殊に腹部を冷さぬ事
  - 三、大酒、大食を禁する事
- 若し虎列刺に罹りたるときは
- 一、芥子泥を下腹及手足へ度々塗る事

政府は吐瀉物等の始末に就ては、何等の注意を與へざりしを以て驚くべき速力を以て傳染し、江戸市内にても、日々何萬人と云ふ位新患者を出すに至り、實に非常の騒となれり、當時此病氣に罹ると、直にコロリと死ぬから、之を「コレラ」と云はず、「コロリ」と云ひ、全く疫病神の仕業と信じたり、隨て今日より見れば、種々滑稽極る迷信の行爲を敢



てしたること甚だ多し。

明治十年、十一年、十二年の三ケ年は、虎列刺の流行殆ど日本全國に擴まりたるを以て、始て虎列刺豫防規則を發表せられたり、其後明治三十年迄は年々多少の虎列刺患者を出したり、虎列刺の流行季節は夏の終りより秋に亘るを常とす、是れ腸胃の衰弱せるに乗じて、其勢を逞するならん、故に胃腸さへ健全なれば恐るゝに足らざるなり、此病氣は空氣傳染にあらず、口より入るものなれば、飲食物に注意すること最も肝要なり、即ち自衛自防の力を必要とするものなり、抑も虎列刺病は、明治七年二月二日獨逸の大醫「コツホ」氏が虎列刺菌の發見を公にせし以來、其治療方法は、大に進み、豫防注射法發見せられ、三回注射を爲すときは、一ケ年位は傳染の憂なしと云ふ、故に流行時には心臟病に罹つて居らぬ人は、注射を爲し置くこと安全なるべし、余は明治二十三年に伯林にて北里柴三郎氏の紹介に由て同氏に面會したり。

大正五年七月、比律賓より横濱に入港したる布哇丸が輸入したる虎列刺が元となり、漸次全國に蔓延せり、病毒防禦の爲め、東京灣内の漁業禁止となり、東京市民は一般に魚肉を食するを忌むに至れり、余は平常毎日少くも一回は必らず、魚肉を用ひたるも、一時は全然之を廢止し、西洋料理と精進料理を用ふる事とせり、當時上海にては、日本全國を虎疫流行地と認め、檢疫を開始するに至りしが、其後漸次病敵の猖獗滅却し、初冬に入るに及びて全く終熄を告げたり。

## 六、傳染病

日本には傳染病を感染せしむる媒介頗る多し、母が小兒に牛乳を與へるに、先づ母が口にて管を吸ふて、之を子供に吸はしめ、或は少し堅きものは、母が噛み砕きて、之を小兒に口移にする事は稀ならず、其他共同浴場にて、花柳病等に罹ること少からず、佛閣等に安置する賓頭盧の木像には、近來金網を張りたる處あれども、其多數は未だ斯る設なきを以て、善男善女が其頭を撫でたる手を以て、自分の身體を擦り、又は神水なりと稱へ、不潔極る溜水を眼に點じ

「ドラホーム」に罹るものあり、此等の事項は勿論何等の効なきは識者の知る所なれども、猶且相當の身分ある人、就中貴婦人に斯る無智の所業を爲すもの多きは、國民の衛生上輕視すべからざる問題なり。

傳染病の媒介者としては、此外に蚤あり、蚊あり、殊に蠅は最も有力なる傳染病の傳播者たるが故に、其驅除を怠らぬ様注意すること肝要なり。

又吾々が日常使用する貨幣に附着する微菌數は非常なる多數にして、實に危険千萬なり、或る學者が東京市内に流通せる貨幣に就き、研究したる所に依れば、結核菌、化膿菌の附着せる菌數は、一錢銅貨にして最も多きは十四萬五千四百八個、五錢白銅は最多九萬六千四百八十八個、銀貨は割合に少く、五千九百五十個、一圓紙幣に至ては一層多く最多二百一萬四千個、最少千二百個なり、但し新らしき紙幣には最も少く、七十個に過ぎざるものもありしと云ふ、此調査に依れば、銀貨に比し、白銅は八倍、銅貨は九倍、紙幣は十倍の多き微菌を有する割合なり、然れば世人は貨幣の取扱方に付ては、衛生上大に注意を要す、余が尙幼兒たりし時分に、中等及其以下の家に在ては（上流は知らぬ）客の接待に就中女客の接待は、吸付烟草と稱し、烟管の烟草に火を點じ、一度吸ふたるものを客にも吸はしめたるものなり、先妣は烟草嫌の爲め、來客あるときは、烟草を吸はざるべからずとて困難せられたり、此風習は今日尙下等社會に残れり、余は以前より此惡風を廢止せしめたるものと思へり、又宴會等の席に於て、盃の交換に至ては、實に危険千萬なれども、今日尙未だ全然廢止せらるゝに至らざるは遺憾なり、余が以前日本風の宴會に出席したる時分に、最も危険を感じ實に閉口したるは此猪口の交換なりき、就中同僚中に嘗て咯血したる人ありしが、其人自身一盃献上すべしとて猪口を以て來られたる時には、已むを得ず其の盃を受けたれども、飲ひ眞似をして私に杯洗に明て、仕舞ひ杯洗位危険千萬なるものなしと思へり、余は又他人を訪問したる時も衛生上安全なりと認めたる家の外、茶を飲みたることなし、從て腰掛茶屋等の茶は一切飲まぬことに定め置き、近來旅行の際は必ず魔法瓶に番茶を入れ、之を携帶するを例とせり、又余が家に奉公人を傭ふにも、其身體検査は爲さざるが、肺病等の恐あるものは、必ず之を拒絶して我が家庭内にかゝる病人を踏込ましめざる工夫をなし居れり、又結核患者の發送したる封書は、結核菌が附着し數百里の遠



方より來りて人に傳染する力ありと聞きし以來、余は封書は、凡て其下部を缺にて横に切り、手紙を引出す方法を取り、發信人が封書の裏の護謄を嘗めたりと思ふ處には、決して手を觸るゝことなし、余此の如く注意を重ぬるが故に未だ嘗て傳染病に罹りたることなし、余が文部省在職當時、一高官の無頓着に痰を吐かれたるには（後肺病にて死亡）實に困却せり、是れ日本は世界第一の肺病國たる所以なり、然れば内務省にても保健衛生調査會を設けられたるを以て、向後必要な法令を制定せらるべしと雖も、吾々は自ら進んで、右に述べたるが如き衛生上の事柄には、特別の注意を拂ひ、互に健康増進の途を計らんことを要す。

## 七、私娼

娼妓は教育上及衛生上大に研究を要する問題なり、政府は明治五年十月全國の娼妓を開放して、人身の賣買を禁じ新に貸座敷を設けしめられたり、此貸座敷に居るものは、免許鑑札を受け、檢査其他の取締を受くるものにして、所謂公娼なりと雖も、其害毒に至ては、私娼と大差あることなし、歐洲にても公娼あり、我國にて近來警視廳にて俄に私娼の撲滅を期するの目的を以て、嚴重なる取締を實行せらるゝと雖も、果して其目的を達するや否頗る疑問に屬す余が以前或る縣下に行き、藝妓の風紀取締方に就き警察の當路者より聞きたる所に依れば、東京より來る顯官或は地方の大官が藝妓を旅館に招きて宿泊せしむるときは、之を黙認するの例なるが故に、同一の藝妓が無位無官の人と同宿するときのみ、之を檢舉するは事情の許さざる所なり、要するに今日にては私娼の取締は有名無實にして、到底實効を收むること能はざるなりと、以て私娼取締の困難を察するに足るべし、況んや地方の警察部長が隣縣に行きて、醜業婦と同宿したる事顯はれ、世人の攻撃を受けたることすらあるに於てをや、余は之に對する警視總監の意見如何を聞かんことを切望す、我國にては内閣の更迭と共に警視總監も交迭するを以て、斯る問題の處分方に對し、其方針に變更を來し非常の不利益を招くことあり。

## 八、水道

家康公が關東各地を巡視して、井の頭に臨み、玲瓏玉の如き清泉を賞し、茶を點せしめ、此水こそは江戸府民の爲めに生命の親なれどて、親之井の號を賜りぬ、後に二代將軍家光公も亦此地に遊び、神田上水の泉源なればとて、名を井之頭の地と改め、寛永六年三月家光公自ら佩刀の小柄を以て、池畔なる辛夷樹の皮に、井之頭を彫り附けられしより江戸近郊有數の勝區となれり、家康公の用ひたる水試の茶臼及家光公の手づから彫刻せられたる井之頭の銘の二品は、今現に同地大盛寺の寶物たり、余は同寺住職高野亮宣氏の好意を以て、之を一見するを得たり、井之頭は今日にては、東京市の遊園地となりたるに拘はらず、其來歴を記したるものなきを以て、余は同寺の住職高野氏の依頼を受け、其來歴を記せる石碑を其地に建設せんと欲し、種々盡力しつゝあるが、未だ其設立の運に至らざるは、頗る遺憾なり。

昔は井之頭より引く水道を神田上水と言ひ、小石川、砲兵工廠、日本橋方面に至る、多摩川より引くものを玉川上水と言ひ、四谷大木戸に至り麴町、京橋、芝、赤坂、麻布に配水せらる、北豊島郡石神井村の池より引くものを、千川上水と云ひ、都合江戸には三水道ありたるが、何も明治三十二年東京市水道完成と共に廢せられたり。

當時の水道は、江戸子の大に誇りとしたるものなりしが、勿論不完全極まるものにして、今日の如く水を砂濾にしたるものにあらず、只河泉の水を溝渠中に導き來りたるものなれば、水質の如き、不潔なるも、當時に在ては貴重のものにて、余は幼時先考の煎茶用として、態々近所より貰ひ來りたる事あるを記憶せり。

當時上水は只飲用に供するのみにして、其他は凡て井戸水を使用したれば、一區域の地面には、少なくとも一井戸ありたり、若し早魃續くときは、水の缺乏を來し、錢湯屋も一時之を廢するの己を得ざるに至れり、之に反して連日雨天のときは、混濁不潔を來し、江戸市民の水に苦められたる事は、今日の東京人士の想像以上なりき。

舊水道及井戸は市民衛生上の不利尠からざりき、然るに新水道布設は、巨額の資金を要するを以て、明治の世に在り



ても容易に其事業に着手するに至らず、余をして明治二十三年歐米滞在中、彼地の水道を羨望せしめたること數回なりき、余が伯林市に滞在中、友人大學教授中島銳治氏も、亦伯林市に滞在し、東京市長の囑託に依り、歐米各國の水道施設を取調中なりしを以て、余は一日同氏と共に伯林市の淨水所を視察し、其設備の完全なると、規模の廣大なることに驚けり、中島氏歸朝後東京市の水道工事の設計を擔任せられ、二十五年十二月初めて水道工事に着手し、六ヶ年の後完成し、三十二年一月より給水を開始し、維新後三十一年間の久を経て、東京市民をして始て淨水使用の便に浴せしむるに至れり、其水源は之を玉川に取り、淀橋にて沈澱濾過して、市内に配水す、最初は人口百五十萬を標準として設計したるを以て、其後人口増加するに従ひ、擴張工事を行ひ、其總工費は、殆ど一千萬圓に達せり、而して市民の増加は年を逐ふて甚しきを以て、今後猶一層給水量を増加するの必要あり、明治三十五年目白臺に水道幹線の布設せらるゝや、余は第一番に邸内へ水道を引用せしを以て、小石川高田豊川町の水道第一號は、余が邸内の水道にして、爾來井水飲用使用の不利不便を脱することを得たり。

東京市が給水事業の爲め費す所少からずと雖も、給水料の收入多きを以て、市の利すること少からず、市は水道を以て一大財源と爲せりと、是れ果して至當なるや否、給水料高く、且水道引込に要する費用亦少からざる爲め、水道を用ゐず、堀井の水を用ふるもの尙ほ少からず、余は市が水道を以て、財源と爲すは大なる誤なりと信ず、水道布設の目的は、主として衛生に在るを以て、少なくも市内に住する人には、悉く之を使用せしめざるべからず、貧民にして給水料を支拂ふ能はざるものには、無料にて給水するを當然とす、市は資金の利子と、毎年所用の經費とを給水より支辨し、收支相償ふを以て満足せざるべからず、水道を以て財源となし、其收入の多きを誇るが如きは、給水の本旨より論ずれば、大なる過誤と謂はざるべからず、故に余は水道敷設費即ち需要家への引込料の減額と給水料の遞減とは、市民の衛生上極めて必要なるを以て、速に之を斷行せられんことを希望す、然るに友人故奥田市長は、大正五年七月一日より電車の値上を實行し、市民には苦痛を與ふるや、更に進んで給水制度に改正を加へ、收入を増加せんと計畫せられたり、是れ如何なる理由に基くものなるか、余は甚だ了解に苦まざるを得ず、電車は尾崎市長が古物を非常の高價

にて、外債迄募りて買入れたるものなるが故に、損失多く、收支償はざるより、値上を爲したるものにて、已を得ざる處置なりと雖も、水道に至ては毫も增收を圖るの必要を觀ざるなり。

## 九、排 水

余の幼時江戸市内には、各處に草原、藪等散在し、且つ汚水の停滯したるが爲め、蚊其他の害虫類非常に多く、市民は之が爲めに大に苦み、穢るものなり、江戸市全體が悪水滯留所と謂ふも不可なき状態なりき、就中下谷、淺草、吉原遊廓を包圍せる鐵漿溝の如きは、不潔を以て名あり、其外外濠、神田川、新堀川、三味線堀の如きは、臭氣紛紛として、其流域の民家は勿論通行人さへも非常の不愉快を感じたるものなり、是れ維新前に於ては、排水上、殆ど何等の設備なかりしを以て、各家にては、地内に穴を穿り、溜水と爲したれも、市内の低地に在ては、溜水は地中に吸収せざるを以て、已を得ず、道路に溝を設け、之を附近の河川等に流出し去らしめたるに由るものにして、神田川の如き、隅田川の如きは常に汚水を以て滿され、不潔を極めたり、又糞便の如きは、幸に肥料に供するが爲め、田舎に持ち去られたれども運搬中に生ずる惡臭、不潔等を防ぐの手段を講せざりしを以て、吾人の健康を害したること少からず、明治維新後糞便の運搬に就ては、多少の取締方を設けたるも、今猶日中運搬するを以て、余の如き郡部に接近したる地に住居する者は、時に依り數十輛の糞車聯續して通行し、爲めに惡臭に襲はれ、歩行に困難したること少からず、然れども明治八年初めて洋風の下水設備を銀座邊に施したる外、今尙全市の下水排泄の方法殆ど舊幕時代に異ならず、曩に府廳や市役所に於て、或は雇外國人等に囑託して、下水の處分方法に關する種々の調査を爲さしめ、其工事の設計成案を得たれども、何分多額の費用を要すると、工事の困難なる等の爲め乎、未だ之が實施を見るに至らず、但下谷區に於て、多少工事に着手したる由なるも、全市内に下水工事の完成を告ぐるは、果して何年の後なるべきや、巴里或は伯林に於けるが如き完全なる下水工事の落成を觀るは、殆ど見込なしと謂ふべし、元來上水の工事と下水等とは、同時に着手するを至當と爲すも、東京市は先づ上水のみ設けたる今日に在ては、到底完全なる下水を期待すべからず、殊に新開



の土地には、豫めを上水、下水線を定め置き、然る後家屋を新築せしめざるべからず、然るに此兩線を豫定せず、各自随意に家屋を新築したる後に至り、系統的なる下水を設けんとするときは、家屋は勿論、其敷地に至るまで根本的に改めざるべからず、是れ市民の經濟上到底實行し難き問題なり、歐洲諸國民の健康状態が著く良好に趣きたるは、上水よりも寧ろ下水完成の功なり、余は伯林及巴里の下水は、特に注意して調査したるが、實に完全を極めたるものなり、就中伯林市の下水の如きは、悉く之を肥料に供する方法を取り、頗る經濟的なり。

要するに東京市の下水は、昔の江戸時代の下水に比へて、殆ど改良せられたる所なしと云ふても不可なし、市全體が一種の悪水溜所にして、蚊や蛆虫等の養成所なり、斯る悪水を平氣にて道路に撒き居る者もあるを以て、東京には年中殆ど傳染病の絶えたることなし、新來の外人中には、東京を蚊の都、蠅の都、溝の都、傳染病の都と名けたる人あり、吾輩は至極同感なり、此下水問題と共に溝渠並に糞便問題は、實に帝都の大問題なり、東京市の當局者は宜しく歐米諸國の實例に鑑み、速に下水工事を完成するの計畫を立て、汚水、腐水、糞尿等の地中に浸潤するを防ぎ、以て東京をして東洋第一の健康市たらしめんことを努めざるべからず、是れ余が深く市當局者に希望して止まざる所なり。

## 一〇、電燈及瓦斯

我東京市の電燈は、明治十五年三月資本金千八百五十圓を以て設立せられたる東京電燈株式會社の經營を以て嚆矢とし十六年より點火を始めたなり、二十二年に日本電燈會社起れり、其後東京市にても電燈事業を經營するに至り殊に三十七年頃の水力發電起業以來、電燈事業は益々隆盛に赴き、市の内外各家に引用することゝなれり、余が小石川の私邸に始めて電燈を布設せしは明治四十三年十二月なり。

余は江戸市の暗黒なりし時代を、今日より回想する毎に、電燈の便利を感ずること深く、之と同時に夏期煽風機の爲め、日中住家の内外を問はず、常夜燈を點するは、不經濟にして、有害無益の事なりと思はずんばあらず、加ふるに煽風機は、室内の塵埃を吹き立て、且つ吹音が神經を衰弱せしむる恐あり、又室外より俄に室内に入り、煽風機の風に當れば感冒に罹る患あり、殊に小兒に對しては害多きを以て、之を衛生的のものと云ふを得ず。

瓦斯は始の東京府の事業にして、明治六年佛國の技師をして器械を据付けしめ、明治七年初めて京橋區に點火を爲したり、其後十八年に至り、之を民間に拂下げ、澁澤榮一氏等東京瓦斯會社を起し、一般に普及せしめ、以て今日の盛大を致せり、余が友人高松豊吉氏一時、澁澤氏に代り社長の任に就きしが、當時千代田瓦斯會社の競争ありしを以て之を買収したるも、電燈業の發達したるが爲め、初期の如く利益の多からざるに至れり、一時は二割以上の配當を爲したることあるを以て、其株式は大に暴騰したり、當時世人は瓦斯會社と云へば、最も利益多き會社なりと思へり。

余が始めて水道や瓦斯を使用したる時には、極めて便利を感せしが、之と同時に雇人は従前、水を用いたる事にも湯を用ひ、毎朝顔を洗ふにも、直に瓦斯を點火して湯を湧すが故に、燃料も餘計に入り、水をも濫用するの弊を生じ且つ此時代より下女を雇入れんとすれば、先づ水道があるか、瓦斯があるか、電話があるかを問ひ、若し無しと答ふるときは謝絶するの風を生じ、下女も頗る贅澤に慣るゝに至れり。

## 一一、氷及牛乳

江戸時代には毎年六月朔日に富士の大宮の奥より、雪だか氷だかを取寄せ、之を將軍家へ献上せり、又同日に本郷の加州藩今の前田侯爵家より、天然の雪塊を徳川家に献上せられたるものなり、其一部分は學問所へ下賜せられたるを以て、余の如きも小塊を得て、珍奇のものとして賞味せり、此の如く維新前には、氷を冬季以外に於て賞味するが如きは、全く上流社會の一部の人に限られ、一般人民が暑中之を口にするには至れるは、維新後の事なり、明治の初年に於ては、北海道より、天然氷を東京に輸送せり、五年五月北海道に製氷場を設け、器械を以て人造の氷を製出するに至れり、今日にては或は藥用に供し、或は冷蔵用に供する等其需用極めて廣し、此の如きは余が幼時に在ては、全く知らざりしことなりき。

元來日本人は、祖先以來牛乳を飲用せざりしが如し、舊幕時代には、獸類と云へば、吾々は非常に卑み不淨物と見做し



獸肉は絶対に食用に供せざりしものなれば、余が幼時には牛乳なる名稱すら知らざりし、文久三年前田留吉なる者始て横濱太田町に牛乳搾取所を開きたり、維新後吾人は歐米人と交通し始めたる以來、一般に牛乳を用ふることゝなれり、明治十一年六月警視廳より牛乳搾取人取締規則を發布せし以來、不正品を賣却するもの大に減じたるも、尙未だ不正物販賣者の跡を絶つに至らざるものゝ爲し、歐米人は牛乳を用ふる事我國民の比にあらず、其搾取額の如き非常に多し、然るに今日にては牛乳を飲用せざれば、文明國民にあらずと考へ、上流社會より車夫馬丁に至るまで牛乳を以て唯一の滋養物の如く思惟するに至り、今日東京市民丈にても、一箇年五萬石の多量を消費す、然れ共小兒老人、病人は別として、壯健なる人には、流動物より、固形的の食物の方が、齒、腸胃の爲めに適當なるが故に、余は一般には牛乳の飲用を奨励せざらんことを望む、余は以前伊太利亞にて、山羊の乳を飲用する人多きを見しが、此乳は滋養分も多く、且つ消毒の必要なく、牛乳に優ること數等なりと聞きたり、果して事實なるや否、學者の研究を希ふ。

## 一一、錢湯及海水浴

天正十九年の頃、伊勢の人與市と云へるものが、錢瓶橋の近傍に、錢湯風呂を新設したり、之が江戸に於る錢湯の初めなりと、而して吾々日本人の入浴を好むは西洋人の比にあらず。

余は入浴を好むも、幼少の時には風呂桶を家に備ふる餘裕なきを以て、時々錢湯に出掛けたるものなり、現今の浴場は、天井より十分の光線を取り、夜分なれば瓦斯燈又は電燈の設ありて、其明殆ど日中と異ならず、然るに維新前後の錢湯は、日中も猶薄暗く、夜分は僅に浴場と脱衣場の二ヶ所に種油の燈火ありしのみにて、湯氣の爲めに、一寸先きも能く見えぬと云ふ有様なりき、浴槽に出入するには、柘榴口と稱する低い門口を潜らざるべからず、槽中は甚だ暗く槽中の湯を汲出さんとして、桶にて他の客の頭を撲ち、負傷せしめたる例少からず、又日中は左程にあらずしが、夜分に至ると、湯は非常に不潔となり、殆ど溜水下水の如くなるを以て、微菌を含有すること非常に多く、淋菌等を眼に受けたるものも少からず、尤も上り湯と稱する清潔なる湯の設備ありたれども、一杯や二杯丈浴びるとも、到底微菌

を悉く除くこと能はざるは明かなり、今日は入浴は皮膚の汚物を洗淨し、新陳代謝を盛ならしめ、筋肉の疲勞を恢復するの効ありとし、衛生上に重を置き、大に改良せられたりと雖も、封建時代衛生思想の幼稚なる當時の事を考ふれば、錢湯は實に危険極まれるものなりき。

海水浴は、明治維新前にも多少疾病に効あるを認めたることは、當時の書物に散見せしが、健康増進の爲め、一般に人の海水に浴するに至りたるは、明治九年に醫師松本順氏が西洋風に倣へ、大磯に海水浴場を開きたるに濫觴せり、舊幕時代に在ては、常陸の海岸にて、鹽湯と稱へ、海水を温めて入浴したることは随分古きことなりと云へり、江戸時代には、諸所に藥湯と稱へ、熱海や湯河原より四斗樽に温泉を詰めて運び來り、之を沸かす湯屋ありたり、通常の錢湯すら不潔極まるに、藥湯は三日も四日も留め置くを以て、殆ど泥水の如くなれども、猶藥効ありと信じて、入浴するもの少からざりき、先考も余を伴ふて時々藥湯に入浴せられたることありき、松本氏が大磯に海水浴を始むるや、直に鎌倉逗子、房州等にて海水浴を開くこと流行し、遂に今日の如く盛大に至れり、海岸の空氣中には鹽分多く皮膚に刺戟を與へ、内臓の働を活潑ならしむる故に、海水浴を爲さるるも鹽分の多き海岸に生活するは、健康上至極良好なるを以て、余は暑中來れば自分の子供は勿論、妻や孫を年々海岸に送り、汐風に吹かしむるを例とせり。

## 一二、公設市場

歐洲にては、日用品、殊に毎日必要なる食物市場が市内の諸方に存在するを以て、西洋の主婦は、日本の主婦の如く家庭に座して、寸歩も門外に出ることなく、八百屋、魚商等より、彼等の見計ひたる、野菜、肉類を、高く買ふの愚を爲すことなく、大臣の令夫人も商人の細君も、毎朝籠を提て市場に出掛け、其日に入用の新鮮なる食物を安く買入るゝを常とす、是れ婦女子をして其身體を運動せしめ、且つ自己の好む所の良品を安價に買ふことを得せしむるものなり、余は此風習は日本の中流社會以上にも行はれんことを希望するも、今日の惡道路や、衣服や、生活方が婦女子の外出に極めて不便なる間は、到底實行し難きを如何せん。



## 一四、吾人の生活方

吾々日本人の日常生活方は、維新前と大正の今日とを比較するに、殆ど何等の差異あるを觀す、身に優良なる長衣を着て、疊の上に安座し、日本米を常食とする等、今も昔と毫も異なることなし。

政治も經濟も宗教も教育も、畢竟生活方法の改良を講ずるに外ならず、余は世の有力者が此根本問題を等閑に付することなく、速に其全力を之が改良に傾注せられんことを切望するものなり。

西洋人は煉瓦造又は石造の高き家に、數多の家庭、各別に所要の室を借りて住居し、其階上階下は勿論、隣家(室)に住する人すら、互に之を知らず、全家族擧て外出するにも、只我室の入口に鍵を掛け置くのみにて、盜難等の患なし、故に西洋人は鍵を有すること非常に多けれども、我國にては、只主婦が簞笥の鍵を有する位にて、男子は鍵を有する必要あるなし、日本人は各戸各獨立の家屋に住し、毎朝雨戸を明け、夕景には之を閉鎖すと雖も、僅に薄板一枚を並列したる雨戸に過ぎざれば、之を破壊すること容易なり、又日中は凡て開放的なれば、奉公人等のなき家にては、主婦は一寸買物に出掛けること能はず、強て外出せんとするときは、戸を締め、入口に錠を卸して置くの外良法なく、之が爲め明巢狙の襲ふ所となること稀ならず、吾輩が歐米より歸朝當時に、彼國の例に倣ひ、東京市にも前項の公設市場を設けなば、益する所大ならんと思考したるも、如何せん、家屋の構造、生活方等が變化せざる以上は、下等社會は別として、最も必要を感ずる中流社會に在ては、之を利用する事殆ど不可能なり、從て不經濟ながら、日用品の購入に對しては、從來の如く出入商人を煩すより良案あるなし、聞に所に據れば、人民が物價騰貴に苦むを救はん爲め施設として一大發明をなしたる如く、東京臨時救濟會にて、寄附金を以て購買組合と公設市場の設立費に宛て、寄附金の善用を期せんとし、吾輩は遺憾ながら其空論たるを免る能はざるを茲に豫言せんとするものなり。

日本家屋は斯の如く單純にして開放的なる代りに、夏は涼しく、光線、通風共に都合良しと雖も、冬は室の内外とも温

度に大差なく、夜分は殊に寒さが故、婦女子の如きは、不健康と知りづ、火燵に潜り込むが、早く寢に就くより外に明案なし、又大概の家には庭あるも、少しく風あれば、砂塵は室内隅々まで舞込み、恰も沙漠に住むが如し、家屋は斯の如く輕便なれば、夜分盜賊の來襲稀ならず、少しく神經質の人は、夜中雨戸の風を受けて「ガタガタ」鳴るを聞きて目を覺まし、鼠が暴れたるを窃盜の入りたりと考へ、大騒動を爲したる例少からず、少しく誇張の嫌なきにあらずと雖も、日本の家屋にては、夜分盜難の虞ありて安眠成り難しと謂ふべく、又日本人に神經質の患者多き原因の一は、家屋の粗雑なるに在りと謂を得べき乎、其外日本家屋の弱點は、塗壁と疊なり、粗悪なる壁土には、多くの微菌が繁殖して、有害瓦斯を發散す、疊も少しく古くなれば、塵埃と共に濕氣を吸収して、一種の惡臭を放つ、其最も多きは炭酸瓦斯なり、故に疊は決して清潔なるものにあらず、蚤の培養所なり、塵埃の溜所なり、箒を以て表面の荒埃を一日に一回や二回掃ふとも、決して清潔になるものにあらず、かゝる所に吾々家族は終日何等の凭掛なく靜座するを常とす、人の身體は椅子に凭り掛りてこそ休息するを得れ、何等の凭掛なくして、只眞直に身を支へんとするは、容易なることにあらず、我國民に比較的猫背の多きは無理ならぬ事なり、加ふるに吾々は疊の上に靜運するを以て、脚部の發達を妨げ、腰部以下の血液の循環悪く、從て全身軟弱にして矮小なるを免れず、故に今日世界の競争場裏に立ち、永く獨立の體面を保たんとせば、先づ吾々日本人の家屋の改良、住居の方法に改善を加へ、世界の中、土耳其の外類例なき座居主義を改め、且つ家屋の構造を堅固にせんこと肝要なり、若し將來飛行機を以て、東京市を襲撃するものあらん乎、一日にして市内の家屋を灰燼に歸せしむること決して難事にあらず、恐るべきは飛行機の爆裂彈なり。

當今衣服の複雑なる事に就ては、後に服裝の部に於て詳述せん、食物も内地米をのみ常食とし、外國米を嫌惡するに於ては人口の益々増加する今日、我國民は如何にして口腹の欲を満たさんとするや、是れ實に萬事に先ちて解決を要する問題なり、況や歐洲戰爭の影響及政府の政策等が米價に異常の騰貴を來し、爲めに一時暴動處々に起りたるに於てをや、食物の需要供給を調節するは、焦眉の急務なり、余は政治家、經濟家、農學者等協心戮力速に最良の方法を案出せられんことを望む。



各戸に於て少なくとも毎朝一回づ、薪炭又は瓦斯等を以て、飯を炊かざるべからず、是れ今日の生活方に於ては、免れんと欲するも、免る能はざる家事にして、厄介も亦極まれり、之が爲め多くの手数を要し、多くの燃料を費し、時と金との上に於て、不経済極まる事勿論なれば、麵麩の如きものを用ふる工夫はなきものなるか、若し此等を用ふることを得るに至らば、西洋の家屋に於るが如く、大概の家庭にては、大に手数を省くことを得て、下女を雇ふにも及ばず、家事経済上非常なる利益を得べし、然し余は旨き内地米を止め、風味の劣る安價なる外國米又は麥、薩摩芋等を常食とせんことを奨励するものにあらず、内地米飯と同等以上の常食を得るの方法を研究せんことを希望するものなり、學者の研究に依れば、外國米も營養の點より論ずれば、内地米と異なる所なく、只其風味の悪しきのみなりと云ふ。

之を要するに、國民の生活方法は萬事の根本なり、余は歐米の人情風俗を見聞したる以來、吾人の生活方に改良を加ふるの必要を感ずること、年を逐ふて益々切なり、今や我邦は維新後已に五十年餘を経過したるに拘はらず、依然未開時代の生活方を襲用して、不便利、不経済、不衛生等を忍びつゝ、進で之が改良を講ずるものなきは、實に歎息の至に堪へざるなり。

### 一五、吾人の體格

「健康は富強の基なり」とは、余が著國民健康法第一頁の冒頭に掲げたる所なり、世の一等國と稱する國民の體格を見るに、孰も其身體強健なるに、獨り吾國民に虚弱者の多きは遺憾千萬なり、殊に小供の死亡率の高きこと、世界第一と云ふに至ては、吾々教育者は、大に猛省せざるべからず、日本帝國の領土は、決して不健康地にあらず、然るに國民の身體が漸次脆弱となるは、家庭衛生、學校衛生、社會衛生の三者に罪あるものと云はざるべからず、故に日本人たる者は、將來何事を置きても、衛生の發達改良と努めざるべからず。

ト試に吾人の體格を歐洲人に比すれば左の如し

歐洲人		日本人	
身長平均	男 五、五四 女 五、二一	男 五、一八 女 四、八四	尺
體重平均	男 一七、三〇〇 女 一五、六〇〇	男 一五、〇〇〇 女 一三、〇〇〇	貫

日本人の死亡多き月は、二、八、九の三ヶ月にして、其少き月は五、六、十一の三ヶ月とす、故に余は死亡の點より、二、八、九月を危険月と稱し、五、六、十一月を健康月と稱す、其外に冬は男多く死し、夏は女多く死す、又小供は夏に多く死し、老人は冬多く死するものなり。

吾々日本人は、昔の戰國時代より、餘程小さくなりたる様なり、尤も統計表もなければ、其他の調査も缺けて居るを以て、果して小さくなりたるや否判然し難しと雖も、種々の點より小さくなりたるかと思はる、余は文部省視學官時代に、地方巡視の際、古人の鏡等を見て、意外に大形なるを知れり、又福井縣下に於て、新田義貞の兜を被りて見たることありしが、大きくて目が匿れ物を見ること能はざりき、其外に古の刀劍類も餘程長かりし様なり、又馬の背も今日のより餘程高かりし證跡あり、此等の事實に徴すれば、日本人の體格が餘程悪くなりたるは確なり、之は吾々の生活方が戰國時代と變りたるが爲め、漸次悪くなりたるならん、此點から考へても、吾人の生活方法を改良するは、今日の一大急務なりと謂ふべし。

### 一六、大掃除

維新以前は、毎年一回、年末に於て、多くは十二月十三日に、江戶市中各家の大掃除を爲すの例なりき、箆筒、長持を始め、一切の家財道具は、之を庭前へ持出し、疊は敷込みたる儘、手頃の捧又は卷きたる薄縁等を手にせる男子、先づ一



枚毎にドン打てば、其後より、婦人連が、細竹又は棒にて、バタ／＼と打ち續けて、塵を打ち出せり、小供等は之をドンバタ／＼と呼びたり、天井は竹竿の先に笹の葉を結び付けたるものにて、隅より隅まで、蜘蛛の巣を始め、附着せる塵を拂ひ落したるものにて、其有様は、概略今日の大掃除に似たり、之を煤拂と呼び、全體の掃除終るときは、家族並に當日の雇人共一同打揃ふて、蕎麥を食ひて祝ひたるものにて、當時は煤掃を何となく祝ひ事の如く心得たり、蓋し、衛生思想の未だ發達せざりし時代なれば、家内一切の不淨を拂ひ清めて、目出度新年を迎へんどの心なるべし。

之に反して近來春秋二期に施行せらるゝ大掃除は、全く衛生上の見地より、「ベスト」、赤痢、腸室扶斯を始め、各種傳染病の發生を豫防し、市民の健康を増進せんとするの趣旨に出でたるものにして、家の内外は勿論、床下より天井裏に至るまで、ありとあらゆる塵埃を引出し、拂ひ落し、之を各家の前に山積せしめ、巡查、衛生掛等當該吏員立會の上検査を爲し、若し掃除方不行届のときは、再掃除を命ずる等、昔時の煤拂に比ふれば、一段の進歩を爲したるが如し、然しながら其進歩は全く外觀に止まり、衛生上の目的より見れば、格別進歩せりとも評し難きものあり、何となれば静止せる塵埃を攪亂して、潜伏せる無數有害の微菌を市民の呼吸する空氣中に散亂せしむればなり、況んや門前に山積する塵埃は、直に運び去らるゝこと稀にして、往々數日間其儘に放置せらるゝが故に、小供に攪亂せられ、犬馬に蹂躪せられて、益々有害の微菌を飛散せしめ、風に吹かれ、雨に洗はれ、日に照らされて、往々有毒瓦斯を發生することあるに於てをや、余は今日の大掃除が、更に一層の進歩を遂げて、速に歐米諸國の如く、蒸汽消毒、電氣掃除等の方法を應用せられ、大掃除本來の目的たる衛生上の効果を全ふせられんことを望むものなり。

大掃除後各家の前面に山積せらるゝ塵埃を見れば、炭俵破損せる「ポール」箱、菓子箱、古下駄及木屑、竹片等雜然たり、其中或は風呂場の燃料と爲し、或は炊事の梢柴等に代用し、或は其他の用途に供する等、其儘利用し得べきもの少からず、此等は平素に於て、家事經濟を擔任し、又は指導する者、注意すべき所なり、若し是等を利用するの煩を厭ひ徒に塵埃中に委棄するが如きあらば、主婦たるものは怠慢の責を免るゝ能はざるべし、是れ固より此事なりと雖も、斯る些事に至るまで、之を等閑に付することは、家事經濟上余の切に希望する所なり。

此大掃除に就き、余は一の奇抜なる出來事を發見したり、即ち大正七年十月伊豆伊東に滞在中、其十九日に於る氏神の祭禮の前日に、町民は殆ど各戸共内外の大掃除に従事し、衣服は勿論夜具蒲團に至るまで曝し、川を浚ひ、道路を修繕する等、清潔方を施行し、當日に至り、御輿船を海上に浮べ、或は踊屋臺を出し、娛樂となす、之れが爲め、町民は地主、家主等より應分の寄附を求むるを慣例となすこと、尙ほ東京に於る氏神祭の如しと雖、東京にては、寄附金は専ら市民の飲食費に宛てるものゝ如きも、當地に在ては、氏神祭は、同時に清潔方の施行ともなれば、良習慣なりと思惟せり。

### 一七、保健衛生調査會

保健衛生調査會官制は、大正五年六月二十八日を以て發布せられ、翌二十九日を以て會長は内務次官、委員二十九人任命せられたり、委員は孰も有名なる人なるも、直接に學校を代表する人を委員中に發見せざるは、頗る遺憾の至に堪へず。

日々兒童に接する小學校教員中、結核患者の多きは、余の嘗て耳にしたる所なるが、大正五年三月末の概算に依れば、小學校教員十五萬人中結核患者と目すべきもの約九千人あり、且つ教員の死亡の三分の一は、其原因は結核病なりと云ふ、是れ實に驚くべき現象にあらずや、我國に於る該患者の多きは當然の事なりと謂ふべし、何となれば、小學校兒童は、日々教員より結核菌を傳染せしめられつゝあればなり、之が豫防策を講ずるも、亦保健衛生調査の任務にあらずや、且調査會は、經費は僅少なるを以て、十分の調査を爲し難かるべしと雖も、吾人の體格が年々共に不良に傾くに至ては、實に重要な國家問題なれば、余は委員中にも教育家を加へ諸君の眞面目なる研究を希望するや切なり。

### 一八、日本赤十字社

明治十年西南の役に當り、故伯爵佐野常民氏等主唱者となり、飯田町六丁目博愛社なるものを設け、恤兵の事を掌



れり、是れ我邦赤十字社の起源なり、歐洲諸國にては、千八百六十四年八月八日より二十二日に至る間、各國の委員、瑞西「ジエネーウ」に會合し、有名なる「ジエネーウ」協約を結び、是れ即ち萬國赤十字條約にして、赤十字の目的を達するに缺くべからざるものなり、爾來赤十字社と瑞西とは離るべからざる關係を有し、同國が國際上に働ける重要な役目の一たるに至れり、明治十九年我政府は萬國赤十字條約に加盟するに至り、博愛社の組織を改め、二十年日本赤十字社と稱し、三十四年に社団法人となれり、東京に本社を置き、各府縣に支部を置き、數千萬圓の基金と數百萬人の社員とを有せり、芝公園内に在る建物の如きは、東京市屈指の一大建築たり、各府縣に在る支部の如きも、大概ね西洋風の建物にして、知事を以て支部長と爲し、事務費を要すること少からず、余の最も氣の毒に堪へざるは、地方に在る、少學校教員が、郡長等の勧誘に基き、其少額の俸給中より毎月二十五錢づゝの寄附金を爲し、頗る苦痛を感ずること是れなり、赤十字社は平常は病院を建て、治療に従事するのみなれども、二十七八年、三十七八年の戦役の際には、患者の輸送、救護等に従事し、大に効を奏せり、機關雜誌博愛あり。

大正四年の決算に依れば、赤十字社の歳入は四百十三萬二千七百圓、歳出百九十萬二千圓にして、差引二百二十三萬七百圓の殘餘を生せり、基金は二千六百六十一萬四千四百圓を有し、社員は百七十三萬人あり、此驚くべき歳入、基金等を有する本社にして、猶且低級官吏、小學校教員等より出金せしむるの必要ありや、余は必要なりしと認む、先年同社の經濟上の事に關し、新聞紙上に種々の醜聞散見せり、眞偽未だ詳かならずと雖も、余は當路者の改良を施し、世人をして疑念を挾ましむることなからんことを望む、其後幸に余の尊敬する石黒男爵が社長に、友人平山成信氏が副社長に就任せられたれば大に改良せらるゝならん。

### 一九、濟生會

明治四十四年二月、明治天皇は窮民救療の資として、御内帑金百五十萬圓を下賜し、且勅語を給ふ、桂首相は聖慮を奉じて恩賜金を基本として、恩賜財團濟生會を設立せり、爾來官民の寄附金を募集し、余も亦應分の金を出せり、今や千

三百萬圓の基金を有し、大正三年より芝區赤羽に濟生病院の新築に着手し、建築費金十五萬圓を支出し、六年に至り悉皆落成し、五月三十日に其開院式を擧げ、廣く施療の事に従へり、自今其恩惠に浴するもの、日に益多きを加へん。

### 二〇、區裁判所

大正六年日比谷公園の裏手を相し、東京區裁判所の新築に着手せられたり、同所は名判官の名ある大岡越前守の屋敷跡なるを以て、其間に何等因縁の存するやに思はれたり、此裁判所は鐵筋コンクリートで耐震耐火を旨としたる構造にして、總建坪六百坪四階立なるを以て、一兩年中に落成の曉には、壯麗なる建物の一に列するならん。

### 二一、監獄

維新前には今の日本橋區小傳馬町に牢屋ありて、世襲の牢屋奉行數十名の與方同心と共に之を管理せり、此牢屋内に、揚座敷、揚屋、大牢、百姓牢、女牢等の區別あり、揚座敷は、五百石以下の旗本を入るゝ所にして疊を敷く、五百石以上ものは御預けとなる、揚屋は御目見以下の御家人、大名の家臣、僧侶等を入るゝ所にして莖を敷く、大牢は庶民を入れ、百姓牢には農民を女牢には女を入るゝ規定なり、此狹屋は其構造不完全を極め、至て狹隘にして、室内暗黒なり囚人中、入牢の際、金を所持せざるもの、又は仲間憎まれたるものは、牢名主等より苦められ、終に死に至るものありたりと云ふ、牢屋に火災の起るときには、囚人を釋放し、三日後に復歸せしむべきを命じ、若し歸り來らざれば罪の輕重を問はず、捕へて斬に處する規定なりき、而して明治八年、市ヶ谷監獄の竣工を告ぐるに至るまでは、依然囚人を收容せし所なり、余が幼時最も殘酷にして忍ぶ能はざりしは、死刑なりき、斬罪、火刑、獄門、磔刑等に處せらるべき者は、乘馬に乗せ、市中を引廻したる上にて執行し、通常の死刑は、牢屋内に於て之を執行せり、而して火刑、磔刑は鈴ヶ森又は小塚原に於て執行せり、安政年間に幕府の禁を破り、小舟にて、米國「ペルシー」提督の乗船に近き渡米を乞ふたが爲め、捕縛せられ、終に安政六年十月二十日に死刑に處せられたる長藩士吉田松蔭の死體も、小塚原に葬られた



り、其他幕法に觸れて刑及に斃れし志士の屍骸も、大抵は此處に埋葬せられ、強盜、人殺、放火犯人と其扱を同ふしたるは、實に残酷にして、幕府滅亡の原因も此等の事與て力ありたるものと思ふ。

昔時、町奉行所に罪人を出頭せしむるには、番に乘せて連れ來りたるものにて、其取調は頗る残酷を極め、之が爲め牢死したるものも少からず、獄吏には與力と同心とありて罪人を取扱ひたるものなり、此與力、同心は八丁堀の岡崎町に住居し、非常に贅澤なる生活を爲せり、余が幼時岡崎町の湯屋に行きたることありしが、與力、同心は、皆黒塗の定紋付の留桶を備へ置き、其家族は各自に其定紋付の桶を使用せり、加之彼等の衣服は、平常皆縮緬類にして、一人として木綿物を着用するものなく、食物も亦非常に奢りたるものにて、常に美酒佳肴を口にし、吾々貧乏武家の生活とは實に雲泥の等差ありたり、其理由を聞くに、獄吏にして貧乏なるときは、自ら收賄し易き弊あり、且つ其職務は人の嫌惡するものなるを以て、十分に祿を與へ、生活に不自由なからしめたるものなりと云ふ、與力、同心の下に探偵あり之を陸引と云へり、是れ亦有福の生計を營みたるものなり、罪人の搜索には、娼妓や、床屋(理髮店)を利用したるものなり。

### 二二、人足寄場

昔は半屋外に人足寄場なるものあり、佃島に在り、寄場奉行の管理に屬せり、此寄場は刑期満るも引取人なき者、其他無宿者等を集めて、之に相當の職業を與へ、製品を廉價にて市中に賣却し、其幾分を賃銀として給與し、之を貯蓄して資本と爲さしめ、一家計を立つる見込の立ちたるときは、之を放免するの仕組にして、當時の良制度たり、在場中規則に背きたる者は、大概は之を死罪に處したるものなれば、犯罪者は至て少なかりき、人足中には、大工あり左官あり指物屋ありと云ふ風にて、特に一技一藝に長じたる者も少からず、先考の寄場に在職中に有名なる文晁の高弟文周なるものも在場せり、先考は之に梅花及五重塔を畫かしめたるに、粗末の用紙、墨筆を用ひたるに拘はらず、實に美妙を極めたるを以て、余は之を屏風に貼付し、伊東の別邸に保存せり、又寄場の炭團、鼠半切は上品にして、比較的安價なり。

しを以て市民は、好んで之を購求せること、恰も今日の東京市養育院製の炭團に均しかりき、今は未決囚人には獄限を着用せしむれども、昔は囚人は平常服を着用したるものなり。

### 二三、警察官

昔は江戸に巡查なるものなく、明治四年に初めて之を置けり、當時之を邏卒と稱し、帶劍せず、只手に楯の棒を所持したるものなりしが、七年に至り、巡查と改めたり、其多くは廢島縣人なりき、同年一月政府は、新に東京に警視廳を置き、川路利良氏をして新廳を管掌せしめたり、氏は我邦の警察事務に多大の功勞あり、其銅像は現に警視廳の側に立てり。

舊幕時代には、商業地には自心番、武家地には辻番ありて、市内を警衛したり、強盜、窃盜は、主として商家を襲ひたるものにして、武家は殆ど彼等に襲はれる憂なかりき、武家の權力は甚だ盛にして、切捨御免の特權を有せしを以て、若し無禮の事を爲したる町人あれば、直に一刀の下に斬殺するも何等の咎を受くることなかりき、武家の權力斯の如く重大なるに反し、一般に家計は常に貧困を極めたるものにて、武家と云へば、貧乏と云ふ代名詞たりき、其代り大小を指して居れば、大概の見世物場には無錢にて入場し、上等の棧敷にて見物することを得たるものなり、又結婚するにしても、士族が平民の娘を貰ひ受くるが如きは、先づ無しと云ふても可なり、己を得ざれば町人の娘を一度士族の家に養女に爲したる後、改めて之を娶るを習慣とせり、是れ士族と平民とは全く社會上の階級を異にしたるが爲なり、而して穢多に至ては一層輕蔑せられたるものにして、恰も歐洲に於る猶太人種の輕蔑せらるゝが如し、歐洲にて基督教を奉ずる人に對し、足下猶太人なるかと問ふは、大々の侮辱なるが如く、我國にても通常人を指して穢多なりと云ふは、非常なる侮辱なりき、明治四年に至り穢多、非人なる名稱は廢止せられたれども、何時の間にか新平民なる名稱起り、彼等の住居する地を特殊部落と云ひ、今尙依然として昔の如く、他の人民とは區畫を別にせり、特殊部落には稀に金満家もあり、學者もあり、且つ職業に勉勵なるものもあるも、多くは不潔貧乏にして、品性劣等、金錢問題に汚



なく、且つ排他心を有すること、歐洲の猶太族に均し、余は此特殊部落の事は、我國の社會問題中、重要なりと信ずるが故に、世人の之を開却せざらんことを希望す。

此特殊部落の人口は、明治四十年の内務省の調査に依れば、凡そ百萬人なりしが、大正六年末には、其數大に増加して百五十萬に達し、其勢力は中々侮るべからざるものあり、其最も多きは兵庫縣の十萬人、京都府の七萬人、福岡縣の六萬人以下、廣島、愛媛、大阪、三重、奈良等多き部分なり、其他各府縣其多少の部落あり、大正七年の米價騒動にも、或る地方にては、首動者となりし者ありしと聞くが、彼等の平常嫉視的、反抗的の態度を取れるは、從來他の日本人より輕蔑せられ、遂に相融和するに至らざるが爲なれば、感情の融和を計るは社會政策上尤も肝要の事なり。

## 二四、犯 罪 者

江戸時代と明治維新後とを比べて、犯罪者の増減如何を見んとするも、江戸時代に在ては、何等の統計表を有せず、又制度に相違あるを以て、孰れが増せりや、將た減せりやは、余の明言する能はざる所なれども、維新後犯罪の巧妙に趣きたると警察官の檢舉も亦巧妙に趣きたるは、事實なり、古の犯罪者は交通不便の爲め、其出沒區域自ら制限せられたり、箱根の山中にて強盜を働きたる者は、急に東京へ來ること能はず、常に箱根邊にて惡事を働きたるものなり、故に箱根又は碓氷峠にて働きたる罪人の檢舉は、殆ど不可能なりき、今や然らず、犯罪者の多くは、所謂高飛するを常とするものゝ如し、例之、大正五年七月十七日、信州輕井澤に避暑せる加奈陀宣教師「キャンベル」氏夫妻は、午前二時頃曲者の爲め刺殺せられたり、其犯人は容易に檢舉せられず、二ヶ月の後、九月中旬に至て、最初の犯罪地とは全く異なる地方に於て、加害者元陸軍曹長川上睡なる者捕縛せられたるが如き是なり、要するに犯罪は社會の寄生蟲にして古今を問はず、其經濟上等に及ぼす損害は莫大なるものなり、大正三年度の監獄費、總額は實に五百七十五萬圓なり、大正五年六月末日現在調査に依れば、全國五十二の監獄署に於ける收容者の總數は、男女合せて四萬九千人なり、其最多數は竊盜犯にして、之に次ぐを詐偽及恐喝、賭博、富籤、強盜犯、殺人犯とす、大正四年御大典に際し、特赦減刑の恩

典に浴したる者多かりしが爲め、前年に比すれば大に減少したるに似たり。

## 二五、不 敬 事 件

大正五年七月十日、天皇陛下、東京帝國大學卒業式へ行幸の際、御道筋に於て、畏くも鹵簿を犯し奉り、直願を爲したる者あり、之が爲め、警視總監西久保弘道以下十餘名譴責、罰俸等の處分を受けたり、若し此出來事が維新前の徳川時代によりしならば如何なる珍事が起りしならん乎、實に容易ならざる大騒動を見しならん、世人も知る如く、昔佐倉宗吾が、領主堀田の暴政に堪へず、將軍に直訴狀を呈したる爲め、重刑に處せられたることあり、之を今日の寛大なる處分に比ぶれば、雲泥の差ありと謂ふべし、此佐倉宗五郎本名は（木内宗五）の直訴事件は、三代將軍家光の時代にて正保二年三月の事なり、當時は法度甚だ嚴酷なりしが故に、農民が重税の苦痛に堪へず、將軍に直訴したるの罪を以て、重刑に處せられたるに過ぎざりしが、其影響は徳川氏の治世を利用したこと鮮かならざりき、蓋し本件は、一般に領内の人民に對して絶大の勢力を有し、誅求飽くことを知らざる諸侯に對しては、大なる訓戒となり、人民は、重税を課せらるゝの厄を免れて、非常の幸福を得たればなり。

余が幼時の記憶に依れば、徳川將軍が出城せらるゝ時に當ては、豫め人民一般に其旨を通知し、沿道の民家は、當日悉く戸を閉ぢ、窓を締め、職業を休み、家内より外方の見えぬ様目張りを爲し、飯は前夜に炊いて煙を出さず、通路は極めて靜肅なりき、今の萬世橋より上野に至る道を御成り道と云ひ、五軒町邊は、維新後渡邊洪基氏が東京府知事の時に擴張したるものなり、當時上野廣小路に住みし人の談に依れば、將軍家の通過の時には、足音のしたるのみにて、人聲は勿論、咳拂ひ一つ聞かざりしと、抑も上野の寛永寺は、芝の増上寺と相並びて、徳川家の寺にして、住職には皇族を奉戴するを例とせり、余等が彰義隊員として山内に屯在せし時の住職は、後の北白川宮能久親王殿下にして、日清戰爭後臺灣に薨御遊ばされたり、其乗馬の銅像は、現に山内に建設しあり、昔は江戸市内に、東叡山御用、即ち宮様の御用と云ふ看板を能く見たるものにて、淺草海苔の包紙などに、御紋章を刷出されたるものあり、此御用看板は今



商標以上の効能を有せるものにて、特許を得ること容易ならず、従て非常に貴はれたるものなり、商人にして此特許を得んが爲め、數萬圓の運動費を出したるものも少からざりしと聞く。

## 二六、無盡と富籤

無盡とは、各人が小額の掛金を爲し、籤を引き當てたる者が、諸雜費を引去りたる殘金を受取りたるものにして、或は他人の當籤を譲り受け、一時に纏りたる金を受け取り、之を旅費に爲し、或は結婚費に宛つるものありて、一種の金融機關たる務を爲せり、餘り弊害もなく、士民の別を問はず、一般に行はれたるものなり、富籤の方は専ら諸方の社寺にて行ひたるものにして、其富籤に當りたるものは、一時に勞せずして、多額の金額を獲、従つて種々の弊害を生じたれば、幕府殊に閑老水野越前守が嚴に之を禁じたるも、秘密に之を行ひたること博奕の如くなりき。

幕末には、江戸に於て、賭博が盛に行はれ、諸大名の侍や、商人の間には、種々の賭博を爲す風大に流行せり。

## 二七、時計の紛失

維新前には、江戸市内には、掏摸が中々跋扈したるものにて、當時人の多くに集まる所や、縁日、夜見世などにて、財布紙入、煙草入等を窃取せられ、之を取戻す事は殆ど不可能なりき、若し又他人が掏摸を發見して被害者に注意を與ふる様なる事あるときは、復讐するを以て、他人も之を知らざる風をなさるべからず、従て掏摸の害は鮮少ならざりし。

明治三十八年に、余は神田小川町にて電車の乗替を爲し、車中に入るや、友人を訪問する約束の時間に、何程餘裕あるやを確めんが爲め、時計を見んとしたるに、豈に圖らんや、時計の紐丈存在して、時計は何時の間にか、掏摸の爲めに窃取せられ居れり、其時計は余が記念の爲め、瑞西國「ベルン」府にて買入れ來りたるものにて、余に取りては極めて貴重なるものなるを以て、九段下の組橋にし下車し、其旨を巡查交番所に届け出たるに、書面にて提出すべき旨を指示せり、急速の間に合はざるを以て、余は自動電話を利用し、當時警視廳第二部長たりし松井茂氏に依頼して、小川町警察署長に内命を傳へて貰ひ、余も小川町警察署に行き、掏摸掛の探偵に面會して、時計の番號模様等を詳細に談話し置きたるに、翌朝に至り、時計を發見したれば、速に受取に來るべしとの事に付、出頭したるに、果して前日余が窃取せられたる金時計にして、再び余の掌中に歸れり、余は大に警察の機敏に驚きたり。

## 二八、御紋章の取締

昔、吾々幕臣は、葵の紋と云はず、必ず葵の御紋と云ひ、神聖にして非常に貴きものと思ひ、大に敬意を拂ふたる事は、恰も鹿兒島人が轡の紋を貴びたるに均し、蓋し他の諸藩士も亦其藩主の紋を尊敬したる事と思惟す。

明治維新後國民の菊花の御紋章を尊敬するは、幕府時代に於て、江戸市民の葵の紋章に於けるが如くにして、更に一層の慎重を加へたるものゝ如し、余が長女の幼時、御茶の水高等女學校に通學の際、帶の模様は菊の紋に類似の形ありたれば、一日巡查之を咎めて、御紋章に類する模様なれば、今後は此帶を用ふべからずと制したることあり、然るに帶の模様は元來菊の紋章にあらざるを以て、御紋章類似の懸念なきは萬々明かなれば、依然其帶を結ぶも何等差支なき旨を諭したれども、長女は再び巡查より咎めらるゝ恐ありとて、遂に其帶を廢物に歸せしめたることあり、斯る非常識の取締方に至ては、人民の迷惑少からざるべし。

## 二九、天災

余が幼時父母より傳聞せしに、江戸に於る出來事にして悲惨極るものを、明曆三年の大火、安政二年の大地震、安政五年の虎列刺とす、此虎列刺の事は前に詳述せるが如し、明曆の大火は、余が未だ出生せざる以前の出來事なれば、詳細の事は之を知るに由なきも、此大火は本郷丸山の本妙寺より出て、市中は勿論、江戸城の本丸、二ノ丸、三ノ丸まで焼き拂ひ、當日西北の風烈く、火は二日に渡り、江戸の大半を焼き盡し、焼死せる者十萬七千人に達せりと云ふ。



安政二年十月二日、江戸に大地震あり、前代未聞の慘狀を呈せり、之を安政の地震と云ふ、當時余は甫めて三歳なりしを以て、記憶は慥かならざれども、後日両親の語りたる所に據れば、當日午後十時、頃突然大地震起り、拂曉迄に三十餘度に及べり、我一家は當時場末たる牛込大久保に住みたるを以て、邸内餘地廣く、藪ありたれば、數日間晝夜共其藪地に露營して、寢食を爲し、地震の全く終るを待ち居たりと云ふ、所謂山の手は家屋の倒壊せるもの割合に少く、四ツ谷、麴町、牛込、小石川は、只所々に水の噴出を見たのみ、京橋、日本橋、麻布邊も出火破損共少き部なりしが、本所、深川、淺草邊は、震度最も強く、出火、地崩も亦多く、神田の小川町邊も亦被害の多き部にして、或る大名の奥方は、避難の輿中に於て、分曉せられたり、當時諸所より出火し、殊に大なるもの三十餘ヶ所ありて、焼失したる面積は、幅一里餘長二里半に亘りたりと云ふ、當時若し「ランプ」等を使用し居りしならば、夜中の事故、其被害は更に一層の慘狀を呈したりしなるべく、或は江戸市全滅の不幸を見たるやも知るべからざるなり、本月中は大小の地震頻々として起り、前後合せて百四十三回に達したり、亦以て如何に江戸市民を震驚せしめたるの甚だしかりしかを察するに足るべし、是れ余が生後始めて遭遇したる大變災なりしが、我一家に何等直接の被害なかりしは大幸なりき、余が友人子爵加納久宣氏の如き本所に住居せられ、幸に身は無事なりしが、其尊族中に壓死せられたるものありたりと聞きたり。明治二十四年十月二十八日の濃尾の激震は、明治維新後の大地震なりき、余が翌二十五年四月に愛知縣へ文部省參事官の職務を以て出張し、名古屋市の旅館秋琴樓に到着して、前年の震災の模様を樓主の婦人に聞き居る際、俄然地震起り、主婦始め下女下男等に至るまで「ソラ又來タ」と云ひつゝ、跳足にて屋外へ逃げ出せしを以て、余も圖らず其後を追ひ、後に大笑を爲したることありたり、余は翌日より市の内外を巡視したるに、復舊工事も未だ完成せず、師範學校を始め、小學校に至るまで大に破壊せられたる儘にして、二三の小學校にては、諸所にて露天教授を爲すを見たり、道路も大破橋梁は曲り、實に慘狀を呈せり、此二十四年の濃尾の大震には、美濃、尾張兩國のみにも傷者一萬七千人餘、死者七千二百人餘、家屋の全潰、半潰を合せると、二十七萬に達し、道路、堤防、橋梁等の損害も頗る大なりしかば、之を機として文部省内に震災豫防調査會を設立したり。

又余が幼時數々両親より傳聞したるは、江戸城に火災の頻々發生したることなり、就中嘉永五年の西丸炎上と、本丸富士見御寶藏よりの失火にて、寶物の多く烏有に歸したるは、損害の殊に大なるものとす、蓋し幕府に反對したる者の放火なりしならんと云へり。

維新前には江戸市の火消番は官設にして、番人は晝夜間斷なく高き火の見櫓に登り居りて火災を見張り、之を發見するや、直に半鐘を打ち、其打方の緩急に依て出火の遠近を示しつゝ、日本橋通りとか、京橋通りとか呼びたるものなり、市内の諸所に消防隊の設けあり、其任に當る者は、主として仕事師なりき。

余が幼年の時には、火災の起ること頻繁にして、呼で江戸の花と稱し、繁昌の誇りと爲したるものなり、而して其消防法は極めて不完全にして、今日の所謂消火器なく、消火栓なく、只纏と龍吐水と消防夫の携帯する竹梯子、齋口ありしのみ、之が爲め一たび發火すれば其勢猛烈にして、之を消止むること實に容易ならず、殆ど自然の鎮火に放任したりと稱するも不可なき有様なりき、其吾人に與へたる損害は、果して幾何なるや、當時統計の調査備はざりしを以て、之を審にすること能はずと雖も、未だ保險制度の設もなかりしを以て、有名なる金満家も一夜にして其家屋財産を失ひ貧民の群に伍したる者も尠からず、然れば火災を非常に恐れたるものか、先考が外出するときは、殆ど其度毎に先妣に對し、火の用心に注意すべき旨を以てせられたり、明治維新後は消防の方法大に發達せるを以て、従前の如く火災も其慘狀を極むることなしと雖も、今日尙東京市のみにて毎年三四千戸を灰燼に歸せしむ、余の經驗に依れば、火災の多きは十月より翌年二月迄の間にして、其原因は煙突の不備、其掃除の怠慢、並に火鉢炬燵等より起るもの多し、近來は稀に漏電に原因することあり、先年國會議院の焼失したるは、全く漏電に原因したるもの、如し、然れども當時電燈會社は漏電にあらざる旨を主張したりき、昔時は、石油の如き、燐寸の如き、可燃性の危険物はなかりしを以て火災の原因は、田舎に在りては多く盆提灯の蠟燭の火より起り、市街に於ては多く湯屋の竈又は料理屋の臺所より起りたることは、余の幼時親しく見聞せし所なり。

我が國にては、年々二百十日前後に一、二回の強風雨あり、家屋及作物に害を與ふることの鮮少なからざるは、何人も知



る所なり、尤も余が幼時には今日より雷も風も一層激烈なりし様に覺ゆるが、大正六年九月三十日の夜半に起りたる、東京の暴風雨は、未曾有の風雨にて、東京市及其附近に與へたる損害は、非常なるものなり、特に本所、深川、越中島、月島、品川方面は、暴風雨と共に海嘯起り、巨濤に猛襲せられ、其害は千葉にまで及ぼし、電信、電話は勿論電車も不通となり、浸水家屋の如き其數十萬戸に及び、東京市内のみにて、慘死者四百八十一名、行方不明百十三名其外負傷者の數に至ては、其何千人たるを知るに由なく、慘憺たる有様を呈せり、市内の家屋にして多少とも屋根を損せざるものなく、余が住宅の如き被害甚だしかりしが、殊に吾精華學校の校舍の如きは、窓硝子、屋根瓦に大破損を來したるのみならず、校舍の中央に數十間の間傾斜を生じ、學校は臨時に翌一日は休業するの己を得ざるに至れり、實に近時未曾有の風害なりき、之が爲め東京にては、大工、瓦師に缺乏を來し、加ふるに瓦の如きは市内に一枚の貯藏もなく、如何に雨が滲ても、之を防ぐこと能はず、困却したる人も少なからずと聞きしが、吾精華學校も復舊工事に數百圓と數日を要したり、其後余は十一月中旬に伊東に旅行したるに、同地の風力は猛烈ならざりしと見え、余が別邸の如きは多大の害を蒙り居るならんとの豫想に反し、殆ど屋根すら損したる箇所なかりき、同地は東京を去ること遠からざるに、東京市とは風害の程度に雲泥の相違あるは、暴風の經路より遠かりたるものなるべし。

## 第十一章 風 習

### 一、國 旗

徳川幕府は、寛永十一年に御用船には「日の丸」の旗を掲げしめたれども、未だ祭日には何等の旗を掲ぐるに至らざりき、維新後明治五年三月、東京府の伺に對し、祝儀、祭日には人民一般に國旗を掲ぐべき旨を指令せられ、爾來日章旗を戸々に備へ、祝儀、祭日等には、之を軒頭に掲ぐるのみ、風を生せり、同年十一月に至り、日章旗を國旗と定められ

たり。

國旗の寸法は、横と縦との割合は二と三、丸の直径は縦の五分の三を定とす、通常の家庭用の國旗は、縦二尺、横三尺、日の丸直径一尺二寸を正式の寸法とす、(曲尺)國旗は國家を代表するものにして、極めて貴重なるを以て、其寸法を誤らざらんことを望む、北米合衆國にては、殊に國旗を重んじ、國旗を中心として愛國心を養成する位なり。

### 二、服 装

明治維新前に於る我が國民の服裝は整然たるものなり、殊に大寶令以來衣服を禮服、朝服、制服の三等に分たれ、天皇以下文武百官の服は、唐制に倣ひ、四季又は節句に依て、某日より某日まで某衣と定め、大禮服には束帶、直垂を用ひ官位に従て、染色を異にし、官吏が出勤するには、肩衣を着用し、一般の禮服としては、上下を用ひたるが、羽織袴も一種の禮服なりき、凡て禮式の時には、草履若くは雪駄を穿ち、下駄を用ふる事を許さず、雨が降れば足駄を穿くが、駒下駄は之を許さず、當時に在ては、駒下駄は贅澤物と見做され、桐の駒下駄を穿つものは町人にして餘程の洒落ものなりき、武士が途中にて其長官身身分の高き人に出合たるときは、下駄を脱で、土下座して挨拶を爲さるべからざるを以て、若し前方より高官の人の來るをみるときは、可成早く横町等へ避け、面會せぬ工夫をしたるものなり、幕末に軍人は筒袖と一種の股引(タツケ袴と云ふ)とを着し、西洋風の練兵を爲したるものにして、洋服と日本服との間子然たるものなりき、當時は勿論莫大小の如き肌着はなく、襦袢を着したるのみ。

昔は袂落と云ふて、紐の両端に小さき袋を一箇づゝ結び付けて置き、之に煙草入、汗拭等を入れ、懐中より兩方の袂に落したるものなり、是れ和服には袂の外に衣囊なきを以て、物品の紛失を防ぐの用に供したるなり、洋服の衣囊多きに反し、和服には衣囊なきを以て、余は自分の和服には、必ず懐に衣囊を設けしめ、時計、財布、電車の切符等を入れ置くが極めて便利なり、故に余は世の和服裁縫者が少しく此點に注意し、殊に男兒の筒袖に至ては、適當の處に必ず一二の衣囊を設くるの工夫を講せられんことを望む。



明治五年に洋服の着用を許され、當時洋行歸の官吏が洋服を着し始めたるより、官吏は一般に漸次洋服を着するの風を生ぜり、故に當時洋服は官吏の服と云ふ意味を生じ、俗に之を究屈袋と稱せり、學生としては大學南校の生徒に官費を以て始めて洋服を着用せしめたり、又禮服としては、明治政府より服制の發布ある迄は、麻上下を着用せり、其後官吏のみならず、實業界の重役等に、昔の士族が従事する様になると同時に、漸次民間にも外出の際のみ洋服を着するの風行はれたり、而して今日の如く商家の見世番迄が洋服を着用するに至れるは、明治十年の西南戦争以後の事なり。

又維新前に女子は、大禮服として袴袴を用ひたるも、通常の禮服としては白襟紋附を用ひ、羽織は着用せず、(男子には羽織の着用が反て禮儀なり)斯くの如く舊幕時代には、衣服は男女略一定し居りたるも、維新後は紊亂して、平常服には、洋服もあれば日本服もあり、同じ洋服にても、英式あり、佛式あり、半日本半洋服もあり、區々一定せず、始めて日本に來りたる外國人には、奇異の感を懷くものあるは無理ならぬ事と思ふ。

明治六年、大禮服の制度發布せられ、勅奏、判任官、有位者等大禮服並に通常服を定められ、從來の衣冠を以て祭服となし、直垂、上下等は廢止せられ、燕尾服を以て一般の禮服と定め、「フロックコート」を通常禮服に用ふる事となり。

陸海軍の軍服は、明治三年に始めて之を定め、漸次改正を加へられ、又法官の服制は明治二十三年十月制定せられ、判檢事、書記、執達吏の服定まる、二十六年に辯護士の服制發布せらる。

又女服の制も明治十三年十二月制定せられ、勅任官たりし余の妻の如きも朝拜の節には之を着用せざるべからざる事となり、觀櫻會の節等にて、御苑に御招きを受たるときには、袴袴か一種の女洋服を着用せざるべからざる事となり、白襟紋附にては入場を許されざりし。

以上の如く、禮服の制を定められたるも、之は主として官吏、有位者等の爲め定められたるものにして、國民一般の服裝に對しては、未だ何等因るべき所なきを以て、區々として一定せず。

今日の中流社會に於ては、洋服も入用なれば和服も入用、日本室も入用なれば洋室も入用、靴も入用なれば日本の履物も入用なり、此履物に至ては殊に複雑を極め、其名前を暗誦する丈にても容易の事にあらず、履物には靴あり、草履あり、下駄あり、其草履には雪駄あり、板草履あり、藁草履あり、護謨裏あり、麻裏草履あり、下駄には駒下駄あり、日和下駄あり、足駄あり、草履下駄あり、吾妻下駄あり、御所下駄あり、木履あり、庭下駄あり、又駒下駄には疊付あり、白木あり、塗臺あり、此は余が東京にて見聞したる履物にて、地方殊に東京地方に於ては、猶ほ此外の種類に屬する履物を見たり、又同じ草履にも駒下駄にも時々流行があり、表は繻珍、天蔴絨、鼻緒は琥珀、刺繡、臺は艶消、白木の木目等近來中々贅澤なる高價の履物を用ひ、之が爲め特に婦女子が無益に考を費す事少からず。

右に記するが如く、吾々の服裝は複雑にして、不便、不經濟の至りなれば、余は教育上、經濟上の兩方面より其種類の略一定せられんことを希望す。

維新前には、今の萬世橋より淺草橋に至る川岸の處は、殆ど古着屋のみ住居し、古着を新しきもの、如くに仕立て直して賣りたるものにして、貧乏人は多く此柳原に來て、必要の衣服を買入れたるものなり、値は至て安く、其代り至て粗末なるもの多きを以て、當時粗衣を呼びて、柳原ものと云ひたり。

### 三、女服の改良

世の中には種々改良すべき事柄あり、就中余の最も早く改良したしと思ふは、女子の服裝なり、男子は外出の際には、洋服又は仕事着を用ふるを以て、先づ差支なければ、女子は今日の日本服を着用するときには、優美は則ち優美なれども、何分にも働くに不便多きを如何せん、之が爲め、近來女服改良と云ふ事には、世人も大に注意を拂ふ様なれども、未だ適當のものを案出するに至らず、余は吾々の生活方を根本的に改めざる以上は、到底之を便利にして且道徳的のものに改め難しと思ふ、若し道路を改正し、西洋の如き石、木を以てする事が出来、又疊を廢し、腰掛生活と爲す事が出来れば、洋服に近き一種の女服を作るを得べしと雖も、今日の如く疊の上に座し、疊の上に寝ると云ふ風を改め



ざる以上は、女服の改良は、殆ど出来ない相談なるを以て、余は己を得ず、女子には一種の外出服を作り置き、外出の際着用するの外、明案なきものと思ふ、獨逸にては中以下の人にも、經濟上より洋服を日曜服、外出服、仕事服の三通に區別し置き、其都度之を着換るを常とす、小供にも學校服を(制服ならず)作り置き、學校から歸るや、直に衣服を着換へしめたる後、復習等を始め、日本にて男子が家に歸るや、洋服を脱ぎ、日本服を着ると同一なり。女學生が今日の如き行燈袴を着用するに於ては、到底歐米の婦人の如く十分なる活動を爲すこと能はず、身心の發達は得て期すべからず、是れ實に重大なる先決問題にあらずや、抑も行燈袴は舊幕時代には玄關番や辻番の老爺が着用したるに過ぎざりしが、大正の今日に在ては、「セル」にて作れる行燈袴を着用する紳士も少からず、女生徒が之を用ひ出したるは、御茶の水の高等女學校にて、明治三十年頃に、海老茶の行燈袴を「カシメル」にて作り、初めて着用せしめたるに濫觴せり、當時一着大概五圓位なりき、爾來行燈袴の着用は女生徒の間に流行し、今日にては色は一樣ならざれども、地には都會にては「カシメル」か「セル」を用ひ、田舎にては多く木綿を着ひ、行燈袴を着せざれば、女生徒にあらざるものゝ如く一般に之を着用するの風を生じ、女教師も亦必ず袴を着用するに至れるものなり。

#### 四、結髮、染齒

吾々日本の男子は、古來頭髮を結び、理髮店を結髮床と云へり、當時結髮床は一種の新聞紙たるの觀ありて、結髮床に行けば、其近邊の結婚葬式を始め、社會に於ける大なる出来事は、大概之を知るを得たり、是れ客人の口より床屋の主人に傳へ、主人より再び客に傳ふるが爲なり、從て床屋は、探偵の役をも勤め、奉公人をも世話し、地面、家屋の賣買をも仲介したるものなり、明治四年斷髮令の發布ありし以來、チョン鬚は殆ど其跡を絶ちたりしが、近來まで元東京府會議長の芳野世經氏は「チョン」鬚を大切に保存せられたるを以て、吾々は奇異の思をなしたり、只相撲の力士のみは、今日も依然「チョン」鬚を頭に戴きて得色あり、「ザンギリ」頭にては、鬚の價值なきものゝ如く感ずるが爲なるべし、元來風俗は時勢と共に變遷するものにして、余が幼少の時、我國の既婚婦人は必ず眉毛を落し、齒を染めたる

ものなり、當時中年の婦人にして眉黒く、齒白きものを見れば、賣れ残り物として社會より輕蔑せられたるものなり、然るに明治維新後は、此風俗一變し、既婚の婦人と雖も眉を落さず、齒を染めざるを習と爲すに至れり、但今日でも田舎には舊慣を固守する婦人あり、斯る婦人を見るときは、何となく未開時代の人を見るの感あり、又維新前は公卿も染齒の風習ありしが、明治三年之を禁止せられたり、舊幕時代には齒を染め、頭髮を丸鬚に結ひたる婦人は、必ず人の妻と定まり、三輪に髮を結ひたるは妾に限りたるものなりしが、今日は妻も、娘も、下女も、身分の如何を問はず、一藩に束髮なるが故に、吾々は一見如何なる婦人なるやを區別するに困り。

#### 五、結婚

明治四年華族と平民の結婚を許可せられ、明治六年三月内國人と外國人との結婚を許可せられたり、當時海外留學生が西洋人と結婚して歸朝し、要職に就きたる友人も少からざりしが、圓滿なる家庭を作りたるものは少なく、殊に夫の死亡後、寡婦は種々の不幸を來し、單獨歸國したるものも少からず、余は此等の事實に照らし、日本人が西洋人と結婚するは、悲惨を生むの原因なりと信ずるが故に、日本人と結婚するの必要を認むるものなり。維新前、長崎には支那人と日本人との混血兒存在したりしが、江戸にては殆ど之を見ざりき、然るに明治の初年に至り、開港場に於る外國の商人又は雇外國教師が「ラシャメン」なる名稱にて、妾を雇ふもの多く、其間に生じたる混血兒の數も漸次増加せり、九段坂上の曉星學校の生徒の如きは、一時は殆ど全部混血兒なりしを以て、世人は同校を混血學校と稱するに至れり、近來は混血兒の數大に減少したる様なるが、余が昔教師たりし時代の經驗に依れば、少くも男子の混血兒の體格は一般に良好なりしが、智識の點に於ては、概ね純粹の日本人に劣れり、殊に愛國心の如きは皆無なるを發見せり、隨て吾輩は混血兒の増加を憂ふるものなり。

血族結婚の子孫に害あることは、醫學の進歩と統計學との發達に依て、明治十年頃に至り一般に知れ渡り、今や何人も之を疑ふものあることなし、是れ近き血族結婚は法律上に於て禁止せらるゝ所以なり、維新前には衛生及生理上



の智識未だ發達せず、交通も亦不便なりしを以て、殊に特殊部落に於ては、盛に血族結婚の行はれたるものなり、維新後に至ても、從兄弟の結婚は、格別の弊害なきものと信せられ、智識階級の間ならず、往々其結婚の行はれ、現に余の友人中にも、明治十一年頃、從兄弟同志結婚せしものありて、其結果長女は啞にして、次女は低能なり、是れ自ら招きたる災なりと雖も、實に同情の至に堪へざるなり、今日にても、山間又は特殊部落に於ては、斯る弊害あるを知らず、血族結婚を爲す者ありと聞く、一家の爲め、國家の爲め速に此陋習を改めんことを要す。

### 六、御下賜金の名稱

舊幕時代には、少額の御下賜金等は、金何兩と云はず、金何疋と云ひしものなり、今日にても親王家等より御下賜金のある場合に、疋の字を用ひらるゝ例あり、昔は鳥目一貫文を百疋と稱し、舊銀貨一分に當れり、金五百疋は舊の一兩一分、今の一圓二十五錢に當れり、昔、弓を射るに、鳥を賭けて、一疋射留むれば、金十文を與ふる例なりしを以て、百文を十疋と云ひ、千文即ち一貫文を百疋と稱せしと聞きしが、果して然るや否や。

### 七、借金證書

昔は借金證書に、若し御約束通りに返金せざるときは、諸人の前にて、笑ふて下さいと書きたるものあり、是れ當時稱人の中にて笑はるゝは、非常の不名譽なりしことを證明するものなり、之を見ても今日は道德觀念の大に低落したるを知るを得べし。

### 八、宛名の書き方

維新前に長者に宛てたる手紙の宛名を記するとき、姓が二字なるときは、其第三字を書せず、例せば寺田勇吉と書せず、寺 勇吉殿と書したるが如し(今日にても稀に斯くする人あり)又殿様の字を書くには、其人の身分に應じて、書き方に等差ありたるものにて、若し書き方其當を得ざるときは、往々侮辱問題の起りたるものなり。

### 九、矢立と萬年筆

余が幼少の時代には、旅行等に必要缺くべからざる文具に、矢立なるものあり、恰も今日の萬年筆の如く、常に之を携帯し、隨時、隨處に於て使用したるものなり、鉛筆もなく、ペンしもなく、當時に在りては、書生、官吏、商人等に至るまで、矢立の便利に依頼せらるものなかりき、今日にても凡そ五十錢を投ずれば、此矢立一丁を買ふことを得べし、若し萬年筆を買はんとせば、少くも五圓以上を出さるべからず。

### 一〇、太陽曆

明治五年十一月十九日改曆式を行ひ、從來の太陰曆を廢して、太陽曆を採用し、十二月三日を以て明治六年一月一日と定めらる、然るに習慣の久しき國民は當時一般に太陽曆を用ふるを好まず、呼んで之を官吏の曆と稱し、人民は舊曆即ち太陰曆を便利とせり、殊に農民に至ては、今日尙ほ舊曆を使用せるもの少からず、又一晝夜を従前は十二時に分ちしを改めて、二十四時間に定められたり。

### 一一、休暇日

明治六年に維新以來の一六の休暇を廢し、日曜日と改め、五節句を廢し、神武天皇の即位日及天長節を大祭日



と定められたり、當時雇外國教師は、日曜日に休業し、吾々日本人は一六日の日に休業したるを以て、生徒が出校するも教師が出校せず、教師が出校するも生徒が缺席する等にて、随分困りたることありしが、休暇日の改正せられたる以來、此弊を免るゝを得たり。

我邦の日曜日は西洋と異にして何等の意味もなき休暇日なり、今日にても、役所或は學校、會社等の休日過ぎず、一般の商家には年中殆ど休日なるものなし、只基督教信者の商人位が國風に背き、日曜日に休業するのみ、但理髮店の毎月十七日に休業するは例外なり、此例外に氣が付かざして、随分困る事あり、此休業日は明治何年頃より始まりたるものなるや、又如何なる意味を有するや、余は之を知らざれども、或は東照宮の忌日に關係せるものと云ふ人あり果して如何。

### 二、時の鐘と時計

明治維新前には、通常人の家には時計と云ふものなく、毎朝江戸城内西丸の櫓にて太鼓を敲きたるものにて、其音は随分遠方迄聞へたり、其外に上野、芝、目白等の寺にて鐘を撞きて時間を報知したり、勿論一般には正確にはあらざり、此等の鐘の中にて今日極めて正確に時を報ずるは、上野の鐘撞堂の時なり、余は精養軒にて食事を爲す毎に、其正確なるを確めたり、現今行はるゝ正午の號報は、明治四年九月より始まり、余が住宅の近傍なる目白坂の不動様の境内には、今日にても鐘撞堂あり、數年前迄は、毎年三錢乃至五錢の鐘撞料を各戸に請求し來りたるものなりしが、一變に時計を有する今日に在ては、無用の長物に料金を拂ふは迷惑千萬なりと思ひしが、其後は料金を請求せざるに至れり、余が始めて銀時計を手にしたるは、明治元年先考が古き時計を買求めたる時なり、當時は一時、二時と書せず、一字、二字と書きたるものにて、其後何時の間にか、時の字を用ふるに至れり。

### 三、時間の繰上

獨逸國にては、大正五年五月一日より九月三十日に至る間、時間を一時間繰上げる規則を發布したり、右は成るべく日光を利用せんとする趣意に出でたるものにて、公私の經濟上電燈、瓦斯等の費用を節約するの利益ありとし、他の歐洲諸國の之に倣ふもの少からず、英吉利、佛蘭西、和蘭、瑞典、那威、丁抹、埃太利、匈牙利等、孰れも五月より九月まで法定の時間を一時間繰上げ、十月一日より復舊することに定めたり、之が爲め我通省へも此旨通信ありたりと聞く即ち歐洲標準時が繰上げられたるものなり、吾輩日本人より之を見れば、随分奇異の感なきにあらず、何となれば、日本にては夏期は學校にても工場にても、各自一時間づつ早く大抵其業を開始するを以て、同一の結果を收むるを得ればなり、然れども歐洲人の如き朝寝坊する人民には此新法律の爲め、大に石油、電氣、瓦斯等を節約し得るものと信ず、而して斯る日光節約方は、平時に在ても吾人は之を實行するの義務あるものなり。

### 四、官尊民卑

維新以後に於ても、官尊民卑の弊、依然甚しく、余が文部省在職中にも、玄關番と小使の取締には、頗る心を勞したり、是れ玄關番及小使は官廳に於ける最下級の傭人なるに、外來の人民に對し、動もすれば尊大の言語、横柄の舉動あるが爲なり、官廳は概して入口に於て最も横柄にして、奥へ進入するに従ひ、漸次丁寧を加ふるものなり、大正の今日に於ても、尙ほ未だ此弊風を蟬脱せず、鐵道、郵便局、區役所に至るまで、直接人民に接する役所に於て、人民を輕蔑するの風あり、速に改めたきものなり。

### 五、送別會

維新前には、舊幕臣が旅行するは、實に稀なりき、只諸藩士が江戸へ參勤交代するか、商業用にて旅行する位の事にて今日の如く頻繁ならず、當時吾々は少しく遠方へ旅行するや、再會は先づ期すべからざるを覺悟せり、故に短距離の旅行にても送別會を開き、且つ或は日本橋迄見送り、或は品川迄見送りて、惜別の意を表せり、是れ當時は遠き旅行を



爲すときは、互に生別の感を懐きたるものなれば、社交上無理ならざる慣例なりしが、明治維新以後も依然舊時の風習を存し、明治二十年頃までは、文部省の視學官が、年々數回地方へ出張するにさへ、其度毎に料理店にて送別會を開き、洋行するときには、特に盛大な送別會を開きたるものなりき、當時雇外國人之を見て、送別會の頻繁にして、且つ規模の大なる世界無類なりと云ひしが、西洋人の風習より見れば、尤なりと思へり、大正の今日に至ては、其弊風も減少したれども、今尙旅行者を見送るの風は、頗る盛なるものあり、少しく名ある人が出立の際には、出發驛にて入場切符を買ひ、汽車の昇降場まで出掛ける者、非常に多く、萬歳の濫發も少からず、之が爲め鐵道院は多額の入場料を得るの益ありとするも、時間の空費と他の乗客に迷惑を掛けること少からざるなり。

## 一六、宴 會

西洋にては、會食又は宴會は、各自禮義を重んじ、儀式を守り、時間の如きも嚴正にして分秒を誤らず、早く來る人なく、遅く來る人もなく、萬事秩序整然として、列席者に快感を與ふるに反し、我々日本人の宴會は、實に不規律にして無作法極まるものなり、食事の未だ終らざるに、或は喫煙し、或は談笑し、同席者に迷惑を與ふること少からず、就中立食の際は、禮儀を重んぜざること甚だしく、食物を受くる時に至れば、一齊に群集して犬猫の如く押合ひ、他人の迷惑を顧る者あることなし、之が爲め新しき「フロックコート」に、肉汁や葡萄酒を浴せ掛けらるゝことも稀ならず、加ふるに「ナブキン」「ナイフ」「フォーク」等を持歸り、或は飾花を採り、土産となす等は之を通常の事の如く考へ、寧ろ其多きを誇とする人あり、余は宮中の御宴に於てすら、斯る無作法なる紳士あるを發見したり、故に己を得ず給仕は其宴會の終らざるに先ち、「ナイフ」「フォーク」等を片付け、持ち去るを例とす、明治三十六年大阪博覽會の閉場式に於る宴會の席に於て、余は少しく遅く食物を受取に行きしに、一品も餘す所なく、空腹を抱へて下宿に歸りたることあり、是れ大阪人の風として、食物は家に持ち歸るが故に、當日は立食と聞きて、豫め油紙を懐にし置き、食堂の開くるや、各皿に盛れる丈、多く二、三人分の食物を持ち來り、直に油紙に包みたれば、如何に餘分の食物を用意して置き

たりとも、直に不足を告ぐるや勿論の事なり、余は宴會に列席する吾々同胞が斯る、野蠻の行爲を脱する能はざるを大に悲むものなり。

## 第十二章 實 業

### 一、米作の豊凶

余の幼年時代には、米が百貨の基礎なりしを以て、米價騰貴すれば、世上景氣悪く、盜賊も増加し、乞食も増加し、厄年には餓死するもの少からざりき、故に二百十日、二百二十日の厄日を恐るゝ事、非常なりしが、獨り家祿の多き幕臣のみは、之を喜びたり、其殘米の賣却代の収入の増加するが爲なり、故に當時米作の豊凶は、非常なる關係を有せしものにして、埼玉縣下、北葛飾郡二合半領の二合半新米の作柄如何は、非常に吾人の頭を悩ましめたり。

### 二、農産物の價格

近來殊に歐洲大戰爭以來工業は非常の進歩發達を爲したりと雖も、農業は其進歩尙遅々たるを免れず、現に我國民の六割餘を占むる農民にして、毎年産する所、田畑、蠶、茶、畜産等合せて十三億圓、林産は僅かに一千萬圓、水産は一億圓に過ぎざるなり。

米價は幕末には、江戸市中の相場一石一兩なりしが、明治三年には四圓に、十三、十四年には十圓に、四十四年には二十圓に、四十五年には二十五圓に騰貴せしに、大正五年に至り、十五圓五十錢に下落せり、斯の如く米價大下落を來したるを以て、政府は米價調節會即ち騰貴會を設立したり、又之に反して大正六年より再び暴騰したり。幕末の米産額を三千萬石とし、大正の平均産額を五千四百萬石とするときは、此際に二千四百萬石増加したるもの



なり、余の計算に依れば、年々二萬五千町歩の田地が新に開拓せられ、一反一石八斗の産額とすれば、初年に四十五萬石、十年目に四百五十萬石、五十年目に二千二百五十萬石の増收を得べし、之に幕末の三十萬石を加ふれば、五千二百五十萬石となる、是れ大正の米産額に當る概算なり、又大正年間に於ける麥の平均産額は大約二千三百萬石なり。

### 三、自作農の減少

近年自作農の漸次減少するは、社會政策上、悲むべきことなり、即ち目下自作農は、全農家の三十二「プロツエント」を占む、之を米國六十二「プロツエント」、和蘭五十「プロツエント」に比すれば、遙に其下位に在りて、樂觀を許さざるものあり、只工業國たる英國の十三「プロツエント」に比すれば、聊か良好の状況に在りと謂ふを得べし、雖も、明治四十一年より大正三年に至る七ヶ年間に、自作農は七萬戸を減じ、小作農は二萬五千戸を増加したる事實あり、是れ農業國たる我邦に在りては、當路者の特に一層の注意を拂ふべき問題にあらずや。

### 四、耕地整理

我國に於て、耕地整理事業を始めたるは、近年の事にあらず、余は明治二十七年に石川縣下巡視の際、同縣下に於ては獨逸の例に倣ひ、既に整理事業に着手しつゝあるを目撃したり、是れ故品川彌次郎氏が獨逸の例に倣ひ獎勵したる所なりと云ふ、爾來漸次各地方に行はれ、今日にては各府縣殆ど實行せざるものなし、只所有地の關係、經費の關係等にて、未だ普く實行せられざるを遺憾とするのみ、農業を以て基本とする我國の如きは、成るべく速に各地に於て、之を實行せんことを望む、余の甥寺田六郎は、東京農科大學の出身にして、久しく耕地整理の事業に従事せり。

### 五、蠶業の進歩

余は實業教育の發展に就きては、文部省に在職中、種々の方面に向つて盡力し、殊に蠶業教育の必要なる所以を熱心

に主張したりしが、幸に世人の賛成を得て、今日にては完備せる東京高等蠶絲學校あり、地方にも高等又は尋常の蠶絲學校の設立せられたるもの多く、年々數多の卒業生を出すに至れり、今の東京蠶絲學校の前身は、余が文部省に在職中、明治十九年に府下西ヶ原に蠶業試験場として設立せられたるものなり、當時余は農商務省の當事者と種々協議を爲したることを記憶せり、此蠶業の事に就ては、古來皇室より種々御獎勵あらせられたり、是れ我蠶業の大に進歩發達したる原因なりと雖も、輒近殊に長足の進歩を爲し、明治二十年頃の蠶絲の海外輸出は僅に三千五百萬圓位なりしに、大正六年にては二億圓以上に達せるは、全く實業教育の結果なるべし。

### 六、昔の有名なる産物

維新前には産業上の調査もなかりしを以て、其産額は之を知るに由なかりしが、只余が幼時父母より傳聞したる有名なる産物の名稱を掲ぐれば、八丈島の黄八丈、大島紬、越後上布、仙臺平、仙臺の埋木細工、甲州の水晶と郡内織、堺の及物、中國の砂鐵、佐渡の金、岩見の銀土佐の珊瑚と鯉節、流山の味淋、野田の醬油、富山の賣藥、灘の酒、阿波の藍、紀州の密柑、加賀の九谷焼、備後の疊表、駿河半紙、美濃紙、薩摩煙草、薩摩餅、薩摩上布、西陣織、長濱縮緬、博多織、真岡木綿、淺草海苔、宇治茶等なり。

### 七、酒造業

古人は酒を百藥の長と云ひしが、近來は酒の害を説く人多し、余を以て之を觀れば、其利害は程度問題なり、之を適度に用ふれば利あり、適度を過ぐれば害を生ずるを免れず、維新前より酒は灘に限ると云へり、今日にても兵庫縣下より銘酒を産すること多し、且つ其醸造高も、兵庫縣を一番多額とす、明治以後正宗、白麴、澤の鶴等最も有名なり、抑も日本酒の成分中には、蛋白質あり、脂肪あり、炭化水素あるを以て、此等大部分は變化して、人身に營養を與ふるものなり、併し酒量の多き人にては、一日二合位を以て極度とす、其以上飲むときは、先づ有害を免れずと或學者は云



へり、余は労働者等は、一日一合位の酒を飲むは、利あるとも害なきものと信ず。

我國に於る産米の額は、平年五千四百萬石位にして、其内四百萬石は酒造用に供す従て國民の食用に供する。米の不足は年々三百萬石位に達すと云ふ。果して事實なれば日本酒の醸造を廢することは、到底出來ざるにもせよ、之を減ずることは不可能にあらざるべし、余は當局者に適當の措置を執られんことを希望す。

余は往年獨逸の「ビール」醸造所を見たる時に、日本にても其方法を應用せば、毎年幾回も酒を醸造するを得べしと思へり、歸朝後酒造の方法を改良する必要を主張したりしが、幸に明治三十七年五月醸造試験所を設け、東京府下瀧野川村に於て、醸造及其講習に關する事務を取扱ひ、其方法も學理を應用したるが爲め、近來醸造方大に改良せられたりしが、猶一層根本的改良の餘地ありと聞く、余の親族、岡崎平四郎氏は、静岡縣下藤枝町にて、酒造業を営まれしが、先年火災にて工場悉皆燒失以來廢業せられたり。

大正四年度の酒稅總額は、九千五百五十三圓にして、人口の増加する割合に醸造高の増加せざるは、近來一般に節酒するもの多きが爲ならん乎、酒の成分中「アルコール」は九十「プロツェント」を含有し、滋養分は少量を含有するに過ぎざるを以て、滋養の價值より論ずれば、酒は高價にして、米の方遙に安し、然ども日本酒は、日本人には或る意味に於て極めて有用のものにして、且國庫の大なる稅源なりと謂ふべし。

大正七年度の豫算を見るに、酒稅額は更に増加せられたり、彼の獨逸にて最も發達せる「ビール」は大麥と忽布とより製造したるものにして、西洋にては、隨分古き時代より醸造せられたるものなるが、南獨逸の「ミュンヘンビール」を以て最上品となす、近來北亞米利加にても盛に醸造せられ、其石數の如き、米國、獨逸國とも各一ヶ年四千萬石に達す、我國にては、明治十年頃までは、主として獨逸より輸入せる「ビール」を飲用したるも、當時北海道札幌に官立「ビール」醸造場が設立せられ、其後二十年頃に至り、二、三の私設會社が成立して、漸次盛大となり、今日にては其醸造高は年々三十萬石に達し、今や支那、南洋地方へも輸出せらるゝに至り、近時其價格の如きも、大に騰貴して、「一ダース」四圓位となれり、獨乙にては「ビール」は「アルコール」分少く、味も良く、價も安く、我國に於る湯茶の如く、男子は

勿論細若も飲めば下女も飲む、小供も飲むと云ふ有様にて、其嗜好は一般に普及すること他國の比にあらず。

## 八、清涼飲料

明治維新前には、氷水も「ラムネ」も「サイダー」もなかりき、酷暑の際には、只心太や白玉に砂糖や水を漉ぎて飲みたるものなるが、明治維新後始めて「ヂンヂンピヤ」とか「ラムネ」とか云ふもの流行し、其後明治三十二三年の頃より「サイダー」が賣出され、今日にては、清涼飲料と云へば、先づ「サイダー」か「シトロン」に限られ、平野水の如きは餘り賞味せられざる様なり、清涼飲料と云ふ名は、明治三十三年に其取締規則の出來たるときより始まり、中流以上の人に持囃され、終に今日の如く、盛に消費せらるゝに至れり、之を少量に用ふれば、多少消化を助け、心身を爽快ならしむる効あれども、其品質を鑑別して、飲まざるときは危険なきにあらず、殊に氷く店頭に陳列せられたるものには腐敗の患あり、而して其價も比較的高きものなれば、余は之を贅澤品と視做し、多く飲用せず、夏は番茶か麥湯を冷やし置きて、飲用するを常とせり、此清涼飲料の價の四分の三は、硝子壺代と運搬費とにして、原料の價は僅に其四分の一に過ぎぬと聞く、大正元年頃には一ヶ年の産額が百五十萬石位なりしが、大正六年末には、之が二倍となつて、三百萬石以上となり、東京府丈にても五十萬石を製することゝなり、三億萬本以上販賣せらるゝと聞く。

## 九、鑛業

余が明治の初年に在職したる釜石製鐵所は、最初政府の經營する所なりしが、英國技師の爲めに其計畫を誤られ、政府は機械全部を三井組に、其他を淺野某に拂下げ、鑛石なしと云ふ口實にて廢鑛したる事は前に述べたるが如し、當時釜石に燃料を供給したる田中長兵衛氏、其女婿横山久太郎氏と共に之を買受け、其完成に肝膽を砕き、失敗に失敗を重ね、終に成功して、數百萬圓の田中鑛山株式會社となれり。

余は最初鑛山家たらんと欲したるを以て、鐵鑛の事には大に趣味を有す、其後十有餘年を経過したる明治二十三年



に歐米巡視の際、製鐵と文明とは密接の關係あるを知り、殊に英國の如きは、製鐵事業最も盛にして、即ち最も文明の進歩したる國なり、英國の今日を致せるは、實に鐵と石炭とに在るを目標せし以來、一層我國の製鐵事業の振はざるを悲みたり、而して製鐵業の振否は必ずしも其國に存する鑛鐵の多寡のみに關するものにあらず、例之は西班牙の如きは、鑛石に富むを以て有名なれども、製鐵業は甚だ振はず、其如くは輸出して、外國の製鐵原料に供せらるゝが如し。

明治三十年政府は帝國議會の建議を採用し、工場を福岡縣下の枝光に起し、友人和田維四郎氏は長官となり、獨逸より數多の職工を雇入れ、以て製鐵所を開始せり、明治三十四年二月初めて第一鑛鑪の點火式を擧げ、五月製鋼作業を開始し、其他の作業も順次に開始せり、三十七、八年の戰役以來鐵の必要益増加せるを以て、爾來再三大擴張を爲し終に今日に至れるも、尙年産額二十萬噸にして、我國の需要額百二十萬噸に對し、實に四分の一に過ぎず、近來に至り内地に日英合同事業の室蘭製鋼所設立せられたり、其他尙一、二の製鐵所あるも、甚だ微々として云ふに足らず。

歐洲戰爭以來、英米國の如きは、鐵の輸出を禁じたる爲め、我國の如きは、非常の困難の位置に在り、製鐵調査會を設け種々研究しつゝあり、此の結果として政府も補助金を交付して、斯の業の發展を奨励したる結果、大正六年の末には各種製鐵會社の數は二百、其資本金は三億圓に達せり、今後尙は大々的發展をなし、軍器は勿論、工業の獨立を謀らざるべからず、只遺憾なるは、國內に良鐵鑛もなければ、良石炭もなく、吾國が國防上に非常に不利益なる地位にある事是れなり。

目下枝光に於て使用する鐵鑛は、支那、朝鮮の産最も多し、宜しく南滿洲、朝鮮より猶一層多量の鑛石を採掘する工夫を爲し、工業の振興と軍器の獨立とを計るべし、是れ實に國力發展の基礎なりと謂ふべし。

舊幕時代の鑛産額は不明なり、明治の初年に在りて、鑛業は専ら政府事業なりしを以て、其産額尙ほ極めて微々たりしが、十八年に至り、二、三の鑛山を除く外、皆民業となりしより、漸次發達するに至れり、大正四年中我國鑛産額は歐洲大戰の影響を受けて、大に増加し、一億七千五百九十五萬圓に達し、大正三年に比し、二千九十二萬圓即ち一割三分

五厘の増加なり、其主要鑛物は、金、銀、銅、安質母尼、亞鉛、石炭、石油、硫黃等なり、此等の鑛産は概して増加したりと雖も、獨り石炭のみは、運賃、船腹等の關係より輸出大に減じ、從て産額も大に減少したり、鋼鐵の産額は國の盛衰を示すものなり、昔は英が世界第一なりしに、今や其位置變じて、米が第一、獨が第二に上はり、英は第三位に落ちたり。

### 一〇、燐 寸

余は明治五年頃、雇外國教師の家に於て始て、燐寸を使用するを觀て、其便利を感じたり、其後開成學校に於て、理化學の學習中、燐寸の製法を學びて竊に以爲く、是れ我國にても將來大に發達すべき工業ならん、然るに當時は、世人猶未だ全く舊習を脱せず、動もすれば燐寸を不潔視し、神佛の燈火用に供すべからずと爲して嫌忌する者あり、先考の如きも亦其一人にして、佛前に供する燈火には、必ず燐石を用ひしめられたり、是に於て神佛用特製清淨燐寸等の銘を貼付して、此等守舊家の感情を緩和せんことを務むるものありたるより、其後漸次一般に使用せられ、今や殆ど燐石の用法さへ知るものなきに至れり、燐寸の家庭に於ける効用亦大なりと謂ふべし、我邦燐寸の製造は、明治八年清水誠氏工場を東京三田四國町に設け、佛國の製法に基きて、試製に着手し、且職工の養成に盡力せしに鑑觸し、爾來同企業者各地に現はれ、漸次改良發達の功を経て、今日の隆盛を來し、大正四年度の輸出額は千五百萬圓に達せり、從來の得意先は、支那、香港、印度、南洋等にして、今や加奈陀、濠洲邊よりも、注文續々到來せり、我邦太北海道には、軸木たる白楊樹豊富なれば、向後亞米利加式の製造器械を用ひ、從來の事業に改良を加へ、粗製濫造を慎み、一層廉價に多額を製出せば、東洋の市場より瑞典、亞米利加等の製品を全然驅逐するも、必ず難事にあらざるべし。

### 一一、紡 績

紡績事業は、我國の近代の大工業にして、大正六年末の調に依れば、資本金一億五千萬圓、錠數三百五十萬本、一ヶ年の原綿消費額六億五千萬斤、綿糸製造高百九十九萬捆の多きに達せり、然るに其原料中僅に五百萬斤丈は朝鮮にて産



するも、餘は悉く印度、米國、支那等より購入せざるべからず、即ち原料の殆ど全部を海外に仰かざるを得ず、是れ我紡績業の一大弱點なり、故に余は將來朝鮮に於る原綿産出の發展を計ると共に、支那人と提携して、原綿供給の道を請ずることが、日本産業の爲め必要なりと思ふ、吾精華學校に其子女の教育を託せらるゝ、日比谷平左衛門氏の如きは、紡績事業に大に成效せられたる人なり。

### 一一、羊毛

我國に於る羊毛の内地消費量は、一ヶ年二千百万斤位なり、其内國內の生産高は、僅々一萬二千斤に過ぎず、而して其輸入先は、濠洲六割、英國二割、支那一割五分程なりしが、歐洲大戦争以來、濠洲、英國よりの輸入困難となり、羅紗類に非常の騰貴を來したるのみならず、一朝有事の場合には、被服の原料を缺き、之が軍隊の戦闘力にも、大影響を及ぼすの虞あれば、極力綿羊飼育を奨励するの必要あり、殊に滿蒙地方は之が爲め尤も適當の地たり。

### 一二、電氣の應用

電氣事業は、歐米にても比較的近来に至り發達したるものなるが、我が日本に於ては殊に然り、余が明治二十三年に歐米を巡回したるときには、伯林市の如き、其交通機關には、猶ほ蒸氣鐵道と、馬車鐵道とを用ひ、官省にても未だ電話を使用するに至らざりしが、我國にては急激の發達を爲し、大正六年に電氣事業數は六百五十、其資本金は六億五千萬圓に達せり。

水力電氣は、明治二十三年足尾銅山に於て、始て之を利用せり、爾來大に發達して、今や到る處其利用を見ざるはなし、殊に近来は各種の工業に水力電氣を利用すること益々盛に行はるゝに至れり、日本は山國なれば、到る處に河流あり、概ね小河なるを以て、瀑布よりする動力は、左程大ならず、北亞米利加「ナイヤガラ」の大瀑布の如きは、未だ僅に其一部分の水を利用するに過ぎずと雖も、尙ほ五十八萬馬力の電動力を生ず、若し之を實際の人力に換算すると

きは、千七百五十萬人に相當す、實に驚くべき動力にあらずや、之が爲め「ナイヤガラ」瀑布の附近には、種々の大工業起り、一噸僅に三圓の石炭すら之を使はず、専ら水力電氣を利用せり、水力電氣は、一馬力一ヶ年僅に五十圓、一時間一錢にも當らざる計算なり、從て遠く三百哩を距る市街にまで、電力を送るものあり、併し世界最大の瀑布は亞弗利加之南部に在り、實に三千五百萬馬力を有し、「ナイヤガラ」瀑布の如きも、其幾分の一に過ぎず、歐洲全土の大小瀑布の力を合するも、此一瀑布に及ばず、蓋此水力電氣が世界第一なるべし、英人は之を種々の工業に使用し居れり、歐洲にては、余の知る所に依れば「スカンデナビア」半島及瑞西國が、最も多く水力電氣を利用せり。

### 一四、粗製濫造

粗製濫造の害を矯正せざるべからずとは、我實業界に於ける随分長き間の問題なりと雖も、未だ改良の實を擧ぐるに至らず、特に關西地方に於ては、今尙盛に其弊の行はるゝは、實に嘆息の至りなり、之を矯正する唯一の手段は、凡ての貨物に對して輸出品検査規程を設けて、之を厲行するにあるのみ、余は實業者の反省を促さんと欲し、是迄新聞に雜誌に之が矯正の方法を説述したること幾回なるを知らずと雖も、改良の効果を擧ぐる能はざるを遺憾とせり、尤も我國に於る粗製濫造は、獨り實業界のみならず、現に教育界に於ても、同一の弊風ありて、今尙維新當時の如く速成主義の行はるゝを見らるゝ。

### 一五、工場法の實施

歐洲文明國に於ては、何れも工場法なるもの實施せられ、職工の健康を維持するのみならず、益々事業の發展しつゝ、あるは、余の羨望に堪へざる所なり、殊に我工場設備は、一般に不完全、且つ労働時間も多き事なれば、職工の健康を害すること少からざるを以て、余は文部省に在職中、我國にても歐洲文明國の如く、工場法を設けて、幼工の就學及び保護の方法を定むるの必要を感じたり、其後明治四十四年三月我國にても始て工場法發布せられ、其實施を他日に



期せられしに、大正五年六月一日より實施せらるることとなりたるは國家の爲め喜ぶべし、東京府下のみの工場数を擧ぐるも、大約六千三百之に使用する職工數十二萬人ありと聞きしが、大正七年の歐洲戰爭の未だ終息せざる今日に在ては之より、一層増加せしならん、昔は烟突は東京には一本もなかりしが、今日は工業の勃興と共に本所方面は英の「マンシュユスター、グラスコート」の如く、烟突林立し、煤烟天に漲り、晝尙暗黒を覺ふるに至れり、然れば工場法の實施は衛生上、經濟上利すること少からざるべし。

### 一六、特許

明治十八年に於て、我邦に始て專賣特許條例制定せられ、二十一年に至り、改めて特許、意匠、商標に關する條例發布せられたり、之が爲め一方には發明者を保護し、一方には商工業の發達を益すること大ならんと豫想せり、殊に二十二年に余が歐米巡視の際、諸方に於て特許品展覽會等を參觀して、益々其効能の鮮少なざるを覺えたり、然るに日本人は元來模倣力甚だ巧みにして、一種の發明あれば、條例に反せざる範圍に於て、殆ど發明品と同様の品を作り、又書籍著作權法の如き制裁あるに拘はらず、一種の便利、有益の新刊出版れば、模倣剽竊する者ありて、折角苦心したる著作も未だ數ヶ月を経ざるに早く、已に類似の出版を見ること稀ならず極めて獨特のものにあらざる以上は、數年間の勞苦を累ねたるものも、未だ何等の報酬を得るに至らずして、却て杜撰なる新刊書の爲に、其利益を奪はるゝを免れず、余は先年萬國統計表を東京の書肆より出版せしめしに、二三ヶ月の後に大阪の書肆より、殆ど同一の統計表を出版せり、其内容を見るに、只二三の數字を増減せしのみにて、其他に毫も異なることなかりき、是れ我邦人の著作權に對する思想の未だ發達せざるが爲に外ならず、明治四十四年三月三日改正の著作權法の公布以來此弊稍薄らぎたるものゝ如し、折角の特許條例も、歐米に在りては十分に利益あるに拘はらず、我國にては未だ當初期待したる程の利益を得ること能はざるは、畢竟我邦人は他人の發明を模倣するを以て、恥辱と思はざるに由る乎。

### 一七、專賣

明治二十七八年戰役後、政府の財政大に膨脹したるを以て、新に營業税を起し、酒税を増したるに、猶且歳入不足なるを以て、二十九年三月、煙草の專賣法を發布したり、之が爲め國民は俄に非常に高價なる煙草を喫するの已むを得ざるに至れり、村井吉兵衛氏等の如きは、其工場諸設備を政府に賣り、非常の利益を得たりと聞く、其後明治三十五年專賣局の設置あり、三十七年には日露戰爭中に食鹽專賣法をも發布せられたり、食鹽は煙草の如き贅澤品にあらずして、國民日用の必需品なるに、敢て政府の專賣と爲したるは、國民の經濟上、衛生上、余の最も同意し難き所なり、大正六年十二月一日より政府は更に煙草の價上げを爲し、其割合は一割乃至二割にして、之が爲め國庫の收入は一ヶ年に一千萬圓の増加なりと聞くが、下層民の苦痛は、察するに餘りあり、余の常用する紙巻煙草「カメリヤ」の如き、從來二十本七錢なりしが、俄に八錢となれり、煙草は西洋にても之を禁じたる事ありしが到底實効を奏するものにあらず、獨乙の文部省に行きたるとき、同省の官吏は、省内にては禁煙なるを以て、嗅煙草を使用せるものあるを見たり、本人には未だ之を用ふる人を見ず、專賣局の調査に係る大正六年末の統計に依れば、製造所の數は二十三ヶ所にして、刻煙草の數量一ヶ年六百七十五萬貫、口付紙巻百八億本、兩切二十九億本、葉巻二百三十萬本にして、其製造に従事する職工二萬八千人なり、而して製造額は、年々増加す、此數外國へ輸出する數量も少からずといへども、外國より輸入し來るものもあれば、以上の製造額は、悉く内地人用と見るも大なる過なからん。

### 一八、保險

明治十三、四年、余の統計院に在りし頃、同僚に物集女清久なる人あり、好て保險の原理を研究し遂に我邦にも生命保險會社を起さんことを企て、阿部泰藏氏と謀り、英國の十七保險會社の經驗に基き、死亡率及金利等を計算して、營業の標準を定め、京橋區木挽町に明治生命保險會社を創立せり、是れ我邦保險會社の開祖にして、阿部氏社長に、物集女



氏支配人に就職し、鋭意其事業の發展を謀りしより、遂に今日の隆盛を來たし、三菱ヶ原の一角に巍然たる大屋を見るに至れり、今や數多の生命保險會社ありと雖も、其最も盛大にして最も信用厚きものを明治生命保險會社なりとす、大正三年末の調査に據れば、生命保險會社三十九、火災保險會社十六、海上保險會社五あり、皆民間の經營に係れり、而して大正五年に至り、政府は細民の爲め、簡易生命保險官營の必要を認め、第三十七議會の協賛を経て、其法律を發布し、十一月より之を實施せり、所謂社口政策の一端にして、生存競争の漸次激烈を加ふるの際、勞働者及其家族等の爲め、一大福音なりと謂ふべし、國家の爲め、誠に慶賀に堪へざる所なり、然れども余等夫妻は各相當の金額を郵便局に預け置きて、之を生命保險金となし、保險會社へは加入せざる事となせり、是れ保險金を支拂ふより經濟上有利にして且つ安全なりと信じられたるなり。

### 一九、百貨商店

往年余の洋行中、實業教育と、百貨購買の便利との點より、是非とも日本にも行はれんことを希望したるは、百貨商店「デパートメントストア」の開設なりき、就中巴里、倫敦の百貨商店は、建物の構造より見るも經營法より見るも共に完全を極め、二三時間を費せば、頭の先から足の端迄入用なる品物を調ひ得るの便あり、加之實業教育の點より見れば、恰も現代品の博物館の如く、凡ての標本を一堂に陳列するを以て、實地の研究には最も適當なりと思へり、歐洲の實業の進歩發達は、常に學校教育の良好なるのみならず、圖書館、博物館、百貨商店等の發達が大に與て力ありと思ひつゝ、歸朝せり、當時日本にも勸工場なるもの諸所に設立せられしが、其規模極めて小にして、態々勸工場へ出掛けても格別の便利を感ぜざりしを以て、若し百貨商店にして開設せられん乎、之を利用する人群集すべしと信じたり、大正三年十月今の三越吳服店の新築が落成し、宏大なる規模を以て、衣服を始め裝飾品、傘、履物、家具、文房具、食器、食料品に至る迄、百貨を陳列し、何品を問はず、殆ど備はらざるものなき有様を見て、余は始て理想的百貨商店の我邦にも開設せられたるを喜びたり、是れ實に購買客に便利を與ふるのみならず、實業教育上にも大に効あるべ

きは余の信じて疑はざる所なり。

三越吳服店は享保八年に三井家の祖三井利定氏の開業せしものにして、當時越後屋と稱せしが、明治五年頃三越吳服店と改まり、二十六年の頃三井吳服店となり、三十八年更に三井吳服店を改めて三越吳服店と稱し、三井と分離し、て一の獨立せる株式會社組織の商社を爲せり、日比翁助氏等の努力に依り、東京の中心なる日本橋の河畔駿河町に、巍然たる七階の大屋を築造せり、其建築費の如き百四十萬圓を要し、東京市各商店中第一の偉觀にして、今や地方の人が東京に來るときは、必ず見物すべきものととなり、西洋人も東京へ來るときは三越を參觀するに至れり、而して、本店に従事する店員のみにて千六百人を算し、支店、出張所等の店員を合すれば、實に四千人の多きに達せり、同店にて勢力ある人は、多く慶應義塾出身にして、最近に至り、社長の更迭と共に早稻田大學出身をも採用するに至れり、維新前には一月に千兩の商賣を爲したりと聞きしが、今は本店の一日の賣高は參萬圓、日曜日には五萬圓位にして、本支店及び通信販賣の方法を以て地方へ賣却する代金は、一ヶ年參千萬圓、利益金二百萬圓に上ると云ふ、東京市内の顧客に賣品を配達するに、馬車、自轉車、自働車を用ひ、東奔西走、惟れ日も足らざるの狀あり、盛なりと謂ふべし、只余の頗る遺憾に堪へざるは、婦女子に萬引を爲す者頗る多き事是なり、殊に相當の金額を懐にする婦人、又は教育ある女子にして、往々此惡事を爲す者あるは、實に悲むべきことなり、同店には常に刑事巡查が平服にて出張し、冥々の間に來客の舉動を監視し、居るも之が爲めなり、西洋にては斯る惡例少なしと聞くが、畢竟社會の制裁を恐るゝが爲めなるべし。

### 二〇、度量衡

吾邦の度量衡は、實に複雑を極め、距離又は尺度には在來の尺(曲尺、鯨尺)間、町、里等の外に、哩、哩、鎰、碼、呎米を用ひ、量には石、斗、升、合等の外、利、瓦を用ひ、衡には貫、斤等の外、噸(英佛)、擔、瓦、米、封度を用ひ、尙、合數の單位としては、哥、打等を使用するを以て、獨立國の度量衡とは思はれず、爲めに商工業上の阻害を來すこと少からざるのみならず



吾人の不便も大なれば、余は常に之が整理を希望して止まざるものなり。

## 二二、日糖事件

明治四十二年に日糖事件なるもの起れり、衆議員議員十餘名が、日本製糖會社の重役と結びたる破廉耻罪の暴露したるなり、之が爲に社長酒匂常明氏は、豫審に於て、文書偽造と、委託金費消罪とに問はれんとするや、社會及祖先の位牌に對し、面目なしと信じ、自殺を遂げ、法律の罪人たることを避けたり、余は實に同情の涙に堪へざりき、余は嘗て文部省の用務を以て、北海道に出張したる際、氏は北海道廳の事務官たりしを以て、公務上數回面接したるが頭腦明敏、能く事理に通じ、有爲の事務官なりと信じたりしに、實業界に入て、屬僚の爲めに誤まれ、遂に自殺を決するの己むを得ざるに至りたるは遺憾千萬なり、之を大正七年二月溢死せる製鐵所長官押川則吉氏に比すれば、其品性遙に高潔なりと謂ふなるべし。

## 二二、外國貿易

幕末より明治初年に至る外國貿易は、専ら横濱、神戸等の開港場に於て、在留の外國人に品物を賣込みたるものにして、日本人が直接外國へ物品を輸出し始めたは、遙に後年の事に屬せり、初め我が商人は横濱の商館へ品物を賣込むが故に、商館を何番邸と稱し、華族の邸宅にて物品を賣上ぐるもの、如く思ひ、善き顧客を得たるを喜び大に之を尊敬したるものなり、殊に當時日本の金相場は非常に低かりしを以て、外商は銀を以て、金貨を買ひ、之を香港に輸出し、三四倍の利を得たり。

此の如く外國貿易開始の當時、外國人は盛に金貨を買入れたる外、伊太利人は大に蠶卵紙を買入れたり、初めは其價頗る高價なりしが、狡猾なる商人が漸次贗物又は粗製品を賣付たるを以て、折角伊太利に持歸りたる後、發育せざるものありたるが爲め、遂に其輸出の途全く杜絶せり、其外石炭を外國商館に賣込むには、其數量に政府の制限ありしが、商船は其制減額にては、航海中に不足を生ずるを以て、石炭商は私に役人の目を暗まして、制限外の量を外國船に賣り、非常の利益を獲たり、是れ故平沼尊藏氏が同人の成功談として、余に語りたる所なり。

余が七歳の時、安政六年六月横濱にて英國人に九百斤の生絲一俵を、一分銀五枚の割合にて（今の一圓二十五錢）六俵賣拂ひたり、是れ實に日本の生絲貿易の嚆矢なり、爾來佛、伊、米等輸出せらるること年を追ふて、漸次發達し、大正の今日に在ては、一捆の値段千五百十圓、輸出の金額二億圓を算するに至れり。

我國外國貿易は、歐洲戰爭開始以前には、極めて不振なりき、大正三年、四年には輸出合計僅に十二億圓内外に過ぎざりしが、大正五年には十九億圓となり、六年には二十六億圓に達し、戰爭開始の年の二倍以上となれり、又戰爭前には毎年輸入超過のみ續きたるに、四年には約一億六千萬圓の輸出超過を示し、五年には其超過額三億六千萬圓、六年には更に輸出超過して、實に五億六千萬圓に達したり、斯く貿易の盛況に加ふるに、兵器彈藥等の讓與、商船の收入等多きが爲め、政府は吾國の外債を償還し、又は他國の債を買入るゝ等の方法を以て、正貨の處分をなしたるも、猶且つ我國の所有する正貨は、實に十一億圓に達したるは、前後未曾有の事なり、日本銀行兌換券の發行は、往來三億圓内外なりしに、大正六年末には大に増加して八億圓となり、從て物價は非常に騰貴したり、加ふるに外國品の大部輸入杜絶したるが爲め、内地の工業大に勃興して好景氣を來し、内地製造業者は、大なる利益を得、經濟界は非常の好況となり、是れ戰爭の副産物なり、大正六年の事業計畫は、新設擴張を合せて實に二十一億圓以上に達せり、此海外貿易の發展に付ては、勿論種々の原因あるも、其近因は世界大戰亂の影響なりと信ず。

## 第十三章 通信及運輸

### 一、郵便



舊幕時代には、勿論今日の如く整頓せる郵便制度なかりしと雖も、江戸の大傳馬町、小傳馬町に、傳馬役所ありて御用狀、御用荷物の運送を掌り、此御用狀取扱中に、急速を要するものあり、之を早打御狀(俗に御早)と云ひ、文書を小葛籠に入れ、棒先に結び付け、人足二人、一人は狀持ち、一人は高張提灯を持ち、宿次にて送達し、舊の二十四時間即ち今の四十八時間にして、江戸より京都に達せり、此早打は非常なる勢力ありしものにて、出水の爲め、川留のありたる場合には、必らず第一に渡り、其餘のものは後に渡りたるものなり、此外に市民の文書を發送する仕組もありたり、月に六回位、例せば一六には京都方面、三八には奥羽方面と云ふ様なる風に發送せり、其賃金は極めて高く、且つ送達の時日を費すこと極めて多く、從て信書の紛失等は決して珍らしきことにあらずりき、此外急使早打と云ふて、晝夜駕籠に乗り、至急の報告を爲せしことあり、淺野内匠頭の事件の急使が、四日目に播州赤穂城へ到着して、城代大石内藏之介に江戸城内に於る主君内匠頭より上野介へ及傷の始末を報告せしが如き即ち是なり、此の如く維新前に於ける通信は、其方法極めて幼稚なりしを以て、遠隔の地に在りては、容易に自他の消息を知ること能はず、人をして大に其不便を嗟嘆せしめたり、余が幼時、先考より在讃州高松の養母に手翰を出さるゝときは、其返書の來るまでに少くも半歳以上の日子を費したることを記憶せり、維新後、明治三年十二月四日、始て郵便法を定め、今日の郵便事業の端を開き、四年一月二十四日に始めて、郵便を西京、大阪、東京、横濱に開き、五年に至り、漸次之を全國に行へり、明治六年に郵便端書を發行し、七年に郵便貯金、八年に郵便爲替、九年に外國郵便を開始し、十年に萬國郵便聯合に加盟し、十八年に遞信省を設けて、益々改良擴張の事を講じ、二十五年に小包郵便を開始し、三十三年に郵便法を發布し、爾來逐年種々の新施設を加へ、改良を圖られ、今や郵便物の遞送に、自動自轉車を用ゐらるゝあり、速達郵便あり、電話郵便あり、依托小包郵便と稱するものは、座して物品の購入を託するを得べし、我邦今日の文明は、郵便事業に負ふ所尠からずと謂ふべし、故男爵前島密氏は郵便事業の恩人なり、家兄一郎も久しく郵便事業に従事し、男爵の知遇を受けたること淺からず、男爵の壽像の除幕氏は大正五年七月一日に舉行せられたり、其場所は遞信省構内にして、氏の功勞を表彰するに極めて適當なり、明治五年の郵便物六十八萬個を以て大正五年の十七億個に比すれば、非常の進歩

なりと雖も、之を歐米の文明國に比すれば、猶一層發展の餘地あり、郵便事業は近來益其範圍を擴張せられ、恩給金の支給を取扱はる等、益々國民の便利を謀らるゝは感謝に堪へず、従前は恩給金を受取るには、毎回恩給證書と共に實印を持參して、市役所へ行かざるべからず、加ふるに市役所にて受取りたる支拂切符を、更に日本銀行に持ち行き、現金と引換へざるべからず、其手數繁雜を極めたりしが、明治四十三年四月以來、恩給金を郵便局にて交付せらるゝことにて改正せられ、本人の希望にて、恩給證書を郵便局に預け入れ置くときは、交付の時季來れば、郵便貯金の通帳に記入し、郵便貯金に振替へらるゝことに改正せられたるが爲め非常に便利となれり。

## 二、郵便貯金

明治維新前には、金銀の機關無かりしを以て、少し餘裕あれば、士族なれば高價なる刀劍類又は其附屬品を買ひて之を秘藏し、又商人は金銀細工、美術品若くは正價を穴藏又は土藏中に貯藏したるものなりしが、維新後郵便貯金、銀行貯金等の制度設けられたるを以て、漸次無用の金を此等の機關に貯蓄するに至れり、先年戊申詔書の煥發せらるゝや、忠良なる國民は競ふて聖旨を奉藏せしを以て、從來五六千萬圓の郵便貯金は俄に壹億圓に昇りしことを記憶せり、大正四年度の調査に依れば、其金額は歐洲戰爭以來殊に増加して、二億六千萬圓に達し、平均一人の貯金額は十八圓餘に留り、大正六年末には殆ど四億圓に達せんとするの情況なりと雖も、尙西洋諸國に及ばざること遠し、是れ即ち國力乏しく且つ貯蓄に乏しき證左なれば、國民一般に華美に流るゝ今日に在ては、余は國民をして一層勤儉貯蓄心を養成せしめんことを、世の教育家に向て希望せざるを得ず、舊幕時代に在ては、吾々士族は主義として常に戰爭を念頭に置き、馬前に於て打死するを以て理想とし、之に向て全力を注ぎたるを以て、貯金の如き考は少しも之を有せず、且平素受領する手當も至て少かりしを以て、多少にても金錢に餘裕あれば、之を軍備金として、具足箱中に或る繪畫と共に秘藏し、何時戰爭が始まることも、心配なき様用意して置くを、一番心掛良き人とせり、之を國家に譬ふれば、獨乙が「スバンダウ」の兵營中に、普佛戰爭の時、獲たる價金の一部を貯へ置き、何時戰爭が始まることも差支なき様、用



意して置きたると、其旨趣に至ては少も異なる所なきなり。

### 三、電信及電話

維新前後の急速通信法は、烽火、旗振等の外便法なかりしを以て、急難聲を呑むの場合少からざりしが、電信事業の行はるゝに及びて、始て其苦痛を脱することを得たり、今日の電信事業は、米國の使節「ペルリ」提督が電信機を、徳川幕府に献上したるに起因し、明治二年京濱間に、三年阪神間に、五年京阪間に、六年東京長崎間に、電信を通じ、爾來各所に電信を架設し、通信を開き、十二年に萬國聯合會に加盟して海外通信を開き、駭々として年を逐ふて長足の進歩を爲せり、就中日本支那間の海底電線は、明治四年二月三日、内地臺灣間の海底電線は、明治三十二年六月二十九日布設の工を竣じたるものなり、大正五年末の現在に依れば、陸上線と海底線とを合せて一萬二千里に達せりと、加ふるに無線電信の設備も、年を逐ふて盛大に赴き、今や布哇を仲繼所と爲せば、對岸の米國と完全なる通信を爲し得べし、且近來遠洋航路の船舶には、無線電信機を備ふるもの少からず、航海中、陸地と通信し、船中猶能く新聞を發行して、緊要なる時事を船客に報ずるに至れり、日露戰役中、無線電信が頻々敵軍の動靜を報告し來りて作戰計畫上、非常の便利を得たるを以て、當時人をして將來の戰爭は、大に科學の力を藉るの必要を感せしめたり。

電信の更に一步を進めたるものを電話とす、電話は明治十年始めて東京横濱間に通じ、次で諸官廳の間に使用せられ、二十三年十二月十二日始て東京市内に電話を架設せり、其時代に電話を架すれば、其家には流行病來ると稱し、婦女の反對ありて、電話の架設を嫌ふたるを以て、當局者は百方勸誘の結果僅かに百五十口丈申込ありたり、之を今日の何萬と云ふ申込のあるに比ぶれば、眞に隔世の感あり、三十二年一月一日東京大阪間の長距離電話開通せり、~~電~~事業の擴張、技術の進歩と共に、數百里の遠を隔ると雖も、猶親しく面談するが如く、談話を交換するを得るに至れり、余は文部省會計課長在職の際、公務の必要に迫られ、明治三十一年十二月六日始めて私邸に架設し、以て今日に至れり、余の知己友人の邸には、殆ど電話機の架設せられざるものなく、日々の用談は、多く之に依て辨じ、相互に無益の

時間を費すことなし、電話機は實に文明的生活に缺くべからざる家具なりと謂ふべし、自動電話機は、市内各要所に設けられ、何人も一通話料五錢を投ずれば、隨時之を使用するを得べし、豈亦便ならずや、而して東京に於る一電話機の使用料は、年額僅に六十六圓に過ぎざるを以て、需要者益々多く、主務官廳は、容易に之が架設に應ずること能はざるを以て、近來至急架設料金百五十圓乃至二百圓を納むれば、申込順に依らず、急速架設せらるゝの便法を開かれたりと雖も、猶需要者の急需を満たすこと能はず、現に明治三十九年頃よりの停滞數が八萬に達す、東京市内既設電話の權利は益々騰貴して千圓以上にて賣買せらる、從て電話の賣買を商賣として利益を獲るもの少からず、余は主務官廳が速に相當の設備を整へ、需要者を満足せしむるの計を講ずるは、官營上の義務なりと信するなり。

### 四、昔時の旅行

維新前の旅行に必要缺くべからざるものは、路銀携帯の外に、草鞋、駕籠、駄馬の三者なりき、余は今日にても、嶮岨なる山旅行には、駕籠に乗ることあり、頗る工合の良きものなり、余は支那にて籠椅子の轎にも乗りたりしが、我邦の駕籠に反し、餘り氣持の良きものにあらず、是れ我邦の駕籠昇は、能く其技に熟練し、如何なる山坂にても、乘客に少しも不愉快を感ぜしめざるが爲なるべし、馬も乗馬に騎るときは、山坂の旅行に適すれども、駄馬に荷物と共に手綱なしに乗るは頗る危険なるのみならず、速力遅々として、不愉快千萬なるものなり、草鞋は昔は旅行には勿論、兵卒にも必要缺くべからざる品にて、戰爭の用意と云へば、先づ丈夫なる布片等を以て草鞋を澤山に造るにありたり、今日と雖も人足等に草鞋の必要なるは、日常目撃する所なるが、遠足の際には草鞋脚絆が一番適當にして、靴の比にあらず、只草原の中を歩くには、刺の爲めに足を傷つける恐れなきにあらず、近來底の丈夫なる跣足袋を履く人あれども、之は足裏が痛んで、永き歩行に堪ふるものにあらず、日露戰爭の際に襪襪切にて作りたる草鞋を用ひたる事ありしが、一度浸水すれば、鐵板の如くに固くなり、加ふるに滿洲の如き寒地にては、凍傷の患ありて使用困難なりと云ふ、近來健康の爲め利益ありと稱し、西洋にても沓を廢して、一種の草履を用ふる人あり、是は我國の雪駄に均しく、柔革にて



作りたるものにて、我國の草履又は草鞋とは全く異なり、又我國人の常用する下駄、足駄の如きものを穿つ國民は日本人と土耳其の二者なるべし、余は獨逸の田舎にて婦女子が應々木製の沓を穿ち居るものを見たりしが、水溜等の多き所にては、草沓は禁物なるが爲るべし。

維新前に、旅行者の一番困りたるは、路銀の携帶問題なりき、昔は一般には、爲替事業行はれず、凡て現金を送るの外良法なかりしが爲なり、但幕府のみは、大阪より現金を江戸に取寄せる代りに、三井を利用して、爲替を組ましめ、江戸に於て、現金を受取るの仕組ありたり、又諸藩にても、米を大阪に送り、其代金を江戸にて受取る事も出来たり、加之幕府は紙幣を發行せざりしを以て、旅客は旅費を一切硬貨にて所持せざるべからず、且つ道中には胡麻の灰と稱する詐偽窃盜を爲す者徘徊せしを以て、一たび彼等の狙ふ所となるときは、其危険少からず、已を得ず小判を着物の襟へ縫込み、或は胴巻へ入れ、成るべく他人の注目を避けんことを謀れり、駕籠に乗るときは、擔夫は客の身體の輕重に由て、所持金の多少を推知するが故に、是亦危険を免れず、之が爲め多くの路銀を有するとも、此等の危険を防がんと爲め徒歩するの必要ありたり、明治維新後も未だ爲替制度の設けられざりし時代には、官金を持って旅行し、宿屋にて入浴するときは、何千圓かの金額を頭に上せ、且つ夜分は一睡もせずして盜難を防ぎたるが爲め、數日旅行の後、病に罹りたりと云ふ話さへありたり、是等は今日の旅行者の夢にも考へ及ばざる苦痛なりき。

幕府時代に武士が御用にて往來するには、鎧櫃だけは、如何に重くとも無賃にて持運ぶ規定なりしを以て、表面は鎧櫃なれども、裏には旅行用の一切の物品を入れ、歸途には種々の土産物までも入れたるものにて、恰も今日の紳士の旅行用砲と同一の用を爲したりと云ふ。

昔時の旅行には、道路の不便なるのみならず、普通の旅人に取りては、關所を通過するの困難ありたり、關所にては通行人を取調べ、關所手形即ち旅行免狀を所持する者の外は一切通行を許可せざりしが爲なり、然し關所には必ず裏道ありて旅行免狀を所持せざるものは、多く裏道を通りたるものなり。

御用にて旅行する武士が、馬や駕などを備ふときは、必ず町役人の詰めたる問屋場に就きて、其世話を頼みたるもの

なり、普通の旅人にも、問屋場に就て馬や駕を備へば、一定の賃金の下に、次の宿まで安全に送り届けられたるものなれども、駈落、持逃などの後暗いものは、態と流して歩いて居る駕を備ひ、駕屋より酒代を強請らるゝことも往々ありたり。

## 五、鐵道

維新前、旅人に便利を與へたるものは、駕籠と駄馬なれども、費用を要すること多くして、通常人の能く利用し得る所にあらず、十中八九は皆徒歩したるものなり、且つ駕籠又は駄馬を利用するとも、其行程は徒歩と異ならず、余が徳川幕府瓦解の際、伯父岩佐彦五郎氏と共に沼津まで旅行したることありしが、當時は汽車は勿論、馬車もなければ人力車もなく、駕籠はありしも、賃錢高かりしを以て、少許の荷物を擔ふて、全部徒歩したり、江戸四谷出立の當日には、品川にて晝食を爲し、川崎に泊り、翌日は程ヶ谷晝食、藤澤泊、第三日は大磯晝食、小田原泊にて、第四日目の午後箱根湯本の福住樓に着し、生れて始めて温泉に浴し、非常に愉快を感じたり、之に由て當時の旅行には如何に多くの日數と費用とを要せしかの一斑を知るべし、余は今日箱根行く毎に常に當時の事を追懷して、汽車の便と其賃銀の低廉とを感ぜざるはなし。

幕府の時、東京より京都迄、一日の旅程を八里乃至十里とし、京都迄百十八里、十二日を費せり、一泊一圓、中食、茶代等を四十錢とすれば、少なくとも十五圓を要す、今日の急行汽車に乗るときは、十三時二十七分にて、汽車賃三圓九十八錢、辨當等を合せて五圓あれば十分なり、時間の儉約は、非常のものなり、之に依て見れば、幕末に徳川將軍の上京したる時、或は諸大名が數多の家來を連れて江戸に上りたる時には、非常に巨額の旅費を費したるを知るべし。

我國の鐵道は、明治二年資金一千萬圓を、英國より借用し、三年に備技師「モレル」氏をして、東京横濱間十八哩の狹軌鐵道の布設に着手せしめ、五年五月品川より横濱までの運輸を開始し、七月七日京濱間十七哩全通し、其十二日車駕親臨、新橋横濱兩停車場に於て盛大なる開業式を舉行せしめ給ひしに、濫觴せり、當時の旅客心得に、旅客は發車の



十分前に「ステーション」に来るべしとありたり、當時世人は鐵道を名けて陸蒸汽と云へり、世界最初の鐵道は英國「マンチエスター、リバプール」線にして、千八百三十年に開通したれば、我國は之に後ること凡そ四十七年なり、明治七年大阪神戸間、明治十年大阪京都間開通し、二十二年四月十六日東海道線の全通を見るに至れり、爾來官民相共に其布設經營に従事せり、當時民間會社の最大なるものを日本鐵道會社とす、同社は明治十四年華族の秩祿公債の浪費を豫防すると、政府の財政を補助するの目的を以て、岩倉具視公の畫方に依て創立せられたるものにして、同社の布設せし上野青森間四百五十哩餘は、明治二十四年九月全く開通の功を奏せり。

我國の鐵道は、最初官有の方針なりしも、費用の多きを憂ひ、明治二十四年頃までは私設をも許可したりしが、二十四年第二議會に、私設鐵道買収法案を議會に出したるも否決せられたり、其後政府は日露戰爭の經驗に鑑み、鐵道國有の必要を感じ、三十九年に西園寺内閣は、國有案を議會に提出して其協賛を得、同年三月三十一日國有鐵道法、京釜鐵道買収法を發布したり、實に第二十二議會の時なりき、而して四十年、四十一年に日本鐵道會社、山陽鐵道會社を始め民間の經營に係る重要な鐵道は、悉く之を買収して國有と爲すに至れり、是れ主として獨逸の鐵道政策に則りたるものなり、此國有に依て我國の鐵道は略統一せられたりと雖も、其施設に至ては、英式あり、獨式あり、米式あり、區々一定せず、停車場の構造の如き、客本位にあらずして、事務本位なるが爲め、乗客に不便を與ふること少なからず、余は鐵道院總裁の如きは内閣と共に更迭せず、永く同一の總裁をして院務に従事せしめ、其主義方針を變せず、建設改良せしめられん事を希望す、大正四年末に於ける、鐵道の延長は、朝鮮分を合せて六千九十三哩に達し、全國到る所殆ど通せざるはなく、老幼婦女の旅行も、大小貨物の運搬も、安全且容易にして、復た昔時の駕籠旅行若くは馬背運搬の苦痛と不便とを知るものなし、其収入は近來に至るまでは、旅客の收入を第一とし、貨物の收入之に次ぐ、歐洲鐵道の収入は貨物を第一とし、旅客之に次ぐと全く相反す、國有鐵道の従事員は大正五年に於て實に十萬人の多きを算せり、其後鐵道の収入は益々増加して益々發達するものゝ如し。

## 六、東京驛

東京驛は、明治四十一年三月基礎工事に着手し、大正三年の三月に落成せり、其建坪は二千三百四十一坪にして二階三階等を延平坪に計算すれば、七千二百四十二坪あり、電燈、暖房等の設備を合せて、二百八十七萬圓を費せり、大正三年十二月開驛せられたり、之と同時に四十年餘、東京の門戸たりし新橋驛は閉鎖せられて、貨物専門の驛となり、舊烏森驛を新橋驛と改められたり、東京驛開通の日に青島攻撃の神尾司令長官始めて下車せられたり、余は同月二十日六日例年の通り伊豆の伊東に行かん爲め、始めて東京驛より乗車したり、驛の規模は宏大にして、諸設備も完成し、其壯麗なること東洋第一にして、他に類例を見ず、只余の杞憂に依れば、驛内の多量の糞便を如何に排泄するか、是は市民の衛生上重大なる問題なり、汽車の開通當初には、驛に下車したる人は乗車口に行くを許さざりしが、近來は之を許すが爲め、外部へ出でず、場内を通過して、食堂へも、「ホテル」へも行くを得るに至れり、乗客の爲め大に便利となり、又電車の停留場迄に二、三町の歩行を要するの不便あるを以て、東京驛より乗降せず、新橋驛にて乗降する客頗る多し、現に余は其一人なり、將來東京驛と萬世橋との間の線路成り、且つ上野驛にも連絡する曉に至り、始て東京驛が眞の中央「ステーション」たるの實を備ふるを以て、余は交通の爲め、以上の二線が一日も速に落成せんことを希望するものなり、又青帽も赤帽も便利なるが、赤帽が自分の客の爲め車室内の良位置に「ケット」を引き、且つ荷物を腰掛の上に置き、他人に迷惑を掛る事往々あり、近來に至て東京丈は赤帽の室内に入るを禁じたりと聞けば、此等の弊害、追々薄らぐことならん。

大正五年五月十五日より途中下車驛を廢し、哩數に隨ひ、何れの驛にても下車を許さることゝなれり、即ち片道廿五哩以上二百哩迄は二回なり、其以上は哩數に應じ下車の回數を増加せらるゝ規定なり、余の如き汽車を利用して各地に遊ぶものゝ爲めには、新制度は大に便利なり、歐洲にては途中下車は許さざる方針を取る國多し。

## 七、鐵道の事故



大正五年六月十一日、滑川魚津間の角川橋梁上にて、汽車の脱線あり、三等汽車が河中に墜落したるが爲め、即死男大人三名、小兒二名、女大人六名、小兒一名合計十二名、重傷三名、輕傷二十六名、合計四十二名の遭難者を出せり、日本の鐵道線も古くなり政府にて造りたるあり、私設會社で造りたるあり、且つ機關車も重きものを使用するに至りしを以て相當の資金を汽車、軌道、殊に橋梁の修繕に宛つるは目下の急務なりと信ず、吾人の身體財産を安固にするは、少し位速力を早むるよりも一層肝要なり。

## 八、電氣鐵道

我邦の市街鐵道は、明治十三年に出願して、十五年六月竣成せる東京馬車鐵道に濫觴せり、電氣鐵道に遙に後れて、明治二十八年に設けられたる京都電氣鐵道を以て嚆矢とす、余は其翌二十九年に文部省の用務を以て京都へ出張したる際、始めて内地の電車に乗りたり、而して電氣鐵道は、其後益々盛に布設せられたり、即ち明治三十一年名古屋電車、三十年に京濱電車、三十六年東京電車鐵道（馬車鐵道より變更せるもの）及東京市街、大阪市街鐵道起り、三十七年土佐電氣、横濱電氣、東京電氣鐵道起り、三十八年阪神電氣、四十年玉川電氣鐵道等續々起れり。

## 九、軌制調査會

明治四十二年桂内閣が廣軌鐵道案を議會に提出するや、一時大問題となりしが、其後大隈内閣に至り、添田氏の鐵道院總裁となるや、再び大問題となれり、是に於て軌制調査會なるものを設け、大隈伯を會長とし、大正五年五月中開會の上軌道を廣軌に改むるの目的を以て、種々調査せられたるが、其結果は如何、東京下關間を廣軌に改築するのみにても、十二年の歲月と、殆ど參億圓の經費を要するを以て、實に近來の大問題なり、況んや最近の調査に依るに内地官線五千六百六十七哩、朝鮮一千哩、南滿洲六百八十哩、臺灣三百哩、之に樺太及私設鐵道を加ふれば、總計九千四百三十四哩に達するに於てをや、今内地の約六千哩を廣軌に改築するのみにても、凡そ十億圓を投ぜざるべからず、是れ

豈容易なる事業ならんや、然れども狹軌を廣軌に變更せざる以上は、根本的の改良は到底望むべからざるを以て、余は當事者の慎重審議せられんことを切望す。

## 一〇、船

徳川幕府は寛永十三年に國民の海外渡航を禁じ且つ大船の建設を許さざりしを以て維新以前の船舶は純然たる日本形の木造帆船にして、所謂千石船なるものは、大船巨船の稱なりき、維新前後に於る洋式汽船は、幕府の海軍若しくは一、二諸侯の所有に屬せる軍艦にして、僅に十數隻に過ぎず。

明治の初年に築地にて、小蒸汽船の汽罐爆發し、爲めに多數の死傷者を出し、慘憺たる有様を呈せしことありしより爾來市民は、汽船と云へば、非常に危険なるもの、如き感念を懷き、大に恐怖したるものなり、當時一般の水上交通は悉く和船に依れり、和船は速力遅緩にして、數多の日子を費さいれば、目的地に達すること能はず、且つ風濤に對する危険極めて多きを以て、舟夫は船底の板一枚を生死の境と稱し、皆生命を賭して其事に従へたるものなり。

明治八年余が釜石在勤中にも大概の建築材料は和船にて、東京より運搬し來りたるものなりしが、當時船主の談に依れば、十艘中五艘は破損するものと假定し、無事に一航海を終れば、莫大の利益を得たるものなりと、又着陸後舟夫等が直に上陸して、酒色の爲めに金錢を浪費するも、無事を祝する爲なりと云へり、此の如く航海業の極めて幼稚なりしは、徳川幕府の政策退嬰主義に傾き、三代將軍家光の代に、鎖國令を布き、大船の建造を禁じたるに、起因せしが其末年に際し、世界の形勢に鑑み、嘉永六年九月、右の禁を解き、其翌年浦賀に於て、西洋形の帆船を製造せり、此頃和蘭より軍艦一隻を幕府に献じ、且つ海軍創設の必要を忠告し來りたれば、幕府は大に意を艦政に用ひ、自ら洋式の造船所を浦賀に設けたり、是れ今日の横須賀海軍工廠の前身なり、爾來造船術の發達と共に、航海業も漸次其歩を進め、維新後開國進取の政策を實行せらるゝに及び、長足の進歩を現はし、明治初年には汽船の噸數一萬五千なりし、我邦の海運は戦争毎に非常の進歩を爲し、日清戦役後は二十六萬噸より三十八萬噸に、日露戦役後は九十萬噸より百四



十萬噸に増進せり、之を要するに、帆船が汽船となりし以來、船腹も大に其容量を増し、船の進退も大に自由になり隨て危険も大に減じたり、又保險事業も最初は發達せざりしが爲め、運賃も高く、危険も多かりしが、明治十一年初めて東京海上保險株式會社の設立せられたる以來、海上保險業も漸次發達し、從て海運の損害を減少するを得たり、余が明治二十二年に歐米へ行きし時の乗船は、佛國汽船にて、確か七千噸位なりしが、明治二十年頃には、我が國の四五百噸の汽船は、大型汽船の部類に入れられ、千噸以上の汽船は、大船なりと稱せられたり、然るに今日にては、我邦にて一萬噸以上の大船數隻を所有するに至れり、又大正六年十月末の調査に依れば、汽船の總數は二千四百四十四隻、其總噸數は百七十四萬九千四百五十三噸、内千噸以上の汽船は四百五十八隻、百四十六萬七千四百九十八噸なり、又其内一萬噸以上の巨船に至ては、僅に六隻に過ぎずと雖も、運搬事業は鐵道と共に偉大の發達を爲したりと謂ふべし、我邦人の大型の船名には昔より丸の字を附せり、是れ足利氏以來の事なりと聞きしが、世界に類例なきが爲め種々の便利あり。

## 一一、日本郵船會社

現今海運業に従事する大會社は、日本郵船會社、大阪商船會社、東洋汽船會社、日清汽船會社等にして、小會社若くは私人の汽船を有する者亦尠からず、就中日本郵船會社は、海運業者の第一とす、同社は明治の初年土佐の人岩崎彌太郎氏、藩主山内侯の所有船數隻を借りて三菱會社を起し、海運業を營みしに、其經營宜しきを得て、社運年を追ふて發展し、明治七年臺灣征討の際、政府が外國より購入したる船舶合せて三十餘隻を、三菱會社に貸與し、且航海助成金を下付し、内地のみならず、從來外國船の占有せし支那、上海線の如きに至るまで、三菱會社をして之に當らしめ政府は更に三菱會社に資本を貸與し、外國汽船會社を買はしめ、次で十年西南の役起るや、政府は外國より更に汽船十隻を購入して、三菱會社をして、兵士糧食の運搬に當らしめしより、社業愈々隆盛に赴き、當時其所有船三十二隻二萬五千噸に達し、之を社外船二十七隻六千五百噸に比すれば、五隻一萬八千噸を超過し、殆ど帝國海運業獨占の狀を呈するに至れり、是に於て非難と反對との聲囂然四方に起り、遂に明治十五年に共同運輸會社なるもの起り、政府より多大の保護を受け、三菱會社と激烈なる競争を爲せしが、十八年に至り兩社合併して一大株式會社を組織することとなり、今の日本郵船會社即ち是なり、回顧すれば三菱商會の創立當時は、汽船六、曳船二、帆船一隻を有するに過ぎざりしに、其後身たる郵船會社の大正五年四月の所有船噸數は、實に四十八萬六千噸に達し、資本金は二千七百萬圓なり。

## 一二、本邦の船長

余が始て蒸汽船に乗りたるは、明治八年に、東京より釜石へ赴任の際、時の鑛山頭大島高任氏と友人の田原良純氏と共に汽船太平丸に乗込み、横濱より仙臺の寒澤まで航行せし時に在り、當時船長以下機關手は勿論、事務員に至るまで皆外國人にして、全く外國へ行きたるの感ありたり、其後明治十八年に、上海通の三菱船にて、長崎迄行きたる際も乗込員は凡て西洋人なりき、當時瀬戸内海を往復せし小蒸汽船の船長以下は己に皆日本人にして、西洋人は一人も居らざりしが、船長の命令は英語を用ひ「ストップ、ゴー」等の語を耳にし、余は頗る奇異の感をなしたり、當時の船乗は、未だ商船學校の教育を受けたるもの少なきを以て、殆ど皆外國人の船長たる船に乗り込みて、實地に就きて船の運轉方を練習して、航海の事業に従事したるものなるが故に、自然船員は英語を用ふるに至れり、其發音は固より正しからず、随分奇妙なりしも、慣用の久しき僅に能く雙方の意思を解し、日々の事務を辨ずることを得たるのみ、三菱會社は勿論、東洋汽船會社にても、創立當時は、外國航路には、殆ど皆外國人の船長、機關手を使用したるものにして、最近まで西洋人の船長にあらざれば、外國人は不安心なるを以て乗船せず、外國の保險會社は保險を謝絶するの有様なりき、且つ荷主との交渉を都合よくする爲め外國人の船長、運轉士、機關長、事務長を置くの必要もありたるなり、然れば明治十四年の調査に依れば、西洋型の船長の免狀所有者邦人千八百人、外人三百人なりしが、明治二十九年には邦人の船長四千五百人に對する外國人の船長は、九百人に増加せり、是れ日本にて外人船長の最も



多かりし時にして、爾後漸次減少せり。即ち日清戦争に依て日本人船員の技術も認められ、従前の如く日本人の船長なるが故に荷物の積載を嫌ふが如き事も減つし、自然外人の船員に換ふるに、邦人を以てすることとなりしなり。大正六年十一月の調査に依れば、日本郵船會社にては、百隻の船中外人の船長は僅に二名に過ぎず、此等も雇期限の満期と共に、日本人をして其後任たらしむる事なるべし。併し我國海運界今日の發達を見る時は、以前雇ひたる外國船員の貢献したる功勞は多大なりと謂はざるを得ず、之が爲め外國人に支拂ふたる金額は固より少からざるなり。

### 一三、燈臺

舊幕時代に在て、荷物を遠方に運搬するには、主として日本船を用ひたるを以て、航路標識の爲め、日本式の燈臺畫標（山林も其用を爲したり）を用ひたること少からず、明治二年に外國人の請求に依り、觀音崎に始て西洋風即ち今日の燈臺を建設せし、以來逐次全國の要所に燈臺を建設し、以て航海の安全を圖れり。雖も、今日猶未だ歐米諸國に及ばざること遠し、大正三年の調査に依れば、我邦の燈臺は其數僅に二百十七に過ぎざるに、瑞典、丁抹は我國に三倍し、和蘭、伊太利、西班牙は我に二倍し、露、獨は四倍、英國は八倍、米國は二十倍せり。此多少は海岸線の長短に依ること勿論なれども、我邦に於ては猶一層増設の必要あるべし。

明治八九年頃、諸方の燈臺に必要品を配布する爲め、使用したる明治丸は、當時に在ては、速力も早く且つ立派なりしを以て、嘗て一たび明治天皇の御乗船に供したることあり、余の如きも、釜石鑛山に在勤中には、屢々本船に便乗して東京へ往復したるが、船員は船長以下（下給労働者を除き）殆ど全部英人なりき、本船は今現に越中島商船學校前の海岸に繋留せられ、同校生徒の練習船たり、明治四十三年に、余は東京商船學校に於て、平山校長の依頼に由て、生徒に對し「海事思想養成の必要」と題し、一場の演説を試みたることあり、同氏より其謝禮として本船の寫眞を寄贈せられ、余は追憶多き汽船の寫眞を得たるを喜びたり、今現に余の客室に掲ぐるもの是なり。

## 第十四章 江戸と東京

### 一、江戸城の沿革

江戸は、元來人の姓にして、源頼朝時代に、江戸太郎なる人あり、其父を江戸四郎と稱せり、是れ江戸氏の祖先にして地名を江戸と名けたり。

長祿元年、扇谷上杉家の臣太田資清の子、太田道灌、始めて城を千代田村に築き、爾來文明十八年に至るまで太田氏之に居り、後大永四年に至るまで、上杉氏城主となり、其後天正十八年に至るまで北條氏城主となれり、天正十八年八月朔日、徳川家康の入城以後、慶應四年徳川慶喜の開城に至るまで、徳川氏城主として、自ら之に居りて大政を執行せり、其間實に二百七十九年の久に及べり、是れ即ち今日人口二百五十萬を有し、一天萬乗の君の御常住遊ばさるゝ、皇居の地なり、大正七年十一月東北の野に於て、陸軍大演習舉行の際、太田道灌に對し、從三位を贈られたり、蓋江戸城創築と尊王の功に依るなり。

天正十八年、豊臣秀吉、小田原城を攻めたる時、徳川家康、軍中に在りて、秀吉より江戸が其居城に適する旨を聞き、關八州の地が、徳川家康の所領に歸するや、家康は直に江戸を居城と定め、入國の際、諸國の商人を勧誘して江戸に移住せしめたり、其多くは遠江、三河、駿河、近江、伊勢等より來りたるものにて、各自其生國を屋號として、暖簾に國名を染出し、何々屋と稱したるもの少からず、江戸の町人は諸國の寄合人なりき、當時の履歷書に本國伊勢、生國武藏と記せるものは皆此類なり、先考の履歷書には、本國遠州、生國武藏とありたり。

慶長三年、豊臣秀吉薨し、家康が關ヶ原の大戦勝を経て、同八年に征夷大將軍に任ぜられしより、是迄關八州の都市たりし江戸は、俄に日本全國の首府となれり、從て江戸は大々的膨脹せざるを得ず、家康は山を崩し、海を埋むる等頗る



大規模の經營を、天下の諸侯に命じて實行せしめたり。

當時、江戸山ノ手以外の低地、所謂下町は、一體に汐入の地にして、之を住地に爲すには、埋立てざるべからず、諸侯は伊豆より石材を取寄せ、築城工事を分擔する以外に、自個の邸宅を建設せんが爲め、濕地を埋め立て、凸凹の地を平坦にせざるべからざる等、莫大の費用と、勢力とを要したり、當時の江戸は、徳川家康の力に依て出来たるものにあらず、全く諸侯の努力に依て出来たるものなり。

二代將軍秀忠も亦大に江戸城の改築に従事し、慶長十一年正月、池田輝政、福島正則、加藤清正に賦課して城郭を經營せしめ、更に石材を伊豆地方より運搬して、石垣を築くこと、長さ七百間、高さ十三間、北條氏時代の本丸二之丸を合せて本丸と爲し、新に西丸(今の宮城の地)を修築し、又五層の天主閣を築造する等、前後十九年を費せり、其後三代將軍家光は、關西の六大名に命じて大に修築せしめ、關東及奥羽の諸侯に命じて、外濠を擴張せしめて、大に堅實と壯麗とを加へたり、當時の地積は本丸十萬五千坪餘、西丸八萬千坪餘、吹上紅葉山十萬三千餘坪、内濠の周圍四十町、外濠の周圍七十三町なりと云ふ、亦以て其規模の宏大を察するに足るべし、然るに火災の爲め、本丸は五回、二之丸は三回、三之丸は一回、西丸は四回、焼失の厄に罹れり。

當時幕府は單に江戸に於る工事のみならず、其他にも種々の大々的工事を諸侯に命ぜり、彼の本曾川の河身改良工事を命ぜられたる薩藩は、之が爲め恰も赤穂義士の如く、四十七名の藩士をして切腹の己を得ざるに至らしめたる悲惨なる出来事ありたり、其後と雖も幕府が以上の様な政策を固執したるを以て、當時の大名と云ふものは、想像以上の貧乏にて、皆民間の富豪より金を借用して、遣繰算段を爲したるものなり、蓋し徳川幕府は、江戸の規模を宏大に爲すと同時に諸侯をして、貧乏ならしめんと、の策略に出でたるならん、要するに今の東京の過半は、徳川氏覇業の副産物なり。

明治二年江戸を改めて東京と爲し、江戸城を東京城と稱し、永く皇居と定められたり、其後明治六年火災の爲め炎上せしが、赤阪舊紀州藩邸を以て臨時皇居に宛て賜へ、假皇居の新營工事に着手し、年々御造營費として五十萬圓を支

出し、二十一年十月に至り落成し、宮城と改稱あり、二十二年一月徒御あらせられたり、今の宮城是なり、現今宮城内には、日清、日露兩戰役の戦利品を納むる振天府及懷遠府建設せられたり而して明治二十二年八月二十六日には、江戸開府三百年祭を執行し、大正四年には權現様の祭日たる四月十七日を以て、東照宮三百年祭を増上寺に於て執行し三日間大名行列を舉行せり。

## 二、土地家屋

東京市の面積は四万里九分にして、東西二里二十六町、南北三里十町なり、土地は二千三百二十七萬坪にして、其三分の一強は官有地に屬し、其八分の一は皇宮地及其附屬地なり、民有地は千三百五十萬坪、市有地は百四十七萬坪なり、幕末に當り、江戸の人口増加と共に、一時地價大に騰貴し、終に、土一升金一升なる語を用ふるに至りたるも、明治維新の際には、江戸は一時無政府の状態となり、幕臣は續々駿河に移轉せるを以て、賣地多く、買人なく、無料にて讓與せんと欲するも、之を受くるものなきに至り、本郷の帝國大學の所在地の如き、何十萬坪の地所を、僅々數千圓にて加賀藩主より文部省にて買入れたるが如き、有様なりしが、今日にては、地價は年々平均に少くも年一割づゝ騰貴す、大正四年末の調査に依れば、土地の賣買價格は、一坪に付最高は日本橋室町の四百九十七圓、最低は深川猿江町の十圓なり、又賃貸は一坪に對し、最高は二圓五十錢にして、最低は二錢なり。

維新前には、土造を除くの外、家屋は殆ど全部木造なりしが、維新後漸次煉瓦造等の耐火家屋増加し來りたるも、木造家屋は、全家屋の九割以上を占む、又二階、三階建も増加したるも、平家建は、其全坪數の五割五分弱を占む、即ち家屋の半數以上は未だ平家建なり、大正四年末の調査に依れば、建物棟數三十二萬三千百十七、内土藏、石造、煉瓦造三萬二千六百八十六棟にして、其他は木造なり。

維新前には、市内の所々に墓地散在せしも、明治八年に市區内に土葬を禁じ、同時に青山、谷中、染井等に共同墓地を設けたり、廿二年市内に散在する墓地は、市外に移轉せしむることに決したるも、今日尙舊墓地にして改葬を終らざ



る寺院少からず、青山共同墓地の如きも、亦既に移轉の必要を生ずるに至れり。

### 三、行政

江戸には明治元年江戸府を置かれ、其後東京府と改稱せられ、島丸光徳氏始めて知事に任命せられ、朱引を以て郡市の境界を定め、十一年七月市内を十五區に區分し、區長を各區に置く、二十二年五月一日東京市には特別の市制を設く、市長は府知事、助役は書記官、參事官の兼任する所なりしも、三十一年六月に至り、特別市制廢止せられ、十月一日松田秀雄氏選まれて市長となり、三十六年松田市長職を辭するや、尾崎行雄氏市長たり、大正元年六月阪谷芳郎氏、尾崎氏の後を承け、阪谷氏辭職後、大正四年に奥田義人氏市長となり、死去の際男爵を授けられたり、氏は余が文部省に在職中次官たり、其後文部大臣、司法大臣を経て東京市長の重職に就かれたるものにて、熱心に市の事業に改良を加へられたるは市民の齊しく感謝する所なり、資性清廉潔白にして、黄金崇拜熱の往々人を累はし、世を害することあるを憂ひ、清貧論を世に公にせられたり、其記する所悉く有益にして、今時の青年を戒むること極めて親切なり。

### 四、町奉行

維新前には、江戸に南北の兩町奉行所ありて、行政、司法、警察を兼掌し、非常の勢力ありしものにして、北町奉行中最も有名なりしは、享保二年の大岡越前守忠相なり。慶應四年五月新政府の成立後、始めて南町奉行を仰せ付けられたるは、今の土方伯爵なり、伯は大正七年一月四日享年八十六歳にて薨去せられたり。江戸の自治機關としては、町年寄、名主、五人組、月行事、家主あり、町年寄は三人ありて、月番にて交代し、江戸の町家を支配し、凡ての行政、警察事務と司法の一部を管掌したるものなり、名主は町年寄の指揮の下に町内の公務を掌り、偉大なる勢力を有せり、名主の下に、五人組あり、月行事あり、家主あり、夫々其職務に従事し、凡て町奉行の支配を受けたるものなり。

南町奉行所は、今の有樂座の所、北町奉行所は今の鐵道院の所に在りたり、當時の裁判は證據裁判にあらず、當人の口供に據りたるものなるが故に、罪人の白狀せざる限は罰すること能はざりしを以て、往々拷問をなして、無理に白狀せしめたることもありて、實に殘酷を極めたるものなりき、又賄賂も盛に行はれ、金さへあれば、如何なる罪を犯すとも、處刑を免ることを得たることもあり、貧乏なる罪人に至ては、白洲にて口書に爪印を取られ、「恐れ入りました」の一言にて、直に處刑を受けたるものなり、當時は、今日の如く成文の刑法なく、犯罪者あれば、習慣法に因て之を裁判せり、其處罰方は頗る嚴酷にして、死刑の殘酷なりしは監獄の項に記述したるが如し而して罰には死罪、遠島、入獄、叩等を科したるものなり、金十兩以上の盜賊は、死罪、十兩以下の者は、其金額の多少に依り、入獄の上に重叩を科し、或は入獄又は重叩のみを科したるものにて、當時は財産に關する罪を非常に重視したるものなり、余は牛込御門内の監獄協會にて昔の拷問攻道具を見たることありしが、人をして一見直に戰慄の感を起さしめたり。

### 五、財政

東京市が眞の自治體となりたる明治三十一年の歳出は三百三十五萬圓なりしが、大正四年には歳出は二千六百五十三萬圓に達し、實に八倍の増加を來せり。

市は明治二十四年始て内債一千萬圓を起して、水道改良、市區改正等に使用し、三十九年に外債千五百萬圓、次て四十四年に電車買入の爲め、外債九千七百七十五萬圓を募集したるに、償還殘額は今尙一億一千萬圓餘を存せり。

### 六、市勢調査

舊幕時代には江戸の人口すら、調査至て不備にして、其總数は全く明かならず不確實ながら只一部分の調査を爲し得たるに過ぎざりき、又明治政府以來今日に至りても、未だ完全なる定期調査を施行せられざるが故に、正確なる



數は到底之を知ること能はず、併し出生と死亡即ち動態のみは、近來統計局の調査にて稍明確に之を知ることを得たり之に就き吾輩の心配する所は、帝國の人口の増加の有様なり、即ち英國の出産率は、過去四十年間に三分の一を減じ、獨逸は三十五年間に四分の一、佛國は九十五年間に五分の二を失ふたり、英獨共死亡率の減少著しきが故に、出生率の減少せしに拘はらず、人口は尙ほ増加すれども、佛國は出生率の著しく減じたる上に、死亡率の減少は割合に少きが爲め、人口は増加せず、概して云ふば歐洲の死亡率は大に減少せるに、我國の死亡率は漸次増加す、即ち今より四十年前には人口千に對し、十六位なりしが死亡率が、今日にては二十一に昇れり、其原因は主として幼兒保護と、結核防禦との二つが行き届かざるが爲なり、當局者の注意を要す。

東京市は明治四十一年十月一日午前零時を期し、始めて市勢調査を實行したり、此調査に費したる時日は、三年經費十八萬五千圓を要したり、後五年にして第二回の調査を行ふ筈なるも、經費の都合上未だ實行に至らず、遺憾千萬なり抑も統計調査は、定期調査を以てせざれば其効なきは學術上明かなる事なれば、歐洲文明國に在ては戦争等發生の場合を除くの外、人口調は毎五年若くは毎十年に、定期調査を爲すを常とす、故に東京市の如きも、向後時期を誤らざらんことを希望す。

東京市人口調に、二種の結果あり、其一是區役所調、其二是警視廳調なり、其兩調査の間に五十萬人の差あり、一方にては二百萬人一方にては二百五十萬人と稱す、實に驚くべき差異にして、到底何等の用にも供すること能はざるなり、區役所の調は、帳簿調にして、帳面上の調を數ふるに過ぎず、警視廳の調は、時々巡查が各家に就き、「御變りはないか」の問に對し、「有りませぬ」と答へたる結果なれば、雙方共到底精確なるものにあらず、蓋、帳面になくして現に存せる人あり、帳面にあつて既に去つた人あるを以て、今日の如き方法にて調査せる人口は到底、不實不正の數字たるを免るゝこと能はざるなり、是れ余が久しく一日も速に全國の國勢定期調査の實行せられんことを希望したる所以なり。

### 七、市民の膨脹

明治三十一年と大正四年との戸數人口を見るに、大正四年末戸數は、五十四萬九百九十戸、人口は二百十萬三千三百七人にして、之を明治三十一年末の戸數三十一萬六千五百七戸、人口百四十二萬五千三百六十六人に比すれば、戸數は年々増加せり、其増加は出生と死亡との差のみに依り差異あるも、毎年凡そ十萬人内外とす、此趨勢と其に増し、隨て市民の住地は、其周圍に膨脹するの己むを得ざるに至れり、是れ近年交通機關の發達と共に、市民にして郡部に轉住するもの益々増加する所以なり、然るに市内有數の地に、封建時代の遺物たる溝渠の存在する面積は、實に數十萬坪の多きに達せり、此溝渠は大正の今日に在ては、常に修繕費を要するのみならず、溜水として有害無益の長物なり。

今日吾輩の切に望む所は、將來市の膨脹に備ふる計畫なり、即ち市の内外とも住宅地と工業地とを區別し置くこと是なり、現在深川、本所の如きは、烟突林立黒烟天を蔽ふの觀を呈し、到底住家には不適當なれば、今後工業は益此方面に發達せしめ、山の手鐵道線に沿ふたる高地を住宅地、學校地等と爲す方針を立つる乎、否らざれば巴里市の如く市内にては石炭の使用を禁ずるを可とすと雖も、到底實行を期し難きが故に、住宅地と工業地とは全く混交せざらしむること肝要なり、其他市内の官有地を整理し、無用の空地を存せしめず、城外の溝渠の如きは、之を乾燥せしめて有用の地に變ぜしむべし、私有地中にも華族又は富豪の徒溢に公園、又は山林の如き大地籍を自家の庭園となし獨り樂むの惡風は之を改めしめ、且其住宅は成るべく郡部の内外に移さしめ、市内は主として商業地、役所、工業地の三部に止むべし。

### 八、就學兒童

昔商家の男兒は七歳位になると手習師匠の處に行き、十三歳位まで通學して、習字と共に商賣往來や珠算を習ひ長



男は家継きとなり二三男以下は他に養子に行くか、暖簾と資本とを分けて貰ふて、別に獨立の營業を始めるものにて、武家の子供の如く、文武の教育を受けたることなかりしが、今日にては何人にも就學するの義務を負ふに至れり。

東京市の就學兒童は、大正二年四月の調査に據れば、男八萬六千二百二十四人、女八萬二千五十一人合計十六萬八千二百七十五人にして、此外不就學男女合せて七千六百四十人あり。

市立尋常小學は、大正二年五月の調査に依れば、百五十七校にして、同教師は二千九百三十四人あり、内女九百八十一人にして、凡そ三分の一に當れりと雖歐洲大戰の結果、民間の事業盛大となり、爲めに近來男教師減して、女教員増加の傾向あり、外に私立小學六十五校、其就學兒童九千五百人あり、大正二年度市區の教育費は總計二百十六萬圓にして、其内百九十三萬圓は區の負擔に屬せり。

### 九、江戸の五節句

舊幕府時代、江戸には五節句と云ふ事あり、之が年中行事中の最も肝要なる事と定められたるが、明治六年に太陰曆が太陽曆に改められたると同時に、從來の五節句は廢止せられて、新に祝日、祭日が定められ、社會上大變遷を生ぜり此五節句と云ふは正月の七日が七種の祝、三月三日が雛の節句と云ふ女祭、五月五日が端午（又は幟）の節句と云ふて男の祭、七月七日が七夕祭、九月九日が菊の祝、都の變る時季なり、從て衣服、食物等吾人の生活方が更に外に七月の十三、十四、十五日の三日は精靈様の祭、室の祝祭日なり、之を五節句と名けたり、此季節は恰も氣候なれば社會の上に大なる影響を及ぼしたるものなり、此の入國せし當日にして徳川家の嘉節たる八朔、九月十三夜は御月見の祝がありたるが、此等は祭日にあらず、年代に五十歳以上も生活したる、吾人には、十一月三日の明治天皇の天長節が、深く腦裏に浸み込み、天長節と云ふは、皇室の尊嚴を感ずると同時に紅葉が染まり、時候の良好なるを思ふたるもので、社會教育の上にも大影響ありたり。

### 一〇、江戸の春

舊幕時代には、今日の官吏華族等が一月に皇城に伺候するが如く、正月元日には徳川一門と譜代大名が登城、二日には外様大名が登城するを以て、官位相當の裝束を着用することに定まり居れり、三日には大名の嫡子、一部の町人登城せり、旗本は元日、二日、三日の三ヶ日に分れて登城したるも、吾々御家人にて非役のものは登城するに及ばず。年始には武士の玄關には机を置き、其上に硯箱と年賀帳を載せ置きたり、回禮の人は其に署名する習にて現今の如く手札を用ゐず、商人は元日は一般に休み二日より年始廻を爲したるものなり。

元日より來るものは、萬歳、鳥追、獅子、寶舟賣位なり、二日は初賣とて初荷を車に乗せて市中を引き歩きたるものなり、消防夫の出初も二日にて火消人足が出掛けて諸處にて梯子乗なごを爲したり、門松は大晦日に立て、六日に取り去れり、年始には町家にては箱に年玉の半紙や手拭などを入れて小僧の首に掛けしめ、主人之を伴ふて廻禮して得意先に配布したるものなり。

### 一一、小兒の遊戯場

東京市は市區改正に着手せし以來其一部分は道幅を廣めたれども、尙狹隘を感ずる所多く、自動車などの爲めに危険少からず、殊に小兒が狭い往來に遊び居るは、音に交通を妨害するのみならず、小兒の爲めにも危険甚しきを以て市は市内の諸處に、小兒の遊戯場を設けて、此弊を救ふを當然とすと雖も、此施設は東京市の如き土地狹隘且つ費用を要すること多く、容易に實行することを得ず、去りて今日の儘に放任すべき問題にあらざるなり、故に余は目下の應急策として世の父兄に希望せん、交通頻繁なる道路にて、小兒を遊ばしむること勿れ、小兒を道路に遊ばしむるは、往來を妨害するのみならず、小兒の爲めにも危険甚しきを知る以上は、萬一小兒の負傷する等の事あらば、寧ろ父兄の過失たるを免るゝこと能はざるべし、余は毎日人力車にて市内を往復する毎に、小兒に負傷せしめんこと



を恐れ、車夫を戒めて、慎重の注意を取らしむるを常とすれども、猶且往々危険に瀕し、余をして寒心せしむることあり、幸に未だ一回も小兒に負傷せしめたることなかりき。

## 一一、養育院

養育院は明治五年、始めて設立せられたるものにして、二十三年一月より市の所屬となり、二十九年に至り、小石川區大塚辻町に移されたり、大正二年度の收容人員は二千三百人にして、基本金四十四萬圓を有す、其經費一ヶ年十七萬圓を要すと云ふ、余は本院の孤兒に學用品費として一兩度若干の寄附を爲したる事あり。

## 一二、道路

維新前の江戸道路は、其不便不潔たりしこと、殆ど想像以上なりき、余の幼時に在りては、江戸の大通を除くの外は日中と雖も往來の溝渠に放尿するは勿論、糞便する者も亦少からざりしを以て、横町に入れば、人畜の尿尿到る所は散在し、蒼蠅群集し、洵に不潔を極めたり、而して當時は街燈なく、月夜の外は道路全く暗黒なる故に、萬已を得ざるにあらざれば外出せず、若し夜分外出のときは、必ず提灯を携へて道を照らす必要ありたり、從て提灯の需要は頗る多く、提灯屋の商業は繁盛なりき、此不潔を豫防せんが爲め、街道の板塀に小便無用と書せる木板の打ち付られたる處少からざりき、當時は四谷より王子權現の社へ參詣するに、朝未明に出て、夜分遅く歸宅する時代なるに、方四里の江戸市内に公共の便所は一ヶ所も、其設なかりしを以て、行人の不潔の舉動を敢てするも、實に已を得ざるに出たり之が爲め、婦女子の遠方へ出るは、特に非常なる苦痛を感じたるものなり。

維新後今日に至るまで五十年間を経たりと雖も、市の道路は大體に於ては、江戸時代の道路と大差なし、一般には歩道もなければ、車道もなく、雨降れば則ち、泥海と化し、風吹けば則ち、塵埃を以て満たされ、實に原始的なる道路なり、此原始的都會に、文明の產物たる自動車來り、自轉車來り、馬車來り、往々相衝突し、或は車體を破壊し、或は人を殺傷

す、然るに子供は餘念なく、道路面に遊び居るが故に、怪我人の多きは當然にして、少しも怪むに洵らざるなり、又電車に乗る者は、順序もなく、次第もなく、只我勝に乗らんとするを以て、婦人、小兒の迷惑は、實に一通りにあらず、電車は孰も満員にして、容易に乗るべからず、車掌は後より來る電車の空席多き故に、之に乗り呉れよと云ふと雖も、如何なる車が、後より來るかは、車掌の知る所にあらず、全く一時の遁辭に過ぎざるなり、是れが堂々たる日本帝國の首府たる東京市の交通上の有様なりとは、豈に悲しからずや。

余が歐洲の市街に住居せし當時、徒歩主義を實行せしに、市街到る處の道路が石、木、アスファルト、コンクリート等にて造られたるが爲め、降雨にも降雪にも殆ど土を踏むを要せず、大概の日には、徒歩にて差支なく、羨望の情に堪へざりき、爾後三十年を経過したる今日に於ても、東京市の街路の大部分は、維新前の砂利道路なるを以て、少しく降雨を見るか又は撒水を爲したる所は、天氣快晴の日にても、忽ち泥濘を生じ、到底沓を奇麗に保つこと能はず、依然下駄道路にして、危険千萬なるは、遺憾の至りなり。

又東京市の砂塵は、實に酷きものなり、風の吹く時は勿論、自動車の通過したる後の塵埃は、何とも名狀すること能はざる都會に化す、今日の市役所の撒水法は、勿論不十分なるが、現在の道路にては、撒水したりとも、殆ど其効力なし去りて東京市全體の道路を、木石又は「アスファルト」にて作ることは容易ならず、實に困りたる問題なり、根本的に砂塵を防退する方法はなきものによ、東京市民として余の希望は、勿論完全なる道路を作るにあるも、特に焦眉の急務として當局者の注意を乞はんと欲するは、清潔方法なり、我二百萬の市民は、馬糞等を以て満されたる路面より飛散する不潔の空氣を、日夜呼吸する爲め、健康を害すること實に少からざればなり。

然るに維新以後、明治二十一年八月十六日勅令第六十二號を以て東京市區改正條例の發布あり、二十二年市區改正事業始まりてより、漸次改良せられ、三十九年には事業の速成を期する爲め、外債を募り、臨時市區改正局を設け、四十二年度を以て一段落を告げ、其後更に借入金で、第二期速成事業に着手せり、市が今日迄に支出したる經費は二千九百萬圓に達したり。



改正の結果、煉瓦、鋪木、石、コンクリート、「アスファルト」等の道も、市街の中央に設けられ、且つ並木も諸所に植られ、道幅も廣められ、舊來の面目を改めたり、然れども其改良せられたる部分は、市の全體に比すれば僅に一小部分に過ぎざるを以て、東京市全部の改良を完成し、歐洲各國の首府の如くならしむるは、前途猶遠なりと謂ふべし。

#### 一四、街路樹

明治五年日本人の多數が丁髷を切り落したる時に當り、銀座通りに始めて歐米の道路に擬して煉瓦石を敷きたり六年新橋より京橋に至る道路の両側に松と櫻とを一本隔に植付たり、是れ東京に於る最初の街路樹にして、新に歐米より歸朝せられたる大久保利通公と田中芳男氏との主唱なりと聞きたり、但し松及櫻は一蟲の爲め一街路樹と爲すに適當ならざる爲め、櫻の如きは其後全く枯死したり、街路樹は風塵を防ぎ、日光を遮り、或は空気を新鮮ならしめ、或は都市の美觀を添ふる等効用少からざるを以て、市區改正の計畫に着手するや、十間幅以上の道路には必らず樹木を植付ることとし、其樹種を公孫樹、梧桐、水木槐、七葉樹、柳、赤芽柏、榕等と定められたり。

#### 一五、橋

梁

維新前には、江戸市内の橋は、凡て木造、凸形なりしを以て、車力は大に苦みたるものなり、且つ其數少かりし爲め、時としては呼ば答ふる對岸の地に行くにも、橋なきを以て、迂回せざるべからざるが爲め、數時間を要したり、但隅田川のみには、昔時より渡あり、就中橋場の渡は最も古く、徳川氏が江戸入城以前より存在したるものなりしが、大正三年に至り、白髯橋の架せらるゝに及びて廢せられ、新に今戸の渡を設けられたり、今日の隅田川は一錢蒸汽船の往來頻繁にして、乗客の送迎に忙しきのみならず、寺島今戸外七つの渡あり、交通の便稍備はれり。

日本橋は、徳川家康入國の際に、天下の諸侯に命じて、架せしめたるものなり、當時に在ては頗る完全せる橋にして、日本國中の人が集まりて架したるものなればとて、之を日本橋と名けたりと云ふ、而して江戸より諸國への行程は、此

橋を以て基點となしたるものなり、橋身は長さ二十八間あり、欄干の擬寶珠には萬治元年戊戌九月造立と鐫刻ありしが、現在の橋は明治四十四年四月三日開通したるものなり。

二重橋は神聖にして犯すべからざる帝都の大觀なり、昔江戸時代には木橋にして、橋柱に慶長十九年甲寅八月の銘ありしが、維新後宮城御造營の時、鐵橋に改められたるものなり。

#### 一六、人力車及馬車

明治三年和泉要助なる者始て人力車を製造せり、是れ今日一般に行はるゝ我邦特有の人力車の開祖なり、貧民に業を興へ、行旅に便を得しむること少からず、今や内地のみにも、且百萬輛の多きを使用せり、又支那、南洋等へも輸出せらるゝもの年々數萬輛に上れり。

明治十年の頃抱へ人力車夫の給料は、一ヶ月四圓五十錢位、車も大概二十五圓位にて調製することを得たり、乗車賃も至て安く、余が大政官より水道橋まで、同僚二人にて二人乗の車に乗れば、其賃錢四錢にして一人分僅に二錢に過ぎず、又上野山内より大政官、(當時の離宮)迄の乗車賃は十錢なりき、其甚しきは乗台馬車と同一の賃錢にて満足する車夫もありたり、然るに其後市内に電車の通せしより、乗車賃殊に高く、五町乃至十町許の處にて、二十錢を支拂はざるべからざるに至れり、抱へ車夫の如きは、給料のみにて二十五圓位給與せざるべからず、故に車夫一人を雇入るゝときは一ヶ月三十五圓を要す、又車は護謨輪の使用以來、一臺の新調費百圓以上百五十圓位を要するに至れり、故に人力車を常用するは甚だ不經濟なりと雖も、余の如き郡部に近き田舎に住むものには、他に便利なる乗物なきを以て、之を廢するを得ざるなり、又人力車は非人道的なりとの非難なきにあらずと雖も、他に適當のものを發明せざる限りは、尙ほ之を廢するを得ず、今日に在ては察る必要の交通機關と謂ふも妨なかるべし。

明治五年に士民に馬車の乗用を許されたり、其以前に在りては、馬車は外國人のみ使用するものと思ひ居り、地方にては明治九十年頃、高崎、宇都宮、八王子に始て東京よりの乗台馬車開通せり。



## 一七、電車

東京に電車の運轉せられたるは、極めて近來の事に屬せり、従前市民は人力車か乗合馬車(ガタクリ馬車)を利用するより外に良法なく、不便不經濟なりき、東京馬車鐵道會社は明治十五年頃、新橋日本橋間の運轉を開始せり、其後二十八年品川馬車鐵道會社起り、品川より新橋まで開通せり、三十二年兩社合併し、東京電車鐵道株式會社と改稱せり、明治三十六年迄は日本橋通の大街路も、馬車鐵道にて其賃金は區制なりしが、明治三十六年八月二十一日其動力を變じ、馬車を改めて電車と爲せり、其運轉區域は新橋品川間を始とし、次ぎて上野淺草と漸次工事を進め、三十七年の夏に至り、全く馬車を廢して電車を用ひ、乗車賃は遠近を問はず均一制となれり、其後東京電氣鐵道株式會社起り、二の線路布設の特許を得、次で三十八年に至り外濠線全部開通せり、又三十五年に東京市街鐵道株式會社の設立を見、若干の線路を布設したり。

明治三十九年六月二十八日に前の三會社合併して、新に東京鐵道株式會社と稱し、資本金を六千萬圓とし、其線路の如き、當時百二十哩に達し、大に發達したり、後尾崎市長の時即ち四十四年に東京鐵道株式會社の營業全部を市に買受け、八月一日より營業を開始したり、大正四年故奥田市長就任後、電車賃値上げ問題起り、遂に大正五年五月二十四日内務省の認可を得て、同年七月一日より實行せらるることとなれり、其値上は従前に比し、概ね一錢にして、片道六錢、往復十二錢となれり、之が爲め市の収入は一日約五千圓を増加する計算なれば、市民は毎日五千圓の乗車料を多く拂はざるべからざるに至れり、是れ一般市民の甚だ迷惑する所なりと雖も、小學生、高等女學校生等の如きは學生券を設けられたるが爲め、向後割引電車に乗るの必要なく、従来より安く乗車し得るを以て、余は精華學校の校長としては大に満足せり、但女生徒の姓名年齢を割引券の表面に記載するは不都合なれば、其旨を友人たる奥田市長に通知し置けり。

東京の電車は、乗客の亂雜且つ不潔なるのみならず、吾々の如き草履若くは靴を履きたるものは、下駄にて靴を踏ま

ること殆ど毎日にして、實に閉口せり、是れ余一人のみならず、世には随分迷惑する人も多かるべしと思ふなり、又車掌は乗換切符を切るが爲め、極めて繁雜なる手数を要し、且無益に其精力を費すこと鮮少なからざるのみならず、不經濟なりと思惟す。

回顧すれば、東京市は、明治四十四年七月、桂内閣の勸告に依り、外國債を募り、東京鐵道會社が投じたる資金三千八百六萬九千餘圓に對し、六千四百五十八萬四千八百餘圓を以て買収したれば、實際の放資以外に、實に二千六百五十一萬五千餘圓の金額を支拂ひたるものなり、當時會社は放資額に對し、年七歩の配當すら困難なりしに、東京市が電車賃の引上げをなさず、此古物を用ひて、缺損なく營業を爲し難きは明かなるに尾崎市長は最も有利なる點のみを將來の收支計算に依て説く所あり、終に市有となりたるものなれば、買収後一回も利益を見る能はざりしは當然の事なり、然れば故奥田市長の時に於て、電車の値上をなしたるは毫も驚くに足らず、識者は買入當時に於て、己に他日電車賃を高むるの必要を認めたる所なり。

明治四十四年十二月末より四十五年一月一日に跨り、東京市電車現業員の同盟罷業あり、是れ市有以前の會社の財産處分に當り、車掌及運轉手は給與の不公平を怒りたるが爲めして、猶日本鐵道會社に於て國有に歸せし際起りたる事件と其性質全く相類せり、余は當時寒を伊豆伊東に避け、入浴中なりしを以て、罷業の現状は之を目撃せざりしと雖も、事大晦日と元旦とにせしを以て、東京市民の迷惑は、實に少からざりしなるべし、當時自働車は未だ一般に行はれず、急用を辨ずるものは、人力車に依るの外なかりしを以て、車夫の暴利を貪りたる者少からず、現に舎弟三郎の如きは、年始年末廻の爲め意外の支拂を爲したりと云ふ。

江戸川終點の電車と目白驛の電車と連絡せざるが爲め、目白臺住民の不便少からざりしが、之を補ふ爲め、大正三年一月初めより目白新坂下より目白驛の先長崎村まで僅少の賃銀を以て往復する乗合馬車開通したり、其發着時刻は極めて不定なるも、夜分又は雨天の際は少からぬ便利を感せり、大正七年に至り、江戸川線も早稻田まで開通したれば、此馬車は廢止せられたり。



## 一八、自動車

佛蘭西人の發明したる揮發油發動機用の自動車を使用したるは、西洋にては千八百九十一年を始とす、日本にては明治三十七、八年頃より使用せらるゝを見たり、其後漸次發達して次第に其數を増加したり殊に最近に至り其需要は激増し、大正六年末には其數は、東京丈にて一千臺以上となり、其最優良品に至ては、一萬圓以上二萬七八千圓の高價を有すると聞くが、殆ど悉く米、英、佛、獨より輸入するものなり、警視廳より運轉手の免狀を受けたる者は千八百人を算すと云ふ、衝突殺傷等の災害を未然に豫防すると否とは、一に此運轉手の注意如何に存せり、而して通行人及沿道の人家が蒙る塵埃は避くべからざるものとするも、其燃料には何等惡臭なきものを使用すること、猶歐洲の大都會に於る自動車の如くならんことを望む。

自動車の鳴らす笛の内には、吾人に不愉快の感を與ふる音を發するものあり、余が英國に滞在中、汽船に不愉快なる汽笛は禁せられて居たるが爲め、英國の港灣にては、汽笛を聞くも、不快を感じたることなかりき、余は自動車には十分なる泥除を設けると、同時に笛にも相當の制限を加ふるの必要ありと思ふ。

## 一九、諸車の衝突

維新前は勿論、維新後と雖も、明治の、初年頃迄は、東京市にては、稀に築地邊にて、外國人の馬車を見たる外、人力車もなければ、馬車もなく、勿論自動車も自轉車もなく、街路を徒歩するも何等の危険を感せず、往來する者は皆徒歩にして、只醫者又は病人或は花嫁位が駕籠に乗りて通行したるのみ、然るに近年に至り、各種の車輛の増加著しく、大正五年東京市の車輛を擧ぐれば、自動車三九五、自働自轉車一〇九、自轉車二七、〇〇五、馬車三三四、人力車一六五八一、荷車六七、六四二、牛車八なり、從て近來は電車、自動車、自轉車等の衝突多く、大正六年一月より九月までに電車と諸車との衝突六百件、電車乗降の際、負傷者四百人、死者若干人、電車と歩行者の衝突三百件あり、其他自動車、自轉車等の

衝突の如きは、毎日何回なるやを知らず、實に危険なる東京市なるかな。

## 二〇、築港

東京市の築港問題も、明治十八年以來の懸案にして、未だ實行に至らず、其總費用の如きも、二千萬圓を要すと聞く、此事たる果して必要なるや否、當局者の熟慮審議を要する所なり、余は日本帝國の爲には、横濱の港を完全ならしめ、東京横濱間には運河を造り、交通の便を開くを以て、兩地繁榮の爲め、却て得策なりと信する者なり。

## 二一、小石川江戸川の改築

小石川區江戸川の改築は大正四年に始まり、六年に至て竣工を告げたりと雖も、之を水運の用に供せざるは頗る遺憾なり、余も區内高田豊川町に住する緣故に依て工事費中へ若干の寄附を爲したり。

## 二二、兩國の川開

兩國の川開は享保年間に始まり、例年五月二十八日と定まれり、此川開の大花火より八月二十八日打止の花火まで、滿三月の間、一般に舟遊、舟涼の出來る事になり居れり。

花火の本元としては、鍵屋、玉屋の二軒ありたるが、或る時將軍家御成の時に、鍵屋の花火より失火したるを以て、其營業を禁せられたるが爲め、幕末には實際は玉屋のみなりしが世人は花火があがると、鍵屋と呼び、玉屋と叫び、大聲を發して賞賛したるものなり。

維新後には、土曜日を以て川開を舉行するの例となり、大正五年には、七月二十二日の土曜日を以て開かれたり、歐洲戰爭の影響を受け、工業の盛なる爲めか、非常の景氣にて、兩國邊の料理店等にては、疊一枚の觀覽料が五圓を價せりと云ふ、非常の賑なりしも、格別の大事故も無かりしは幸なりき。



昔時川開の日には非常の雑踏を極めたり、川中に杭を打て、涼茶屋を作り、紅打灯を澤山に列ね、又兩國橋の亂杭の間に家根船を繋ぎ、飲食しながら花火を見たるものにて、此贅澤遊を江戸子の誇とせり、明治三十二年頃川開の晩に兩國橋の欄干が毀れ、人死が澤山ありたり、又川開の當日には夕立が屢々降りたるものなり、是れ花火の爲め、空中の大氣が攪亂せられて、驟雨を催すものにして、猶多數の人が山に昇り、雨乞の爲め大騒を爲すときは、驟雨あると同一の理由ならんか、要するに昔は兩國の川開は、江戸の御祭騒にして、山ノ手に往するものは、大概翌朝家に歸り、翌日は一日寝るの習慣なりき、元來維新前の兩國と云ふところは、現今の淺草の奥山の様なる所にて、種々の見世物、小芝居寄席、飲食店等、粗末なる小屋掛が澤山あり、中には猥褻極まる女の見世物等もありて、下等社會のものゝみの遊び場所なりき、故に先考は、余の兄弟には、兩國に行くことを嚴禁せられたり。

### 二三、昔の寄席

維新前の寄席は、多くは夜分に興行したるものなるが、稀に晝席もありて、午後食後より夕刻まで興行したるものなり、之を別つて講談師と噺家とし、講談師は軍談を主とし、太閤記、徳川家康の軍記、武田上杉の川中島戰鬪談等を面白く講じて、大に士氣を鼓舞したるものなり、噺家は、落語又は人情話を爲し、前座が終り、眞打が出れば人情噺の續物を述べ、餘程面白そふなる所にて止め置くを常とせり、客の方にては、續物の跡を聞かんが爲め、毎晩遠い下町の者にては、山手の寄席へ、山の手の者にては、下町の寄席へ出掛けると云ふ様にて、頗る熱心になりたるものなり、此眞打には、中々立派の人ありて、殆ど皆紋付の小袖に、黒の羽織と定まり、前座の藝人は、木綿物を着るものに定まり、明治の初年に牛込の菓店の席にて、講談師の伯圓と云ふ人が、始めて洋服を着し、椅子、腰掛にて出演したるを覺ゆ、當時電車は勿論人力車もなかりしを以て、眞打にても必ず徒歩にて寄席へ通ひたるものなれば、一晚の中に二軒も三軒も懸持をするが如きは不可能なりき、從て有名の藝人の出る寄席は、客數非常に多く、収入も之に伴ふたるものなり。

### 二四、劇場

江戸の芝居は、至て貧弱にて、粗末なるものなりき、淺草の猿若町一丁目、中村座、二丁目、市村座、三丁目、守田座ありたるが、幕府の制度として、吾々武士には、芝居見物を禁せられたり、内々にて見物するも、芝居の中にては、刀を差して居る事を嚴禁せられたり、稍完全に近き新富座、歌舞伎座の如きは、何れも明治維新後出來たるものなり、又當時芝居見物に出掛けるには、未明に提燈を以て行きたるもので、朝早くより晩まで開場して居りたるものにて、役者は河原乞食と呼びて、世人より輕視せられたものなるが、大正の今日にても、尙世人より輕視せらるる傾向あり、余は演劇には趣味を有せざるを以て、劇場へは交際上己むを得ざる時、又は招待せられたるとき、外、觀劇したることは極めて稀なりき、國の風俗等を取調ぶるには、觀劇を可とするを以て、明治二十二年に、獨逸の觀劇に入りしときは、多少會得する所ありしが、巴里の芝居を見たるときは、何等得る所なく、高き觀劇料を拂ひ、燕尾服を着して居眠を貪りたるに過ぎず、歸朝後明治四十四年、丸ノ内に帝國劇場の建築成り、日本にて始めて西洋風の劇場を見るを得たれども、見物したしども思はざりしに、翌四十五年に招待を受け始めて之を觀覽せり。

抑も帝國劇場は、帝國劇場株式會社の經營に係り、馬場先門外に在り、資本金百二十萬圓を以て、明治四十年五月起工、四十四年二月竣工、同三月開場せり、建物は始めて西洋式に則り、建築したるものにして、設備完全し、從來の日本式劇場に比すれば、其結構の壯麗にして、高雅なるのみならず、空氣も清潔にして、煙草の煙もなく、開場中に飲食する人もなく、幕間も短く、頗る愉快なり、之を舊式の芝居の不潔不規律に比すれば、雲泥の差ありと謂ふべし、然れども之を巴里伯林等の劇場に比すれば、及ばざること猶遠し、且つ狹隘にして休息中にも喫烟の自由を有せず、且つ電車の響を感ずることの強きは、觀劇上の一大防害たるべし、將來我國民の富力の進歩と共に漸次第二、第三の大劇場を建築し、歐米の劇場に比肩して遜色なき完全なるものを見るに至るならん。



## 二五、國技館

江戸に於る相撲は、始めは江戸の諸處に於て興行せしものなるが、今の兩國橋の回向院の境内を以て、一定の興行地に定めたるは、文政年代の事なり、明治四十二年常設國技館の建設せらるる前までは、晴天十日と定めて、春夏の二期に實施したるものなり、今日にても地方にて開催する相撲には、其都度小屋掛を爲し、晴天幾日かを興行するの例なるが、西洋人の見世物の如く、大なる天幕を數十分間に張り、雨天にても興行する便方を施さば、小屋掛を爲すが如き未開時代の遺風を改むることを得て、興業上の利益少からざるべし。

明治三十八、九年頃、日露戦争後、先考の友人故飯島本所區長の斡旋を以て、相撲博會が川崎銀行より三、四十萬圓を借用して、常設館たる鐵骨の國技館を建て、晴雨を問はず館内にて舉行することに定めたる以來、東京にては晴天十日の文字は全く無用に歸せり、而して建物不用の際には之を貸家として收入を計り、建築費の償却に充しを以て、大正六年に至ては、幸に返却殘金も僅に七萬圓ばかりに減じ、遠からず、負債を全部支拂ふ計畫なりしに、同年十一月廿九日午前一時三十分、發火し、僅々三十分にして本館全部が焼失したるのみならず、回向院にも火が移り、是れ亦三十分にして、本堂全部焼失したるは、如何にも残念なりき、此國技館の建築は、明治三十九年七月に着手、四十二年五月落成し、其間滿三年を要したるものなり、回向院は明曆三年正月十八日の江戸の大火に當り、焼死したる十萬七千餘人を埋葬したる有名寺院なり、又當寺内には彼の有名なる鼠小僧の墓あり、余は今回の國技館の焼失に就ては、十分に其原因を調べ、將來火災豫防等の参考たらしめんことを希望す、若し今回の火災が晝又は宵の中に起りしならば多數の怪我人を出したるならん、夜分人なき時に起りしは、不幸中の幸福なりき、國技館の再築は已に決定して、新館の落成に至るまでは、九段坂上の靖國神社の境内にて、大相撲を興行することゝなれり。

## 二六、活動寫眞

活動寫眞は、西洋にては、明治二十九年の頃佛國人が發明し日本にては、三十年に東京神田錦輝館にて始めて營業を

開始せり、爾來長足の進歩發達を遂げ、今日にては全國到る所、活動寫眞館の設けあらざるはなし、東京市の如きは各區に一、二ヶ所の活動寫眞館の設けあり、淺草公園の娛樂場の如きは、殆ど活動寫眞館とも云ふべき盛況なり、然れども教育上より論すれば、利するより害多く、風俗、健康等を害すること甚しきを以て、余は十分なる取締法の制定を希望し、余の子女は勿論吾精華學校の生徒にも、成るべく活動寫眞の見物に行くを防ぎつゝあり、最近に至り、警視廳にて多少の取締をなせりと聞く、錦輝館は大正七年八月焼失せり。

## 二七、觀櫻會

宮内省にて年々菫觀櫻會の御催あり、余は毎年四月には夫妻とも宮内省より御招を蒙れり、大正六年には、從來の濱御殿の觀櫻を廢止せられ、新宿の御園にて觀櫻會を催ふされ、大臣以下高等の官吏、從四位、勳三等以上の者、外國大使館員等數千人の者を召され、西洋料理を下賜せられたり、陪觀者は親しく天顔を拜することを得るを以て、余は之を無上の光榮と思惟し、觀櫻會と觀菊會とは、常に之を樂み、居れり、只妻は、未だ正規の服を調製せざるを以て、今日迄只一回の外同伴したることなきは甚だ遺憾なり。

余が幼時聞きたる所に依れば、今日の觀櫻會に均しく、舊幕時代にも、徳川大奥の花見は、中々盛んなるものなりき、當時大奥の花見は、吹上御庭にて催されたるものにて、將軍及夫人は多數の女子を従へ、櫻の下の芝生に薄縁を敷て、料理を取寄せ、花見の宴を開かれたり、當日は無禮御免と云ふ事にて、女中は唄つたり、踊つたりして、團子や田樂を食し、終日樂みたるものなりと云ふ、但大奥丈の觀櫻會にして臣下の陪觀を許されたるものにあらず。

以上は雲上及徳川家の觀櫻會の概況を記述したるものにして、固より、東京市民の娛樂を以て目すべきものにあらずるなり、東京市民の娛樂としては、江戸の花見場所は上野、向島、飛鳥山、芝の山内、小金井等を重なるものとす、昔の花見は今日とは全く其趣を異にし、醉態狂態の限を盡したるものなりしが、上野は徳川家に屬する寛永寺の境内にして、山内を東叡山と稱し、神聖なる場所なりしを以て、山内にては鳴物を禁じ、三味線、太鼓、鐘等は一切禁せられた



るが故に、静に花を賞することを得たり、春の花見のみならず、山内は四季共に江戸士民の遊樂所たりしを以て、所々に水茶屋あり、辻講釋、見世物、輕業等を興行し、常に繁盛を極めたり、當時は巡查なるものなかりしが、山内には寺同心なるものありて、取締に任じたれば、酒に酔ひ、女に戯れ、喧嘩口論等を爲すものあれば、之を山門外に追放したるを以て、山内は極めて安心なる遊樂場たり、之に反し、向島は、往來にて酒を飲み、三味線を引き、通行する婦女に戯る者多きが爲め、眞面目なる家庭の女小供などは、同所に行く者稀なりき、又當時は屋根船、屋形船に乗て、隅田川より櫻花を見る事も盛に行はれたり、此遊は費用を要すること多かりしを以て、余の如き貧乏人は、一度も之を試みたることなかりき、飛鳥山の花見は、向島とは其趣を異にせり、山上に毛氈を敷て、辨當を食するものあり幕を張て踊るものあり、男子にして女装して婦女に戯るものあり、随分狂態を演じたる者多かりき、丘の諸所に葭簀張の水茶屋あり、衣被、慈姑、團子等を賣り、又酒屋も諸所に出店したるものにて、今日も尚ほ存在せる扇屋、海老屋の料理店に藝妓を伴ひ、大盡遊を爲したるもの多く、花見時分には両店とも朝から晩まで満員にて大なる利益を得たるものなりと云ふ。

小金井は江戸を距ること遠く、今日は汽車の便ありて、一日中に往復するを得れども、當時は少くも二日の旅行なりしを以て、貧乏人には到底出掛けること能はず、只文士が風流人のみが遠路を厭はず、杖を曳き宿屋に一二泊して花を賞したるものなりと聞けり、余は只其談話を傳聞したるのみにて當時の實際の状況は之を詳にせず。

## 二八、江戸の大祭

余が幼時の江戸の年中行事にして、今猶記憶に存するは、江戸の大祭なり、之を神田の祭禮と山王の祭禮とす、神田の祭禮は九月十五日、山王の祭禮は六月十五日にして、神田の祭と云へば、今尚ほ暑氣を感ず神田明神は元和二年江戸城改築の際、今の大藏省の所より現在地に移轉したるものなり、余の幼時昌平校の長家に住せし時年々其祭禮を見物したり、町民は當日數十臺の山車を牛に引かせて、市中を廻り、或は神輿を「わつちよい」「わつちよい」と云ふて擔

ぎ廻れり、平常憎まれて居る家は、神輿を以て破壊せられ、之が爲め怪我人等の生ずる事少からず、其規模は極めて大にして、多額の經費を要したり、殊に町内にて、親方とか、頭領とか云へる者に至ては、妻や娘を賣りて、其費用を支出し、殆ど狂人の如く、町民は揃の衣を着し、互に華美を競ひ、踊屋臺を出し、市民全體が業を休み、祝福せり、山車、神輿通行の道筋にては、其前日より棧敷を設けて、觀覽の席を作り、親族を招き、饗應を爲すを例とせるが、是れ専ら町民の仕事にして、我々武家に在ては、只觀覽するに過ぎざりき、維新後に至て傳染病流行等の爲め、九月を改めて五月を以て神田の祭禮を執行することとなれり。

## 二九、公園

西洋の各都市には、廣大なる公園の設多きも、東京市は明治八年以來上野、芝、淺草等の社寺墓地を變じて公園となし、其後日比谷に稍大なる公園を設けたり、此公園は元陸軍省の練兵場なりしが、明治三十五年三月起工し、三十六年六月一日、余が東京市教育會の副會長たりし、時假に開園式を擧げたり、其面積は僅に五萬五千坪許なり、之を伯林、巴里、倫敦等の公園に比すれば、實に微々たるものなり、近年に至り小公園を市内の各地に設け多少從來の面目を改めたり之が爲め市の費す金額も年々十萬圓以上なりと聞く。

清水谷公園は、明治十一年五月十四日大久保利通公が石川縣太島田一郎等に暗殺せられたる地にして、麴町區紀尾井坂下に在り。

愛宕公園は、成辰の際西郷隆盛が勝海舟と共に、此山に登り、江戸市中を俯瞰しつゝ、談笑の間に、江戸城の受渡を決定したる所なり。

芝公園には、有名なる増上寺あり、此寺は吾々徳川の家臣には尊敬すべき靈場なるが、明治四十二年に其本堂が火災に罹りたれば、更に百萬圓の豫算を以て、大殿再築の計畫あり、大正二年二月、初めて再建に着手し、基礎工事たる土臺石を据付けたる其落成は大正八年の豫定なり。